

理学部 50 年史

. 総説編

(富山大学 50 年史総説編)

第 部 総 説 編

第1章 富山大学創立の経緯から開学15周年まで

富山大学は昭和24(1949)年5月31日に開学した。そして昭和39(1964)年5月に15周年を迎え、この平成11(1999)年5月には50周年を迎えることができた。今回の『富山大学五十年史』編纂は50周年記念事業のひとつとして企画されたものである。ただ、富山大学史の編纂はこれがはじめてではなく、先の15周年記念事業のなかでも、『富山大学十五年史』が企画され、それは昭和39年10月31日に挙行された「開学15周年記念式典」に間に合わせて刊行された。A5版318ページ、大きくは総括編と部局編からなるものであった。企画から刊行までわずか6カ月というハード・スケジュールのなかでの仕事であった。その時の経緯は『富山大学学報』第59号(昭和39年10月発行)に次のように記されている。

富山大学十五年史の刊行と経過

こんど開学15周年を記念して富山大学十五年史が刊行された。年史としては本学最初のものである。A5版の本装幀で全文318頁、内容は、～章が総括編、～章は部局編、末尾が職員記事および関係者の追憶寄稿で結ばれている。巻頭に半扉を挿入し飛雲模様の和紙を用いたことは編さん委員長のささやかな愛情を示したものといえよう。

あとがきにもあるように短期間の編さんで大変無理があったらしく、その経過は次のとおりである。

昭和39年3月30日の評議会によって15周年記念行事の大綱が定まり、15年史編さん準備委員会が発足し、浅岡図書館長及び大島、養田両教授が委員に、図書館事務長が幹事となり、附属図書館がその編さん事務を担当することになった。

その後数次の準備委員会を経て5月26日準備委員会の推せんにより学長から次のとおり編さん委員の委嘱があり、高瀬教授を委員長に推して15年史編さん委員会が発足した。

編さん委員等次のとおり。

総括篇担当 高瀬 重雄(学生部長)

部局篇担当

文理学部 大島 文雄、植木 忠夫

教育学部 和田 徳一、神保 放牛

経済学部 新田 隆信、柴田 裕

薬学部 森田 直賢、高林 昇

工学部 長元亀久男、養田 実

図書館 図書館長、同 事務長

経営短大 水井 謹作、

回顧録 (別途執筆を依頼=7人程度)

なお、原稿の割当枚数は、総括篇=200枚、部局篇のうち、各学部はそれぞれ60枚、図書館=30枚、経営短大=15枚、回顧録は60枚であった。

編さん委員会では、発刊部数、冊子の形式、原稿の割当執筆の分担、文章の基本形式等を決定し、更に完成時期を奉祝記念日に間に合うようにとの学長の深い希望に副って原稿の締切りは8月15日、印刷廻しを9月上旬とし、10月30日の完成を目途とすることになった。

また、この席で大島・和田・神保の各委員からなる編さん小委員会も設けられた。

かくて、3回の編さん執筆委員会と、6回に及ぶ編さん小委員会を経て10月24日19時、記念日に間に合うためのぎりぎりの線で不充分さに後髪を引かれながらも最後の校正を終えた。

この間、資料は存外に乏しく、その点執筆者は非常に苦勞されたようだ。また、殊に執筆者の多



『富山大学十五年史』

い複雑な校正作業を10日あまりの短時日のうちに3校まで終えねばならないはめにおちいり各委員は大変苦勞された。このようにして奉祝日に漸く一部が間に合い、残部も印刷の不備を修正してから後日完成配布された。(附属図書館より寄稿)

今、『富山大学十五年史』を読み返してみると、多少の不備はあっても、富山大学創立に直接かわった人びとが健在であり、また開学まもないことゆえ、若々しい富山大学の姿がよく伝えられていると思う。したがって今回の『富山大学五十年史』における総説編では『十五年史』以降、50周年までの富山大学35年間の「通史」に重点をおき、それ以前については『富山大学十五年史』の「総括」史(1～88頁)を再録することでそれに代えたいと思う。

第1節 開学までの経緯

1 学制の改革

昭和20(1945)年8月15日、太平洋戦争は日本の敗北をもって終結した。同年9月2日、降伏文書の調印・発効とともに、天皇および日本国政府の国家統治の権限は、連合国最高司令官の制限のもとにおかれ、日本はポツダム宣言に定められた諸条項によって政治の管理をうけることとなった。そしてポツダム宣言に定められた諸条項のうち、軍国主義の除去と軍国主義的ないし極端な国家主義的指導者の追放および軍国主義的諸制度の徹底的打破という条項は、なかんずく日本の教育制度の一大改革をもたらさねばならぬ重大な意義をもつものであった。

すなわち連合国総司令部は、10月22日に「日本教育制度二対スル管理政策」を発表して、教育制度に関する総司令部の基本的な政策を明らかにした。ついで10月30日「学校教育及び教育関係者ノ調査・除外・認可ニ関スル件」を指令し、12月15日「国家神道・神社神道に関する政府の保証・支援・保全・監督ならびに弘布の廃止に関する件」を指令し、さらに12月31日に至って「修身・日本歴史および地理停止に関する指令」を出した。この三つの重要指令は、ただちに日本政府の手によって実施され、教職員の

適格審査が開始された。また校内における御真影奉安殿・英霊室・神棚などの除去が指示された。

文都省はしかし、これにさきだつ昭和20年9月15日「新日本建設の教育方針」を示して、不安と混迷のうちにある学校教育に一応の方向を与えることを図っていた。それは、「文化国家、道義国家建設の根基に培う」ことこそ、教育の目標であるとし、「今後の教育は、益々国体の護持に努むると共に、軍国的思想および施策を払拭し、平和国家の建設を目途」とすべきことを内容とするものであった。ついで昭和21(1946)年1月1日には、天皇の神格否定の詔書が出され、「天皇を以て現御神とし、且つ日本国民を以て他の民族に優越せる民族にして、延いて世界を支配すべき運命を有すとの架空なる觀念」は否定された。そして同年5月文部省が出した「新教育指針」は、占領軍の教育管理政策による指令の重要性を強調するとともに、新しい教育の理念として「人間性・人格・個性の尊重」「科学的水準及び哲学的・宗教的教養の向上」「民主主義の徹底」をかけた、平和国家文化国家建設の理念を高らかにうたったものであった。この「新教育指針」は、ほぼ時を同じくして発表されたアメリカ教育使節団報告書とともに、戦後における日本の教育の基本的な指針として、最も重要な意義を担うに至ったのである。

アメリカの教育使節団は、昭和21年3月、連合国最高司令官の要請に応じて、日本の新教育体制建設の基本方針を勧告するために来日した。

Stodard.G.D氏を団長とする27名からなる使節団は、日本における民主主義教育、日本の再教育の心理的部面、日本教育制度の行政的再編成、日本復興における高等教育の四つの課題について研究し、来日以来約4週間ののち、3月30日に、教育制度全般にわたる報告書を連合軍総司令部に提出した。そして4月7日マッカーサー元帥はこの報告書を全面的に支持するという声明を出し、ここに占領軍の教育政策が基本的に決定をみることとなった。

しかるにこの報告書の高等教育に関する項は、次のようにのべている。

「日本の自由主義思潮は、第一次世界大戦に続く数年の間に、主として大学専門学校教育を受けた男女によって形成された。高等教育は今や再び自由思

想、果敢な研究及び国民のための希望ある行動の、模範を示すべき機会に恵まれている。これらの諸目的を果すために、高等教育は少数者の特権ではなく、多数者のための機会とならなくてはならぬ。

高等程度の学校における自由主義教育の機会を増大するためには、大学に進む予科学校（高等学校）や専門学校のカリキュラムを相当程度自由化し、以て一般的専門教育を、もっと広範囲の人々が受けられるようにすることが望ましいであろう。このことはあるいは大学における研究を、あるいはまた現在専門学校で与えられるような半職業的水準の専門的訓練を、彼らに受けさせることになるが、しかしそれは、より広範囲の文化的及び社会的重要性を持つ訓練によって一層充実することとなるであろう。

専門学校の数を増加する他に、適当な計画に基づいて大学の増設が行なわれるよう我々は提案する。」

この報告書の条項は、のちに新制大学をうみだす伏線をなすものとして特記さるべきであった。日本政府は、この教育使節団の勧告にもとづく総司令部の示唆のもとに、日本の教育制度そのものの根本的な改革に着手しはじめた。すなわち従来の複雑で多元的な系統にわたる教育の組織を整理して、新たにいわゆる 6・3・3・4 の一貫した進学制度をとり、かつそれに対応すべき新しいカリキュラムをとることとした。この学制の改革にあたって、政府の諮問機関として中心的な活動をしたのは、昭和21年8月に発足した教育刷新委員会であった。この委員会は、ストダード博士らのアメリカの教育視察団の来日に際し、総司令部の要請によってつくられた日本教育家委員会を改変し、教育に関する見識を有する人々を集めて発足したものであった。

6・3・3・4 の新しい学制を実施するに当たっても、日本側と連合国軍側との間に、見解の相違にもとづく若干の軋轢が生じたことがあった。しかしやがて昭和22（1947）年3月、民主主義的教育の基本原則をおりこんだ教育基本法と、新しい6・3・3・4の教育組織の確立を規定する学校教育法とが制定公布されるに至った。この教育基本法と学校教育法の二つの法律は、富山大学をふくめた新制大学を規制して、いまに及んでいる。したがって、この2法案の成立と施行は、新制大学発足のためには、歴史的な重要性をもつものである。

しかしこの法案の成立以前に文部省は、戦後の大学設立認可に関する基準を定めるため、10名の教育専門家よりなる「大学設立基準設定に関する協議会」を設けた。この協議会は、昭和21年10月という戦後の日なお浅い時期に発足しただけに、はじめはもっぱら旧制の大学設立に関して審議を重ねていた。しかるに同年12月には教育刷新委員会において、6・3・3制の上に設けらるべき大学は、4年制の新しい制度によるべきことが決定され、かつそれが建議されるに至った。したがって基準設定協議会も、これに呼応して、新制大学の設立基準を審議の対象とすることとなった。さらに昭和22年3月からこの協議会の性格もC.I.E.（総司令部民間情報教育部）の示唆により、文部省の直接の運営をやめ、各大学の代表からなる協議会委員の互選によって座長をえらび、自主的な運営を行うことになった。この大学設立基準設定協議会の手で、はじめてつくられた「大学設立基準に関する要項案」が、そののち数次にわたる改訂を経て、いまま新制大学設置審査の基準となっている「大学設置基準」となったのである。かくて昭和22年7月に至り、文部省の支配に属さない自治的な大学基準協会が、46大学の代表を集めて発足した。しかしこの協会もC.I.E.の指導のもとにあつて、The Japanese University Accreditation AssociationとよばれJ.U.A.A.と略称した。協会はいままで協議会の手で練られてきた大学設置基準案を、協会の定款に定める大学基準として採用することとし、協議会は協会の基準委員会に事務をひきついで自然解消を遂げた。

一方文部省のなかには、昭和23（1948）年1月政令第11号を以て大学設置委員会が設けられた。これは設立または昇格を求める大学を審査するための機関であつて、45名の委員で構成された。45名中約半数の22名は大学基準協会から、また残りの23名が高等専門学校関係者や学識経験者ならびに官庁関係者のうちから選ばれることとなった。この委員会の審査答申によって、文部省が公立1、私立11、合計12の新制大学の設立を認可したのは、昭和23年4月であつて、ここに日本の新制大学がはじめて誕生したのである。

以上のように大学の設置基準が制定され、また大学設置に関する審査委員会が発足したことは、新制

大学設立の準備が、国として大きく進められたことを意味する。

しかしことここに到達するまでには、いろいろな意見がでて、多くの曲折を経なければならなかった。わけても国立の新制大学については、旧制の大学から転換するとともに、旧制の高等専門学校を改編するという方法をとるわけであったが、長い歴史と伝統をもつ旧制の高等専門学校を改編し、かつこれを新制大学に統合するということは、なかなかの困難を伴うことが予想された。ことに旧制の高等学校については、従来の高等学校が異色ある人間形成の役割を果たしてきたことを主張して、これを廃止することに反対するものがあつた。また師範学校や青年師範学校については、これを都道府県の管理にうつして、国立の大学から独立した教員の計画養成の機関であるべきであるという議論もあつた。C.I.E.教育顧問のW.C.イールズ氏は、大学の全面的な地方委譲案を出して、たちまち日本側の猛烈な反対をうけたこともある。また一府県ではなく、一地方の学校を統合して大学にすべきだという意見もでた。

このような論議のたたかわされていた昭和23年12月9日、文部省は省内に新制大学設置推進本部をもうけて、大学設置を推進することとした。C.I.E.当局は、大学設置に関する指導原則11カ条を示し、この方針を貫いて大学の設置をはかるよう要請した。そのなかには、従来日本の大学が、大都市にのみ集まっている弊害を指摘して、これを是正するために一つの府県に一つの大学の実現を図るという原則もふくまれていた。文部省はこの原則に一部の修正を加えて、国立大学の実施計画を建てた。そしてこの実施計画方針は、富山大学をはじめ多くの地方の大学設立の基本的な構想に大きな影響を与え、その原則に則って大学を設立しようとする事となった。その意味で、大学設置問題の具体的な方向を決定づけたものとして、この文部省の実施計画のもつ意義は大きい。すなわちそのなかには

- (1) 同一地域にある官立学校は、これを合併して一大学とし、一県一大学の実現をはかること。
- (2) 新制国立大学における学部または分校は、他の府県にまたがらぬものとする。
- (3) 各都道府県には必ず教養および教職に関する学部もしくは部をおく。

等の原則があり、また大学の名称についても、原則として都道府県の名を用いることとしている。

このような実施計画案には、しかしそれぞれの高等専門学校の特殊事情から反対論をなすむきもあつた。たとえば高専校のなかには、他県に既存する大学へ合流することを希望するものがあつた。また師範学校のうちには統合をきらって、独立の単科大学たらんとする意見もあつて、論議はなかなか帰一するところを知らぬ有様であつた。

昭和22年に制定された学校教育法は、その第52条において、新制大学の目的について規定していた。それによれば、大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的および応用的能力を展開させることが目的であるとしている。すなわち新制大学は、自ら専門の学芸について研究開拓するとともに、学生に対しては広く学術のすぐれた知識と方法とを授け、かれらがやがて社会のいとなみと発展に参加すべき基礎をつちかう機関である。これは大学令に規定していた明治以来の、旧制大学が目的としたところと、かなり異なったものである。旧制大学は「学術ノ蘊奥ヲキハメ・兼ネテ人格ノ陶冶ニ資スル」といったのに対して、新制大学の目的は、はるかに具体的に学校教育法に示されていた。具体的ではあるが、また目的が拡大されていることも否定し難い。昭和23年1月文部省が刊行した「日本における高等教育の再編成」というパンフレットにも、新制大学の特長は次の点に要約されるとしている。すなわち一般教育の尊重、職業教育の重視、大学院に連なる学問研究の推進の三つである。

いいかえれば新制大学は、第1に円満な人格を養い、国家社会の健全な形成者をつくりあげる目的をもって、一般教養の獲得を重視する。人文科学・社会科学および自然科学の広い基本的な科目を学ぶことは、専門的なせまい分野の研究と同じように重視されねばならない。それは旧制の専門学校等の教育においては、不十分であつたけれども、自由でとらわれぬ視野をもち、ゆたかな人生観に立ち、正しい判断力をそなえた人間形成の上に必要欠くべからざるところである。そして第2には、職業的な訓練ということが、学問研究のための準備と同じように重視されねばならないとして職業教育を実施する。旧

制の大学は、本来の目的を学術の研究におき、職業的訓練をほどこすことを専門学校にゆだねていた傾向があった。したがって大学における職業教育はいちじるしく軽視されており、旧制高校では無視されていたといわねばならぬ。これに反して新制大学は、現実生活に即した職業的な訓練を重視し、そのために必要な高い学力を与えるよう配慮しなくてはならない。さらに第3には、学術の中心として、学問研究の推進を目的としなければならない。この点は旧制の大学と同様であって、大学院が任務とする人類の学術に貢献する前提としての役割を果たすべきである。

新制大学がもつ以上の諸目的を達成するために、4年制の大学において学生の履修取得すべき学科目および単位についても、種々なる論議の結果、次のように定められた。

- (1) 一般教育科目すなわち人文・社会・自然科学の各系列にわたって32単位以上。
- (2) 専門科目は、その関連科目および自由選択科目をあわせて84単位以上。
- (3) 保健体育は、講義および実技各2単位計4単位以上。

以上合計124単位以上を履修取得した学生に学士の称号を与え、卒業を認めることとなる。もっともこのような単位が定まるまでにも、さまざまな経過があった。たとえば一般教育もはじめは一般教養とよんで外国語をふくめていた。体育の科目名が保健体育ということに固定するまでにもかなりの経過がある。また単位数にしてもはじめは一般教養科目40単位以上・専門科目80単位以上といわれたことがあり、学士の称号についても従来はなかった学芸学士や社会科学士が生まれることになるまでに幾多の論議がくりかえされた。

しかし結局、従来の3年制の大学と異なった目的・性格を有し、また特長ある教育の機関として4年制新制大学設立の準備が、昭和22年から23年にかけて進められていたわけである。このような情勢は、中央においてのみならず、地方においても大学設立の可能性を思わせるものであった。しかし地方では、新制中学や新制高校の問題が、より大きく関心をよんで、それが大学問題に及ぶには若干の日時を要した。富山において大学を設立しようという声がよく

やく大きくなつたのは、昭和22年の春ごろからであった。

2 大学の構想

富山大学は、昭和24(1949)年に文理学部・教育学部・薬学部・工学部の4学部をもって発足した。そして五つの高専および師範学校を包括しながら出発した。この4学部開設の基盤となったのは五つの国立高専校および師範学校である。すなわち富山高等学校・富山師範学校・富山青年師範学校・富山薬学専門学校・高岡工業専門学校がこれである。これらの高専校および師範学校のうち師範学校も薬学専門学校も昭和20(1945)年8月2日戦災によって校舎のすべてを失っていた。また高岡工業専門学校は、創設日なお浅く、教授陣容や施設・設備において、いまだ十分にはととのわぬ状態にあった。戦災をまぬがれた富山高校においても、食糧難・住宅難その他の困難な社会条件のなかで、学校の授業を続けるだけでも、容易ではなかった。終戦直後における県下所在の高専校および師範学校は、大略以上のような状況にあって、これを大学の学部昇格させるという構想は、はじめ自然的には生まれるべくもないほどであった。

しかし新しい学制の論議がさかんうちに昭和22(1947)年のはじめごろから富山県下的高等専門学校のうちにも大学への転換と学部への昇格の話題がもちあがった。6・3・3の新学制では、旧制の高等専門学校そのままの存続をゆるさないことが明らかになって来たからである。高専校のうちでも、高岡工専は、同校の大学昇格期成同盟会学校会を、昭和22年2月19日に発足させた。しかしこれらの大学



今の富山大キャンパスにあった35連隊 富山市五福
(北日本新聞社提供)

昇格期成同盟会の目標は、はじめは各高専校思い思いに大学に昇格することにあった。当時はまだ一県一大学の方針が確立していなかったから、高専校が単科の大学になるという考え方もあり得たわけである。各高専校および師範学校にとって、戦災復旧ならびに設備の充実は焦眉の急を要する問題であったが、それが大学昇格という希望的な事柄とのからみあわせの上に考慮されはじめた。高専校ならびに師範学校は、それぞれ永い伝統の上に立ち、かつてありし程度の授業と研究が行えるまでに復旧することを念じながら、しかも一方では、いまだ富山では経験したことのない大学への昇格という飛躍的發展を望むという場面にたちむかったわけである。一般県民のうちにも、一部の間に富山に大学を設置する熱心な要望もないではなかったが、また他方には大学昇格は過大な要望ではないかという消極的な受けとり方も存在していた。

しかし高専校および師範学校としては、急速に国立大学創設の計画を進める必要にせまられてきた。それは前にのべたように、昭和22年7月8日には大学基準協会が発足して、大学設置の基準を制定したのみならず、同年5月12日と13日の両日、日本大学の講堂に全国から46の大学の代表が集まって、大学設立基準設定連合協議会なるものを開いた。そしてこの協議会がつくった「大学設立基準に関する要項案」について、地方の各大学や高専校の意見を聞くこととした。これがために地方ブロックごとに大学・高専校の会合が開かれることとなった。富山が所属する中部地区においては6月2日、中部地方8県の官立高専校長会議が、名古屋大学総長田村春吉氏の招請のもとに、同大学の医学部の講堂で催され、富山県下の各高専校の校長もこれに出席した。ついで7月18日には高専校に対して「大学設置基準」が送達され、さらに8月上旬に至って文部省は、高専の校長宛に、新しい学制移行についてさまざまな方式が考えられることを示し、この問題に対する学校側の希望を申し出るよう求めた。富山県下の高専においては、それぞれの学校の実情に即しながら、大学へ移行することの希望を回答した筈である。このときに至ってもなお、一県一大学の構想が固定しない状況にあったので、各校各々の回答とならざるを得なかった。

このようにして富山県下における高専校および師

範学校の大学移行の問題は、昭和22年7月ごろからようやく具体的な動きを示しはじめたといえることができる。5人の校長が会合を開いて大学移行に関する話しあいをはじめ、またその場合における地元の援助方についても富山県当局と談合をはじめた。

一方東京在住の富山県人会は、昭和22年10月12日、参議院の食堂広間で開催された。県出身の政界の長老野村嘉六氏や元東京市長牛塚虎太郎氏も列席して、戦後最初のこの在京富山県人会は、終始なごやかな空気であったが、席上出席者のなかから、東京に富山県出身者の学生寮を設けること 富山県に総合大学を設置することが提案され、これが出席者全員の賛成を得て決議されたのである。

また富山県においては、昭和22年11月の県議会において、大学設置準備費を可決し、職員をして大学設置の準備に当たらせ、また県内外の有力者を集めて大学設置期成同盟会をつくる仕事に当たらせた。この期成同盟会は12月7日高辻副知事を会長とし、富山県関係の国会議員や県議会議員、県下の各市長の名をつらねて発足し、最初の事務局長に元富山高校長の成田秀三氏を当てることとした。

高専校では、5人の校長で組織する大学設置委員会を結成した。また各校からえられた教授1名と、事務長とをあわせて、大学設置委員会幹事会を結成した。また大学教官の人事について内審議をするための人事内審委員会を結成した。内審委員会は各高専および師範学校の教官によって選挙された2名ずつの教授が集まったもので、計10名からなる委員会である。これらの各種委員会の委員といえども大学の卒業生ではあっても、大学の教授や大学の事務官たりし経験者は極めて少数しかなかった。その上に、伝統を異にする高専校や師範の利益代表者たる立場をこえることは容易でなかった。したがって大学の設置認可の申請書を作製するまでには、実に長い間の意見の調整が必要であった。論議が深夜におよんで、なお帰一せず、翌朝会議の再開を約して散会したことも一再ではない。昭和23(1948)年が明けて、大学の開校が予想される24年が迫ると、これら各種委員会の会議はますます頻ぱんに開催されるようになった。かくて昭和23年1月16日、各高専の5人の校長も出席して富山県庁で開かれた大学設置期成同盟会の席上で、はじめて一般に公開されたいわゆる

総合大学の構想は、教育学部は3年を修業年限とする学生定員1,200名の学部とする他、4年制の学生1,000名を定員とする政経文学部、320名定員の理学部、600名定員の工学部、400名定員の薬学部、480名定員の農学部を設置したい。そのためには2億5,000万円程度の創設費が必要であるが、それは昭和24年から4カ年の県の起債によってまかなうことにしたいというような、いわばまだ漠然たる構想にすぎなかった。この構想は、のちに文部省に提出された富山大学設置要項の4学部複合大学案と、その内容において著しいちがひがある。これをもって6学部をもつ富山総合大学とよんでいたのであるが、昭和23年の正月には、まだこのような構想が論じられた程度であった。しかしそれでもひとたびこの総合大学の構想が新聞紙上に報導されると、早くも誘致の運動をはじめめる向きがあった。たとえば農学部案が報ぜられると、さっそく中新川の地区に誘致の声があがった。すなわち雄山町(現在の立山町)に農業と林業の二科をおき、上市町に畜産と農業土木、滑川町に水産科をおかれないというような趣旨のものであって、これは大学の学部を新設することよりも、従来の農学校や水産学校の施設を国立にうつすに過ぎないことをねらった案のようにもみうけられた。

それぞれの高専と師範を、単科の大学にするという考え方は、しかし昭和23年にはいつて漸く影をひそめた。それでも4月5日に薬学専門学校の校長室で開かれた5校長を中心とする会議では、まだ連合大学案と称するものに一応のおちつきをみせた程度であった。連合大学とは、富山高校を母体とする社会大学または文理大学、富山師範と同青年師範を母体とする教育大学、富山薬専を母体とする薬科大学、高岡工専を母体とする高岡工業大学をつくり、相互



新制大学の開学に向けて会議が重ねられた富山薬専の校長室
(北日本新聞社提供)

に連合してひとつの大学とするという案である。この案にしたがって、大学設置認可申請の第一次案も、高専校および師範学校別々に作製され、そして別々に提出された。

しかるに5月のはじめに、文部省は、「国立新制大学切替措置要項案」と、「大学設置認可申請書の記載様式」とを各学校に配布した。前者には高専校や師範学校の大学への切り替えに関して、明確な方針を指示していた。すなわち、

- (1) 国立総合大学は附属の予科専門部等を包括するは勿論、特殊の大学を除きその所在地の高専校等を合併して、新制の総合大学とする。
- (2) 国立の単科大学は附属の予科専門部等を包括するは勿論、特殊の大学を除きその所在地の高専校と合併して総合または複合の一大学とする。
- (3) 前二項に包含されない高等学校・専門学校・教員養成諸学校は、特殊の学校を除きその地域毎に合併して複合の一大学とする。
- (4) 総合または複合の大学に合併しない特殊の学校に限り単科の大学とする。
- (5) 二つ以上の国立大学が連合して総合または複合の形態をとり、または国立大学が所管の異なる大学と協合して教育を行う場合がある。

というのであった。これによれば富山県の場合は、高専校と師範学校しかないわけであるから必然的に第3に示された複合大学になるより他に道はなかった。ただし、当時においても師範学校には第4の指示によって単科の大学たらしとする声絶えてしまったわけではなかった。しかしこの要項案が示されて、はじめて複合大学案が大体の方針として採用されたのであった。そして大学の名称も富山大学とすることに固まってきたのであった。総合から連合へ、連合から複合へ、大学の構想も幾度転じたけれども、昭和23年5月に至って、ようやく4学部を有する複合大学としての富山大学ということに論議はおちついてきたというべきである。

大学全体の構想は、おおむねまとまっても、学部のなかの学科の別や講座をどのように立てるか、また一つの講座ではどのような講義と研究が行われるべきか。また各講義は何単位を課するのが妥当であるか。さらには講座担当の教授・助教授その他の教官をどのように確保すべきか。また大学の事務組織

をいかにすべきか。その事務機構に配置さるべき事務官をどのようにして確保すべきか。学生の補導と厚生に関する部や図書館の問題をどのようにするか。およそこのような大小様々な問題は山積したままであった。それにもまして、新制大学は旧制大学と異なって、学生に一般教育や体育の授業をしなければならないが、これをいかにして実施したらよいのか。また教員たらしとするもののいわゆる教職の単位はどうあるべきか。等々の問題の論議ももちろん残されていた。

これらの諸問題を明確にした上でなければ申請書を提出することができないわけであった。学則の案というものもあらかじめ要求されているのであるから、その草案をつくる必要にもせまれた。こうした多くの問題の評議は、昭和23年5月から7月にかけて5校長を中心として行われた。それは決しておだやかな雰囲気の中にのみ行われたのではない。たとえば5月10日富山県庁で行われた大学問題の会議において、高等学校長と師範学校長の間にはげしい論議のやりとりがあり、5月21日富山師範学校における談合においても、高専校思い思いの発言があって統一の見解に到達することの至難さを思わせた。会議は紛糾して長時間にわたることもまれではなかった。幹事に当たった人々の苦心は、そうしたまちまちの見解をきくのみでは、文部省から提出を要請されている「富山大学設置に関する調書」をつくることができない点にあった。しかも、このころになると幹事会開催の通知をうけても、出席しなくなった人々もあった。そしてわずか数名の幹事が相談をして調書に記すべきもののうち、たとえば校地・校舎の坪数等あまり論議を必要としない部分の原稿をさきまわりして作製した。また問題の所在点を事務的に整理して、校長会の議事の進行に便ならしめる等の方法をとった。またこのころに至って、いよいよ人事内審委員会の会合が頻ぱんにひらかれた。人事内審委員会の仕事は、高専や師範学校の教官が、大学の教授・助教授・講師等にくみこまれる場合の順位を、学科目別につけて、これを校長会に報告するというだけのことであって、教官の資格の有無についての審査は文部省にもうけられた資格審査委員会で決められることになっていた。7月にはいって校長会・幹事会はほとんど毎日のように開か

れた。そして幹事会は、従来の校長会の討議の結果にもとづき、大学設置認可申請を起草した。そしてこの原稿は、従来各校別に提出した場合のように謄写版にせず、活字印刷にすることとした。原稿が印刷会社に送られたのは7月末で、8月にはいって2日から3日間は、幹事数名が印刷会社の寮に合宿して校正に当たった。校長会では学則案の審議も行われたが、なかなかかはばかしくは進まなかった。それらの原稿印刷の校正のために、幹事数名は8月17日から19日まで再び合宿した。このようにして漸く書類ができあがり、これを文部省に提出するに至ったのは、昭和23年9月のことである。

このようにして、富山大学設置に関する調書と題するいわゆる申請書ができあがるまでに払われた苦心と努力は、並大抵のことではなかったといえる。しかしこれはひとり富山大学ばかりではなく、高専校と師範学校から複合大学の案をつくりあげようとしたすべての大学に共通したことであったにちがいない。それぞれ数十年にわたって異なった歴史を有する五つの学校を、一つの大学の四つの学部にとまとめあげるといえることは、それぞれの学校の立場からだけでは極めて考え難いことであって、高邁な大学創設の理念がまず存在していて、これに賛同するものによってのみ大学が創設される場合と自ら異なるわけであった。

3 設置の申請

前節でのべたようにしてつくられた申請書は、表紙に富山大学設置に関する調書とかかれた3冊からなる冊子であった。その内容は、

- 1 目的及び使命
- 2 名称
- 3 位置
- 4 校地総坪数
- 5 校舎等建物
- 6 図書・標本・機械・器具等施設概要
- 7 学部及び学科の組織並びに附属施設
- 8 学部及び学科目又は講座概要
- 9 履修方法及び学位授与概要
- 10 職員組織概要
- 11 学部及び学科別学生定員



「富山大学設置に関する調書」 開学の目的や、学科、講座、施設の概要などを細かく記している

- 12 設置者
- 13 維持経営の方法概要
- 14 大学設置の時期

等にわたっている。そして目的および使命には、

大学は教育基本法及び学校教育法に依り、文理学部・教育学部・薬学部・工学部を置き学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳のおよび応用的能力を展開させることを目的とする。

としている。校地は文理学部が18,368坪、教育学部82,498坪、薬学部25,875坪、工学部24,031坪で、合計150,772坪であった。文理学部の校地は、富山高等学校の校地を当て、教育学部は富山師範学校および富山青年師範学校の校地、薬学部は富山薬学専門学校の校地、工学部は高岡工業専門学校の校地を当てたことはいうまでもない。

また校舎は、文理学部が3,904坪、教育学部3,959坪、薬学部1,077坪、工学部4,094坪、合計13,037坪としている。教育学部や薬学部に当てられるべき薬専と師範の校舎は、戦災復旧の途上にあつて、なお不十分な状況にあったことはいうまでもない。

また図書・標本・機械・器具等の施設の概要につ

いては、次表のとおりであった。

表 1

区 分	図 書	標 本	機械器具
文理学部	53,498冊	1,007個	14,356個
教育学部	20,348冊	198個	10,135個
薬 学 部	11,936冊	9,106個	4,531個
工 学 部	28,707冊	703個	10,450個
合 計	114,489冊	11,014個	39,472個

この表の備考に、文理学部の図書のなかには、現在（開設準備当時 - 編者注）高岡工業専門学校の管理に属している旧高岡高等商業学校時代の図書約2万冊を含み、標本・機械・器具等についても各学部間に管理換えを行うものがある見込みであるとしている。

また学部および学科の組織については、文理学部は、人文科学科・社会科学科・自然科学科の3学科編成とし、各学部の一般教養課程をも担当実施する。そして薬学部は、薬学科のみとするが、学部が完成のとき厚生薬学科・製造薬学科の2学科にするとしている。

また工学部は、電気工学科・化学工学科・金属工学科の3学科編成として出発することを記している。高岡工専は4科を有したが、工学部発足に際しては1学科をへらすことを明記しているわけである。教育学部は、学科制をとらないが、4年のコースと2年のコースとがある構想であった。

さらに附属施設について、教育学部は附属中学校・附属小学校・附属幼稚園を有すべきことをあげており、文理学部は現在の施設を整備すべきものとして、臨海実験所をあげ、同種のものとして教育学部も、教育研究所と農村科学研究所とをあげている。

学生の学科履修方法与学位称号の授与については、各学部の一般教養科目は1年のとき共通に文理学部において30単位以上を履修させ、他の単位は原則として2年のとき各学部において専門科目と併行して履修させる。4カ年以上在学し、大学設置基準所定の単位数を履修しかつ卒業論文に合格したものは、学士と称することができるの2項目を掲げている。

職員組織については、本部および学部に分け次の表によることとしている。

表2 職員組織概要
(1) 本部・学部

区分	学長	教 官				技 官		事 務 官			嘱託 雇人	計
		教授	助教授	助手	講師	2級	3級	1級	2級	3級		
本 部	1					1	2	1	3	8	35	51
文理学部		24	37	8	8				1	10	50	138
教育学部		22	32	11	14				1	14	93	187
薬学部		7	7	7	2				1	7	53	84
工学部		13	13	13	3				1	8	68	119
計	1	66	89	39	27	1	2	1	7	55	299	579

(2) 附属施設

区 分	教 官		技 官	事務官	雇人	計
	2 級	3 級	3 級	3 級		
教育学部 附属中学校	1	10		1	6	18
同 小学校	1	16	1		8	26
同 幼稚園		2			2	4
計	2	28	1	1	16	48

また学部および学科別の定員は次のとおりであった。

表3 学部・学科別学生定員

学部	学 科	学 生 定 員				計
		1年	2年	3年	4年	
文理学部	人 文 科 学 科	40	40	40	40	160
	社 会 科 学 科	80	80	80	80	320
	自 然 科 学 科	60	60	60	60	240
	(一般教養課程)					(450)
	計	180	180	180	180	720
教育学部	第1中等教育科(4年制)	60	60	60	60	240
	第2中等教育科(2年制)	60	60			120
	第1初等教育科(4年制)	40	40	40	40	160
	第2初等教育科(2年制)	160	160			320
	高等教員教職科					(約80)
	計	320	320	100	100	840
薬学部	薬 学 科	80	80	80	80	320
	計	80	80	80	80	320
工学部	電 気 工 学 科	30	30	30	30	120
	工 業 化 学 科	30	30	30	30	120
	金 属 工 学 科	30	30	30	30	120
	計	90	90	90	90	360
合 計		670	670	450	450	2,240

表4 生徒定員数

学 校 名	科 別	生 徒 定 員			合 計
		1年	2年	3年	
富山高等学校	文 科	80	80	80	240
	理 科	160	160	160	480
	計	240	240	240	720
富山師範学校	予 科		120	120	240
	本 科	280	200	200	680
	計	280	320	320	920
富山青年師範学校	農 業 科	40	40	40	120
	家 庭 科	40	40		80
	計	80	80	40	200
富山薬学専門学校	厚生薬学科	100	100	100	300
	計	100	100	100	300
高岡工業専門学校	機 械 科	30	30	30	90
	電 気 科	30	30	30	90
	化学工業科	30	30	30	90
	金属工業科	30	30	30	90
	計	120	120	120	360
合 計		820	860	820	2,500

なおこのとき大学に包括さるべく予定された高専校および師範学校の各科別生徒の定員は上表のとおりであった。

以上設置要項に記すところは、昭和24年大学が実際に発足したときの状況と比較すると、ここにも著しい相違がある。一例を文理学部の場合にとってみると、科学名は人文科学科・社会科学科・自然科学科とっており、文学科・経済学科・理学科という名称をとっていない。また学科の構成にしても、人文学科は、哲学・古典文学・西洋文学等の講座によって組織され、社会科学科は法学・経済学・社会学・史学等の講座を設け、また自然科学科では、数学・物理学・化学・生物学・地理学の講座を設けることとしている。これはたとえば文学科が、哲学・史学・国文学・英文学・ドイツ文学の講座編成で出発したのと非常なちがいである。すなわち、申請書の提出後に及んで、なお、幾多の修正が行われて実施されることとなるわけである。そのような修正は、主として文部省から視察に来校した新制大学設置委員会委員ならびに文部省係官らの示唆勧告によって行われたのである。

大学の教官として予定した人々の個人調査書も、

この調書につけて文部省におくられていた。文部省では大学設置委員会に専門分科会をもうけて、個人の資格審査を実施し、教授・助教授・講師・助手等の人事をきめてゆくこととした。分科会における審査は、個人の著書・論文・学位称号・学会における地位、社会における地位・人物識見・高専以上の学校における教授歴等の諸項目について厳格に行われた。この審査の結果、教授・助教授等の判定をうけたのであるが、判定は11月のはじめごろ内報されてきて、大学教官の予定をある程度変更するのやむなきに至らしめ、またそれは高専校および師範学校の教職員の間に明暗種々相をえがかせた。

申請書が提出されたのちも、校長会や幹事会にとっては、なお頭のいたい問題が残っていた。その主なるもののひとつは、名古屋に駐在したアメリカ軍政部のジョンソン氏から大学の各学部をすみやかに1カ所に集める計画を立てよという強い要請があったことである。10月15日ジョンソン氏は、高専および師範の校長を富山県庁に招いてこのことを勧告し、約1カ月のちに再会するときまでに、是非その方針と方法とを協議決定されたいというのであった。とくに高岡市にある工専は他の学校と同一カ所に集めるべきであって、それをなすには国道8号線をトラックで往復すれば事足りることであって、さしたる苦労はいらないではないかとジョンソン氏は説いてやまなかった。学部の1カ所統合ということは、大学の発展のために望ましいアイデアではあっても、アメリカの私立大学の場合と異なり、方法上の面倒が相当に多いことについては、ジョンソン氏の認識が十分には及んでいなかったようである。校長会は、ジョンソン氏の勧告を、性急すぎるという印象でうけとっていた。しかし相談の結果をジョンソン氏に報じなければならぬ羽目におちいつていることも事実であった。11月9日ジョンソン氏は、富山に駐在のバラット氏をともなって来校し、校長会の意見をきこうとしたが、あたかもその日は高岡の工専が大学設置委員会委員の視察を受ける当日と重なって学校側も多忙であり、明確な回答を得られぬままになってしまった。大学設置委員会の委員にして、富山大学の状況視察に来富されたのは、東京商大の上原専祿氏を委員長とする次の各氏であった。すなわち関西大学長神崎駿一氏、東京工業大学教授

山田良之助氏、慶応大学法学部長小池隆一氏、大妻女子専門学校長武内貞義氏、これに文部省の篠原亀之助氏らが随行していた。一行は昭和23年11月6日夜来富、10日午後まで滞在し、高専および師範の現地において事情を聴取し、かつ講座の編成等について示唆を与えた。

たとえば文理学部の学科の名称や学科の講座編成などについての勧告は11月7日の朝上原委員長より校長会に伝えられた。一般教養の期間を1年間としていることについては、きびしい質問があつて、一般教養を軽視してはならないという強い示唆があつた。文理学部と教育学部の講座や講義の類似についても、するどい質問が行われたが、師範学校長の適宜な返辞によって、了解が得られた。ただし教育学部に附置するという農村科学研究所の問題については、十分な了解が得られなかったようである。7年制高校から3年制の国立高校に移管された富山高校、戦災復旧途上にあつて、実験室や校舎の建築や施設の充実をいそいでいた薬専、戦時中に経専から転換し、戦後の経専再転換の運動にもかかわらず、全国ただひとつ工専として存続した高岡工専、創設日なお浅き富山青年師範学校、そうした学校の有する長所と短所は、十分委員諸氏にわかったにちがいない。委員諸氏は、しかし大学設置計画の不備を指摘しながらも、常に好意ある指導的態度をもって大学設立のために助言するのであった。

委員会の視察が終わったのち、校長会や幹事会は、さらに回を重ねて開催された。委員諸氏の意見と示唆によって計画の模様替えをするためであった。すなわち一般教養の期間を1年半とすることに計画を変更した。このために他学部の専門課程における実施教科目や単位にも影響がおこるのは当然であったが、その影響は最少限度にとどめた。教育学部の学科目についてもあらためて論議がかわされ、整理が行われた。そのような修正は、ただちにガリ版に印刷してとりいそぎ文部省にとどけられた。一方文部省では、あらたに発足すべき大学の行政官等の講習会を実施するにつき富山県下の高専および師範より3名の参加者を選考して通報するよう通達した。よって校長会は、12月6日、清水虎雄・高瀬重雄・田中米喜の3名を、派遣することを決めた。3名は、昭和24年の1月から3月にかけて、東京に出張し、

日本およびアメリカの大学関係者より、人事・財政・補導・厚生等の大学の行政に関する講習を受講した。

ジョンソン氏は、12月10日三たび来校して、大学を一個所に集める計画を進めよという勧告をした。ジョンソン氏の熱心な勧告は、直ちにみのりはしなかったけれども、いまにして思えば、のちの五福集中計画の最初の主張者はジョンソン氏であったということもできないことはない。なお申請書のなかに、現在高岡工業専門学校が管理する旧高岡高等商業の図書約2万冊は、文理学部に管理換えすることを記していたが、この約2万冊の選定のために、富山高校の阿部政太郎教授を委員長とする図書委員会がつくられた。阿部教授らは、昭和24年の3月ごろ工専から文理学部へ移管さるべき図書の選定に当たった。

昭和24年が明けても、富山大学の設立が認可されるか否かは明らかでなかった。文部省からは、しばしば事務官が来校して施設や設備の視察を行ったが、そのことは2月から3月のはじめにかけてもなお続いていた。またこの間にも申請の一部修正が行われ、それを書類として文部省に届ける必要があった。

しかし一方では、当時の大学の入学試験に先だって行われた進学適性検査を実施した。進学適性検査は全国一斉に行われたもので、高専および師範の校長により進学適性検査富山県監理審査会を結成して、その統制のもとに、昭和24年度に大学に入学すべきものを対象として行った。昭和24年1月31日午前9時10分より午後0時30分に及んだこの検査の結果は、やがて行われるべき大学の入学試験の学科成績および高等学校からの内申書と等価値にみて、入学者の決定に資せらるべく予定されていたのである。

また県に設けられていた富山大学設置期成同盟会では、大学の設置に必要な資金をさし当たって6千万円確保しなければならないとし、その募金の方法について種々の審議が行われていた。そして6千万円のうち3千万円は、富山市および高岡市の両市で負担することとし、残りの3千万円は両市をのぞく市町村の負担とすることに方針を決定していた。またこの設置期成同盟会においては、初代の学長を誰にたのむべきかについても下馬評がもちあがり出した。

このようにして高専校や地元において、大学設置

の空気が漸次もりあがって来たとき、文部省では大学設置委員会を開いて、設置を認可すべきか否かを検討していた。富山大学については、3月18日設置を認可することに決し、このことは直ちに高専校に通報されてきた。通報は朗報にちがいがなかったが、それは、図書の充実をはかること、施設と設備の拡充をはかることなどを条件として附記したものであった。

4 開学の準備

しかし条件づきであったとはいえ、富山大学の設立はここに正式に決定をみたわけである。昭和22(1947)年以来2年間にわたって努力してきた校長会や関係者、また大学設置期成同盟会の人々も漸くほっとした思いであった。早速学生募集要項をつくり、入学試験を実施しなければならなかった。3月31日文部省は、新制大学の入学試験を2期にわけて実施すべきことを通牒してきた。そして富山大学は第2期すなわち6月中旬に実施すべきよう指示された。入学試験は従来のように高専校別ではなく、富山大学各学部共通として行うこととし、そのための準備をすすめた。入学試験の要項案は、4月7日と8日の連日の校長会の討議の対象であったが、大学設置問題で長い議論をくりかえしてきた校長会ではあったが、入学試験の実施についても諸説がでて討議は活発であった。結局は、各校より教官代表が集まって、入学試験管理委員会を結成し、そのもとで統一的な討議を実施するというより他に方法は考えられなかった。やがて問題の出題委員等も科目別につくられ、国語・社会・外国語・数学・理科の5教科による入学試験が実施されることとなった。そして入学試験は6月16日・17日の両日、各高専校および師範学校において実施され、合格者は6月23日に発表された。ただし合格者の数は、とくに教育学部において定員をいちじるしく下まわったため7月7日・8日の両日第2次試験を実施することとした。

富山大学の設立の日付は、昭和24(1949)年5月31日と定められた。しかし実際上の開講にこぎつけるにはなお課題がのこされていた。すなわちそのひとつは、大学の事務的な機構と人事の決定であった。人事のうち学部長については、高専および師範の校

長がさしあたり任じらるべきよう文部省の指示があった。しかし学長・事務局長・厚生補導に関する部の部長・附属図書館長をはじめとして事務局の課長・係長等の候補は、当該学校関係者の合議の上、文部省へ申達協議するよう指示されていた。

以上の人事のうち附属図書館長に高瀬重雄教授を当て、庶務課長に金尾嘉八事務官を当てるということについては6月21日の各学部長（6月1日青年師範の校長をのぞき従来の校長が学部長に任じられた）の会議において決定をみた。しかし学長の候補者については、数名があげられ、なかには就任方を求めて成就しなかった方もあって、なかなか容易に決定しなかった。結局は、第4高等学校長であった鳥山喜一氏にきまったのであるが、それとて7月15日の入学式以前に発令をみることができず、鳥山氏の就任以前は、清水文理学部長が、学長の事務取り扱いに任じた。鳥山学長の発令をみたのは、入学式の翌日の7月16日のことである。

事務局長については、金沢医大の事務長三輪盛式が任命され、会計課長兼施設課長に松原松之丞が任じられることとなった。厚生補導部は、鳥山学長の就任ののち、名称も学生部とよぶことに改め、その部長に図書館長の高瀬重雄を併任させることとし、学生部の補導課と厚生課の両課も、木本喜一に兼任させることとした。併任や兼任がこのように多かったのは、人的スタッフもまだ十分にはそろっていなかったからというよりほかない。



昭和24年7月15日に行われた初の入学式を報じる「北日本新聞」の写真と記事

7月15日文理学部の講堂において行われた富山大学最初の入学式には、清水学長事務取り扱いの式辞、鳥山文部大臣代理・富山県知事・富山市長らの祝辞があり、富山大学の学生636名というものが、はじめてここに呱呱の声をあげるようになった。

富山高等学校・富山師範学校・富山青年師範学校・富山薬学専門学校・高岡工業専門学校には、なお在校生がいて、富山大学のなかに包括された。これらの包括学校が制度上に完全に姿を消すにいたったのは昭和25年3月31日であった。なお大学本部は、富山市奥田5番地の薬学部の校舎の一部におかれることとなった。他の三つの学部から比較的交通の便がよいという点もあったが、戦災によってすべての校舎をうしない、しかも復旧いまだ十分でなかった当時において、みずからの不便をしのんでも大学全体のために校舎を提供した薬学部当局者の勇断は特筆されなければならぬ。

大学設置のためにさまざまな困難をのりきって奮闘してきた高専・師範の校長会・幹事会・人事内審委員会のメンバーは、7月6日薬学部長室に集まって、ようやくにして大学が誕生したことをよろこびあい、ささやかな祝宴を催した。これは同時に、上記の三つの委員会の解散の意味もあってたがいとその労をねぎらいあったのである。

開学式はしかし、準備の都合もあって、翌年に催された。すなわち昭和25年9月22日、全国各地からの来客を迎え、学生の各種の記念行事をも加えて、にぎやかに行われた。またその際中谷宇吉郎氏と安部能成氏が富山市と高岡市で記念講演を行った。

第2節 15年のあゆみ（その1）

第1節にのべたような経過で、富山大学は国立新制大学のひとつとして、昭和24（1949）年5月31日付をもって認可された。しかし当初の大学は教育と研究の施設においても、また職員の組織においても、きわめて不十分の感をまねがれなかった。げんに認可は、その後における図書の充実等を条件として与えられたものであつて、決して無条件ではなかったのである。高専や師範のより集まりではなくして、ひとつの大学としての体をなし、また実をそなえる

には、なによりも不必要なセクショナリズムを打破しつつ、大学の目的をめざして進む不屈の努力が必要であった。15年の歩みはそうした努力がどのような形であらわれ、現在どのような姿になっているかについてそのあとをたどろうとするものである。



大学の正門



黒田講堂



大学本部

1 分教場の統合

富山大学各学部の校舎を、1カ所に集めるということは、大学設立の過程においてアメリカ軍政部のジョンソン氏が熱心に勧告したところである。しかし当時は、ジョンソン氏の勧告が、十分な結実をみるに至らなかったことは前節に述べたとおりである。

昭和24(1949)年5月31日、大学が正式に発足した後は、文部省において学部^{しょうぶ}の統合を^{しょうよう}懇請する傾向にあった。そのために必要な予算の問題を深く顧慮することなしに、大学として理想的な形態を考え、その案をもって文部省に協議をされたいという勧めがあったくらいである。ここにおいて鳥山学長は、富山大学審議会(当時は評議会でなく審議会と呼称した)と協議のうえ呉羽山の西斜面の地に、各学部を集中して新設するといういわゆる理想案を立てた。そこは富山平野のほぼ中央に位置し、呉羽山の山上近く、立山連峰を一望にみわたせるあたりに図書館と文科系の研究室を置き、山麓の湖水のあたりに工学部の実験工場をもうけるというような案であった。この案をもって文部省と協議したところ、それは理想にはしりすぎて、財政難の日本の現状では極めて実現困難であるから、次善の案を考えてほしいという回答であった。

一方高辻富山県知事は、蓮町にある文理学部の校地と校舎を県にゆずりうけ、現在の県立富山工業高校の校地および校舎を大学に移すという交換の案を提示した。富山工業高校は、五福の教育学部の校地に近く、大学の学部集中の目的に副う土地ではあるまいか、もし大学がこの案に賛成するならば、大学設置期成同盟会で資金を集め、これをもって整備した文理学部の新校舎をつくる用意があるというのであった。清水文理学部長は、この高辻案を教授会にはかって意見を求めたが、教授会の賛成をうることができず、この案も遂にゆきなやみに陥ってしまった。

ここにおいて文部省のいわゆる次善の策として、五福の教育学部のキャンパスに、まず文理学部を移転しようという案がもちあがった。そしてこの文理学部の五福移転の方針は、昭和24年に大学の審議会^{しんぎかい}で決定をみるにいたった。文理学部が教育学部のキャンパス内に移転するならば、大学の本部もまた同じキャンパス内に新築するというのがその構想であって、いわゆる五福集中案がこれである。

それにしても、発足当時の教育学部は、もとの富山青年師範学校の校地・校舎を、中新川郡雄山町に有してこれを分教場としていた。分教場の校地面積は、12,284坪あり、校舎は456坪のほかに農舎16坪、動物畜舎18坪等をもっていたが、土地は借上げの農地が多かった。

そこで大学が五福集中案をもって進む以上、孤立した教育学部の分教場を、まず五福の教育学部に統合するのが当然であると考えられた。この統合は昭和24年7月ごろから話題になっていたが、しかし分教場にはまた分教場としての事情と主張とがあって、分教場の統合問題というものもなかなかスムーズには運ばなかった。富山県知事は、代替の農場などを富山市内の西田地方において求め、農産物を運ぶためのトラック1台とともに、教育学部に提供するということを約し、分教場の統合問題は落着するに至った。いま大学の庶務日誌をみるに、昭和26(1951)年8月8日分教場移転終了会議が教育学部で開かれたと記録してある。分教場の移転が完了するまでに約2カ年を要したこととなる。

分教場の五福移転は、教育学部の問題ではあるが、それは富山大学校舎の五福集中案による最初の統合である点で特記されるべきである。

2 学部を増設

富山大学は、最初4学部をもって発足した。文理・教育・薬学・工学の4つであった。そして文理学部内は、文学科・経済学科・理学科の3学科を有し、卒業生にはそれぞれ文学士・経済学士・理学士の称号を与えることができるという仕組みをもっていた。文理学部各学科の学生定員は1学年当たり文学科が40名、経済学科80名、理学科60名と定められていた。しかるに大学が発足して入学志願者の数をみると、この学部のなかでは経済学科への志願者がとくに多く、入学試験の競争率は、数倍に達するのが例であった。経済学科の学生定員を増加して、1人でも多く優秀な人材を世におくりたいという希望は、文理学部経済学科内に昭和26年ごろの声であった。一方高岡高等商業学校および高岡経済専門学校時代に購入された書籍は、富山大学附属図書館にうつがれており、経済学科における研究に資していた。経済学科が文理学部から独立して、経済学部になるには、学内的には一般教育の実施方法への影響の問題もあったけれども、経済学部になっても従来と同じように社会科学系列の学科目を担当することとすればその点はさしたる困難がないと予想された。その反面経済学部の学生定員が増加すれば、一



昭和28年度入学式(昭和28年4月22日)
富山市蓮町文理学部講堂



富山市蓮町にあった文理学部
3学科のうちの経済学科は昭和28年に学部昇格した
(北日本新聞社提供)

般教育のうちの人文科学系列や自然科学系列、語学や保健体育にもそれだけ負担がますます大きくなっていった。それらの問題の逐次的解決が望まれて学内の討議が行われている矢先、経済学部設置問題は、単なる大学内の問題ではなくなってきた。

というのは、地元の富山県側において経済学部設置の要望が強くおこり大学にも文部省にも、しきりに陳情が行われるに至ったからである。知事を会長とする大学設置期成同盟会では、経済学部の校舎を新築して、これを寄附する用意のあることを明らかにした。そればかりではない。経済学部設置の場所について、もと高岡高等商業のあった高岡にすべしという声が非常に高く、富山県議会においても、経済学部を高岡に設置すべしという議が大半を制したほどであった。しかし結局は文部省の福井政務次官を団長とする実地調査団の判断にまつこととなり、調査団は昭和29(1954)年12月18日に来県視察し、一般教育の一部を担当する経済学部なるが故に、富山市の五福に建設さるべしという判断を下した。このようにして昭和31(1956)年7月15日大学設置期成同盟会の寄附による経済学部と附属図書館の建築は、五福の教育学部のキャンパスのなかに建てられた。

校舎の新築に先立ち、大学は文部省に対し文理学部から経済学科を独立して経済学部とすることを申請していたことというまでもない。かくして経済学部は、昭和27（1952）年8月1日、国立学校設置法の一部を改正する法律案（法律第88号）によって設立されることになった。そして同日付をもって、学長鳥山喜一が経済学部長事務取扱いを命ぜられた。これらの事からは、のち各学部編において詳述されるが、1学部が増設されて富山大学が5学部編成の大学になったということは、大学の歴史にとって重要なことであった。また経済学部の設置についても、富山県ならびに富山県選出の国会議員をはじめ、地元関係者の非常な支援と配慮によったことは銘記されねばならない。

経済学部が呱呱の声をあげたのは、蓮町の旧富山高校の校舎内であって、蓮町から五福の新築校舎に移転したのは昭和32（1957）年2月であった。このとき五福のキャンパスは教育学部と経済学部の2学部をいれて、昭和33（1958）年には、富山大学本部の建築も完成した。本部が奥田から五福に移転したのは、同年6月ごろであった。このようにして旧連隊あとの校地は、漸次学園らしい雰囲気をまてきた。



真新しい経済学部1番教室で記念写真に収まる
教官や学生（昭和33年）（北日本新聞社提供）

3 学科の増設

大学は創設以来15年の間に、前節でのべた学部の増設を実現したばかりではない。また機械工学科と生産機械工学科の2学科を増設した。その上に、昭和40年度にはさらに化学工学科の1学科を増設しようとしている。

すでにのべたように、富山大学工学部は、高岡工業専門学校を基盤として成立発足した。しかるに高

岡工業専門学校は、機械科・電気科・工業化学科・金属工学科の4科をもって編成されていたにかかわらず、富山大学工学部の発足に当たっては、電気工学科・工業化学科・金属工学科の3学科しかもっていなかった。そして機械工業関係の講座は2講座だけ金属工学科のなかに包含させてあった。これは、高岡工専の有した教官定員、設備ならびに当時の客観的な情勢よりして、最少限の学科数をもって大学の学部たらしめた努力の結果であった。

したがって教官定員が増加され、客観情勢が許すならば、できるだけ早い機会に機械学関係の学科をつくりたいという希望は、はじめから工学部のなかに包蔵されていた。しかもその時期は、比較的早く到来するに至った。すなわち昭和30（1955）年ごろ、国内世論として、科学技術教育の拡充がしきりにとなえられたからである。いまにして科学技術教育の拡充をおこたるならば、日本の科学技術の水準は先進諸国より低いものにならざるを得ないし、ひいては日本の経済の再建に支障をきたすであろうという趣旨の議論であった。文部省は、この世論を背景として、主として大学の工学部の拡充をはかった。そして富山大学に対しても、工学部の学科増を示唆するに至った。この文部省の要請にしたがって機械工学科は、昭和30年7月1日をもって設立認可をみるに至った。

しかも科学技術の進歩発展は、日進月歩であって、いわゆる宇宙時代が到来しつつあった。そして宇宙時代の到来は、工学部における機械工学科の新設のみをもって満足することができないほど、多くの技術者を要求してやまなかった。工学部の各学科の卒業生に対して就職を求めてくる会社工場も著しく増加していった。ここにおいて、工学部をさらにもう



荒木文相の来校（昭和38年7月13日）



天皇・皇后両陛下の来学（昭和33年10月21日）

1 学科増設しようとする機運がおこり、文部省との折衝がはじまった。それは昭和36（1961）年のことであって、生産機械工学科という新しい学科が昭和37（1962）年4月に生まれることとなった。生産機械工学科は、切削加工講座・工業計測講座などを有し、新しい時代の要求に即応する技術者の養成をめざして出発し、今日に至っている。

ところでこれらの工学部の新しい学科が創設されても、そこに学ぶ学生の一般教育については、大学の定めるところにより、1カ年半の間は、文理学部において教育が実施された。しかるにこれらの学科増に際し、すくなくともはじめは文部省においても一般教育を担当すべき教官の定員について十分なる配慮が払われなかったきらいがある。技術者といえども、専門以外の分野について広い教養をもち、正しい判断力をもった人材を養成するのが、新制大学の目標であった筈である。工学部の学科増にともなって、工業関係の設備の改善ならびに教官の増員が考えられねばならないがそれと同時に一般教育のことも深く配慮しなければならなかった。この問題は、学科増設の場合の学内における困難な論議の一つであった。はげしい学内討議を経て、最近ようやく、学科新設に伴う一般教育の施設ならびに教官定員についての認識が、各方面にひろまってきた。したがって、将来新設がみとめられるであろうという学科の場合についても、この点は十分留意せらるべきであって、それこそ過去の経験を将来に生かすゆえんである。

4 専攻科および大学院の設置

4年課程の学部卒業者にして、さらに進んで専門の事項の研究を志す者について、富山大学は、在学期間1カ年を原則とする専攻生として受け入れる制度をもっている。このことは、五つの学部共通したことである。

しかし、この専攻生の受け入れ制度を一步高めて専攻科を設け、専攻科専攻生として特定の単位を履修習得させることは、現在のところまで五つのすべての学部にもとめられているわけではない。まず文理学部については、文学科のうち歴史と英文学について、また理学科のうち化学と生物学についてのみ、専攻科専攻生をみとめるという文部省の意向が示された。しかるにその後、文理学部は一般教育の担当学部であって、それに専念すれば専攻科専攻生を有することは困難であるとして、専攻科はとり消されることとなって、現在におよんでいる。薬学部については、昭和30（1955）年7月1日をもって、薬学専攻科の設置がみとめられ、経済学部と工学部は、昭和34（1959）年3月31日付をもって専攻科が設けられることとなった。このようにして現に専攻科の制度があるのは、薬学・経済・工学の3学部である。

薬学部においては、大学院の設置をめざした。そのはじめは、昭和27（1952）年に富山県より建坪80坪の建物の寄附を得て、医薬資源研究所をもうけたことにあった。この研究所は、その後文部省より維持費の補助をうけていた。薬学部には専攻科が設立されて和漢薬研究施設ができるとやがて大学院の修士課程を設けることも認められるに至った。修士課程に収容しうる学生数は、わずか20名であるが、しかし、富山大学はここにはじめての1学部に修士課程を有するにいたった。修士課程設置は昭和38（1963）年4月1日である。同時に薬学部の専攻科は廃止された。

このようにして、富山大学はいまや5学部に専攻生、2学部に専攻科、1学部に大学院修士課程をおく大学となっている。

5 短期大学部の設置

働きながら学ぼうとする要求は、戦後経済の復興とともに一層強くなった傾きがあった。戦後の新し

い学問にふれて研さんをつまなければ、職場における仕事が十分には遂行されにくいという理由もあった。大学としては、学校開放講座や教員の現職教育講座などの社会人のための講座をひらいて社会教育の面につくしてはきたが、しかしそれらの講座も予算その他の制約をうけ、十分にはゆきわたらなかった。従って勤労青年のために、夜間の短期大学を附置されたいという要望が起こったとき、大学としてもできるだけの協力をおしまない態度であった。

夜間の専門教育機関設置の要望は、地元では昭和30(1955)年ごろから起こってきた。とくに定時制高等学校とその生徒からのこの要望は極めて強いものがあって、この問題は、大学と高校との連絡協議会の議題になったことも屢々であった。ただしその要望は、工業関係の学科の短期大学か、または経済経営関係の短期大学という形をとって、むしろ前者に重みをおいた要望が多かった。しかるに工業関係の短大の設置は、施設と設備の点においても、教官確保の点においても、なかなかの困難を伴うことであって、文

部省の認可もまた容易でないことが予想された。ここにおいて結局は、経営を中心とする実地的な職業教育に重点をおくところの経営短期大学部を設けることとなり、経営短期大学部は、昭和34(1959)年3月31日付をもって設立の認可を得たのである。

かくて富山大学経営短期大学部は、同年5月10日に第1回の入学式を挙行し、88名の学生の入学を許可した。経営短期大学部の組織は、もとより富山大学に直接属するわけではないが、学長は富山大学長が併任されることとなっており、校舎も主として経済学部の校舎を併用している。かくて勤労青年の教育機関としての夜間の経営短期大学部も、発足してすでに5年の年月を経過している。

6 校地および校舎の拡充

発足以来15年間のうちに、校地の移動増加もまたかなりはげしいものがあった。その状況を表で示せば、次のとおりである。

表5 校地の拡張に関する表

年度区分	増減坪数(内借入は括弧書)	摘 要
昭和24年度	152,272坪 (13,784)	昭24. 4. 1 日本海重工 K K より借入1,500坪 この間718坪(文理学部)は昭32.7.14大蔵省より所管換
昭和25年度	1,140 (140)	昭25. 2. 1 保土谷化学工業 K K より薬学部寄宿舎敷地として購入 1,000坪 昭25. 8.31 学長宿舎敷地として県より借入 140坪
昭和26年度	7,543	昭26. 9.10 附属小中学校敷地として富山県より寄附(旧富山商業高等学校敷地)
昭和27年度	2,260 (1,164)	男子師範の土地の内大蔵省へ引継12,585坪 昭27.4. 1 農場の水田として農林省より借入837坪 昭28.1.22 設置期成同盟会より農場の水田として寄附634坪 " 法務局、検察庁へ所管換 1,672坪 昭27.4. 2 東岩瀬地区、区画整理による換地増(薬学部寄宿462坪)
昭和28年度	29,243 1,881 12,284 (12,284)	女子師範の土地を大蔵省へ引継 14,989坪 昭27.4. 1 文理高山科学研究所敷地として営林署より借入327坪 雄山分教場借入敷地を県に返却 12,284坪 昭29. 1.29 薬学部寄宿舎敷地として保土谷化学工業 K K より買収 460坪 昭28.12.12 附属小中学校敷地として買収 1,421坪
昭和34年度	388 2	昭34.12.18 五福地区敷地の内道路敷地にする為大蔵省へ引継 2坪 昭34.11.26 幼稚園敷地とする為同校 P T A より寄附 376坪 昭35. 3.18 幼稚園敷地内の旧道路敷地を大蔵省より所管換 12坪
昭和36年度	73 18,441	昭36.12.18 文型学部敷地実測増 73坪 昭37. 3.30 文理学部の五福移転に伴い蓮町地区の敷地を大蔵省へ引継 18.44坪
昭和37年度	737 (737)	昭38. 3.31 文理学部宿舎の借入地1,500坪の内日本海重工 K K へ737坪返却
昭和38年度	4,487 407 (407)	昭39. 3.13 五福地区実測増 2,783坪 昭39.3.24 附属小中学校敷地実測増 826坪 昭39. 3.31 薬学部実測増 26坪 昭38. 6. 8 薬学部敷地の内旧道水路敷地を大蔵省より所管換 420坪 昭39. 3.31 附属幼稚園の敷地として432坪買収 昭39. 1. 1 文理学部宿舎の借入地1,500坪の内日本海重工 K K へ407坪返却
現 在	108,930 (1,660)	
予 定	昭和39年度 " 昭和40年度 "	本学統整合備計画にもとづき薬学部敷地の一部を富山市と交換 9,605坪 " 運動場、薬学部薬草園、寄宿舎敷地とする為富山市より交換受 21,194坪 文理学部宿舎の借入土地を日本海重工工業 K K に返却 356坪 薬学部の敷地の一部を処分 15,079坪

すなわちこの表に示される校地のトータルは107,268坪となっていて、申請当時の合計150,772坪より43,504坪の減となる。その理由の主なるものは、申請書の15,272坪のなかには、教育学部の校地のなかに、13,784坪の借上地がふくまれていたこと、昭和36年度に、蓮町の文理学部の校地18,441坪を大蔵省にひきついだことなどによる。しかし昭和39年度には、奥田にある薬学部校地の一部9,605坪を富山市にわたし、交換地として富山市五福および寺町に計21,194坪を大学の有に帰する予定である。新た

に大学の校地になる予定の五福の土地は、現在の大学のキャンパスに隣接して、ここに運動場が造成される筈である。また寺町には、学生の統合寮が設けられるほか、薬草園に当てられる筈である。

しかしながら、学園の発展にともなって、現在の校地の面積は広すぎないことが明らかになっている。やがて狭隘を感じられる日も、遠くはあるまいと予想される。

校地の面積が減少を示しているのに反して、建物の坪数はいちじるしく増加した。いま大学における

表 6 年度別建物新営調

年度別	国 立 文 教 施 設 整 備 費			各 所 新 営 費 等			計
	内 容	小 計	坪	内 容	小 計	坪	
昭24	教育学部第1教棟 W2264.385坪 薬学部、図書分館、分析学教室、其他 W1、6棟計、坪255.068	519.453			0		519.453
25	教育学部第1教棟、第2教棟其他 W2～W1 6棟計 607.601 薬学部製薬学及生薬学教室 W1 293.457 工学部 鍛造工場 W1 88.209	989.267		(国)文理学部特別教室 W1 40.50 (〃)教育学部倉庫等 W1 42.584 (〃)薬学部自転車置場其他 W1 15.75 (〃)工学部、木型工場 W1 28 (〃)本部車庫其他 W1 37.50 (寄)教育学部、家政科、芸能科教室 W2～W1 569.88	734.214		1,723.481
26	教育学部地学教室 W1 247.965 工学部高電圧実験室 W1 54.885	302.85		(寄)教育学部小講堂其他3棟 W1 137.083	137.083		439.933
27	教育学部職業科教室 W1 49.005 薬学部生物薬品化学教室其他 W1 5151.80 文理、教育学部共用自然科学教室 R3、378.335(軸部のみ)	579.14		(国)薬学部温室 S1 38坪 (〃)教育学部、6揚水装置 新設 (寄)薬学部医薬品研究室 W1 71.961	109.961		689.101
28	教育学部職業教室 W1 53.905 文理、教育学部共用自然科学教室〔378.335(内装工事)〕 教育学部附属中学校舎 W2 162.996 工学部 水力実験室 W1	216.601		(国)教育学部、芸能科教室便所 W1 9.075	9.075		225.976
29	文理、教育学部共用自然科学教室 R3 183.768 教育学部附属中学校舎 W2 258.419	442.187		(国、寄)教育学部附属小学校給食室其他 W1 42.25	42.25		484.437
30	教育学部附属中学校舎 W2 226.402 R2 21.78	248.182		(国)教育学部、家政科教室 W2 50.178 (寄)経済学部 研究室及附属図書館 R4 1,111.89	1,162.068		1,410.250
31	教育学部、附属中学校舎及体育館 W2 75.466 S W1 147.559 S1 7.638	230.663		(寄)経済学部 演習棟其他 5棟計、W2W1 838.747 (国)教育学部 家政科教室 W1 5.94 (〃)工学部、硫化水素室 W1 8	852.687		1,083.350
32	教育学部附属小学校体育館 S W1及 S 158.268	158.268		(国、寄)教育学部附属小学校図工教室其他 W1 105 (寄)黒田講堂 S R1～S R2 300.382 (〃)正門 一個所	405.382		563.950
33		0		(国)工学部工場材料置場 W1 23.984 (寄)本部庁舎 W2 246.87	270.854		270.854
34	(文)教育学部附属中学校舎 W2 138.929 (文)教育学部附属幼稚園舎 W1 122.756 (文)工学部工業化学科実験研究室 R3 353.445	615.13		(国)工学部鍛造工場 W1 23.522	23.522		638.652
35	工学部工業化学科実験研究室 R3 281.325	281.325			0		281.325
36	文理学部教室、実験室 R4 1,757.249	1,757.249			0		1,757.249
37	薬学部、実験研究室 R4 1,189.729 文理、教育学部共用自然科学教室 R4 417.278	1,607.007		(国)本部車庫 B2 22.052 (〃)工学部、原動機及水力実験室は増築 W1 44	66.052		1,673.059
38	薬学部、実験研究室 R3 1,061.296 一般教養、実験研究室 R4～3 751.487 アイソトープ総合研究室 R1 61.17 工学部 生産機械工学科実験研究室 R3 299.611	2,073.564		(国)本部電話交換室 B1 22.735 (〃)薬学部、温室 S1、W1 41.88 (〃)教育学部附属中学校ミルク給食室 S1、W1 7.946 (寄)体育館 S R1 400.167	472.728		2,646.292
合計		10,120.886			4,285.876		14,406.762

表 7 富山大学施設費調

(単位:千円)

	昭24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	合計
国立文教施設整備費	5,158,200	15,988,900	11,922,500	20,389,770	24,532,197	23,146,000	10,084,000	9,850,000	7,921,500	-	32,236,000	20,875,000	126,490,000	130,212,000	195,747,000	634,554,067
国立学校各所新学費		2,535,642	671,600	1,491,700	2,950,680	1,564,700	1,898,000	571,700	1,199,800	460,000	1,080,000			4,175,260	10,707,660	29,306,742
" 各所修繕費	2,359,127	2,954,428	8,593,134	5,211,988	6,321,000	10,652,300	6,824,000	8,013,000	9,171,992	6,473,200	5,566,000	9,852,600	23,523,000	13,641,000	16,820,000	135,979,769
" 校 費	974,429	2,224,427		632,117	1,443,721	181,640	15,400	773,700	715,825	2,531,045		555,450	2,798,360	8,632,171	6,863,725	28,342,010
" 災害復旧費		831,863										521,680			5,233,000	6,586,543
" 防火施設整備費			600,000	200,000	512,000		1,050,000	210,000	270,000	370,000	572,000	220,000	618,070	739,000	774,000	6,135,000
" 運動場整備費			310,000	1,494,000	360,000	600,000						677,000	400,600			3,841,000
富山大学設置期成同盟会		9,887,093	3,266,258	2,995,706			64,010,000	29,362,400		16,280,000					25,455,000	150,256,457
大谷生産工学研究所より寄附							1,900,000									1,900,000
附小寄附工事						573,967			560,000							3,518,467
黒田善太郎氏寄附工事									2,384,500							24,800,000
附幼寄附工事												151,000				151,000
附中寄附工事									850,000							850,000
松井覚平氏より正門寄附																
計	8,491,756	34,423,353	24,366,492	32,415,281	36,119,598	36,718,607	85,781,400	48,780,800	47,373,617	26,114,245	39,454,000	32,852,730	153,829,360	157,399,431	261,600,385	1,026,221,055

建築の新営を、年度別にみると表 6 のとおりである。

またこれら施設に要した施設費を年度別にみると、表 7 のとおりである。

この表にみられるとおり施設費は国の費用によるもののほか、大学関係の団体や個人からの寄附金によるものが、相当の多額にのぼっている。すなわち富山大学設置期成同盟会・大谷生産工学研究所・黒田善太郎氏・松井覚平氏・附属学校関係 P.T.A など、大学の施設拡充のためにつくされた方々の芳名は、永く銘記されなければならない。

7 研究施設

本学が有する研究施設は、ほとんどすべてが一つの学部によって管理されているものである。それらの研究施設については、第 3 節において記述される筈である。

しかし大学に直属して官制を有する研究所があるほか、官制はもたないながら 2 以上の学部にもまたがって利用される研究施設もいくつかあるので、この節ではそうした研究施設についてのべることにする。官制を有する研究施設は、富山大学医薬資源

研究所である。医薬資源の基礎的調査研究と、その応用を図ることを目的としている。この目的を達成するために、天然物の利用開発に関する調査研究、医薬品の合成と、その利用に関する研究、薬物学のおよび製剤学的研究が行われ、また図書研究物の出版、医薬に関する相談、研修などの事業が行われている。この医薬資源研究所は、昭和 27 (1952) 年に薬学部に設けられた。当時はいまだ官制がしかれていなかったが、大学院薬学研究科のコースがもうけられることとなって、和漢薬研究施設として、官制がしかれるに至った。

次に放射性同位元素の研究施設がある。放射性同位元素の研究利用は、主として文理学部や薬学部の教官によって進められているが、学内相互の連絡調整を図るために、学長を委員長とする富山大学原子力同位元素委員会がもうけられている。この委員会が設けられたのは、昭和 32 (1957) 年であった。放射性同位元素の取り扱いについては、それぞれの学部において厳正な規程をもうけている。

また富山大学立山研究室は、浄土山頂に設けられて、文理学部が管理している。立山山岳地帯ならびに高層地帯における科学的な研究を行うことを目的

としている。この施設はもと高山地帯の気象観測を目的として軍の手によって建設されたのであるが、昭和29（1954）年富山大学の有に帰し、今日に至った。管理は文理学部に属するが、高山地帯の科学的研究は、主として文理学部や教育学部の教官によって行われている。

なお昭和39年度には、電子計算機を購入して富山大学の計算センターをつくることになっている。計算センターは文理学部の理学科内に設けられるが、各学部共通の利用に供せられる筈である。

8 学内諸制度の整備

清水学長事務取扱いのあとをうけて、鳥山喜一氏が学長に就任したのは、昭和24（1949）年7月16日であった。すなわち第1回入学式の翌日である。そして学長辞任の辞令を受けたのは昭和28（1953）年12月1日である。鳥山学長就任当初の重要な仕事の一つは、学内の諸規定を定めて大学の制度を整えることにあった。一例を学則にとってみると、昭和23（1948）年に文部省に提出した富山大学設立認可申請書には、もちろん学則の案が記されていた。しかし鳥山学長はこの案に満足することができなかつたとみえて、国立学校設置法その他の法律や、他の大学の学則等をも調査参考して、自ら富山大学学則案を作製した。そしてこの案をガリ版に印刷させて、当時の審議会に諮った。審議会というのは、のちの評議会に相当する大学における最高の審議機関であって、審議会の議事に関する規程は、初代事務局長三輪盛弐が起案し、かつ学長を議長とする審議会で可決されたものであった。学長自ら起案した富山大学学則案は、この審議会において、慎重な審議にかけられた。審議会のメンバーとしては、学部にもちかえって意見をきいた上でなければ、判断しにくい問題が続出した。学則案の審議が相当の日時を要したのも当然である。

現在の富山大学学則をみるに、昭和24年5月31日制定としているが、これは大学が設立された日であって、さし当たり、設置認可申請書にかかれた学則案が、学則となったことを意味する。しかるに鳥山学長在任中の昭和28年までには、実に10回にわたる学則の改正が行われたことを記録している。これら

の改正のうちには、授業料・寄宿料・入学料等の改正のように、国の改正をうけての改正もあるが、大学として自発的・自主的に改正したものもある。なかんずく昭和25（1950）年2月7日の改正は、いわゆる鳥山案審議の結果によるものであって、その大綱は、現在までうけつがれているといえることができる。

学則について大学の協議会規程および評議会の規程が昭和27（1952）年1月1日に制定された。評議会は、関係法規の定めるところにしたがい、審議会の構成メンバー等に是正を加えてつくられたのである。

しかし開学当時の学生生活は、一般に食糧難・衣料難・住宅難等の困難な事情のなかにあった。その上に大学は包括諸学校の生徒をも擁しており学生および生徒の厚生補導は極めて慎重を要する状況にあった。学生が守るべき学則を制定することは、学園の秩序を維持し、大学における研究の自由を確保するためにも、その必要が痛感された。学生守則が、評議会や協議会の規程にさきだって、昭和24年11月18日に制定されたのはそのためであった。

学部の補導委員会や大学の補導協議会は、すでに昭和24年8月に成立していたから、学生守則はこれらの協議会の議を経て、審議会に附議され決定をみたのである。なお補導協議会の専門部会ともいべき体育部会規程は、昭和34（1959）年9月9日に制定され、文化部会規程はややおくれて同年10月18日に制定をみた。

附属図書館も、大学の新たな部局のひとつとして発足をみたが、しかしその構想は、設置認可申請の当時は、まだ相当未熟な点が残っていた。たとえば、それは文理学部・教育学部・薬学部・工学部のそれぞれに分館を設けることとしていた。そして図書館の事務は実質的には、それらの分館においてのみ行われ、附属図書館長や事務長ならびに図書館の各係長は設けられても、いわば書類が通過するだけの空洞たる存在になる危険性があった。それでは附属図書館が、独立の部局としての実質をそなえないことになるというので、文理学部分館をやめてこれを中央図書館とするという構想に変更された。この変更も、鳥山学長の審議会への提案によってなされたのである。一方附属図書館商議会や学部図書委員会の規程は、いちはやく昭和24年8月1日付をもって制定され、独立部局としての附属図書館の制度は、他

の新制大学に比して比較的早く樹立された。

以上のほか、学内における諸制度の整備について言及すべき事項は非常に多い。たとえば学長や学部長その他の部局長の選考に関する基準のこと、また名誉教授や教授・助教授等の選考基準、さらには各学部教授会の規程、その他事務組織規程・事務分掌規程・文書処理規程等々多くの規程をもうけて、大学運営の規範としている。それらの諸規程による制度の整備についても、さまざまな沿革と経過があるわけであるが、しかしいまは、これらの諸制度が昭和24年の大学の発足から、昭和28年ごろまでの間に、

大体整備され終わったことを記すにとどめる。ただし時代の推移にともない、諸規程の部分的修正が行われていまに及んでいるということができる。

9 大学の財政

富山大学の財政は、いうまでもなく国庫予算によってまかなわれている。しかるにこの予算の額は、大学発足以来累年増加の一路をたどってきた。いまこれを経常的経費と臨時的経費にわけて、昭和24年度以降38年度に至るまでの経過を、表をもって示すと次のとおりとなる。

表 8 昭和24年度より昭和38年度までの歳出予算額一覧表 (単位：千円)

年 度 別	経 常 的 経 費				臨 時 的 経 費				合 計
	人 件 費	物 件 費	施 設 費	計	人 件 費	物 件 費	施 設 費	計	
昭和24年度	49,200	20,670	416	70,286	3,496	437	2,786	6,719	77,005
25	61,655	21,892	1,769	85,316	1,948	215	4,379	6,542	91,858
26	89,247	25,354	3,740	118,341	2,390	2,634	3,072	8,096	126,437
27	122,939	34,950	8,454	166,343	701	556	6,400	7,657	174,000
28	149,808	33,869	11,918	195,595	919	385	3,210	4,514	200,109
29	167,965	38,866	12,697	219,528	366	178	190	734	220,262
30	179,754	40,947	8,847	229,548	358	186	0	544	230,092
31	189,390	47,276	8,794	245,460	384	102	0	486	245,946
32	214,093	50,342	10,642	275,077	458	299	0	757	275,834
33	230,430	53,846	7,303	291,579	607	173	0	780	292,359
34	236,286	60,877	8,634	305,797	562	300	9,006	9,868	315,665
35	268,730	71,520	11,050	351,300	268	31	0	299	351,599
36	314,350	98,094	24,141	436,585	557	430	126,875	127,862	564,447
37	352,263	115,707	18,556	489,526	1,179	444	130,212	131,835	618,361
38	412,487	176,380	32,520	621,387	2,839	587	201,054	204,480	825,867

以上の国費による大学予算の増加をグラフで示そう。

また年度別予算総額を、人件費・物件費・施設費の三つにわけて、その増加状況をグラフで示すと次のとおりである。

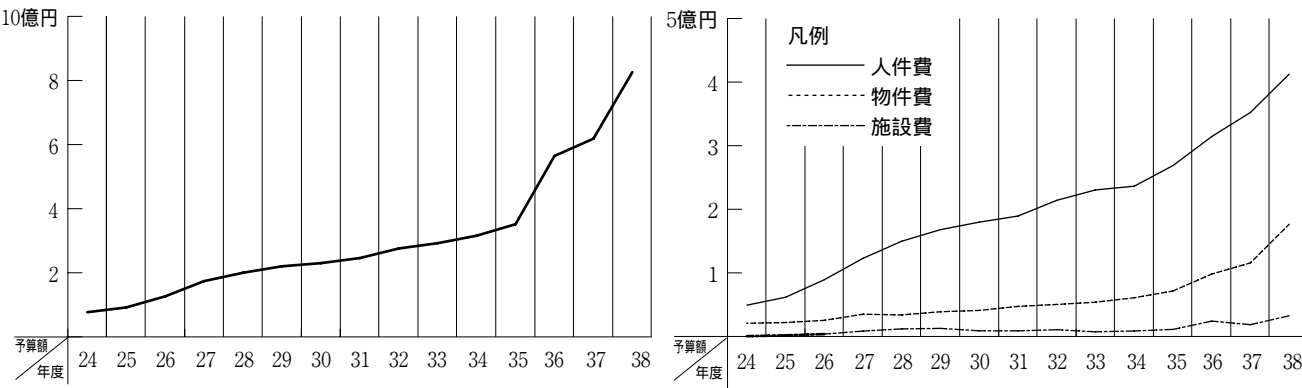


表9 富山大学設置期成同盟会年度別寄附内訳書

年度区分	備 品		図 書		建物、工作物、補修工事等			計	備 考
	数量	価 格	数量	価 格	名 称	数 量	価 格		
昭和24年度	748	4,367,314.00	2,350	1,470,479.20	書庫床張補強工事		44,000.00	5,881,793.20	
25	529	2,514,489.00	1,675	738,909.00	学長宿舍、局長宿舍、図書 閲覧室模様替		1,531,121.00	4,784,519.00	
26	820	4,600,013.00	2,044	2,398,625.00	自動車車庫、金属工学、家 政芸能科教室		12,949,834.00	19,948,472.00	
27	162	6,524,310.00	2,473	2,717,510.50	講堂、医薬品研究室、体育 館補修		7,053,304.00	16,295,124.50	
28	31	394,600.00	333	453,597.00	物置、揚水ポンプ室		191,699.00	1,039,896.00	
29	20	389,250.00	470	434,934.00			0	824,184.00	
30	3	433,880.00	0	0			0	433,880.00	
31	693	9,638,010.00	63	240,000.00	図書館、経済建物		93,372,400.00	103,250,410.00	
32	330	2,408,200.00	0	0			0	2,403,200.00	
33	102	2,809,900.00	171	1,030,000.00	本部建物		16,467,313.00	20,307,213.00	
34	2,344	5,555,490.00	1,107	2,374,910.00	教育学部構内照明工事		920,000.00	8,850,400.00	
38	34	5,033,960.00	421	1,264,467.00	体育館新築工事	$\frac{400}{400}$	25,555,000.00	31,848,427.00	$\frac{0}{0}$ 16 端数 16
合 計	5,816	44,969,416.00	11,157	13,123,431.70			158,084,671.00	215,872,518.70	

表10 宿舍の増減に関する資料

年度	藤井町宿舍	奥 田 宿 舎	五 福 宿 舎	中 島 宿 舎	西田地方宿舍	中 川 宿 舎	古 定 塚 宿 舎
昭 24			24.5.31 富山師範学校より 所属替 18.58坪1戸	24.5.31 富山高等学校より 所属替 18.25坪6戸、 82.55坪1戸、 15坪4戸 計11戸	24.5.31 富山師範学校より 所属替 16.75坪1戸 32.5坪1戸	24.5.31 高岡工業高等専門 学校より所属替 53.63坪1棟2戸建、 36.38坪1戸 36.38坪1棟2戸建 41.16坪2戸 41.16坪1棟建、 40坪1戸 計7棟10戸	
25	25.8.31 富山大学設置期成 同盟会より寄附 38.6坪1戸						
27		27.12.10 大蔵省より引継 13坪、2戸					
31					31.12.27 大蔵省より引継 14坪2戸 32.1.30 大蔵省より引継 14坪4戸	(31.12.28 大蔵省より引継 物置 2坪 31.12.28 大蔵省より引継 増築 4坪)	
32		32.10.16 大蔵省より引継 19.75坪、2棟4戸					
33					33.6.23 1号宿舍焼失 32坪5		33.12.9 工学部より用途 変更 69 坪1棟10戸 138
34				34.12.18 大蔵省へ引継 18.25坪3戸、 15坪3戸 計6戸 減	34.12.23 大蔵省より引継 15.875坪 2戸		
35					35.5.19 大蔵省へ引継 16.75坪 1戸減 35.12.28 大蔵省より引継 16.05坪1戸		
36					36.12.21 大蔵省より引継 16.08坪1戸		
38				38.9.2 とりこわし 18.25坪2戸、 15坪1戸 計3戸減			
現在	学長宿舍 1戸	局長、課長、教官 宿舍 5棟7戸	会計課長無料宿舍 1戸	教官宿舍 2戸	教官宿舍 10戸	教官、事務長宿舍 7棟10戸	教官、事務官宿舍 1棟10戸

計 41戸($\frac{732.64}{780.64}$ 坪)

以上国の予算によるほか、富山大学設置期同盟会から供与された援助は、相当の巨額に達している。これを年度別の表であらわすと、前表9のとおりである。

このようにして、発足以来今日にいたるまで、一貫して大学は、設置期成同盟会による援助をうけてきた。このことは、日本の国立大学のなかでも極めてめずらしい事実であり大学の歴史のなかに特記されるべきであろう。

さらに富山大学後援会からも、援助をうけてきた。後援会の援助は、教官研究費の補助などにもあてられている。

この15年における大学財政の動きは、概ね以上のとおりであるが、なお残された多くの問題がある。それは大学の将来計画にも関連することであるが、一例を教職員の宿舎にとってみると、それは表10が示すとおり全体で41戸しかない。これでは、決して十分ということができない。しかもこの41戸のうちには、すでに相当老朽の域に達したものもあるから、なおさらである。

ただしこの41戸のうちには、富山大学後援会の援助によってつくられた蓮町の宿舎数戸はふくまれていない。これを合算しても50戸には満たない現状であって、宿舎の増設は、今後の大切な問題のひとつであろう。

それにもまして、教育や研究室の新築または改築の必要を生じている学部もある。運動場の整備や学園の環境整備も、今後に残された重要問題である。このようにして創設15年を経過した大学は、なお前面に解決すべき多くの問題をひかえているといわなければならない。

最後に、大学が保有する自動車の歴史的な経過について附記しておきたい。昭和27(1952)年12月17日に購入したシトロエンは、当時北陸にただ一台しかなかった。シトロエンが街をはしると、街の人々は見なれないこの自動車が、大学の学長をのせているのだとささやきあった。このようにして自動車の経過も、大学の歴史とともにあり、ときにはその象徴でさえあったからである。

表11 自動車設備の歴史

昭26. 6. 7	本部へ県より中古乗用車(ハドソン)寄附
26. 6. 7	教育学部へ県より中古貨物自動車(トヨタ)寄附
27.12.17	本部で乗用車(シトロエン)購入
31. 3.31	本部で中古乗用車(ダッジコロネット)購入
31. 6.15	本部より文理学部へ乗用車(シトロエン)管理換
31.10.22	本部で中古乗用車(ビュイック)購入
33. 9.13	本部で小型貨物自動車(トヨペットライトバン)購入
34. 8.31	本部および文理学部で乗用車(トヨペットクラウン)各1台購入
34.10.27	本部より工学部へ乗用車(ハドソン)管理換
35. 8.30	本部より薬学部へ乗用車(ダッジコロネット)管理換
36. 7.18	本部で貨物自動車(イズズ)購入
38. 3.23	工学部で自動車交換差金により乗用車(ハドソン)と乗用車(ニッサンセドリック)を交換
38. 7.27	大阪大学より本部へ中古乗用車(ビュイック)管理換
38.11.19	本部で乗用車(ニッサンセドリック)購入
38.11.21	本部より薬学部へ乗用車(ビュイック)管理換
38.11.27	本部へ福田勸産業株式会社より乗用車(クライスラー)寄附
39. 3.30	本部より教育学部へ乗用車(ビュイック)管理換
39. 9.14	経済学部で乗用車(ニッサンセドリック)購入
39. 9.末	教育学部および薬学部の乗用車(ビュイック、ダッジコロネット)を自動車交換差金により新車と交換の予定
39.10	沖電気KKよりマイクロバス(イズズ15人定員)1台寄附予定

10 大学後援会

富山大学後援会は、昭和25(1950)年8月5日に発足して、今日に及んでいる。本会の目的は、富山大学の運営に対する助成・教授の研究奨励ならびに補助・学外講師の招聘費補助・学生の奨学・公開講座の開設などであって、会員は在学学生の父兄を含む一般有志のほか、法人や団体などである。会則の定めるところにより、富山県知事を会長とし、副会長理事・参与等の役員がある。発足以来15年間に行ってきた後援会の行事をふりかえると、教官の研究印刷物の刊行に対する補助および教官の海外留学または出張に対しせんべつの贈呈、教職員に対する弔慰金の贈呈、永年勤続の教職員に対する表彰、その他大学の運営に対する助成がまずあげられる。とくに教職員の住宅建設資金について援助をしたことをあげねばならない。また地方文化の向上のために、富山県下の各地で、大学の公開講座を開設したこともある。

昭和25年以降、年1回の後援会員の研修旅行が計

画実施され、すでに滋賀・福井・金沢・新潟・岐阜などの各大学を訪問して、その施設などを見学し、それらの大学学生の父兄との懇談会を開いたこともある。

大学後援会の組織を財団法人にしたいという希望も、設立の当初から会員の間でのべられていたが、それはまだ実現していない。富山大学設置期成同盟会が、大学発展の援助者であるとすれば、大学後援会は大学運営の援助者たる役割を果たしつつ今日に至ったというべきである。そしてこのような大学後援会があって大学の運営を援助しているのは、全国の国立大学中まれな事実として特記されなければならない。

第3節 15年のあゆみ（その2）

1 一般教育の方法

一般教育の設定は、新制大学がもつ重要な特色のひとつであった。それは、学生が自ら専攻する小さな分野の問題以外に、広く学問の諸分野にわたって基礎的な知識を授け、美しい情操と正しい判断力をそなえた社会人の形成をめざす教育であって、旧制大学には実施されていなかった新しい大学の教育であった。したがってこれが実施には、もとより周知の注意が必要であり、大学全体の全面的な協力が必要であった。

富山大学は各学部に入学者を、はじめの1年半の間、文理学部において一般教育を実施することとし、一般教育科を文理学部にもうけた。したがって一般教育科学生の教育に関する直接の責任は、文理学部長がこれを負うという規程を含む一般教育科設置規程を、昭和24（1949）年8月12日に制定した。ただし教育学部の2年課程の学生は除外して、その一般教育は、教育学部において、教育学部長の責任のもとに行われることとした。一般教育科設置規程は、教育学部の2年の課程の学生がいなくなった後も、そのまま実施されて、現在に及んでいる。また4年課程の学生に対する一般教育課程に関して、審議するため富山大学一般教育委員会を設けた。ただし、この委員会に附議すべき事項は、次の諸事

項に限られている。

- （1）一般教育課程の期間に関する事項
- （2）一般教育科目の設置および廃止に関する事項
- （3）一般教育科目の単位および授業時数に関する事項
- （4）一般教育科目の履修方法に関する事項
- （5）一般教育課程と専門課程との関連に関する事項
- （6）その他一般教育に関する重要な事項

この委員会の規程は、大学の発足の直後8月12日に制定されたが、その後数次の改正を経て、今日昭和39（1964）年に及んでいる。改正は、委員の数と、その選出学部について行われたり、委員会の記録は、はじめ補導課長によってつくられることとしたが、補導課が学生課と改称するに及んで、学生課長に改める等のことに及んでいる。しかし文理学部長が委員長として会議の議長となること、委員の任期を2カ年とする点などは、最初のままである。

次に一般教育課程の履修規定は、昭和29（1954）年12月27日に至ってようやく定められた。この規程もその後数次にわたる改正が行われたが、一般教育の期間を1年6カ月とすること、講義は教室内の授業1週1回15週の履修をもって1単位とし、実験・実習および体育実技は、3時間ずつ1週1回15週の履修をもって1単位とするという原則に変更はない。

なお現在（昭和39年 - 編者注）の一般教育課程における履修課目は、一般教育科目・外国語科目および保健体育科目に分けて、おのこの履修方法を定めている。すなわち一般教育科目は、次にかかげる3系列にわたり、各系列3科目、12単位、合計36単位以上を必修とし、1科目は4単位を原則としている。

- イ 人文科学系列 哲学・倫理学・心理学・歴史学（日本史・東洋史・西洋史）・文学・音楽・美術
- ロ 社会科学系列 法学・経済学・社会学・政治学・人文地理学・統計学
- ハ 自然科学系列 数学・物理学・化学・生物学・統計学・人類学

また外国語科目は、英語8単位、ドイツ語8単位、計16単位を必修とし、フランス語4単位、ラテン語2単位を随意科目として履修する。

そして保健体育科目については、一般教育課程履修期間内に講義2単位、実技1単位を履修し、専門課程に入ってから実技1単位を履修することとしている。

しかるに昭和36（1961）年ごろより、とくに一般教育課程の管理を、文理学部から独立させて、一般教育部を設置すべきであるという論議がもちあがった。ここにおいて一般教育の方法を再検討して、一般教育の改善をはかるべく一般教育審議会がつくられた。審議会は学長、学部長、各学部から選出された教授2名ずつの委員をもって構成されている。そして審議会は、昭和39（1964）年春に、一応一般教育部独立の結論に達して、これをあたかもこのときに起こってきた文理学部の改組問題に関連せしめつつ、解決の道をはかろうとした。しかし目下のところでは（昭和39年当時 - 編者注）、文理学部の改組問題も、文部省との話し合いの過程にあって、昭和39年度中には解決し難い見通しにあり、一般教育課程の独立もまたあしぶみの状態にあるとみることができる。

2 学生部および学生相談所

大学の教務関係の事務と、学生の厚生補導に関する事務を総括的に行うため、学生部が誕生したのは昭和24（1949）年であった。しかしこの部の名称は他の大学では多く厚生補導部とよばれており、富山大学においてもはじめは、その名称を採用する方針であった。しかるに鳥山学長就任ののち、学生のガイダンスその他学生関係の事務を主とする部であるから、学生部という名称をとる方がよくはないかという提案があり、審議会の議を経て、学生部とすることに決し、学生部長には本学の教授たる人を併任させることとした。

学生部に補導課と厚生課をおき、補導課に補導係と教務係、厚生課に厚生係と保健係をおくこととした。ただし当初は、補導課長が厚生課長を兼ね、係長もまた兼任で発令された。これは旧制の高専校ならびに師範学校から、大学本部に配置換えになった事務関係の定員がすくなかったためのやむを得ざる措置でもあった。昭和35（1960）年3月に至り補導課はその名称を学生課に改め、補導係もまた学生係に改められた。

学生部は大学本部事務局とともに、富山市奥田の薬学部の2階に事務室を設けて呱呱の声をあげた。学生部長のほか、事務官3名と雇員6名の組織にす

ぎなかったが、仕事の分量は相当に多かった。はじめて入学してきた大学の学生のほかに、五つの包括学校の生徒に関する事項もとりにあつかわねばならなかった。また昭和24年、25年のころは、学生生徒の生活も食糧難や住宅難という社会条件のなかで、著しく逼迫していた。学生部の仕事は、これら学生の生活を守りながら、自由で清新発らつたる学究生活にむかわせることが中心であった。

のみならず当時は、大学の行う公開講座や現職教育講座・認定講習に関する事項、あるいは進学適性検査や入学試験の管理なども、実質的に学生部の管理にあった。学生アルバイトのために、野球場に氷店をひらく権利を学生部厚生課がもらったりもした。したがって当時の学生部員の多忙さは、非常なものであった。

昭和33（1958）年6月17日、本部が五福の新築庁舎にうつるとともに、学生部も五福に移転した。

五福のキャンパスには、昭和37（1962）年に文理学部が移転し、昭和39（1964）年には薬学部も移転した。かくて文理・教育・経済・薬学の4学部がここに集まったわけである。学生部の仕事は、これら多くの学生に直接接しながら、学生の課外活動施設の充実、学生寮の管理と統合などに重点をおき、その推進に当たっている。保健室や学生相談室も、すでに設けられて、学生生活の擁護施策を講じてきたが、学生のクラブ活動その他課外活動の実質的な管理は、その質的性格と人手不足から、依然として困難を伴っている。

学生部が、かねて希望してきた、富山大学学生相談所が発足したのは、昭和30（1955）年8月1日であった。学生相談所では、学識と経験のゆたかな教官が学生の相談相手となっている。相談の事項は、学業・精神衛生・経済事情・就職・健康・対人関係・家庭・住居など、学生の生活にとって悩みの種となっているすべての事項におよび、相談相手たるべき教官は、学生自らが選ぶことができる。また相談室は、昭和37年10月、附属図書館の図書整理室の1部を仕切って作られた。1週3回午後3時から5時まで開室する。相談相手たるべき教官は、昭和30年7月8日に制定された学生相談所設置要項の定めるところにより、13名が交代で当たっている。この13名は現在文理学部の教官2名、教育学部5名、経済学

部2名、薬学部1名、工学部2名、医師1名である。

学生相談所は、文部省の厚生補導特別企画の助成をうけて、新入学生に対して精神衛生指導のための人格調査を実施している。この調査は昭和38年度から3年の継続事業として行うものである。調査の方法は Minnesota Multiphasic Personality Inventory (M.M.P.I. 東大版) を用い、新入学生に対して入学時に一斉テストを行うのであるが、この人格調査の目的は、次の三つである。 学生生活の実情に即した有効適切な厚生補導の対策を確立する。 自己の適応能力に対し不安をもち、自信を失いやすい学生に対して、テストによって他の学生の一般的状況と対比しながら、本人の実情を説明して、学生の自己理解を助ける。 精神病ないし精神病質人格の学生については、自己の欠陥を自覚しないのを特徴としており、このような学生に対しては、不適応症状状況を早期に発見して、適宜な措置を講ずること。

3 入学生および卒業生

昭和24(1949)年大学の開設に当たって募集した学生の人員は次の通りであった。すなわち文理学部文学科40名、経済学科100名、理学科60名、教育学部第1中等教育科、第2中等教育科各60名、第1初等教育科40名、第2初等教育科160名、薬学部薬学科80名、工学部電気工学科・工業化学科・金属工学科各30名、合計690名。以上のうち文理学部経済学科は定員80名に対して募集人員は20名多く100名としていた。

学力検査は、国語、社会(一般社会・国史・東洋史・西洋史・人文地理・時事問題)、数学(解析・解析・幾何)、外国語(英語・独逸語)の5教科について行った。そして各教科は1科目ずつ選択して受験させることとし、6月15日より実施した。第1日と第2日は学科試験、第3日は身体検査である。

入学志願者の総数は847名で、第1志望と第2志望を各学部・各学科にわたって書かせてあった。また高校長の内申書はもちろん進学適性検査の成績も加えて選考が行われた。選考の結果636名が入学を許可された。当初は入学許可者の数が募集人員に満たない学科が生じたので、とくに理科系の学部学科で第2次募集を行う必要を生じた。

昭和25(1950)年は、4月1日から入学試験を実

施した。試験の結果、第2次募集の必要を生じた学科があった。ただしこの年から教育学部をのぞき志望学科を一つだけ書かせることとした。またこの年の5月文部省の指示により第2学年の編入試験も実施した。編入試験は主として、旧制の高専および師範の卒業者のためのものであった。編入試験を実施したのは文理・教育・薬学の3学部であった。

昭和26(1951)年の志願者は全体で1,833名となって、飛躍的に増加したが、しかしそれでも募集人員をはるかに下まわる合格者しか得られない学科があった。

昭和27(1952)年には、文理学部経済学科が105名、工学部金属工学科に機械工学を専攻する学生をあわせて40名募集した。志願者の総数2,345名、入学者561名であった。

昭和28(1953)年には文理学部理学科の志願者に甲と乙の別を設け、甲40名、乙20名とした。乙というのは医学進学課程であった。この年の学力検査は5教科のうち国語と外国語は1科目であるが、社会と数学と理科はそれぞれ2科目を選択させ、合計8科目について行われた。志願者は減じて1,511名、合格者は593名であった。

昭和29(1954)年には、28年に文理学部から独立して設けられた経済学部が160名を募集し、教育学部の募集人員にも若干の変動があった。学力検査は5教科のうち、国語・数学・外国語は各1科目、文科系志願者は社会を2科目、理科1科目、理科系志願者は理科を2科目、社会1科目計6科目について行われた。志願者の数は2,796名に増加した。

昭和30(1955)年には文理学部理学科の甲乙の別をやめ、教育学部の各科の募集人員に若干の変動があった。教育学部のこの変動は、第2中等および第2初等の募集人員を減じ、第1中等および第1初等の人員を増加するというものであった。またこの年機械工学専攻の学生を30名募集した。学力検査は国語・数学・外国語各1科目のほか、文科系志願者に社会1科目を課し、理科系志願者に理科1科目を課して計4科目について行った。志願者総数4,027名、合格者642名であった。したがって合格者に対する志願者の倍率は極めて高く、薬学部薬学科のごときは16倍の高率になった。

昭和32(1957)年、学力検査は、5教科各1科目、計5科目という最初の方法に帰った。身体検査につ

表12 富山大学入学志願者数および入学者数一覧表

学部	学科	入学年度 員数	昭24		26		28		30		32		34		36		38		39	
			志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数	志願者数	入学者数
文理学部	文 学 科		37	37	80	40	54	27	299	53	175	34	196	46	337	42	408	46	342	37
	理 学 科(甲乙)		89	57	114	42	39 81	18 24	146	32	115	27	198	58	270	60	329	62	286	60
	経 済 学 科		160	103	442	110	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計		286	197	636	192	174	69	445	85	290	61	394	104	607	102	737	108	628	97
教育学部	初 等 教 育 科 (第1初等教育科)		25	41	79	35	74	52	236	68	243	69	253	59	212	66	243	73	359	77
	中 等 教 育 科 (第1中等教育科)		145	57	229	45	206	46	472	70	261	57	232	40	234	54	387	61	417	59
	第2中等教育科		105	60	108	36	92	35	84	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	第2初等教育科		53	111	96	91	154	74	339	78	109	32	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計		328	269	512	207	526	207	1,131	235	613	158	485	99	446	120	630	134	776	136
経済学部	経 済 学 科		-	-	-	-	343	146	937	141	845	142	654	142	1,506	145	1,422	151	1,096	144
薬学部	薬 学 科		102	77	480	80	262	80	1,039	80	861	82	680	78	676	80	633	80	479	80
工学部	電 気 工 学 科		42	30	98	31	80	30	188	27	244	27	228	40	310	40	188	40	171	40
	工 業 化 学 科		48	31	75	27	52	28	122	32	188	29	204	40	388	60	162	58	210	60
	金 属 工 学 科		41	32	32	18	74	33	165	42	129	27	200	40	277	41	116	37	112	40
	機 械 工 学 科		-	-	-	-	-	-	-	-	207	28	269	50	362	50	201	50	199	50
	生産機械工学科		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	121	40	127	40
	小 計		131	93	205	76	206	91	475	101	768	111	901	170	1,337	191	788	225	819	230
合 計			847	636	1,833	555	1,511	593	4,027	642	3,377	554	3,114	593	4,572	638	4,210	698	3,798	687

〔備考〕 1 昭和28年度経済学部設置
 2 昭和31年度以降教育学部第2中等教育科学生募集停止
 3 昭和34年度以降教育学部第2初等教育科学生募集停止

いては、健康診断と名称を改め、健康診断証明書の審査をもってこれにかえることとした。昭和34(1959)年工学部の電気工学科・工業化学科・金属工学科の各40名、機械工学科50名を募集することとなった。そして36年(1961)には工業化学科60名、38年度には生産機械工学科40名を募集した。昭和38(1963)年の募集人員はトータルで735名となった。志願者の数は、昭和37(1962)年が4,908名で最高を示した。この年の倍率の最高は、文理学部文学科で11倍であった。

昭和39(1964)年の志願者は3,798名で、合格者は687名であった。学力検査は高等学校における教科課程の改正にともなって、変化しており、また科目数も学部学科によって違いを生じている。

次に富山大学は発足以来今日までの間に、4年課程の学生5,642名に卒業証書を授与した。専攻科修了者は22名。その他に教育学部の2年制の修了者が964名ある。ただしこの数は包括された諸学校および経営短期大学部の卒業生を含んでいない。

第1回の卒業式は、昭和28年3月29日蓮町の文理学部の講堂で行われた。この卒業式は2年課程の修了者に対しては第3回の証書授与式であった。この日卒業証書を得たものの内訳は、文学士27名、理学士27名、教育学士83名、経済学士119名、薬学士68名・工学士69名、計393名であった。この日は鳥山学長の式辞、文部大臣の告辞のほか、富山県知事をはじめ来賓の祝辞があり、学園は厳粛なうちにも第1回卒業生を社会におくり出すよるこびの空気につつまれた。

第2回は昭和29年3月29日に卒業式を行ったが、第3回以降は例年3月20日に卒業式を挙行することとなっている。ただし昭和39年は3月19日に挙行了た。また卒業式をあげる場所は、はじめ蓮町の文理学部講堂であったが、昭和31(1956)年11月五福のキャンパスに黒田講堂が竣工落成したので、昭和32年の第6回卒業式以降は、この講堂で行われている。

いま昭和38年の第12回卒業生の数をみると、583名である。これを第1回卒業式の393名に比較すれ

表13 卒業生数一覧表

卒業年度		昭27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
学部学科													
文理学部	文 学 科	27	31	32	35	29	33	45	49	40	40	51	47
	理 学 科	27	14	5	10	16	20	23	27	23	41	55	55
	小 計	54	45	37	45	45	53	68	76	63	81	106	102
教育学部	初等教育科	30	27	30	30	41	57	64	64	70	64	52	40
	中等教育科	53	58	49	44	51	62	65	67	62	58	46	49
	小 計	83	85	79	74	92	119	129	131	132	122	98	89
経済学部	経 済 学 科	119	92	89	104	131	127	128	138	145	136	136	127
	小 計	119	92	89	104	131	127	128	138	145	136	136	127
薬 学 部	薬 学 科	68	75	70	74	72	75	80	74	76	74	79	80
	小 計	68	75	70	74	72	75	80	74	76	74	79	80
工 学 部	電気工学科	24	20	28	30	30	25	28	24	26	39	38	40
	工業化学科	25	25	23	27	22	22	26	29	28	37	41	41
	金属工学科	20	25	15	37	13	18	18	25	23	34	38	46
	機械工学科	-	-	-	-	12	21	17	29	22	48	48	58
	生産機械工学科	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	69	70	66	94	77	86	89	107	99	158	165	185
合 計		393 (21)	367 (14)	341 (30)	391 (51)	417 (63)	460 (79)	494 (108)	526 (96)	515 (116)	571 (151)	584 (132)	583 (142)

〔註〕 1 本表は、当該年度中の卒業者数を示す
 2 () 内の数は女子で内数
 3 経済学部の昭和27年度卒業生数は同年の文理学部経済学科卒業生とを示す

表14 専攻科修了者数

専攻科名	修了年度	昭30	31	32	33	34	35	36	37	38	計
経 済 学 専 攻 科		-	-	-	-	4	1	1	1	-	7
薬 学 専 攻 科		2	4(1)	2(2)	1	1	1	-	3	-	14(3)
工 学 専 攻 科		-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
計		2	4(1)	2(2)	1	6	2	1	4	-	22(3)

〔註〕 () 内は女子で内数

表15 第二中等教育科、第二初等教育科修了者数(2 年制)

学部学科	修了年度	昭25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	計
教育学部	第二中等教育科	59(26)	56(22)	39(22)	37(22)	37(22)	29(22)	20(11)	1	-	-	278(147)
	第二初等教育科	100(55)	65(14)	78(44)	62(37)	67(55)	100(75)	75(56)	92(73)	33(25)	14(10)	686(444)
計		159(81)	121(36)	117(66)	99(59)	104(77)	129(97)	95(67)	93(73)	33(25)	14(10)	964(591)

〔註〕 () 内は女子で内数

表16 大学院薬学研究科入学者数

研究科名	入学年度	昭38	39	計
薬 学 研 究 科		14	15(1)	29(1)

ば、年度卒業者の数も1.5倍になっている。それは学部学科の増設等によることでもあるが、より多くの人材を世に送り出すに至ったところに、大学の歩

みの跡をみることができるわけである。

これらの卒業生は、いまや社会の各方面で活躍しつつ、文化の向上につくしている。

4 学生の補導とその機構

学生の補導ならびに厚生に関する事項を審議し、あわせて各学部との連絡をはかる目的をもって、補導協議会が設けられている。補導協議会の規程は、昭和24(1949)年8月5日に制定され、8月1日から実施された。そのメンバーは、学生部長、各学部の補導委員会委員2名ずつ、それに学生課長と厚生課長によって構成されている。

昭和24年学生部の発足当初の補導委員会は、毎週土曜日の午前中に開かれ、学生の学内団体結成に関する事項、バッジの制定、寮生補導の基準、学生の守るべき守則、専門部会としての文化部会および体育部会の規程などの審議に忙殺された。この文化部会と体育部会は、昭和24年8月に成立し、いまにいたるまで学生の正課以外の活動の補導に当たっている。学生に対する奨学金に関する事項や健康や保健に関する基本的な事項の審議は、当初以来補導協議会で行われてきている。

学生の課外活動のうち、1学部内に限られているものについては、学部補導委員会のとりあつかいになっている。しかし2学部以上の学生にわたって行われる活動、または1学部の学生の活動であっても、影響するところが大きいあるいは全学的に深い意義を有する事項については、やはり補導協議会の審議によって補導が行われることになっている。このような申しあわせと慣行ができあがるまでには、学生の課外活動に対する取り扱いの経験が基礎になっているのである。

昭和24年5月、大学が発足した当時は、大学の学生として守るべき守則の定めはなかった。したがって学部は、旧制の高専や師範学校におけるまちまちな生徒守則を準用しているにすぎなかった。補導協議会は、そこでとりあえず「学生の学内団体届出に関する規程」を審議し、これを各学部共通に適用することとした。この規程はさらに審議会の議をもって、24年9月9日に制定をみたが、学内団体の届出は規制しても、学外団体との関連がある場合などについては何等の規制がなかった。ところが実際上は政党の校内支部があったりして、この規程だけでは、学生団体の取り扱いに不備がすくなくないことが判明した。ここにおいて学生の生活の諸方面にわたる

事項について守則を定めることとなった。「学生の学内諸団体届出に関する規程」は9カ条であったが、「学生守則」は18カ条となり、24年11月18日の審議会において承認され、制定された。同時に前の規程は廃止されるに至った。

5 学生の厚生とその施設

終戦後の混乱とインフレの進行は、学生・生徒の生活を窮乏におとし入れ、生活必需物資の入手を非常に困難ならしめた。教職員と生徒が学校内に消費組合を結成して、学用品や食料品・衣料品および日用雑貨等の共同購入を行って、安く分配することをはかった。消費組合は、本学が発足以前、旧制の高専や師範学校において既に設けられていた。

すなわち富山高校では、昭和21(1946)年6月教職員と生徒をもって消費組合を結成し、購買部を設け、これを直営した。24(1949)年9月文理学部消費組合に改組し、学生教職員547名が1口100円の出資金を出しあい学部長を組合長とし職員と学生の代表が役員となって事業をはじめた。25(1950)年、26(1951)年ころの購買部の供給実績は年額120～140万円に達し、業務は一応順調に進んだ。しかしやがて購買部が一部学生の溜り場に化したという批判が起こり、また資金の不足から営業不振に陥り、32(1957)年3月には遂に解散のやむなきに至った。しかし消費組合が業者に委託経営にした理髪店は、組合の解散ののちも業を続け、37(1962)年文理学部の五福移転まで存続した。

富山師範学校では22(1947)年4月、男子部の職員95名で消費組合を結成した。もと連隊兵舎の一室で文房具や日用雑貨や野菜などを安い価格で供給した。26年6月に至り教育学部長を組合長とし、職員92名、学生360名をもって、教育学部消費組合に改組し、一口100円の出資金を出しあった。26年度の供給高は112万円に達し、31年度には206万円余にのびた。32年に経済学部・附属図書館・大学本部が五福のキャンパスに移転したから、学生および教職員約900名の利用に応ずることとなった、しかし37年4月に、富山大学生生活協同組合が創立されたので、教育学部消費組合は解散し、従業員および手持の在庫品をこの生活協同組合に引き継いだ。

富山薬学専門学校では、20（1945）年11月に教職員生徒をもって消費組合を結成した。出資金は職員が1口150円、生徒は1口100円で、生活必需物資や学用品の供給を行った。大学が発足して薬学部になってからは、26年3月に職員のための薬学部消費組合に切り替え、厚生補導係の部屋で事業を続けていたが32年に解散した。高岡工業専門学校では、22年4月、生徒と教職員が別個に消費組合をつくった。工学部になってからは職員のための組合が存続して、パンや牛乳や煙草を販売した。それは38（1963）年の秋、富山大学生活協同組合高岡支部ができるまで続いていた。

これらの旧高専や師範の組合は、いずれも任意組合として結成され、物資の不足な時代において、不満足ながら学生および教職員の福利厚生を補った。昭和37年4月文理学部が五福へ移転する機会に五福のキャンパスに学ぶ学生の厚生施設として食堂を設ける計画がたてられ、36年度の文部省予算で、もと連隊の煉瓦造りの建物70坪を食堂および理髪店に改装した。

このころ学生の間に生活協同組合設立の運動が、全国的に起こっていた。本学でも文理・教育・経済の各学部の学生の間に、文理学部の五福移転を機会に、大学生生活協同組合を結成しようという熱心な運動がもりあがった。36（1961）年7月これらの学生は、富山大学生協設立準備委員会を結成し、夏の休暇のうちに他の大学生協の実態調査を行い、9月には具体的な計画案を作製した。7月以後学生部は、これら準備委員の学生と十数回に及ぶ談合を続けるとともに、補導協議会や事務協議会にもこの問題を上程して、その審議をもとめた。会議では、既存の業者の営業権の補償の問題、生協の経営が成り立つか否かの問題、学生役員の学業に及ぼす影響の問題などが考慮され、生協は売店のみを直営して、食堂は業者の委託経営にするのが望ましいという意見にまとまった。学生部はこの見解を学生の準備委員に伝えて説得につとめたが、学生は食堂も生協の経営にしたいと要望した。かくて昭和37年1月に補導協議会の委員と学生の準備委員との意見交換会を行い再検討した結果、条件づきで学生準備委員の主張を認めることに決した。補導協議会の結論は、3月2日の評議会に報告され、評議会は生協の設立をみとめ、食堂・売店ともに生協の経営とすることを決定

した。

その後教職員と学生の生協設立発起人会ができ、数回にわたる審議を経て、設立総会開催の準備が整った。4月20日黒田講堂において創立総会が開かれ、提出の議案すべてが承認された。直ちに県知事宛に設立認可申請書を提出するとともに、登記をすまして、ここに正式に富山大学生生活協同組合が発足した。組合は学生部長を理事長とし、学生が常任理事となり、食堂と購買部と食品部を直営し、理髪部は業者に委託経営させることとした。37年11月には、書籍部、38年11月には工学部支部を開設した。業績は順調にのびている。

39（1964）年4月薬学部が五福に移転したので、学生および職員数がさらに増加し、食堂の利用はさかんになって混雑を伴った。15坪の仮設店舗を設けて食堂の拡充をはかり、組合員の便宜をみたすよう努めているが、なお十分ではない。生協は、いま（昭和39年 - 編者注）創立3年目を迎え、学生と教職員の福利厚生施設の中心的存在になった観がある。

次に学生の寄宿寮の歴史をたどりたい。旧高専と師範学校は、それぞれ寄宿寮をもっていた。

すなわち富山高等学校の青冥寮は、大正15（1926）年5月に建てられ、年々100名前後の生徒を収容してきた。そこでは特有の学校生活が展開された。戦時中に学徒動員の関係より富山市柳町の民家を借りて、第2青冥寮を設けたが、昭和20年8月戦災で焼



蓮町の青冥寮



思明寮

失した。寮生は20年9月婦負郡八幡村草島の日本海ドックKKの寮を借りて、ここに移転し、23(1948)年10日まで居住した。青冥寮は、高校の思い出深い寮歌と伝統をそのまま、24年文理学部にひきつがれた。

富山師範学校は全寮制をとっていたが、20年8月戦災で校舎・寄宿舎のすべてを焼失した。全寮制は保たるべくもなかった。男子部予科生は学徒勤労動員で日本海ドックの草島の寮を、教室と寄宿寮にあてた。21年10月には不二越鋼材工業KKの寮に移転した。本科生は戦災後県下数力所にわかれて授業をうけたが、21年6月五福の第35連隊焼残りの兵舎で授業することとなり、一時馬小屋を改造して寮に充てたが、のちに連隊本部の建物に教室・研究室・教官宿舎とともに移り、ここに思明寮の看板を掲げた。大学の発足とともに、寮歌「ぼぷらのはずれ」とともに、思明寮は教育学部の男子学生にひきつがれた。

女子部は20年9月不二越鋼材工業KKの寮2棟を借りて、これを教室や寄宿舎にあてた。寮は戦災直後1カ月の間、堀川本郷の寺院を借りたりしたが、校舎が西田地方の男子部跡や五艘の富山商業の校舎を転々とするにつれて、寮もまた転々とした。

しかし24年2月には五福の構内に紫苑寮が新築され、同年6月約40名を収容して、教育学部にひきつがれた。

富山青年師範学校は、21年中新川郡雄山町に移転したが、23年9月に至り民家を購入して清風寮と名づけ、ここに十数名を収容して生徒の寮とした。26年4月に五福移転とともに清風寮は閉鎖された。

富山薬学専門学校も昭和20年の戦災で全校舎を焼失した。蓮町の富山高校に間借りして授業をはじめたが、生徒の下宿先を確保するために20年10月、西

の宮の日本海ドックKKの寮を借りて、ここに40数名を収容し、はじめて遠久栄寮の看板を掲げた、会社の都合で、同社の草島の寮に移ったが、23年11月に至り、東岩瀬古志町の保土ヶ谷化学KKの寮235坪を購入してここに移り、毎年60名近くの学生・生徒を収容してきた。薬学部につけられている。

高岡工業専門学校の仰嶽寮は、大正14(1925)年10月高岡高等商業学校の寮として建てられ、3棟120名定員のものであった。この寮は昭和18(1943)年ごろ、設備のよいこと、寮生生活の規律正しいことで知られていた。しかし23年ごろ工専の入寮生がすくなくなり、1棟は模様替えの上、教官の宿舎に転用された。工学部の発足とともに、高商時代の寮歌もろとも学部にはひきつがれ、2棟80名定員の寮としていまに至っている。

以上のようにして、高専と師範の寮は大学にひきつがれ、主として県外から富山大学に学ぶ学生の寮となった。多くの学生の下宿先を確保することは容易でなかったし、寮の生活は下宿に比して経済的に安あがりの一面もあって、入寮希望者は定員をこえる状況が続いた。かつては寮が訓育の場であるとされたが、戦後は学生の厚生施設にすぎぬという考えが強まった。寮の電気料や、炊夫の人件費を学校側で負担したのも、困窮する学生生活に援助を送るためであった。しかるにそれらの経費が予算を上回って教官研究費や学生経費を圧迫する傾向をまねがれなかった。一方寮生だけが他の通学生にない恩恵を得るのは不均衡であるという理由もある。電気料や炊夫の人件費は、寮生が負担すべきであるということになるが、この点はまだ未解決のままである。しかし青冥寮では、寮生が炊婦2～3名を雇傭して代金を支払っており、思明寮では38年度から電気料の半額を負担している。39年度には学部別でない統合寮が新築される。統合寮では経費の負担区分について、明確な基準が設けられ、電気料や炊夫の雇傭代金の問題は解決に達することとなる。

入学生のうち県内生の数が県外生のそれに比してしめる比率は、近年漸次すくなくなっている。36年度以降は全入学生の約40%が県外出身者である。また女子寮をもたない薬学部の入学者は、漸次県外からくる女子が多くなっている。男子寮も女子寮ともに拡充が要望されるわけである。幸いにして39年

度に文部省予算を得て、316名を収容し得る新しい統合寮の新築工事の第1期工事がはじまる。場所は五福のキャンパスの南方約2キロ、もと連隊の実弾射撃場あとの約5,000坪の敷地に統合寮1,311坪が建てられることとなる。工事が完了すれば、660名の学生を収容することが可能になる。

寮生の補導については24年9月15日に、寮生補導に関する基準が制定されている。それには管理は各学部長が担当し、補導のためには寮補導委員をおくこととしている。しかし37年文理学部の五福移転とともに青冥寮も、五福に移った。五福にはいま（昭和39年—編者注）青冥・思明・紫苑の3寮があり、学生部長がこの3寮の管理に当たっている。また文理・教育・経済の3学部から、それぞれ2名の教官に、寮補導委員を委嘱している。

時代の推移とともに、学生寮の性格も変わった。人間形成の場から、単なる厚生施設に傾斜せざるを得なかった。しかし新しい統合寮は、清新で自由で、しかも自律的な人間形成の場になることを期待されている。

6 就職斡旋と学生アルバイト

本学学生および卒業者に対し職業に関する補導ならびに内職就職の無料斡旋を行う目的をもって、昭和24(1949)年9月26日富山大学職業相談所（所長は学生部長）が設置され、各学部に事業所を設け、各1名の職業補導担当者がおかれた。また学生生徒の職業補導、求人先の開拓、学生生徒の内職、学生生徒および卒業者の就職等につき審議するため、各学部職業補導委員会を設置した。

昭和28(1953)年後期、朝鮮事変休戦に伴い経済恐慌が深刻化して、民間企業の大学卒業者の求人が減少し、新制大学卒業者の増加と相まって、卒業者の就職は困難をきわめていた。29(1954)年12月とりあえず当面の緊急措置として、都道府県を中心とし、大学および経営者団体が相互連係して、一般企業への就職促進を図るため、労働、文部両事務次官通牒による学生就職対策本部設置要綱に基づき、経営者団体を通じて行う雇傭勧奨、学生就職対策本部における職業安定機関および大学等の行う求人確保方策、啓発広報等が企画的に行われてきた。

富山県においても、県・富山大学・富山県市町村会・富山県商工連合会・富山県経営者協会および富山県教育委員会で構成する学生就職対策富山県本部が設置され、本部長に知事、副本部長に県経済部長および富山大学学生部長を充て、30(1955)年1月17日第1回協議会を開催した。爾来毎年県内主要事業所雇用主との懇談会ならびに同本部協議会を開き、卒業者の一般企業への就職促進に努めてきた。

27(1952)年12月6日文部省が主催した学生就職問題連絡協議会を契機として、大学と産業界の連絡の緊密化と就職促進に資するため常置的な地区別連絡協議会を設置することになり、28年5月東海北陸地区学生就職問題連絡協議会が第1回総会を名古屋市商工会議所において開催したが、本学は30年5月都合により脱会し、関西学生就職連絡協議会に加入した。

また財団法人学徒援護会の発行する「採用のための大学案内」にも資料を掲載し、卒業者の就職促進に努力を続けている。在学中の学生も父兄の経済負担を多少なりとも軽減するため学資の一部をアルバイトで賄うという状態を余儀なくされてきた。

学生アルバイトの実情は、33(1958)年に実施した調査の結果によれば、「アルバイトをしなければ学業が続けられない」という者は21.2%、「アルバイトがあればするが、しなくても差支えない」という者は41.9%、「アルバイトをしなくてもよい」という者は36.9%で約2割の学生はアルバイトをしないと学資に困ると回答している。しかし約6割余の学生が何等かのアルバイトをしているわけで、学生の経済生活の上に、アルバイトが如何に重要な役割を果たしているかがうかがえる。アルバイトの職種の主なものは、家庭教師・夏季学校講師・事務補助・競輪場要員・土工・世論・能率調査・測量補助・運搬配達・筆耕および雑役などで、アルバイト従事者数の約半数が家庭教師であることが目だっている。

24年財団法人学徒援護会が「国土開発のため緊要な治山治水、公共建設等の事業に青年学徒に従事させ、生活体験を通じて国土愛護と勤労の精神を養う」という趣旨で実施した国土開発学生キャンプ事業には、本学学生が29年から33年まで、毎年7月20日～8月10日の期間に20数名が参加し、下新川郡朝日町笹川作業所や東砺波郡平村杉尾作業所外数力所で、人肩運搬、土砂掘さく、コンクリート工事などに従

事した。

また厚生課が管轄して27年から30年まで、県営陸上競技場および野球場で清涼飲料・飴菓子類・煙草雑貨類などの販売を行い、文理学部・教育学部では24年から29年まで教材・教科書の謄写印刷による製冊に、アルバイトとして学生に従事させるなど、学生の福利厚生増進に努めた。

アルバイトの1日報酬額は24年ごろ、家庭教師を除く職種で100円～200円家庭教師が1カ月（週2回）1,000円～1,500円であったが、年を経ると共に報酬額も徐々に増額し、15年を経た39（1964）年では、家庭教師を除く職種で1日500円～1,000円、家庭教師が1カ月（週2回）3,000円～4,000円となっている。

7 学生の健康管理と奨学援護

大学発足以来学生の健康管理は各学部の厚生補導係が直接担当し、学生部の厚生課が各学部の連絡調整の役を果たしてきたが、学部では保健室を設け非常勤の校医および常勤の看護婦を配置し、学生の健康相談に応じたり、登校中のけが、または病気等の応急処置をする外、毎年春に校医および市内の病院または開業医の医師・看護婦の協力を得て学校保健法に基づく検査項目の定期的健康診断ならびに臨時に寮生や運動部選手、要注意学生の健康診断等を実施してきた。

学生の健康管理のうち、とくに重要な項目の結核性疾患の早期発見のためのレントゲン間接撮影は学生部が直接実施計画を立て、各学部毎に行ってきた。当初大学にレントゲン間接撮影装置がないので日赤富山支部に依頼して装置を大学に運び学生・教職員のレントゲン間接撮影を実施し異常者については、さらに直接撮影を行って結核の早期発見に努めた。

昭和27年度に文部省からレントゲン間接撮影装置購入予算の配付を受けたため学生部に初めて1台を備え付け、厚生課保健係および非常勤のレントゲン技師が各学部の撮影を実施してきた。さらに30年度には2台を購入し、教育学部および工学部の保健室に備え付けた。また最初の装置が10年を経過し、かなり性能も低下したので37（1962）年設備更新の予算を得て、能率のよい軽量のコンデンサー式レントゲン間接撮影装置を購入し、五福構内に移転した文理学部校舎内のレントゲン室に備え付けて五福構内

の学生、教職員の結核性疾患の早期発見を期してきた。

当初健康管理のための国の予算は少なく、十分な活動ができないので24（1949）年9月補導協議会にはかり学長の決裁を得て、学生が入学時に1人当たり200円の保健費を34年度まで徴収してきた。この保健費は学生の伝染病予防接種経費および保健厚生施設の補助ならびに保健厚生に関する緊急事業等に使用してきた。35年度からは大学後援会から学生保健衛生補助費として毎年11万円、38年度から15万円の補助を受け、保健室の救急薬品および衛生材料の購入、寄宿寮の下水、便所、炊事場の消毒、炊事人の検便経費等にあててきた。

発足以来病気療養を理由にする休学者は、次の表のとおりである。

表17 年度別病気休学者調（自昭和24年度
至昭和38年度）

年度別	人員数	病 名 別			
		呼 吸 器 系 疾 患	消 化 器 系 疾 患	精神神経系 疾 患	そ の 他
昭和24年度	7名	5名	1名	0名	1名
25	13	11	1	0	1
26	24	19	1	2	2
27	24	18	1	4	1
28	35	24	1	5	5
29	35	23	2	7	3
30	34	20	3	9	2
31	15	5	2	5	3
32	18	8	0	5	5
33	21	9	1	7	4
34	18	4	2	8	4
35	14	3	2	5	4
36	12	3	0	6	3
37	13	1	1	7	4
38	14	1	1	5	7
計	297	154	19	75	49
比率		51.8%	6.3%	25.3%	16.8%

この表が示しているように肺結核などの呼吸器系疾患が最も多く、次が神経衰弱または精神分裂症等の精神系疾患が約4分の1を占め、比較的長期療養を要する者が見られる。

ことに結核性疾患が30年度まで20数名いたのが以後

急に減っているのは、学生の健康管理の重点として実施している結核性疾患の早期発見のためのレントゲン撮影の徹底と、学生の結核に対する理解と初期治療の結果を原因の一つとしてあげることができよう。

しかし現在実施のレントゲン間接撮影の受診率が92%であることは残念なことである。なお病気休学者の4分の1は精神系疾患で年々余り変わらない数を示し、全学生の0.2～0.3%に当たるわずかな人数であるが減らないのは今後の問題である。

これら精神衛生の管理を目的の一つとして、学生相談室が37年10月から設置されたが、構成人員施設等いまだ十分ではない。毎年何人が結核や精神病によって修学半ばにして退学するものが出るのを見るにつけ、健康管理の重要さが痛感される。39年度には工学部を除く大学の五福集中も一応完了したので、五福構内に健康管理施設として保健管理センターを設置すべく文部省に40年度概算要求し、施設とともに専任の医師、レントゲン技師、定員を確保し健康管理の徹底を期する計画である。

昭和30（1955）年7月に本省が全国の国・公・私立大学学生を対象に学生健康保険組合を造る計画を立て、各大学の意向調査が行われたが、一部の反対があつて遂に実現しなかった。

しかしその後一部の大学に独自の学生健康保険組合ができた。本学も学生の疾病負傷の際相互救済し、医療費の負担を軽減することを目的に34（1959）年4月1日に富山大学学生健康保険組合を結成し、34年度入学生から適用することとして開始した。組合

費は年額500円として入学時に4カ年分納入し、歯科および初診料、入院の際の食費などを除く総医療費の半額を給付する。ただし、1年間給付額は15,000円までという条件である。38年度までの医療費給付実績は表18のとおりである。

この表の示すように、約4分の1の学生が組合を利用し、5年間の医療費給付総額は437万余円に達し、組合員1人当たり平均1カ年間552円の医療費給付を受けている。37年度には医療費の値上りの結果、7万円余の赤字、38年度も引続き赤字が出る可能性が予想され、39（1964）年1月24日組合の理事会にはかり赤字対策として39年度入学生から組合費を年額700円1年間の医療費給付制限額を20,000円に引上げ、38年度以前の組合員の医療費給付率を半額より5分引下げ、4割5分給付に改正することに決定した。その結果39年7月現在では、運営上ほぼ健全な状態を示してきている。

次に学生に対する奨学と援護について経過をのべる。

奨学金の制度には、日本育英会のものと、その他のものがある。

昭和18（1943）年10月創設された日本育英会の奨学生には、本学開学以来多数の学生が採用され、その奨学金の貸与を受けてきている。24年度には旧高専の継続者40名と新規採用者24名をあわせ、計64名が採用された。以後毎年奨学生の採用があり、39年7月まで延べ人数13,760名、在籍学生の4割余の学生が34,204万円の奨学金の貸与を受け、貸与の金は

表18 富山大学学生健康保険組合の医療費給付額

年度別	組合員数	利用者数	利用率	医療費給付金	件数	組合員1人 当たり件数	1件当たり 給付金額	組合員1人 当たり 給付金額	医療給付で金額の多い病名と給付金額				
									1	2	3	4	5
年度	名	名	%	円	件	円	円	円	虫垂炎	鼻炎疾患	呼吸器疾患	関節捻挫打撲症	眼疾患
昭34	561	207	36.9	344,223	502	0.89	685	613	53,924 ^円	42,881 ^円	34,004 ^円	25,950 ^円	22,285 ^円
35	1,091	308	28.2	533,788	710	0.65	752	489	鼻炎疾患	虫垂炎	呼吸器疾患	眼疾患	消化器疾患
									80,588 ^円	53,083 ^円	44,418 ^円	36,596 ^円	35,614 ^円
36	1,675	406	24.2	868,344	947	0.56	917	518	虫垂炎	消化器疾患	鼻炎疾患	眼疾患	関節捻挫打撲症
									119,702 ^円	87,137 ^円	74,820 ^円	71,168 ^円	61,109 ^円
37	2,245	577	25.7	1,321,025	1,332	0.59	991	588	虫垂炎	鼻炎疾患	消化器疾患	精神神経疾患	関節捻挫打撲症
									139,767 ^円	133,731 ^円	131,452 ^円	97,123 ^円	80,508 ^円
38	2,358	564	24.0	1,310,037	1,228	0.52	1,067	555	鼻炎疾患	皮膚疾患	虫垂炎	消化器疾患	関節捻挫打撲症
									194,724 ^円	140,970 ^円	133,273 ^円	120,405 ^円	114,133 ^円
計	延 7,930	延 2,062	26.0	4,377,417	4,719	0.59	927	552					

戦後における学生生活の支柱となった。

奨学生の選考、推せんなどの事務を処理する機関として、24（1949）年10月学内に日本育英会富山大学委員部を設け、委員部は学長および補導協議会委員をもって構成された。以後学生の間から奨学生志望者を募集し、補導協議会で育英会の推せん基準に基づき選考してきた。英才育成と教育の機会均等との二つの思想のいずれに重点をおくか、すなわち学業成績優秀か、困窮度かが論議せられ、この2点の調和をはかりつつ選考が進められ、適格者を推せんしてきた。

24年度は全学部一般奨学生として採用されたが、25年度に義務教育教員に多数の優秀な人材を招くことを目的に教育学部の学生を対象として教育奨学生の制度が設けられ、一般奨学生とは別枠になり採用率も幾分高く優遇された。教育奨学生は当初1、2年次生の間貸与され、2年終了すると満期となり、改めて出願し選考の上一般奨学生として採用になった。しかしその場合全員が採用にならず、学資計画に支障が生ずるものが出て不満を訴える例が多く、育英会に善処方を要望していたところ32年度から一般奨学生と同様に4年間貸与せられることになった。

終戦直後の混乱とインフレの激化で、学生のなかには生活費や学資を得るため過度のアルバイトをして勉学が妨げられるものがあった。それらのうち、とくに学問研究を志す学生に対し、特別奨学生の制度が24年1月から設けられ、学術研究に適する特に優秀な生徒に対し、特別額の奨学金を貸与し、勉学に専念しうる道が講ぜられ、25年度に3名採用された。

しかし28年度以降、特別奨学生は大学院学生のみを対象とすることに変わった。

奨学金は育英会創立当初必要にして十分な生活費および学費の全額を貸与する建前であったが、戦後の急激なインフレの進行に伴い学生の生活費は急上昇したので、数回に及ぶ引上げが行われた。即ち24、25年ごろは月額1,800円と2,100円であったのが28年度には一律2,000円の外1部2,500円の特別増額と変わり、38年度から2,500円と3,000円の2種に引上げられた。年々物価は値上りし、学生の経済生活は圧迫され、奨学金は学費の何割かをまかない得る程度となり、かなりの奨学生がアルバイトをして不足の学資を稼いでいる状況であった。

33年度から特に優秀な素質、能力を持ちながら、経済的理由によって高等教育を受けることの出来ない人材を育成する特別貸与奨学生制度が生まれ本学には36（1961）年4月に特別貸与奨学生95名が入学した。貸与月額は自宅通学生と自宅外通学生とに区別され、当初4,500円と7,500円であったが38年度から5,000円と8,000円に増額せられた。また39年度には義務教育教員の質的向上をはかり教員として資質優秀な学生を教育学部に誘致することを目的に教育特別奨学生の制度が生まれた。

奨学生の補導は各学部補導委員が担当し、学業成績の向上、奨学金の適正な使用、卒業後の返済義務の自覚などにつき適切な指導助言が行われてきたが、毎年何人かの奨学生が取得単位不足のため進級出来ず1カ年支給停止を受ける事例を見たのは甚だ遺憾であった。

奨学金は初めのうち厚生課および学務係が保管し、毎月奨学生に交付してきたが、27（1952）年4月から金銭出納の適正、事務の簡素化・能率化をはかるため会計課および会計係が奨学金の受払、交付事務を担当することとなったが奨学生数と貸与金の増大するに伴い、34年度から北陸銀行から毎月10日前後に行員が出張してきて、直接奨学生に交付してきた。

日本育英会の外に戦前から育英奨学事業を行ってきた団体があったが戦後漸次増加してきた。本学では27年度に初めて富山県奨学金あるいは富山県母子福祉資金の貸与を受ける学生が10名入学した。これら育英事業団体が増えると共にこれらの奨学生も多くなり、32年度以後は毎年20数名が入学し、27年度以後現在まで奨学生に採用されたのは24団体、215名に達した。これらの奨学金は大部分月額3,000円であるが、5,000円貸与されるものもある。

また学資金の極めて困難な学生に対して、授業料減免と分延納の制度がある。昭和24年3月15日付文部省事務次官通知「授業料減免内規準則」に基づき、同年10月15日補導協議会において授業料減免選考委員会規程を審議制定し、本学学生で経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められるもの、あるいは本人または学資給与者が風水害、火災等の災害を受け授業料の納付が困難と認められるものは、毎年前後期毎に本人の申請を受け付け授業料減免選考委員会の選考を経て、学長が

各期の授業料の免除または徴収猶予の許可を与えている。免除総額は本省の指示するその年度の授業料総収入見込額の4.75%の範囲内で決定される。人員は僅かではあるが経済的に困っている学生には一つの援護となっている。24年度以後39年度前期分までの免除許可者は延べ2,600余名に達している。

なお35(1960)年9月26日付文部省事務次官の通知に基づき、36年10月11日授業料等免除および徴収猶予取扱内規を制定実施している。

8 学生の課外活動と学生運動

(1) 学生の課外活動

学生の課外活動はおおよそ、体育と文化関係の学生団体を中心として展開されている。体育活動は大学発足に先立ち、その前身であるところの旧高専時代におけるクラブ活動の延長として、大学発足後も行われてきた。他方第1回入学の学生によって全学的課外団体への統一が図られ、昭和24(1949)年10月には、富山大学対金沢大学対抗競技大会が開かれた。

翌25(1950)年には、福井大学が加わり、北陸三大学学生体育連盟の結成となり、毎年7月同総合体育大会を開催するようになった。昭和39(1964)年7月で16回を数えるに至っている。



第6回北陸三大学総合体育大会ポスター（昭和29年6月）

また昭和27年度から、学部対抗競技大会が行われるようになり、毎秋挙行されてきたが、これらは創立数年にして体育クラブの多くが全学的規模に統一されたことを物語っている。この学部対抗競技大会は、昭和36年度第10回をもって新に全学競技大会として内容を変え、今日に至っている。

クラブは大学発足当時には、陸上競技部・水泳部・軟式庭球部・野球部・籠球部・排球部・卓球部・山岳部等が誕生、その後柔道部・剣道部の復活・ワンダーフォーゲル部・庭球部・バドミントン部・自動車部・ヨット部などが次々に発足し、現今全学的団体の種目は23種目、25団体に達し、学生数は1,000名を超えており、学部毎のクラブを含めると、学生数は1,300名に達している。

またこれらの体育クラブを一丸とした富山大学体育会が、学生の自発的合意によって昭和39年5月25日に設立、会長に学長を、副会長に学生部長を迎え、教官による運動部長会ならびに学生運営委員会をもって、本学学生の課外体育の振興と育成を図るべく組織を固めた。これは学部の五福集中による成果の一つと見てよい。

このほか学生部においては、富山という地理的条件を考慮し、立山連峰を一大グラウンドとしての山岳活動を通じ、学生の身体修練を図るため、昭和31年度文部省より、課外教育設備整備の特別助成を得、テント・寝袋などを購入、以後年を追って増補し、現在テント30張、寝袋100個を保有して、学生の利用に供しており、年間1,000名余りの登山活動に寄与している。また同じ目的によるスキー50台を用意し、冬期活動に備えている。

学内施設としては、学部の五福地区集中に伴い、新たに昭和36年度にはバレーコート3面、軟式庭球コート3面を新設、昭和38年度には、体育館ならびに硬式庭球コート2面を新設した。

また、学部集中に伴うグラウンドの縮小により、昭和38年度から現在地に接続し、新グラウンド9,800坪を敷設中である。

文化的な課外活動を大別して芸能関係・学術的研究関係・親睦関係およびその他の活動に分ける。

大学発足当時はこれらのクラブ数は少なく、体育関係が比較的、旧高専から引きつづいたのに比べ、文化クラブのほとんどは大学発足以後に誕生したもののばかりである。昭和27(1952)年11月、北陸三県大学学生芸術交歓会が結成され、これに演劇・美術等5団体が参加、同年11月21日から3日間にわたって、3県大学による交歓芸術祭が行われたが、このころから徐々に全学的組織をもつクラブの誕生を見るに至った。

学術的研究は、主として正課における学科目を中心としたものと、正課には関係のない研究を主としたものがあるが、それぞれに特色を活かしている。

親睦クラブおよびその範疇に属するクラブは、比較的その消長が激しく、県人会や同窓会的な集まりによる性格のものが多い。

昭和36（1961）年6月、文化的クラブの連絡協議機関として、文化サークル連合会が発足したが、芸能関係のクラブと研究クラブ関係のうち、正課には関係のないクラブ等約20団体がこれに参加して、大学祭等全学的文化行事において、積極的な取り組みを見せている。

現在ある文化団体の主なるものは、芸能関係20団体、学術的研究関係13団体、その他7団体である。

なお現在学生を主体とする課外活動の主なるものをあげると次の通りである。

（イ）大学祭

本学における第1回大学祭は、大学が発足した昭和24年から数えて丸6年目の昭和30（1955）年、開学記念日である5月31日を中心とした約1週間学生の自発的意志のもとに各学部代表者によって運営委員会を構成して開催された。大学祭開催に際して、石原学長は挨拶の中で「……学生諸君が開学を記念し、大学祭を行なうに至ったことは、まことに喜ばしいことであります。時にこのたびは、全学の学生



大学祭 フォークダンスの集い（昭和31年5月）

諸君が有機的に結合し、一体となり大学祭とよばれる総合的行事が展開されることに大きな意義を見出すものであります。……」と述べて新制大学の総合性の意義について、この行事に期待をかけている。また大学祭実行委員長である吉田孝一君（経済学部29年度入学生）は「……大学祭開催の目的の一つは学生相互の緊密性をより厚くするというのである。本学における総合性の欠除は大きな悩みの一つであるが、全学部を総合した大学祭を催すことによって幾分でも緩和されたと期待している。いま一つの目的は学生が日頃学んでいる事、研究している事を広く一般県民に公開して忌憚のない批判を仰ぎ、今後学生生活の指針にしたい……」と述べているが、こうした言葉からも大学祭は、教職員や学生が総合大学としての実質的な内容完成を目ざし、全学的結合への意図をもって出発したことが推測される。

爾後回を重ねること10回、毎年開学記念日を中心に前夜祭・研究発表・講演会・芸術発表・シンポジウム・運動会等全学的諸行事が展開されている。

（ロ）北陸3県大学学生総合体育大会

北陸3県大学学生総合体育大会は、第1回を昭和24年10月23日、大学創立と同時にいち早く開催された。第1回は富山大学・金沢大学の2校の間において、金沢大学が当番校として行われたが、第2回からは福井大学も加わり、昭和27年にはこの3大学間によって北陸3県大学学生体育連盟が発足、北陸地方における学生体育競技の健全な普及と発達を期し、あわせて相互の親睦を図るを目的とすることに定義づけると共に、実質的にも総合体育大会へと発展を見た。

爾後今日まで16回の回を重ねて来ており、会場は各大学持ち廻りとし、会期は第2回より7月の第1日曜日を中心に当てられている。

第16回昭和39年度大会の記録を男女別にみると、次のとおりである。

男子

陸上競技・水泳・軟式庭球・野球・バスケットボール・バレーボール・卓球・ヨット・準硬式野球（以上金大優勝）庭球（福大優勝）バドミントン・サッカー・剣道・ソフトボール（以上富大優勝）ラグビー・フットボール（金大・福大同率優勝）柔道（富大・金大同率優勝）

女子

庭球・バスケットボール・バレーボール・卓球
(以上金大優勝) 軟式庭球・陸上競技(以上福大優勝)

(八) 北陸3県大学学生交歓芸術祭

北陸3県大学学生交歓芸術祭は、第1回を、昭和27年11月21日から3日間、金沢大学において北陸3県大学学生芸術交歓会によって、金沢大学の主催で開催。その後、金沢大学・富山大学・福井大学の順にて会場を廻り持ちとし、今回第13回に至っている。参加大学は上記国立大学の他、金沢美術工芸大学・金沢女子短期大学・北陸学院短期大学が加わり、新潟大学・信州大学が主として音楽部門に賛助大学として参加している。

なお参加種目は、彫塑・工芸・絵画・書道・写真の各展示会、洋楽、邦楽ならびに演劇・放送劇(録音テープ)・文学の各発表である。また会期は毎年11月勤労感謝の日を中心にその前後数日が当てられている。

以上のべたように、学生の課外活動は、各学部の連携の上に行われる傾向にむかって、順調に発展してきた。しかし課外活動による学生の犠牲者が出て、全学の教職員、学生を悲しませたこともある。赤谷山の遭難はこの15年間に於ける最大のものであった。

すなわち山岳部にて、昭和35年冬期合宿を立山連峰赤谷山(2,258メートル)登頂の折に起きた事件である。

(二) 赤谷山遭難

合宿は極地法により、赤谷尾根から登攀することとし、部員の冬山における個々の錬磨を目標とし、かつリーダー養成合宿の形をもった。

参加者は、金森広昭(工学部3年次)を隊長とし、以下12名をもって組まれた。日程は12月25日より翌年1月6日までの13日間、一行12名は12月27日には全員キャンプ第2地点に天幕設営、同28日アタック隊6名、サポート隊6名の編成をもって全員赤谷山に挑み、同日午後1時50分山頂稜線に達した。ここでサポート隊はCに帰り、アタック隊は同所にて縦穴雪洞によりピバークした。

アタック隊は、隊長 井伊弘則(経3) 隊員 鶴居宣一(薬2) 中道紘臣(工2) 角泰彦(文2) 関清則(工3) 石井俊一(薬3)

サポート隊は、隊長 金森広昭(工3) 隊員 岩田進(経2) 円山敏男(工2) 上田弘(文3) 日野真人(文2) 藤井邦見(工2)

この日午後3時ごろより全山猛吹雪となる。遭難は同日夜に至る間に起きたものと、後日推定された。

同29日より31日まで猛吹雪と降雪のため、Cのサポート隊は沈黙、31日午後3時ごろ漸く吹雪止む。

1月1日、2,000メートル地点に幕営の福岡大学山岳部キャンプ地に、アタック隊が避難していないことがわかり、遭難の公算が大きくなったため、同夕刻サポート隊より馬場島から古田OB宅を経て、富山大学に電話でこの旨連絡した。

1月1日、最終電車にて、OBを中心とした第1次救援隊出発。

1月2日、学生部に「赤谷山遭難救援対策本部」を設置。

1月9日に至るまで、8次にわたる、延べ100名を超ゆる救援捜索隊が現地に動員されると共に、1月4日、5日には陸上自衛隊ヘリコプター2台による捜索を行う。

この間1月6日、赤谷山頂付近にて、仲俣隊員らにより2遺体を発見(氏名不明)、目印を立て、2,000メートルの天幕に戻る。これで全員生存の望みが絶たれた。しかしその後悪天候のため、10日全員は一たん富山大学に帰着した。

1月14日、第2回捜索隊を編成(林山岳部長を隊長とし、立山町芦峯のガイド佐伯文蔵氏ら14名ほか数名の関係者)し、強力編成をもつ。また県警による現地との無線機連絡をとる。

1月21日、頂上付近にて鶴居君を除く5遺体を発見。22日第2回捜索隊は、疲労度、食糧等の関係から、現地を撤収。24日、5遺体と共に富山大学に帰着した。

3月25日、第3回捜索隊を編成(林隊長・有沢・石黒両教官ならびに芦峯ガイド佐伯富男氏他5名、山岳部関係者合計17名)出発。

4月3日午後、山頂付近にて鶴居宣一君の遺体を発見、翌4日、富山大学に全員帰着した。

5月13日、赤谷山遭難対策委員会による遭難学生に対しての慰霊祭は遺族・関係者・本学教職員・学生たちの参加によって、本学黒田講堂において厳かに挙行された。



遺族や大学関係者が参加し、しめやかに行われた慰霊祭
黒田講堂（昭和36年5月13日）



山岳部員の遭難を報じる当時の「北日本新聞」

この遭難の第1原因は12月28日赤谷山頂到達後計画当初の予定を変更して縦穴雪洞によりピバークした点にあると判断される。救援に要した経費は、約130万円。この負担は遺族より66万円、学生、教職員、学外より寄付見舞いによるもの38万6,000円、大学の負担25万円であった。

なお学生自治会の動向についても記述しなければならぬ。

（2）学生運動

昭和24年5月富山大学が開学されると、既存の各高専の生徒自治会のほかに同年10月富山大学学生自治会が結成された。その後の本学における自治会組織の推移は右表のとおりである。

昭和24年には人民電車事件・平事件・三鷹事件・松川事件等が相ついで起こり、翌25年には朝鮮事変が起こり、レッド・パージが開始された。26年にはマッカーサー元帥罷免等があり、あわただしい時勢の動きのなかにあった。本学の学生は戦争に対する

表19

結成期日	学生自治会の名称	備考
昭和24.10	富山大学学生自治会	29年解消
昭和27	教育学部学生自治会	36年解消
"	薬学部学生自治会	29年解消
"	工学部学生自治会	28年解消
昭和28	工学部学友会	
昭和29	一般教育自治会	
"	文理学部文学部自治会	33年自然解消
"	薬学部薬友会	
"	経済学部学友会	34年解消
昭和34	経済学部自治会	
昭和36	教育学部学友会	

苦々しい経験から、社会の民主化運動に参加した人々があった。しかし27年3月吉田内閣が破壊活動防止法を公表し東京都学連の同法反対決起大会・市中デモ行進を見るに至って、本学においても蓮町文理学部キャンパスを中心とし、同年5月～6月間破壊法研究集会および抗議集会が活発化してきた。

旧高専校では、学生の政治活動に対し、昭和21（1946）年1月および23（1948）年10月の文部次官通牒の趣旨ならびに大学の使命に鑑み、政治的目的を持つ政治的行為を禁止し、従って政党支部の設置は認めない。政治の研究活動は当然なるも授業を放棄して対外的な政治活動を行うようなことは、学徒の本分をあやまるものの方針をとっていた。富山高校において、一時政党の校内支部を認めていたが、それはやがて校長によって解散を命ぜられた。

昭和28（1953）年石川県内灘基地反対運動がおこった。この運動は、全国的な規模をもって展開され、全学連の代表も浜小屋に座り込んだ。本学の学生自治会の一部役員もこれに参加した。ところが全学連の組織が極左冒険主義の対立から基地反対同盟と分裂の兆を現すや、文理学部の自治会も一般教育自治会と文理学部、自治会に分裂し、運動が分散化していった。昭和29（1954）年からサンフランシスコ講和条約の成立、自衛隊の発足、教育三法の改正へと国策が進行するにつれて、平和憲法擁護国民大会の結成を皮切りに、原水爆実験反対、基地反対の風潮が全国化していったのに対し、本学蓮町地区においてもこれらに反対する研究集会・抗議集会が盛んになり昭和32（1957）年5月には一部学生が授業を放

棄して核実験反対のデモを行った。大学はこれらの学生に対して厳重なる訓戒と説得を行ったが、学生は容易に納得しようとしなかった。

昭和33(1958)年、全学連では勤評、道德指導者講習会、警職法改正等に反対の国会陳情、街頭宣伝・実力阻止を展開しながらも内部においては革共同と共産主義者同盟の2つのグループに分かれ、指導権争いを繰り返して昭和34年を迎えた。一方社会運動諸団体は警職法審議未了を足場として3月、134団体による「安保改正阻止国民会議」を結成し、安保反対の統一戦線の母体をつくった。

このような情勢の中で本学一般教育自治会では4月から安保条約改正反対のアンケートや研究集会を重ね、10月27日には大多数の一般教育学生参加のもとに抗議集会、授業放棄、街頭進出(デモ・カンパ・署名)を始め11月27日には一般教育に経済学部の学生も加わり、授業放棄して県民会議のデモに合流し、12月10日もこれを繰り返し、同22日教育学部の一部も街頭へ進出した。越えて35年1月、岸調印団訪米阻止の羽田デモに学生数名上京、4月26日、数百名が授業放棄、街頭進出するというように次第に安保反対運動が強大化した。そして1カ月後の5月26日には一般教育・文理・教育・経済その他の各学部の学生200数十名が第17次全国統一行動デーに呼応して授業放棄、街頭進出、その途次自民党県連支部に至り、器物を破壊する学生があった。一方政府は安保改正の手続きを進め、6月18日は自然承認の日となったので、6月15日全国では580万名が反対の統一行動に参加、請願デモ11万が国会を包囲したと報道される状況の中で、6月16日蓮町、五福地区で授業を放棄するものの数が漸次増加していった。

このような安保反対をめぐる学生運動に対し、本学では従来の方針に従い、授業を放棄しての街頭進出を認めず、無届け集会ならびに一部学生のピケッティングによる登校妨害等を厳重に監視し、中心者に対し極力非合法行動計画中止の説得を続けながら平常の授業を続行した。しかし6月中旬ごろの騒然たる内外情勢から判断して蓮町地区では16日より1週間休講することを決定した。他方5・26デモの際、自民党支部に入って乱暴をしたため告発され、警察から任意出頭を求められた1名の学生は出頭を拒んだが、学部長・学生部長から再三勧告した結果、6

月10日出頭に応じ、取り調べを受けて帰校した。

昭和36年6月から11月にかけて、政治的暴力行為阻止法反対で経済学部の一部学生が授業を放棄、街頭進出した。

昭和37年6月から11月にわたり大学管理法反対で一般教育・文理・経済の一部学生は校門ピケ、市中デモを行い、38年6月から11月にかけて主として原子力潜水艦寄港反対で数度にわたり一般教育・経済の一部学生は抗議集会、市中デモを行い、6月25日のデモでは不幸にして警官の公務執行妨害の疑いで2名の逮捕者が出た。この件については、経済学部長・学生部長が中心となり、自治会の補導上の立場から市警へ可及的速かな釈放を懇請したため、同日夜一旦帰家させられ、後日さらに取り調べの結果、一件書類を検察庁送付後、不起訴となった。上記中心学生には所属関係学部と連絡の下に父兄を召喚の上で政治的活動をやめて学業に専念するよう、補導が行われた。

安保闘争後の自治会は構造改革派、マル学同派等のグループに分れて対立し、一般学生もまた政治活動に対する関心が薄らぎ、運動はほとんど少数の一部学生に限られるに至った。過激な政治活動に対しては、体育および文化関係のサークルの間でも、批判の声が強くおこり、自治組織とは関係のない体育や文化の全学的な組織が生まれた。

9 バッジと学生歌

本学には開学に際し、統一して制定されたバッジがなかったため、当時の学長事務取扱清水虎雄文理学部長において、とりあえず桂葉に「富大」の文字を表したバッジを使用せしめていた。昭和24(1949)年11月12日制定された、学生守則第7条において、学生が通学の際に所定のバッジをつけることを定めたので、補導協議会は新たな構想の下に本学学生の理念を象徴し得るバッジを制定することになり、学生部はこれを教職員ならびに学生から公募した。応募数40点に達し、補導協議会がこれを審査した結果、入選作に該当するものがなく、佳作2点を定めたにすぎなかった。

このため補導協議会は、文理学部大島文雄教授に図案の構想を委嘱し、大島教授は、補導協議会委員

の意見をも容れ、原案を作成したが、それは六角の雪の結晶に大学の金文字を浮かべたものであって、富山の風土に親しみながら思案する若き学生を象徴するものであった。審議会はこれを承認し、昭和25（1950）年9月22日、本学開学記念式を期し、全学生ならびに全職員に記念品として贈り、用いることになった。

また、開学以来10数年を経るに至っても、本学には学生歌といわれる歌はなく、学生はときに旧高専当時の寮歌等を歌ったりしていた。学生部は、かねて、学生歌の必要を痛感していたが、昭和37（1962）年5月にいたり、学生歌歌詞ならびに作曲の募集要項案をまとめ、文化部会ならびに補導協議会の議を経て、本学学生による公募を行うこととした。選考委員は補導協議会で次のひとびとに依頼された。

歌詞選考委員

大島文雄教授・清水輝次教授・神保放牛助教授・佐々木龍作学生部長

作曲選考委員

西山勤二教授・酒井康彦教授・黒坂富治助教授・小沢慎一郎助教授・大沢欽治助教授（当時講師）

応募の結果、作詞については、12編のうち、入選作1編・佳作2編を選定、つぎに入選歌に対する作曲の応募作14編について、入選作1編・佳作3編を選定、昭和37年12月、富山大学初めての学生歌「新しき時代の息吹」の制定を見た。なお、歌詞入選学生は昭和34年度入学、薬学部薬学科の福田昌平君であり、作曲入選学生は昭和36年度入学、薬学部薬学科の阿部節子さんであった。昭和38年度、前年度に引きつづき、再び第2回学生歌応募を行ったが入選作を得られず応募作品8編から佳作1編を選定したにとどまったが、今後とも学生歌は募集される方針である。若き日のよろこびとかなしみを歌うことは、生涯の思い出を深からしめるにちがいない。

10 科学教育研究室

科学教育研究室は、旧制富山高等学校において昭和22（1947）年に富山高等学校科学教育研究室として室長は学校長、主事植木忠夫、進野久五郎（県科学教育研究所長）、指導員に富山高校教官等の組織で開設された。昭和22（1947）年・23（1948）年の2カ年間に各2期ずつの研究生を収容していた。

昭和24（1949）年大学の創立に伴い、従来よりの関係上、科学教育研究室は評議会（昭24.11）で、これを全般的に文理学部長に委任することに決定した。同年は室長清水虎雄・主事植木忠夫・幹事米山穰・指導員は文理学部教官による組織で富山大学科学教育研究室として発足した。

当初の間は毎年文理学部の教官中より指導員を委嘱して研究生の指導をしたが、漸次文理学部以外の学部の教官をも指導員として望まれるに至り昭和29年度より室長石原寅次郎（学長）、主事渡植彦太郎（学生部長）指導員を各学部の教官中より委嘱する研究室の体制となり、爾来歴代の学長は室長・学生部長は主事で今日（昭和39年 - 編者注）に及んでいる。また研究生は県教育委員会の第1次選考を経た推薦者を大学において改めて選考の上決定する。その研究分野は当初の間は人文・社会・自然科学系列その他をふくめて各般にわたって研究を行っていたが、昭和35年度文部省よりの科学教育研究室実施要項によって理科教育に関する基礎的研究を行うようになったので同年より理科方面の研究生のみを収容している。昭和24年よりの修了者数等は次表のとおりである。

表20 富山大学科学教育研究室修了生数一覧表

修了年度	自然科学系列	人文、社会科学系列その他	計
昭24	6	5	11
25	10	11	21
26	9	12	21
27	6	13	19
28	9	11	20
29	2	8	10
30	8	5	13
31	2	6	8
32	4	4	8
33	6	3	9
34	7	4	11
35	8	0	8
36	6	0	6
37	5	0	5
38	6	0	6
計	94	82	176

（出拠：『富山大学十五年史』昭和39年、1～88頁）

《学内諸報》

開学15周年記念行事特集

第4節 富山大学開学15周年記念式典

以上第1～3節は『富山大学十五年史』総説部分（第～章）からの引用である。ついで富山大学は、昭和39（1964）年5月31日に15周年を迎えた。その記念式典は同年の10月31日に挙行され、その日の前後約1週間にわたり、種々の記念事業が全学をあげて盛大に挙行された。『富山大学学報』第59号（昭和39年10月発行）はその時の記念事業を次のように特集する。

富山大学学報	
第59号	（昭和39年10月）
目次	
関係法令	1
学内規則	
富山大学学則の一部改正	1
富山大学附属図書館資料管理事務取扱規程細則の一部改正	2
諸会議	2
人事異動	2
学内諸報	
開学15周年記念行事特集	
記念行事の概要	3
記念式典	3
記念式告辞	3
特別功労者表彰	4
永年勤続者表彰	4
大学歌歌詞発表	5
記念講演会	5
記念音楽会	5
フォークダンスの会	5
マラソン大会等	6
職員作品展	6
15年史の刊行等	6
富山大学15年史の刊行と経過（寄稿）	6
主要目録	7

富山大学開学15周年記念行事を特集する『学報』表紙

記念行事の概要

本学は昭和24年5月開学、今年で15周年を迎えたが、その記念行事は10月31日の記念式典を中心に約1週間にわたり、全学を挙げて盛大に行われた。

記念行事委員会（委員長・大島文雄教授）企画によるもののほか、職員及び学生団体の協賛行事を含めた行事日程は次のとおり。

他に本行事の一環として、「富山大学十五年史」の刊行。

「富山大学歌」の選定、「記念絵はがき（3枚1組）」の頒布等があった。

行事種目	実施月日	時刻	場所
記念式典	10.31（土）	10:00～	黒田講堂
祝賀会	〃	式典終了後	本学体育館
講演会	11. 1（日）	10:00～	黒田講堂
音楽会	10.24（土）	13:00～	県民会館
フォークダンスの会	10.31（土）	〃	市体育館
マラソン大会	〃	13:30～	大学-寒江（折返し） ¹
職員作品展	10.30（金）～11.5（木）		黒田講堂
茶会	11. 2（月）	12:00～	職員ホール ²
音楽鑑賞会	11. 4（水）	〃	〃

（注） 1 = 全学学生秋季競技大会の一部として体育会主催
2 = 職員レクリエーション文化部会の主催による

記念式典

開学15周年記念式典は、10月31日（土）午前10時から黒田講堂において来賓多数を迎え、教職員ならびに学生代表らが参列して行なわれた。

式次第等は次のとおり。

- 開式の辞
- 学長式辞
- 来賓祝辞
- 在職中死亡された職員に対する黙とう

（死亡職員 { 教育系14名
事務系16名 } ）
- 特別功労者表彰（特別功労者黒田善太郎氏）

35年以上勤続者..... 13名
- 永年者表彰

{ 20年以上勤続者..... 4名
開学時より勤続者...208名 }

1. 受賞者代表謝辞

1. 大学歌選定歌詞発表

1. 閉式の辞

なお、記念式典終了後引き続き体育館に会場を移し、祝賀会が催された。

記念式告辞

富山大学長 横田嘉右衛門

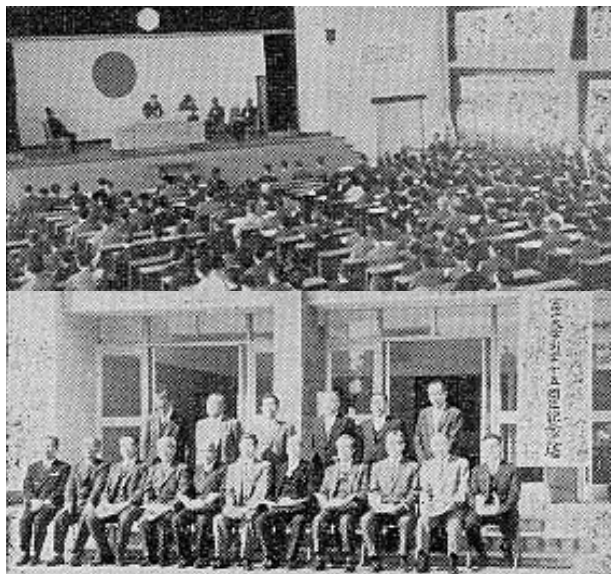
本日ここに本学開学15周年の記念式典を催すにあたり御案内を申しあげましたところ、来賓の皆様には多数御来臨をいただき、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

本学は昭和24年春、学制改革により旧5高専を基盤とする4学部を以て発足し、昭和28年には文理学部内の経済学科が経済学部として独立してこれに加わり5学部となり、さらに昭和34年には夜間の経営短期大学部が併設せられ、なお、昭和37～39年度にわたり、それまでの各学部分散から五福地区集中の大業が行なわれ今日を迎えました。この間の15年を顧りみ、今更のごとく歳月の流れは早く短かく或いはおそく長くとも感じられる次第であります。

新制大学の多分に洩れず本学もまた発足後しばらくは学制改革の激動により教えるもの教わるものひとしく種々困惑をいたしました。今日学内の人の和とそれになによりありがたいことは地元の皆様の格別の御支援により漸く軌道にのり一步一步堅実な道を踏みしめ進みつつあることで衷心感謝に堪えないところであります。

少しく本学の概況を申し上げますと、現教職員総数617名、在学学生生徒児童総数凡そ5,890名に達します。また施設の面においては土地総面積101,800坪、建物総坪数20,300坪、これには本年度中に建設をみる学生統合寮及び学生会館等も包括されています。

この教育研究施設整備の躍進の跡は蓋し全国国立大学の中にあってもまことに出色であり、このことは本省の理解もさることながら、別して発足の当初より本学によせられた富山大学設置期成同盟会その他の恩恵によるもので私共職員にとり何よりありがたい刺激剤となっているのであります。私共本学に職を奉ずるものは、ここに15周年を迎えるに当り覚悟を新たにして大学教育の本義に則



写真上は、開学15周年記念式場、下は永年勤続受賞者

り報恩感謝の微衷を捧げることを誓う次第です。

さて、学内職員の皆さん、本日を迎えるに当たり、皆さんの奉仕に対し改めて心からその労をねぎらい御礼申し上げます。式場の関係で全職員のお集りを願うことができず永年勤続の表彰をおうけになる方々に限りましたが、皆さんは実に本学の弾みであり宝であります。どうぞこれまでもまして健康に留意せられ生涯本学の職域を通じて国家に奉仕して頂くと共に御一家の繁栄をお祈りいたします。終りに臨み来賓各位の御多祥を祈り、今後とも相変りなく本学に対し温かい御援助を賜われますようお願い申し上げます。

特別功労者表彰

記念式典の席上、黒田善太郎氏が本学の特別功労者として次のとおり表彰された。

感謝状

黒田善太郎 殿

あなたは本学のため、多大の御援助を賜わり、その功績まことに顕著なるものがあります。ここに本学開学15周年を迎えるにあたり表彰し、感謝の意を表します。

昭和39年10月31日

富山大学長 横田嘉右衛門

黒田善太郎氏（コクヨKK会長）は、昭和32年、本学に黒田講堂を寄贈されるなど、本学の発展に著しく寄与され、その功が認められて今度の記念

式典におけるただ1名の特別功労者として表彰されたもの。式典には、氏の3男黒田靖之助氏（コクヨKK専務取締役）が代理出席し、晴れの感謝状および記念品が横田学長から手渡された。

なお、黒田善太郎氏は、さらに富山県からも、11月3日文化の日に郷土における後継の育成ならびに教育文化の振興につくした業績が認められ、富山県功労者として表彰された。

永年勤続者表彰

本学職員表彰規則による永年勤続者（35年以上及び20年勤続者）の表彰は、本学開学時よりの勤続者の表彰とともに記念式典に併せて行なわれた。

とくに、35年以上の勤続者の表彰は、今回が初めてのため、横田学長以下13名も該当者があり、そのうち40年以上の勤続者が6名も含まれている。

一方、開学時よりの勤続者が、208名と、現職員全体の約3分の1にあたる数を占めていることも注目されよう。

被表彰者の部局別氏名は次のとおり。

35年以上勤続者

横田嘉右衛門（本部） 上原 定清（教育）
大島 文雄（文理） 藤木 二与（教育）
植木 忠夫（文理） 桜井謙之介（薬）
守屋 獅郎（文理） 堀田吉太郎（工）
桑田 秋水（文理） 城石 孝昌（図）
和田 徳一（教育） 蔵本綱次郎（本部）
佐々 亮（教育）

20年勤続者

高瀬 重雄（文理） 田中 久雄（教育）
近藤 堅二（文理） 菅原 修（経済）

開学時よりの勤続者

【本部】

横田嘉右衛門	加藤 昭作	藤井 政雄	宮越作次郎
若林 俊吉	田中 昇	山本 昭子	日南田善郎
谷岡 静雄	前島 健治	松原 薫	大坪 力蔵
川島 勇次	野村 善一	水口 妙子	福井作次郎
若林 良吉	安杜 数雄	中島 菊枝	吉野 敏邦
高松 平吉	浦田 隆志	森田タミ子	蔵本綱次郎
藤田 信二	柴田富美枝	原 泰熊	柳田由太郎
本田 文治	高杉 正範	津林 繁信	村中 晴治
奥井 三郎	御福富美子	森田 義保	関野竹次郎

【文理学部】

植木 忠夫	桑田 秋水	小森 典	山淵 保明
大島 文雄	児島 毅	梅原 隆章	奥野 武則
高瀬 重雄	近藤 堅二	中川 正之	大畑 憲司
島崎 藤一	毛利 勉	杉本 新平	清水タカ子
守屋 獅郎	平田 一郎	中臣 恵暁	前川徳太郎
渡辺 義一	柿岡 時正	六浦 教乗	中島 政次
館 熙道	坂井 誠一	松沢 義治	高井 保雄
岡崎 初雄	永原 茂	酒井 弘	中村富美子

【教育学部】

溝上 茂夫	佐々木竜作	福島 栄七	白井 芳朗
和田 徳一	沢泉 重夫	藤木 二与	立島 〆譲
佐々 亮	林 勝次	池田 トミ	松為 周従
蜷川 栄作	酒井 康彦	上原 定清	蔵島 茂
玉生 正信	高森 乙松	井上 文武	大場 友次
大滝 直平	田中 久雄	早川 清	北林秀次郎
黒坂 富治	加藤寿美子	新田 文子	中田ふじえ
神保 放牛	大沢 欽治	川井 正信	金岡スミ子
丸山 豊一	泉 敏郎	野村 武一	田嶋 スミ
山淵 利文	見村 てい	高村 文一	松村すえ子
林 三雄	石原 ミキ	島田 秀信	栗林 繁治
深井 三郎	金子 基之	藤堂 一雄	和田 キク
山口 政則	有沢 一男	石戸貞太郎	守田 保盛
一法師頼忠	布村 啓一	藤浪 弘	船見 幸生
頭川 徹治	結城 善之	斉藤 義康	島 正
小沢慎一郎	簗 ハル	中島 国衛	真野 節子
高野 兼吉	長枝 英子	塩谷 孝雄	上野 ひろ
藤木 興三	柳瀬 弥逸	高木 行則	山口 雄啓

【経済学部】

上村 元覚	新田 隆信	数見宇佐男	石原幾久栄
石瀬 秀治	有岡 進	扇谷甚右衛門	多村 節子

【薬学部】

三橋 監物	山崎 高応	桜井 雅楽	内山 幸吉
桜井謙之介	森田 直賢	民谷 順治	新村 敏郎
倉田 軍一	松本 弘一	藤波佐九郎	川又忠次郎
飯田 武夫	上田 道広	河内 美代	佐藤 供枝

【工学部】

長元亀久男	中川 孝之	藤森 清一	中村 理正
上野 予	高辻 雄三	井波 勝二	石田 文治
村中 利吉	中谷 秀夫	竹岡 環	三上 はり
加藤 正	柳瀬 秋夫	荒屋 克子	坪田 卓
養田 実	神田 睦夫	田中 崇子	笠間 とし

位崎 敏男	堀田吉太郎	中島 澄子	北角 正雄
四谷 平治	高山藤一郎	高辻きみ子	
大井 信一	柳瀬 茂光	長谷川篤郎	
山田 正夫	鎌仲百之介	瀬島勝四郎	

【図書館】

那智平八郎	野尻 義男	関場 貞子
永田 佐一	山下 寿和	結城 敏
城石 孝昌	山出 繁	辻沢弥八郎

【経営短大】

森田 弘

大学歌選定歌詞発表

学報第54号（5月号）で報じたとおり、開学15周年を記念して、富山大学歌の歌詞を本学教職員、学生及び卒業生などを対象に公募したところ、30件の応募があった。

学生部長を委員長とし、各学部から推せんされた教職員などからなる歌詞選考委員会において慎重に審査の結果、下記のとおり入賞者がきまり、別稿のとおり入選歌詞は記念式典席上、選考委員長から発表された。

記

富山大学歌歌詞応募入賞者

入選 菊地 靖雄（文理学部非常勤講師）

佳作 田村 斉二（教育学部30年度卒業生）

なお、入選歌詞に対する作曲の公募は、歌詞募集要項に準じて3月末日を期限として行われている。

富山大学歌（歌詞）

菊地靖雄作詞

（一）	（二）	（三）
太刀山の 巖に立ちて 睥睨す かの神鷲の 怒れる眼 張れる翼 疾風を捲き 空谷にこだまし その翔ぶや 虚空の涯 無限を目指し 無明をひらく	北海の 潮の上に 光耀す この月影の 麗し面輪 笑まふ瞳 中天に澄み 空際にみなぎり その照るや 久遠の光 沈黙をきはめ 思索を深む	高志の野の 央らを占めて 聳え立つ 富山大学 花咲く知性 競ふ科学 客観を知り 典籍にまなびて その往くや 理想の彼方 真理をもとめ 平和をこがる

記念講演会

記念講演会は、下記のとおり西脇、木村両教授を講師に招き、学内外から多数の聴講者が参集して行なわれた。

記

と き 11月1日（日）10：00～12：30

ところ 本学黒田講堂

演題および講師

「詩ということ」 慶応大学名誉教授

文博 西脇順三郎 氏

「和漢薬のはなし」 京都大学薬学部教授

薬博 木村 康一 氏

記念音楽会

記念音楽会は、他の行事に先立ち24日、多数の聴衆を迎えて行なわれた。

記

と き 10月24日（土）13：00～17：00

ところ 富山県民会館大ホール

出演者 富山大学ロシヤ民謡合唱団

” モダンミュージックソサエティ

” ギター・マンドリンクラブ

” 合唱団

” フィルハーモニー管弦楽団

記念フォークダンスの会

フォークダンスの会は、体育関係学生団体のうちフォークダンスクラブの協力を得て、下記のとおり開催、職員・学生と一般市民の交歓がはかられた。

記

と き 10月31日（土）13：00～17：00

ところ 富山市体育館

マラソン大会等

本学体育会主催による全学学生秋季競技大会のうち、マラソン大会などは、下記のとおり15周年記念行事に協賛して行われた。

記

マラソン大会 学内の各クラブ・サークルに所属の学生147名が参加、10月31日（土）午後2時薬学部前からスタート、大学正門前で国道八号線を

西へ、寒江口で折り返し、本学黒田講堂前のゴールまで出場者全員が完走した。

〔優勝者〕陸上競技部・八木秀治（文理1年）

バレー・バスケット大会 学生団体（クラブ・サークル）対抗のバレーおよびバスケット大会は、10月31日午後1時から本学バレーコートおよび体育館において行なわれて行われ次の各チームが優勝した。

バレー（男）教育1年チーム

〃 （女） 〃

バスケット（男）経済3年チーム

〃 （女）女子バレーボール部

職員作品展

本学職員レクリエーション文化部会主催の第1回職員作品展は、15周年記念行事の一環として、10月30日（金）から11月5日（木）まで、黒田講堂の貴賓室を会場に開かれ、横田学長の作品（書道の部）漢詩「炎帝五弦之瑟」をはじめ書道、写真、絵画、手芸、華道の各班からそれぞれ力作が寄せられ、記念行事にいろどりをそえた。

一方、茶道班は、11月2日（月）の午後、職員ホールにおいて約100名の同好者が参会して記念茶



第1回職員作品展会場

会を開催し、さらに、音楽班も11月4日（水）の午後、職員ホールにおいて約40名の会員らが集まり、記念の音楽鑑賞会を催した。なお、作品展の部門別出品者は次のとおり。

【書道】本部＝横田嘉右衛門、柴田富美枝、森田義保、若林良吉、文理＝大島文雄、高瀬重雄、教育＝斉藤義康、中島国衛、工学＝中本敏江、図書＝平岩広一

（特別出品＝元学生課長鈴木定次郎及び神戸大学職員）

【写真】本部＝黒田信吉、土井盛治、平岡幸一、平野茂良、宮越一男、渡辺登美枝、教育＝館盛貞信、村沢巖、経済＝扇谷甚右衛門、工＝塚島寛

【絵画】文理＝竹内豊三郎、教育＝塩谷孝雄、塚田健夫、薬学＝井上正美、木村正康

【手芸】

本部＝川田節子、城川智都子、御福富美子、高野直美、中村良子、渡辺登美枝、文理＝伊藤三枝子、教育＝小川君子、田島スミ、永森寿子、工学＝大坪幸子、高島睦子、辻沢征江

【華道】本部、文理学部、教育学部、薬学部、工学部、経済・図書・短大の各グループ単位にて出品

15年史の刊行

開学15周年を記念して刊行の「富山大学十五年史」は、高瀬教授らの編さん・執筆委員会によって編集なり、10月31日記念式当日上梓、関係者に頒布された。

記念絵はがき

開学15周年記念の絵はがきは、下記のとおり出版され、記念式当日、職員その他の関係者に頒布された。

記

記念絵はがき

「大学構内」「大学全景」

「文理学部屋上より立山連峰展望」

（以上3枚1組）

第 2 章 富山大学の発展 その 1
— 昭和40年～昭和45年 —

第 1 節 団塊の世代と国公立大学

1960年代日本の大学をとりまく環境を大きく変えたのは、第二次大戦直後の昭和21、22（1946、47）年ころからはじまるいわゆる第一次ベビーブームによる人口の急増であった。この世代が成長するにつれて、小学校、中学校さらに高等学校で「スシづめ授業」、急ごしらえの「プレハブ校舎」が出現した。無論、教員の数も不足ぎみであった。この人口急増は25（1950）年でほぼもとに戻った。この人口突出世代を形容するのに「団塊の世代」という用語もつくられた。

日本の大学はこの「団塊の世代」を昭和40（1965）年から45（1970）年にかけて迎えることになった。文部省は早くからその対応策を検討していた。昭和38（1963）年5月以降、文部省は将来の大学志願者、入学者等の推計を行い、昭和39（1964）年4月上旬に一応の試算（昭和38年を基礎とし昭和41年度までの増員を約10万人と見込んだもの）をまとめた。そのうち昭和40年度増員として大学15,700人（国立4,000、公立1,200、私立10,500）、短期大学11,300人（国立400、公立400、私立10,500）、計27,000人という見込数をたて、大学側に提示し、同時にそれを基礎として昭和40年度概算要求を大蔵省に提出した。

しかし概して大学側、とくに国公立大学の対応は慎重であった。「大学の量的拡充のみならず、大学の質的水準の向上が必要」という姿勢であった。結局、昭和40年度増員予定は当初見込数を全体で約8,000人下回った18,984人であり、なかでも国立大学については大学3,004人、短期大学390人と少ない割合にとどまった（表1）。

翌年、文部省大学学術局は昭和41年度の国立学校新規概算要求の基本方針を定め、国立大学に通知し、あらためて臨時増募の協力を呼びかけた。そのなかで大学からの強い要請を受け、学生定員の拡大にあ

表 1 昭和40年度設置者別、大学、短期大学別増員見込数

区 分	国 立		公 立		私 立		計		計
	大学	短大	大学	短大	大学	短大	大学	短大	
概算要求時 見込み数 （昭和39.8.31）	4,000	400	1,200	400	10,500	10,500	15,700	11,300	27,000
設置等認可申請 締切時見込数 （昭和39.9.30）	4,409	350	235	140	11,715	8,155	16,359	8,645	25,004
設置認可後 見込数 （昭和40.3.20）	3,004	390	370	100	9,630	5,490	13,004	5,980	18,984

わせて、講座、学科目の新設整備、さらには学部の改組、学部新設についても前向きの姿勢を打ちだした点が注目される。以下、昭和40年5月7日付けで各大学に送られてきた文部省の基本方針の全文を掲げる。

昭和41年度国立学校新規概算要求基本方針

大学学術局

40.5.7

・国立学校

1. 大学入学志願者増加期間中における拡充整備

さきに昭和40年度の予算構成にあたっては、さしあたり40年度および41年度の増員を約11,000人（大学10,000人、短期大学1,000人）と見込み、そのうち40年度分として約3,400人（大学3,000人、短期大学400人）の増員を措置した。

ここに、昭和41年度の予算構成を行なうにあたっては、改めて大学入学志願者の増加の見通し、最近における国公立大学の増募の実績、国立大学に対する社会的要請等を勘案すると共に、大学教育の質的水準の維持向上についても充分留意し、また、大学入学志願者が最大の規模に達する時期が昭和43年度であることを考えて、次のとおりあらたに43年度までの学生増募の見込みをたて、その上にたって41年度の計画をたてることとする。

（1）学生増募の規模と方法

イ. 43年度までの増募の規模は、目下慎重に検討

中であるが、おおむね次の程度を目安とする。

	(40年)	(41年)	(42年)	(43年)
大学	3,000人	4,000~6,000人	3,000~4,000人	2,000~3,000人
短期大学	400人			

口．学生増募の内訳は、昭和40年度と同様に、おおむね次のとおりとする。

人文社会系 4 理科系 6

この場合、人文社会系については社会科学系に、理科系については理工系に、重点をおくものとする。

ハ．学生増募にあたっては、従来とってきた予算措置を強化するほか、現在の諸条件のもとでも可能なものについては、できるだけ増員をはかり、また、「多人数教育の方法」をできるだけ活用して増員をはかる。

なお、43年度までの間に、大学の事情により可能な範囲内において、臨時的な増募措置をもあわせて考慮するものとする。

(2) 学部設置、学部の改組

イ．学部設置については、特別の事情があり、学部設置の諸条件について明確な見通しのある場合以外は、原則として行なわない。

なお、歯学部は設置しない。

ロ．文理学部の改組は、改組案の整ったもののう

ちから実施する。

(3) 教員養成学部の整備

イ．学芸学部および教育学部の目的性格を明らかにして学科目の新設整備等を行ない、教員組織の整備充実をはかる。

ロ．理科・数学等の特別教科教員養成課程を地区毎に、条件の整った大学、学部の新設する。

ハ．養護学校教員養成課程を、年次計画で新設する。これと並行して、地区毎に養護学校を設置すると共に、それ以外の附属学校に特殊学級を設置する。

ニ．幼稚園教員養成課程を、地域の需要等を勘案し、態勢の整った大学、学部の新設する。これと並行して、附属幼稚園の新設について考慮する。

ホ．養護教諭養成所の新設は、既定計画を実施する。

(4) 短期大学

イ．看護短期大学の新設については、校地・校舎・教員組織等設置に必要な諸条件の整ったものにつき、地域的配置を考慮の上、これを取りあげる。

ロ．学科の増設および学生定員の増加は、校地・校舎・教員組織の諸条件を考慮の上、できる限り実施する。

2．大学院の強化充実

(1) 大学院の修士課程については、既設の課程の



大学祭 (1960年代)



ゼミ旅行 (1960年代)



整備充実を主眼とし新設については厳選する。

(2) 大学院の学生定員は、理工系・医歯薬系について、大学院研究科の設置以後に増設された講座および研究部門ならびに研究施設の部門を積算基礎とする等増員をはかる。

(3) 教育研究設備については、新しい整備計画を立案して充実をはかる。

3. 教養部の新設

教養部の設置については、学内の態勢が整い、強い要望のある大学について考慮する。

4. 講座・学科目の新設整備

講座および学科目の新設整備については、大学の順位を尊重すると共に、学生増募との関連をも考慮し、個別に検討して必要なものを取りあげる。

なお、この際、一般教育の教員組織の整備充実を留意する。

5. 大学附属図書館の整備充実

大学附属図書館については、近代化の方向にそって整備充実をはかる必要があるが、さしあたり昭和41年度からは、指定図書制度の実施等を促進する。

6. 附属研究施設の新設整備

既設の研究施設の整備充実重点をおき、新設については厳選する。

7. 厚生補導の整備充実

保健管理センターの設置および厚生補導体制の整備をはかる。

また、寄宿舍・学生会館その他の課外教育施設は、その管理運営の改善と並行して整備を促進する。

. 大学附属病院

1. 診療要員、薬剤要員、看護要員および保険請求事務関係職員については、おおむね従来の方針によって整備充実をはかる。

2. 中央診療施設の新設整備

中央検査部等の中央診療施設については、建物の整備状況その他の条件を考慮して、新設整備を行う。

3. 学部附属各種学校の新設整備

衛生検査技師学校等の学部附属の各種学校については、従来の方針によって新設整備を行う。

. 附置研究所

1. 研究所の新設

日本学術会議から勧告のあった共同利用研究所のうち、学術奨励審議会学術研究体制分科会におい

て結論を得たものを優先考慮する。

2. 既設研究所の整備充実

全体計画の進行途上にある既設の研究所については、既定計画に従って、その整備を促進する。また、その他の研究所についても、大学の要求を慎重に検討して整備充実をはかる。

3. 研究用設備の充実

学術研究の方法の進歩に伴い、最近急速に高精度、高能率の研究機器が必要とされるので、その整備について検討する。

4. 重要研究の推進

災害、宇宙、がん、脳、原子核、地震予知等の重要な基礎研究および国際地球内部開発計画、太陽極小期国際観測年等の国際的な計画に基づく国際協力研究については、学部、附置研究所および附属研究施設を通じて、全体計画を策定し、その推進をはかる。

上記の文部省の要請を受けて、昭和40年6月に開催された全国国立大学協会、ならびにその議論をふまえた国立大学学長会議は、前年度までの臨時増募に対する消極的な態度を反省し、将来若者たちの大学進学志願率の高まりを考慮すれば、いわゆるベビーブームによる大学生の増加を一時的な現象とみず、恒常的な大学拡充の方針に転化すべきであること、したがって学生増募にともなう予算措置、教職員および施設設備の十分な確保が必要であることをかねて文部省に要請した。

大学入学志願者急増対策については、国において逸早く基本方針を策定して着々これが実行に移されつつあるが、国立大学協会においても、事的重要性にかんがみ、既に昨年6月、国立大学における一万人の増員は教育の機会均等と国立大学の社会的役割から見て誠に寡少に過ぎるものといわざるを得ず、よって、恒久的観点にたって、各大学の計画をじゅうぶんに勘案して実情に即する適切な措置を講ぜられるよう要望したところであるが、昭和40年度における国立大学の学生増員の実態は当初計画のおよそ75%の3,000人であり、国公立大学全体（短大を含む）から見ても当初見込数を約8,000人下まわっている現状であって、この

ことはわれわれ教育の任にあるものとして誠に憂慮に堪えないところである。

学生の増加は、昭和22年のいわゆるベビーブームによる臨時現象にとどまらず、大学進学率の向上と大学教育に対する社会的要望からして恒常化するものと見なければならぬ状況から見て、政府はこの際次の諸点に留意し、大学入学志願者急増対策について更にあらゆる角度から慎重に考慮の上万全の措置を講ぜられるよう、ここに重ねて要望する。

1. 大学入学者の増加により大学教育の質的水準の低下をまねき、わが国大学教育の未来に禍根を留めることのないよう特に配慮されたい。
2. 人文社会系の増募にあたっては、各大学の自主性を尊重し社会系のみにとどまらず人文系についても考慮されたい。
3. 増募に見合う教職員の増員とその確保および施設設備の充実について格段の配慮をされたい。
4. 一般教育と学生の厚生補導については、現状においてもはなはだ不満足な状態にあるので、その人的物的両面の整備充実について特に考慮されたい。
5. 増募に伴う予算措置については、前向きに配慮されたい。

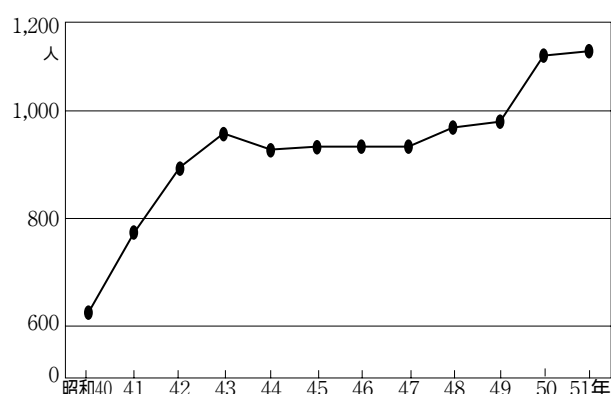
（出拠：国立大学学長会議 昭和40年6月26日）

富山大学も同様な対応に動いた。当時、富山大学には文理学部があり、文理学部の教官が同時に全学部1、2年生の一般教育を担当していた。もしこの機会に一般教育を専門に担当する教養部を独立させ、さらに文理学部を人文学部、理学部に分離独立できれば、この上なく富山大学の発展拡充につながるからであった。この目標は関係者の努力のすえ、教養部の独立は時を移さず昭和42（1967）年4月1日に実現し、人文学部、理学部の分離独立は遅れて昭和52（1977）年4月1日ようやく実現した。そのほか教育学部に養護学校教員養成課程（昭和42年度、入学定員20人）、次いで幼稚園教員養成課程（昭和47年度、入学定員30人）、工学部に電子工学科（昭和43年度、入学定員40人）が新設された。この時期、学科の新設がない学部でも学生定員は臨時、正規を含めて大幅に増員された（昭和43年度、文理

学部人文学科20人増、理学科65人増）。増員はさきの文部省からの要請に「人文社会系4、理科系6」とあったように、主として理科系学生の増員と養成に力点がおかれ、当時の世相を反映している。ただ富山大学工学部は当時まだ高岡市にあり、高岡残留が富山市五福に統合移転するかの結着がついていない状況のもとで、この拡大チャンスを十分に生かせ切れない事情があった。各学部の対応の詳細については、部局編を参照していただきたい。

図1 昭和40年～51年までの富山大学入学者変遷数およびグラフ

昭和(年)	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
入学定員	650	760	876	945	915	915	915	915	945	950	1095	1100



第2節 大学紛争

ベビーブーム世代の大学進学に対しては、文部省および大学はさきに述べたように早目に対応を講じ、大幅な増募に踏み切ったはずであった。しかし18歳人口の急増とかれらの間の大学進学志望率の年々の高まりから、ベビーブーム世代にとっては大学受験は依然として激しいものであった。大学紛争とよばれる学園内における学生の政治活動や大学の保守的な体質改善を要求する学生運動が全国的な規模でピークに達したのは、昭和43、44（1968、1969）年のことであり、団塊世代の在学年と一致する。これはけっして偶然のことではない。

しかし1960年代後半から1970年初めにかけての学生運動はいろいろな原因が重なって高揚した。そのひとつは反資本主義を標榜する社会主義運動の世界的な高まりであった。日本では1960年について、1970年に二度目の日米安全保障条約の更新を迎える

が、前回の更新時にまして大学生たちが反対の運動に同調した。そのアメリカは朝鮮半島同様に南北に分裂するベトナムの南ベトナム政府を支援し、1965年2月に北ベトナムに対して爆撃を開始した。しかしソ連邦・中国に援助された北ベトナムの抵抗は激しく、長期戦となるにしがた、アメリカ国内に厭戦気分、そして若者の反戦運動が激しくなった。

一方、隣国の中国大陆でも文化大革命と呼ばれる反自由主義と毛澤東主義の高揚運動が大規模に展開しつつあった。この文化大革命は1972年で一応の終息をみたが、その結果は自由主義を復活させて中国の深刻な食料危機を開いた劉少奇とその一派（実権派）は失脚させられ、毛澤東とそれを助けた軍の指導者林彪が権力を掌握した（林彪も1971年に排除される）。いわば政権をめぐる権力闘争であり、そのために大衆が動員された政治運動であった。少年少女、学生たちは「造反有理（反乱することが正しい）」を合い言葉に、解放軍の先兵として駆り出されたのである。日本の大学紛争中にも「造反有理」のスローガンが掲げられた。

現在、中国の文化大革命の評価において、1965年にアメリカが北ベトナムに爆撃を開始したことが、毛澤東に危機感をいだかせ、権力奪回の文化大革命を決意させた要因のひとつと指摘されており、日本の大学紛争もこれらの世界的な動きのなかで生じていたことがわかる。

1 富山大学紛争の発端—経済学部問題—

富山大学の場合、その発端は一般の大学紛争とはおおよそ縁遠いような事柄、つまり経済学部における教官人事の、それもいわば手続きのもつれから生じた。個人のプライバシーに関わる人事のことゆえ、はじめは経済学部教官のなかの、限られた教授陣のなかで秘密裏に問題解決がはかられた。しかしそれがひとつの教授ポストをめぐり、外部採用か、内部昇任かの問題となると、経済学部の若手教官の利害にも関わり、一段と複雑な様相を呈した。当時、そして現在も依然としてそうであるが、「富山大学教員（教授・助教授・講師）選考基準」によると、人事権は教授にのみあり、助教授、講師には教授と同等な人事権は与えられていない。1年あまりして経

済学部内における一応の調整はつき、より民主的な人事ができるように新しい人事に関わる内規が経済学部で制定された。しかし評議会はこの経済学部の新しい内規が助教授、講師にも人事権を与えることになり、「富山大学人事選考基準」に抵触するとして、反対する姿勢を取り、頑として譲らなかった。したがって経済学部問題は解決がさらに遅れることになった。この事件の顛末については部局編・経済学部詳しく記されるので参照願いたい。

経済学部の人事問題は昭和41（1966）年に発生し、一応の解決を見るまでに約3年を要した。しかしその時、すでに全国的な大学紛争の波は富山大学にも押し寄せていた。経済学部の人事問題も大学の持つ旧体質のひとつとして、改めて批判的に上げられることになった。当時の富山大学の横田嘉右衛門学長（1961年12月20日～1969年3月9日、辞任）は経済学部問題に関してこれまでの秘密主義を改め、一応の解決を見た事件の真相を全学の教職員に公表し、大学紛争の火種を消そうと考え、評議会もそれを了承した（昭和43年11月27日付の学長所見）。

その学長所見の最後に「本部占拠」の項があり、「ここに不幸にして予期せざる事態を生じた」として、経済学部問題の真相究明を掲げる一部学生（全学闘争連絡会議）が、昭和43年11月12日深夜に富山大学本部を占拠し、大学中枢の機能をマヒに陥らせている状況を述べる。しかし当時、東京大学では昭和43年3月28日に全学共闘委学生らによって安田講堂が占拠され、6月17日に警察力を導入して一度排除したものの、7月中に再占拠されたまま、いわゆる東大紛争の真最中であった。同年11月1日には東京大学の大河内総長は紛争責任をとって辞任した。大学紛争の風潮はすでに地方の大学にも浸透していたのである。富山大学にとって経済学部問題は格好の紛争材料となった。

上記の学長所見に述べられていることであるが、富山大学評議会は11月11日、経済学部が学部の人事収拾案として提出した「経済学部人事教授会暫定規則案」をようやく承認した。これで経済学部問題に決着がついたと思った矢先、これを聞きつけた一部の学生が大学本部と経済学部事務室をバリケードで封鎖し、21日には全学闘争連絡会議（全闘連）の名称で学長、評議会および経済学部教授会に対し、経



薬学部を封鎖する学生（手前）とぶつかり合う教職員ら
（昭和44年3月11日）



いすなどのバリケードを排除する機動隊（昭和44年4月9日）
（北日本新聞社提供）



学園紛争（昭和43～44年ころ）学生デモ



学園紛争（昭和43～44年ころ）機動隊出動



済学部問題 6 項目の質問状をつきつけて大衆団交を要求してきた。

横田学長、評議会ともに大衆団交に応じる意志なく、ひたすら学生への説得を試み、二通りの告示をだし、一刻も早い事態の終息を望んだ。一方、経済学部教授会は11月25日、および28日に黒田講堂において全関連学生の要求する大衆団交に応じ、当面の打開を計ろうとした。そのさい、本部を占拠した学生は富山大学後援会（昭和25年設立、会長富山県知事）の書類を持ち出し、会費の一部が接待費の名目で不正に使用されていると非難した。これに対し後援会は緊急の理事会を招集し、その疑念を解くとともに、一日も早い大学の正常化を訴えた。その間の状況は『富山大学学報』第108・109号（昭和43年11・12月）に次のようにまとめられている。

学内諸報

全関連学生による大学本部不法占拠

11月12日午前2時、経済学部教官人事の暫定規則に反対する反日共系（全関連）学生により大学本部が不法に占拠された。そのため事務局、学生部の大部分の書類が封鎖され、わずかに給与関係と奨学金関係の書類のみが搬出されたにすぎない。この状態が続けば本部は勿論各学部の機能が麻痺し、教育研究のための図書・機材の購入、スキー講習会等すべての学生課外活動ならびに学内諸施設の工事が困難となり、開学以来はじめての憂慮すべき情勢といわねばならない。

11月27日学長から「学生諸君に告ぐ」（後記）および「占拠学生に対する告示」（後記）が行われ、12月5日および6日には学長より本部不法占拠学生に対し学長、各学部長、教養部長、事務局長、学生部長と学長室で条件付きで話し合いに応ずることを呼びかけたが占拠学生は応ぜず、彼等はあくまで黒田講堂等で大衆団交することを強く主張して譲らず、本部の不法占拠は当分続きそうな状況である。

「学生諸君に告ぐ」

1968年11月27日 学 長

経済学部の教官人事の紛争に端を発し、11月12日午前2時頃迄に一部学生により予知せざる本部

占拠の不祥事が起った。

既に占拠 2 週間に及び、本部中枢の機能は麻痺し、これは直ちに各学部の教育研究に対し、日一日と甚大な影響を与えつつある。即ち育英資金、薬品器具等の購入、学生の保健体育および課外活動に対する諸費用の未払い、ならびに業者の未払いをはじめ入試、卒業等に対する諸準備の渋滞など枚挙に遑がない。

本部職員はもとよりのこと各学部、教養部教官も一せいに立ち上がり、占拠学生に対し退出を説得している。

この際、学生諸君の良識により、富山大学の名誉のためまた一般社会人の大学に対する信頼を克ちうるよう、一日も早く事態終息のため奮起することを強く要望する。

「占拠学生に告ぐ」

1968年11月27日

富山大学長 横田嘉右衛門

このたび、諸君が不法に大学本部を占拠し、当局の再三の申し入れを拒否して、大学の正常な教育、研究業務を阻止していることは、甚だ遺憾である。

本部占拠中の学生は、大学業務の執行を正常な状態に復し、一般学生にも多大の迷惑を及ぼしている事態を一刻も早く解消するよう、速やかに退去せよ。

富山大学後援会緊急理事会

去る11月12日、一部学生が大学本部を不法占拠し、富山大学の協力機関である富山大学後援会の書類を許可なく持ち出し曲解して発表した。

このため、在学生、教職員ならびに一般社会の不信と疑惑を招き、関係者に多大の迷惑をかけることとなった。

後援会は、昭和43年度の後援会費の使途について審議するため、12月7日午後1時30分より県職員会館において名誉会長、副会長、常任理事、理事及び監事等26名出席のもとに緊急理事会を開催した。

理事会は、この会議において、大学の現状について大学当局に報告を求め、後援会関係の副書添書ならびに説明に基づき審査の結果、次の声明を決議し、これを学内外に公表し、後援会費に関す

る疑惑を解くとともに、理事会として今後とも後援会設立の趣旨にのっとり富山大学発展のために、更には紛争解決にも一層の熱意をこめた協力を惜まないことを表明することにした。

声 明

1 昭和43年4月から本日までの後援会費の使途の方法については、検討した結果、妥当であることを確認した。

2 経済学部長は、人事教授会暫定規則により、すみやかに教官の人事を促進されたい。

3 本部占拠学生は、大学の正常化のため、すみやかに本部から退去されたい。

昭和43年12月7日

富山大学後援会理事会

(以上出拠：『富山大学学報』第108・109号、昭和43年11・12月)

やがて富山大学においても全学大衆団交実行委員会が結成され、それには下記の9委員会・執行部が名を連ねた。

全闘連、般教自治会執行部、経専自治会執行部、薬友会執行部、全寮闘争委、2工連、3工連、経B大衆団交実行委、理学科闘争委

かれらは経済学部問題のほか、他大学において典型的にみられる学内の諸問題を攻撃の材料にとりあげ、昭和43年12月16日には、5項目(経済学部問題、後援会問題、自衛官問題、工学部五福移転問題、学寮規則問題)について学長、評議会との大衆団交を要求した。横田学長は大衆団交には応ぜず、学生の要求する5項目について、昭和44年1月18日付で学長所見を發表し、一日も早い大学の正常化を学生ならびに教職員に訴えた。以下にその原文を掲げる(昭和43年12月起草)。文中、1 経済学部の諸問題について、の項はさきに学長が教職員むけに發表した所見(昭和43年11月27日)に基づき、一部語句を修正した内容となっている。

本学の当面する諸問題についての所見

昭和44年1月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

まえがき

経済学部の教官人事に端を発し、問題は意外な

道をたどり遂に学部のみならず大学全体の自治の域を越え学外までも波及した。大学人はひとり残らず大学の自治を堅持し、大学の自治の基盤である学部自治に徹すべきである。しかるに、こと志と異なり、本日の事態にまで立ち至ったことは甚だ遺憾である。

目下当面する本学の主たる問題は下記のごとくで、これらにつき順を追って経緯をのべ、併せて学長の主張を訴えたい。

本学の当面する諸問題

1 経済学部の諸問題について

2 大学後援会費の使途について

3 薬学部における自衛官の研修に関する問題について

4 工学部五福集中の問題について

5 学寮規則について

1 経済学部の諸問題について

経済学部のまる2年にわたる諸問題については、もっと早く学内広く周知方取り計らうように一般に考えられるが、こと個人のプライバシーにも関し、且つまた学部自治尊重の精神から今日まで止むを得ず延引した点を了承されたい。

(1) 経済学部教官人事の内規細則

経済学部では、昭和41年度の概算要求により経営学科の増設が文部省議をいったん通過したが、その後大蔵省折衝において否決された。その当時経営学科の増設を見越し学外の某氏を教授として予定していたが、これを経営学科否決後において経済学科の教授定員をもって採用しようとした。このことに端を発し助教授・講師をもって組織する助講会がこの人事に反対し、結局教授団と助講会とで話し合いの結果、某氏の教授就任は取り止めとなった。

これが機運となり教官人事に関する申し合せ事項ができた。その主旨は学部全教官の意向が教官人事によく反映するようにとの意図と考えられた。これが更に教授会において教官人事に関する内規細則となってあらわれた。この内規細則の主旨は、人事教授会とは関係なく学部教授会が業績審査委員会を設け、その結果を人事教授会が尊重するこ

と、また業績審査委員会の主査が自動的に人事教授会のもとにおける選考委員会の長となること、教官人事は人事教授会が最終的に決定するが、事前に学部教授会の承認を求めなければならないことなどである。この内規細則は現行の経済学部教授会規程および大学の教官選考基準に違反するものとして内田教授外3名が評議会あて違法の提訴をし、同時にその資料を文部省に送付した。しかしながら学長は評議会議長として提訴の経緯につき疑義をもち、反面学部自治尊重の建前から学部内で処理されるべきものとして提訴の受理を逡巡したが、結局評議会に諮り受理した。

評議会は学長をふくむ学部長の特別小委員会の報告に基づき慎重に審査した結果「違法の提訴には疑義がある。しかし、この内規細則は誤解を招く問題点があるので再考のうえ人事を進められたい。」と決定した。

(2) 内田教授に対する教授会等への出席停止および講義・ゼミの停止

内田教授の(1)に述べた事件およびこれに関する言行に基づき、内田教授に対し教授会は、教授会の議に基づき昭和41年9月教授会等への出席停止の処分を行なった。

ついで昭和41年暮の教授会において、昭和35・36年度頃の学業成績証明書改ざんの件が議せられ内田教授が成績偽造をしたとの判定を与え、同教授の講義・ゼミの停止を宣した。本件に関して学長は事前に学部長に対し学部内の問題として善処するよう強く要望し、且つ教授会にはかかる停止の権限のないことを文書をもって伝えた。しかし教授会はそれに応じなかった。

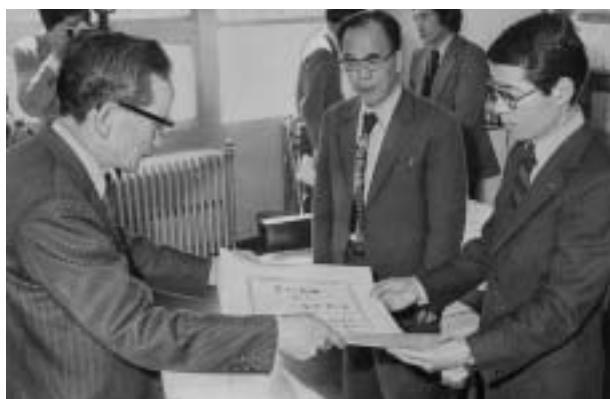
内田教授はこれらの停止措置を不服として昭和42年4月人事院に提訴した。事後においてこのことを聞き学長は大学の自治の建前上甚だ残念に感じた。

人事院は提訴受理の約1カ月後来学し事情を聴取したうえ当事者間の和解を希望した。しかし遺憾ながらこの和解は成立しなかった。引き続いて経済学部に対してなされた学長の努力の結果のあらわれる以前、遂に9月学長あて人事院判定書が来るにいたった。

本件については既に評議会においておよそ結論



学生たちに講義する内田教授(左上)(北日本新聞社提供)



和解が成立し、学生に修了証書を手渡す林学長(左)
中央は内田元教授 富山地裁(昭和53年3月2日)
(北日本新聞社提供)

に近づいていたので大学自治を堅持する建前から文部省を通じ人事院に対しその判定を下す時期を待つよう要望したが人事院はそれには応じなかったことは遺憾であったが、人事院は大学の要請とは無関係に判定を下すことも独立機関である以上やむを得なかった。ここに判定書の要点を述べると、
(イ) 教授会への出席停止について

教授会がその制裁措置として構成員に対し教授会への出席停止を命ずることは、緊急な事態に対処するためのやむを得ないものであるべきこと、および停止の期間とその理由との間に客観的に妥当と認められる均衡の存すべきことが要求されるものと考えられる。

かかる観点から申請者の言動は、教授会の構成員としての配慮という点において若干問題はあるにしても、調査結果において認定した具体的な事情をもって教授会への出席を無制限に停止する理由とすることは著しく当を失したものと判断される。

本件における教授会の措置は、法規に定める手続きによらずして法定の身分をはく奪するに等しく許されないものと判断される。

(Ⅱ) 講義およびゼミナールの停止について

大学教授は国家公務員法、教員公務員特例法その他の法令の定めるところによりその職務を適正に行なうこととされているとともに、分限または懲戒に関する法定の手続きによることなくその意に反してその主要な職務である学生を教授し、その研究を指導することを停止されないものと解される。

かかる観点から申請者の成績証明書偽造事件に関与した行為、その他の教授会が非難する行為を理由にその意に反し職務の遂行を停止されるためには、法定の手続きにより任命権者が行なう分限または懲戒処分によることを要するものであり、その方法理由のいかんにかかわらず、教授会が申請者に対しその職務の遂行を停止させる措置をとることは許されないものと判断する。

以上要するに、教授会が申請者に対してとった措置はいずれも不当なものとして許されないものであるから、学長は、すみやかに申請者が申請者の要求にかかる教授会への出席停止を解除されとともに、講義およびゼミナールの担当を復活されるよう措置すべきである。

(3) 学生の単位認定

前後するが昭和42年2、3月において内田教授の講義・ゼミ停止に伴い、受講学生の単位不認定の問題が生じた。これが遂に学長学部長を被告とする原告学生による「単位不認定違法確認」の訴訟が富山地裁に提出受理されいままって継続中である。

学部長は内田教授の講義・ゼミを他教官に転向するよう説得し、内田教授も自分のために迷惑のかからないように説得したことになっているが、いずれの説得にも応じなかった学生が提訴したと考える。

本提訴に先だち学長は経済学部長に対し学生の単位の件については学生に迷惑がかからぬように取り計らうよう要請した。

また本件について評議会においても話題となったが既に裁判に移っているので見送りとなった。

(4) 内田教授の懲戒免官処分の申請

昭和42年春に教授会から、教授会の議に基づき内田教授の成績改ざんを理由とする懲戒免官処分の要請書が評議会に提出された。

これに対し評議会は学長をふくむ6名の特別小

委員会を設け、その報告に基づき評議会は慎重審議の結果「内田教授については学業成績証明書の件で種々問題が感ぜられるが、成績格上げの責任を内田教授一人に帰することは適当でない。しかし深く反省を求め。」と決定した。

深く反省を求めることの内容は学長が直接内田教授に対しては口頭で、「不愉快なこともあると思われるので自発的に他に転職ということも考慮されてはどうか」ということである。

また教授会に対しても反省を求めた。その反省の内容は経済学部全体を代表し学部長が学長に対し本件に関し教授会のとった行きすぎを陳謝することであった。

(5) 評議会の最終決定

以上教官人事の内規細則（内田氏提訴）内田教授の懲戒免官（教授会要請）その他教授会等への出席停止、講義・ゼミの停止等に対し評議会は昭和42年11月2日に前述のごとく一括して決定し、11月7日それぞれ当事者に手交した。なおこの決定書の最後には「相互において今後あらゆる報復措置をとらないこと」を明記してある。

この評議会決定に対し、教授会は全面的に受諾することを約した。内田教授は成績問題に関する反省についてはその事実なしとして評議会決定を拒否した。その後教授会は内田教授の講義再開については復元しなかった。更に不幸なことは内田教授により経済学部の野崎富作外8名の教官に対し名誉毀損の民事訴訟が富山地裁になされたことである。これよりさき経済学部教授会は経済学部学生に対し評議会決定事項についての説明会を催したが、その際内田教授の名誉を傷つける言動もあったと聞き及んでいる。

(6) 教官人事促進の新方式

以上評議会の決定により経済学部の運営も軌道にのるものと大いに期待したが、残念ながら教官人事が全く難行し膠着状態に陥り込んだ。その理由は、人事教授会が当時5対3にわかれて対立し、根深い相互の不信感によりお互いに歩みよりを見せず、この状態が最近まで続いた。これに対し学長は、評議会に委細報告し、その委嘱により主として学部長懇談会において打開収拾に努力したが、遂に本年11月11日の評議会で経済学部長の要請に

より次の新しい方式がやむを得ず了承され、漸く教官人事の進捗の糸口を見出した。

即ち「現在7名の人事教授会構成員に新たに経済学の4系列の分野から助教授各1名計4名を加える」当分実質3名。この方式は経済学部7名の教授の各試案のうち経済学部長試案の一つが評議会です了承されたものでその後経済学部教授会において可決し、更に評議会承認された。

この承認は経済学部の希望する人事の促進が必ず実現できるとの学部長の言明に基づいて行なわれたものである。

(7) 経済学部学生自治会のスト

これよりさき、教官人事の停滞を不満として経済学部教授会要請の教授会新規則「経済学部教授会規程第3条但し書削除」を固執する経済学部学生自治会は、これを強く要求して評議会会場に乱入し審議を不能ならしめた。その後スト決行の暴挙に出たが評議会決定の新方式が了承されたのちストを解除した。

(8) 一部学生による本部占拠

以上はまる2年にわたる経済学部諸問題の概要であるが、不幸にも予期せざる事態を生じた。それは経済学部教官人事の新規則「教授会規程第3条但し書削除」をあくまで固執する一部学生が11月12日午前2時10分本部占拠の暴挙に出たことである。この一部学生は全闘連と称し、その主張は当初経済学部の教官人事の新規則無条件承認、学長・評議会総退陣、大学官吏の官僚制打破であったが、次いでまる2年にわたる経済学部紛争の真相究明に変わり、目下は本学の当面する諸問題として、まえがきにあげた各問題をとりあげ、学長評議会団交を迫って占拠を続けている。これに対し直ちに本部職員による占拠解除の呼びかけが行なわれ、その後引き続いて所属学部長および評議会等の説得や再三にわたる学長の告示および申し入れが行なわれた。しかし彼等はこれを無視して占拠を解かざるのみならず公文書を焼却する等の暴挙を重ねている現状である。

(9) 要 請

経済学部問題においては以上述べたように、問題解決のやむを得ざる方途として人事教授会暫定規則が承認されるに至った。経済学部教授会は自

ら申し出たこの規則に従って速やかに教官の人事を促進すべきである。

経済学部教授会はこれまでに多大の迷惑を他学部にも及ぼしてきた。この原因は教官相互における不信に基づくものである。経済学部全教官は速やかに強い責任をもってこのような不穏な事態を収めるべきである。

全闘連の本部占拠ならびにこれに伴う行動は、本学の教育と研究に重要な業務の遂行を阻害し、かつ学内の秩序を乱していちじらしい迷惑を全学に及ぼしている。速やかにその非を悟り占拠を解くべきである。

2 大学後援会費の使途について

本学は、昭和24年4月に5つの高専が基盤になって発足したが、それに先だって富山県知事を長とする富山大学設置期成同盟会が結成され、諸般の準備が行なわれこの機関はいまなお存続している。当時大学設置の申請をするのにも基盤の諸学校は財源にとぼしく書類作成のほか諸費用に対し全く不如意で、これに対し同盟会長の高辻知事の配慮に負うところが少なくなかった。この状態は大学発足数も変化なくこれを見かねて知事自身会長の役を買って出て、主として富山在住の在校生父兄が中心となり、一定の定款を設けて大学後援会を発足させた。昭和25年以来既に18年を経過し今日に至っている。当初会費は分割拂いで、しかも係員の集金のための出張旅費等の関係で遠隔の父兄よりの集金は困難であったため、県および近県の父兄の負担にのみ偏重した。数年前から入学当初一括寄附ということに改まり、全国の父兄の寄附が均等化した。寄附勧誘は高辻前知事から引きつづき現吉田知事が後援会長としてこれに当たっている。この寄附はあくまで自由意志によるもので、毫も強制的なものではない。

会費の使途については、毎年総会において厳重に予算決算案が調査審議されている。会費の使途の概要は学生の福利厚生等のため約50%が支出され、教官の研究助成、卒業入学等の諸行事のために約40%、それに今回占拠学生により公開された約10%の大学運営助成金ということになる。

問題となった大学運営助成金は大学をよりよく、より速やかに整備拡充するための交際費に該当す

るものが多く、本省その他より大学の現状につき視察を乞う場合などの接待費で、濫費を戒め大事に使用し、その使途を明らかにしている訳である。

国費は会計法により使用制限があるが、後援会費は国費でまかない得ないものおよび国費で補ない得ない場合の助成金で大学運営のための潤滑油として尊い存在である。大学後援会理事会が後援会費の使途方法について妥当であると認められたことは感謝にたえないが、世の疑惑を招き関係者に迷惑を及ぼしたことはまことに遺憾に堪えない。後援会声明に甘んじることなく今後後援会の機構運営その他万般につき、会長および役員に進言し後援会本然の姿にて大学を援助していただくよう、また我々助成をうけるものとしては大いに自粛自戒し後援会の精神に副ってゆく決意である。

3 薬学部における自衛官の研修に関する問題について

昭和43年3月11日の薬学部教授会（議長志甫伝逸学部長）は、薬剤学教室（教授桜井謙之介）から提出された陸上自衛隊衛生科幹部 辻晃（昭和30年富山大学薬学部卒業）の研修指導につき、下記の如く受入の可否について協議を行なった。

指導教官 上田道廣助教授

研究課題 軟膏剤の経皮吸収について

研究期間 自 昭和43年4月1日

至 昭和44年3月31日

辻君のこの部外研修については、陸幕衛第36号をもって昭和43年3月4日付けで防衛庁陸上幕僚長から薬学部長あてに依頼状の送付があった。

上記の協議事項について教授会は慎重審議を行ない、特に次の如き審議経過を経て受け入れを可決した。

（1）衛生自衛官辻君の研究課題は、以前から上田助教授の研究テーマであり、自衛隊から持ち込まれたものでなく、且つ研究費の支給も全くなく、純粹に医療を目的とする基礎研究であるが、軍事的研究に発展する危険性を包蔵するものでないか、例えば毒ガスの経皮吸収に関するものに結びつくおそれもありはしないか等も考えられた。

しかしながら衛生官の本務は、旧軍隊にあっては化学兵器、細菌兵器等の直接戦力に結びつかず、敵味方の区別なく専ら傷病兵の看護に関するもの

に限られ、戦闘にあっても捕虜の取扱いは受けなかった。まして今日の衛生官が侵略戦争における直接間接の戦力になるとは考えられず、更にまた戦力に結びつけるか否かは、自衛官であるとなしにかかわらず、ひとつに辻君自身の現在および将来における科学者としての態度如何にかかる問題であり、それは今日の科学者の原子力の平和利用への研究をみても明らかであり、教授会はこの限りについて辻君に関する限り軍事研究の危険性は全くないものと判断した。

（2）第二に辻君は、昭和30年本学薬学部卒業生であり、自衛官でありながら母校という平和で自由な大学の環境の中で再度学問の雰囲気にはたいたという熱情に駆られて研修を願い出たもので、いわんやスパイ活動等平和を乱すがごとき行動は予想もされなかった。しかし万一にもこのような行動があれば直ちに退去を命ずることになった。この意味で辻君の願いを認めることは薬学部の学部感情として容認されて然るべきものと考えた。事実研修に入ってから以来、今日まで上田助教授ならびにその下で研究をしている4年生諸君からは共に学ぶ者として、特に深い理解が示され、先輩後輩の美しい関係が結ばれ、従がって研究成果も顕著なものがあつた。これを一部の学生諸君の中には先輩なるが故に後輩との関係においてひびのはいることをおそれるという論法をもって辻君の即時追放を主張するものもあるが、逆説といわねばならない。

（3）第三に他大学でこの種の自衛官問題に起因する競争をししばしば耳にするが、二・三の事例は別としてそれらはいずれもわが国の自衛隊の存在そのものの合憲性論争にその根源があると考えられ、違憲の判決がなされていない限り、いやしくも国会を通じて認められている以上薬学部教授会としては合憲であると考えたものであり、憲法学者の大多数が違憲を主張しようとも、それは国民全体の主張ではなく、統計的にも作爲的な数字であるといわねばならない。

かつまたこのような政治問題は大学に持ち込まれる筋のものではなく、あくまで教育の機会均等、学問の自由、学部の自治の立場から論ずべき性質のものであり、薬学部としてはその立場において

入学を許可したものである。

しかしながら薬学部教授会は最近の薬学部学生からの質問状にある如く素朴なる平和希求の願いを考慮するとき、自衛官の研修に関して教授会の今後の方針を明確に打ち出す必要を痛感し、結論として今後の自衛官の入学については学生の意向を汲んで善処することとなったことは喜ばしいことと考える。

なお、辻君自身も前述の如く研修の成果もあがったので極めて近い将来帰隊の意向であるときいている。

このようにして自衛官問題は、全学的にかなりの反響を呼び、この間一部学生間に闘争的な拒否運動があったとすれば、平和的学園の建設を希求する全大学人にとって遺憾である。

惟^{おも}うに大学人の平和への願いは他の如何なる社会人よりも真摯なものであるにかかわらず、最近の大学紛争の多くが極めて過激な暴力的闘争にまで発展していることは、平和の敵であり、まさに自己矛盾といわねばならない。真の平和を求めるならば、われ等大学人は互いにその立場を尊重しながら平和のうちにその方法論を探究すべきものと考ええる。

4 工学部五福集中の問題について

工学部の五福集中問題は、本学の大きな懸案事項であり、これの実現には多くの困難がある。それは大学自体の問題よりも大学が地域社会と密接な相関関係にあるからである。この間の経緯を述べ、よく理解してもらいたいと考える。

(1) 文部省が昭和36年に国立工業高等専門学校を各地方に設置する方針を出した際に工業高専を現工学部の土地に設置し、工学部は富山市五福地区に統合すべきであったと批判されるが、当時の情勢においては、なんら具体的に審議、検討されたことがなかった。

昭和37年4月に文部省の係官が来学し、理科教育振興の国策を説明するとともに工学部敷地の狭隘を指摘した。工学部は、理科教育振興の方針に沿い将来10学科の拡充計画と3万坪以上の土地拡張を検討した。

即ち、現グラウンド敷地5000坪を、校舎用地に接続して1万坪以上の土地と交換するよう高岡市、

土地所有者、財務局等と交渉したが価格の点についてまとまらず不調となった。

その頃文部省は、自治体からの土地等の寄付行為を禁止する方針を、全大学に明確に打ち出した。

(2) 文理学部が昭和37年に五福への集中が終わり、薬学部の五福集中計画が決定し、諸準備の進行過程において、学長は工学部の五福集中の意向を打診したが、当時工学部は現地において土地の拡充を望んでいた。

他方、文理学部、薬学部の集中と同時に昭和38年11月体育館、同39年アイソトープ実験室、電子計算機センター、学生会館、学生寮がつぎつぎに設置される状況となり、昭和39年5月工学部教授会は、富山市五福への移転集中を決議し、その旨報告された。

(3) 昭和40年4月高岡市長から工学部の拡充計画について協力したいのでその計画の詳細についての照会があった。

これに対し工学部は、10学科および敷地等についての計画案を提出し、協力の意志の有無について期限を付して回答を求めたが、ついに回答がなかった。

昭和40年7月に工学部の移転集中の教授会決議と、高岡市への提出の拡充計画案について批判があったので、工学部は移転集中問題について、第一には教育上必要であること、第二には現地域は振動、騒音等により不適応地であること、第三には工学部の将来の発展のため土地狭隘であることをその理由として確認し、大学の方針を早々決定するよう要請した。

(4) 昭和40年6月同窓会が主体となり富山大学工学部移転集中促進協議会を設置し、同窓会員、学生の父兄および学生をもって構成、工学部教官が顧問として参加し、移転の必要性の宣伝、関係方面への陳情、署名運動等の運動を展開することとなった。

また、同年8月から今日迄「富山大学工学部の移転集中についての理由の御案内」の文書を文部省関係官、県選出衆参両院の議員、知事、県下全市長、県議会、富山高岡市議会議員、県富山高岡市関係官および県下各高等学校ならびに工学部学生の父兄へ発送した。

なお、説明会として工学部学生の父兄懇談会を開催し、また高岡ロータリークラブで説明するとともに、知事、副知事、県議会議員、富山、高岡両市長に陳情した。

(5) 昭和41年1月評議会は工学部移転集中について調査検討するため特別委員会を設置した。委員会は慎重に審議し、また現地の調査も行なった結果、4月19日五福集中が適当である旨報告した。

評議会は、同報告に基づき5月6日工学部の富山市五福地区への移転の趣旨を了承し、大学の方針として決定し、学長名をもって文部省、国会議員、知事、県議会、富山、高岡両市長および市議会等関係方面に陳情した。

また、文部省に対して予算折衝をしたが、文部省では地元の意向が充分でないとの理由で取りあげられなかった。これは経済学部を設置当時の問題と、県知事、高岡市長の意向を言われたものである。

昭和42年度においても同じ理由で予算措置がとられなかった。

(6) 昭和42年7月県議会に工学部の実情視察を依頼し、8月7日総務委員会、教育委員会委員18名が工学部を視察した。この間、6月から8月にかけて42名の議員中34名に面接し移転集中理由の説明を行った。42名中反対した者5名、高岡市を刺激せず跡地処理等の問題により条件付で賛成した者10名であった。

昭和42年8月から同43年3月の間、国会議員6名に工学部の移転集中について意見をたずねたところ、反対した者1名、跡地処理の条件を付した者1名、輿論の支持に従うとした者1名で、他の3名は賛成者であった。

(7) 昭和40年化学工学科の設置の際、文部省係官は、移転問題をかかえている学部については、新しく学科設置を認めるべきではないと表明したが、その後移転が文部省省議において既に決定している学部においてさえも昭和41・42年に相当数の学科の新設が認可されている。

これらは、文部省においても移転問題と学科の新設を別個の問題として扱っている実証である。この場合、校舎はいずれも鉄骨建築とされている。

(8) 富山県知事は、昭和40年頃は経済学部設立時の事情もあり、工学部の移転集中には反対してい

たが、昭和42年には工学部の跡地に経済高専か農業高専の設置を文部省の事務次官に申し入れている。また、別途通産省にも国立試験場の設置を要請しているとも聞いている。県議会においては、工学部の移転は文部省が考える問題であり国がまず方針を打ち出すべきであるとし、大学として基本的な計画が出されたならば知事としては協力にやぶさかでないと言っている。

高岡市長は、昭和42年6月までは工学部の移転について反対を表明していたが、6月24日工学部の跡地に他の学校あるいは官庁等営造物が設置されるならば移転について考慮することがあるといい、市長個人としては大学が全学部1カ所に集中されることは教育上好ましいことであり、同43年1月の市議会においても同様のことを表明した。

(9) 昭和43年4月文部省部課長と大学側の会議(設定予備会議)において大学側は「工学部、移転集中の教育上の必要性、現地の不適応性、将来の発展のための土地の狭隘」について述べ、更に、学生、父兄、同窓会、評議会、大学の全機構が丸となって移転集中を希望しており、こんなにまとまっているところは移転問題のある大学としては、殆んど稀であることを力説した。また、文部省の言う地方の意向についても反対は国会議員6名中1名、県議会議員42名中5名、知事、高岡市長についても、始めは反対であったが、最近、工学部の跡地に替わるべき営造物ができれば、了承できるとの趣旨を力説した。文部省側も同情的であり好意的であるように見えた。

(10) 工学部の跡地対策問題については、工学部移転問題を解決する最も具体的な方法のように思われるが、このことは、多分に政治的な問題となり易いので、警戒しなければならない。出来得る限り移転問題と跡地対策問題を切り離して別々の問題として解決するように努力したい。

昭和43年4月学長は工学部長とともに本省に赴き関係課長集会の席で工学部五福集中につき本省が断を下すべき時期であることを力説した結果、本問題につき前向きに取り組み、所管の係官が現地視察に来ている。しかし未だ断を下すにいたらず、地域社会代表と大学との話し合いを^{しゅうよう}懇請している。

以上、いままでの経緯を述べたが、統合集中問

題の起きている大学は数少なくないが、地域社会と話し合いのつかない大学はいずれも難行している現状である。本学はあくまでも根気よく主張を貫くよう一致団結して事に当たりたい。それには何よりも学内の力強い協力が望まれる次第である。

5 学寮規則について

文理学部、薬学部、五福集中が終わり、統合寮である新樹寮が竣工したのは昭和40年8月であった。これに先立ち、同年7月30日学寮規則が評議会で決定され、この規則に基づき9月から入寮が開始された。この規則は、その原案作成の過程において、学生部長を議長とする学寮補導委員会で寮生代表との間に長い時間をかけて話し合われたものであり、補導協議会の議も経たものであった。

しかし、この学寮規則について、現在寮自治会からいろいろの問題が提起されているので、その経緯をのべ、本学の見解をあきらかにしたい。

(1) 昭和42年9月、第3回開寮記念行事として、当時の全寮連副委員長を寮に招き講演会を開催した際に、厚生課が学寮規則第13条第1項に基づき寮委員長に集会届の提出を求めた。これについて寮委員長は、その条項のほかにも第11条第2項および第16条は、学生部と寮生との合意に達した点に含まれていないものであり、寮生には知らされていないものであると反論した。

その後、学生部と学寮補導委員会または学寮補導委員会・補導協議会の合同委員会とが寮生と話し合いを続けたが、寮生は掲示物、ビラ等により学寮規則の白紙撤回を叫ぶ一方、学寮規則制定経過を明らかにした資料の公開を要求してきた。

昭和43年1月23日合同委員会にはかり、この資料を寮生に示したが、寮生はこの資料に基づいて学寮規則には合同委員会で議せられた以外の条項が入っていることが明らかになったとし、さらに評議会で決定された学寮規則は寮生に知らされていないと主張して、白紙撤回の要求を強め、5月16日に要望書を提出した。

(2) この間、学生部長および合同委員会は寮生に対して現行の学寮規則は有効である旨を力説し続けた。10月17日から24日にわたり寮生は学生部長室にすわり込み、最終日の24日に養田前学生部長は寮生との話し合いの席上、学寮規則制定過程に

関して6項目の意思表示を行なった。

(3) 11月18日合同委員会は寮生の意見を聞いたうえで審議の結果、次のことを寮生に伝えた。

「寮生が白紙撤回というのは、昭和40年7月20日の富山大学寄宿寮規程の段階に戻すということであると再確認する。合同委員会は寮生のこのような希望にそうよう努力するという意見である。この目的を実現するには手続上、技術的あるいは法的にもっと委員会で検討される必要があるからその努力を積み重ねることに決った。」

その後寮生との話し合いの際、この文章の解釈について合同委員会の見解と寮生の理解と相違があり、白紙撤回の意味については寮生間で必ずしも意見が一致していなかった。

要するに寮生は学寮規則の白紙撤回のみを評議会に提案し、代案は提出しないという主張である。これに対して合同委員会は、学寮規則は現在じゅうぶんに有効であるから、新たな規則案が作成され評議会で承認された時点において初めて現行の規則を廃止するという意見であり、白紙撤回のみを評議会に提案できないという趣旨である。この点を繰り返し力説したが遂に話し合いがつかず物別れになっている。

(4) 11月28日、合同委員会において慎重に検討した結果、委員会としての態度は変わらないことを確認している。

これは国有財産である学寮をたとえ一時的にでも無法状態に置くことは大学として管理の責任がもてないことになり、また寮生といえども規則によって入寮を許可されたのであるから、規則がなければ入寮さえ現実において不可能と考えられるからである。

なお、付言すれば、昭和40年7月評議会決定後、学寮規則が寮生に知らされていなかったという寮生の意見に対して、当時の佐々木学生部長は寮生に知らせた筈であると明言されており、この間に大きな食い違いのあることを指摘しておく。

以上の点からみて、学寮規則については、

(イ) 現行の学寮規則の白紙撤回はせず、早急に代案の作成に着手する。

(ロ) 代案の作成に当たっては、昭和40年7月20日の合同委員会で審議された線まで戻ることとし、

国有財産管理等については庶務部および経理部の意見を徴するとともに寮生と話し合っていく。
(ハ) しかるべき代案のまとめり次第、評議会に提案する。

(ニ) 評議会で代案が承認されたならば、現行の規則を廃止する。

という方向で、段階を追って進められることがもっとも現実的であり、かつ望ましい方向であると信ずるものであり、このために学寮補導委員会、補導協議会および学生諸君の積極的な協力を要請するものである。

〔註〕富山大学学寮規則（昭40・7・30制定）抜すい

・第11条第2項

次に掲げる者は、学生部長は退寮させることができる。

長期の停学処分を受けた者及びこれに準ずる者

・第13条第1項

寮生は、学寮の施設、設備等の使用、保全及び火気の取締り等については、大学の定める規則を遵守しなければならない。

・第16条

寮生以外の者が学寮の施設を利用しようとするときは、富山大学国有財産使用規程に定める手続きを経なければならない。

（出拠：昭和44年1月13日、富山大学評議会資料3）

2 紛争収拾への努力

昭和44（1969）年1月18日付で出された横田学長の所見も勢いづいた大学紛争には焼け石に水であった。紛争の渦中にある学生は学長の所見を不服とし、また学長が大衆団交に応じないことを理由に、多くの学部、および教養部の学生大会を開いてストライキを決議し、無期限の授業放棄に入った（2月中旬）。

一方、東京大学の紛争はますます激化し、昭和44年度の入学試験が実施できるかどうかの瀬戸際に立たされた。加藤一郎総長代行は積極的に全学集会を呼びかけ、紛争解決の糸口を見いだそうとした。その第1回の全学集会は昭和44年1月10日に秩父宮ラグビー場で実現した。教職員1,500人、学生7,500人が参加した。大学紛争もこの時期になると、紛争をリードする学生団体間に戦術の相違から分裂が生じ、さらに対立がエスカレートしてお互いに乱闘す

る状況になってきた。キャンパス内で、あるいは集会のたびに学生間の乱闘が頻発した。それにともない政治運動から離れて、学業に戻ろうとする一般学生の気運も強まった。このような状況下で東京大学は入試実施に最後の望みをかけて、同年1月17日、警察力を学内に導入して安田講堂をはじめ、大学施設の占拠者の排除、危険物の除去を断行した。そして翌日から構内立入禁止を22日まで続け、ようやくキャンパスの秩序を回復した。しかし昭和44年度の入学試験は中止となり、東京大学の3,000余人の入学定員は他の国立大学に振り分けられた。

富山大学は各学部、教養部学生自治会がスト突入を決定して以来、紛争解決の兆しは見られなかった。

昭和44年3月4日、横田学長は病気のため辞任し、当時の文理学部長の竹内豊三郎が学長代行となった。竹内学長代行は4月9日、機動隊を学内に導入することに踏み切った。

以下、『富山大学学報』に逐一報告された「大学紛争の経過（2）～（6）」（昭和44年1月～11月）及びその続報「学内の状況」（昭和45年2月～7月）を引用し、その後の紛争の経過をたどってみたい。

学内諸報

大学紛争の経過（2）

学長は昨年暮から行なわれている学生の本部不法占拠を解除させ、また学生の要求する大衆団交には応じないが、要求事項に関し1月18日全学職員に学長所見を配布、紛争を収拾するため努力されたが、これを不満とする寮生の一部が1月29日新たに学生会館の学生部仮事務室を封鎖し、2月4・5日薬学部自治会が学部振興会経理問題を取りあげ、学生集会を開き2月15日期限つきでスト態勢を確立し、教養部自治会が2月7日午後から授業放棄ストに突入し、経済学部は2月7日にスト態勢を確立し、2月10日からストに突入、文理学部文学科は2月8日に、同学部理学科は2月14日にそれぞれスト態勢を確立し、文学科は10日から、理学科は17日からストに突入し、薬学部も2月15日からストに突入したので、2月18日（別記）の学長告示を行ない学園を平静にもどすため、大学が提案した全学集会に応ずるよう呼びかけた。

しかし学生側は従来各学部自治会単位で大衆団

交を要求していたが、3月にはいり各学部自治会執行部あるいは一部学生により全学大衆団交推進会議なるものを結成し、3月10日午後文理学部前で全学総決起集会を開き、集会後まず教育学部、教養部、続いて文理学部、薬学部各事務室を封鎖したので、五福構内各学部（薬学部除く）事務室を附属学校に移し、3月12日（別記）の学長告示を再度行ない、速やかに封鎖を解いて、早急に全学集会を開くよう学生に要望したのであるが、学生側はあくまで大衆団交の開催を学長および各評議員に要求して譲らず、恒例の卒業式も3月20日に黒田講堂で開くことを中止し、各学部ごとに卒業証明書を授与する異例の処置がとられるようになった。

学生諸君に告ぐ

今次紛争については、再三にわたる学長告示を行ない、また、学長所見を発表して当面する諸問題について、学生諸君の理解につとめ、もつて紛争の收拾に努力してきた。

しかるにこと志と異なり紛争は激化の一途をたどり、ついに学年末を控え期末試験、入学試験、卒業式、入学式および会計決算報告などの実施上重大な事態に立ちいたった。

学生諸君は、この事態を認識し、良識ある行動のもとに一刻も早く本部占拠ならびにストを解除し、学園を平静にもどし大学が提案した全学集会に応ずるよう要望する。

昭和44年2月18日

富山大学長

告 示

過般一部学生が本部を不法占拠し、また、3月10日各学部事務室等が一部の学生によって不法占拠されたことはまことに遺憾です。

これらの学生は直ちにこの占拠を解いて退去することを要求します。

大学は誠意をもって学生と相互理解を深め大学の当面の問題を解決するために全学生と教官の総意に基づいて集会を早急に開くことを要望します。

昭和44年3月12日

富山大学長事務取扱

竹内豊三郎



紛争の最中、学外に場所を移して始まった入学願書の受け付け
富山大附属中学校（昭和44年2月12日）（北日本新聞社提供）

（出拠：『学報』第111.112号、昭和44年1.2.3月）

学内諸報

大学紛争の経過（3）

竹内学長事務取扱は、これまでの告示等により数回にわたり全学集会を早急に開くよう、また不法占拠を解除するよう要望したにもかかわらず、依然としてストおよび不法占拠が続いている現況を憂慮し、4月1日さらに全学生に対し「学生諸君へ」（別記）の書簡を郵送し、早急に平静な大学に立ち戻るよう呼びかけたが何ら好転する傾向がみられなかった。

4月7日竹内学長事務取扱は占拠学生に対し封鎖を解除するよう学長告示を行なったが、解除しないので事務機構がほとんど麻痺し、新入生の入学式や授業開始に伴う事務を遂行することが望めなくなったため、4月9日早朝、教職員約200名と機動隊の協力によって、五福地区4学部および教養部の事務室封鎖を解き、翌10日学長事務取扱から全学生に対し、機動隊導入措置について理解するよう「学生諸君へ」（別記）の書簡を郵送した。また4月11日午前10時、黒田講堂において昭和44年度入学式が行なわれた。

しかるに学生の学内立入禁止の解除された4月14日文理学部前で全学大衆団交推進会議は機動隊導入弾劾集会を、工学部ではスト権確立のため、教育学部ではスト権行使のための学生大会を開くなど動揺激しく、今までストに入っていなかった工学部、教育学部はそれぞれストに突入し、全学ストとなった。また文理学部文学科学生が学生大会後、学長室、局長室に乱入すると共に学生課長、厚生課長を教養部教室に連行、自己批判を求め薬学部においても教授1名が教室に連行される等の



紛争の最中、学長に就任し、中田知事（左）に報告する
後藤（左から2人目） （北日本新聞社提供）

事件が発生した。

4月22日の各学部オリエンテーションは教育学部、工学部が実施したが、他の学部は学生の妨害によって延期され新入生の授業開始の見通しがつかぬ状態となったので、4月26日教養部長が新入生に対して5月1日から授業を開始する旨を掲示した。しかし5月1日教養部で新入生の授業を開始しようとしたが、大衆団交推進会議の学生に妨害され授業ができず、同日午前9:30から教官と一般学生、新入生約600名で討論集会が開かれたが合意に達しなかった。

例年のとおり5月28日から第15回大学祭が行なわれ、同日午後1時から黒田講堂前で行なわれた全学大衆団交推進会議の全学総決起集会には学生、約200名が参加したが市中行進出発後、残り学生の一部約100名は学内デモに移り午後2時から、まず守衛室を占拠し、正門、裏門その他の門をバリケードで封鎖し、引き続き大学本部、経済学部本館など再封鎖する暴挙が行なわれた。翌29日、工学部学生大会でスト解除を決議し、30日から授業が再開されることになったが、31日午後2:30五福構内で全学総決起集会後、薬学部全建物を占拠封鎖したので、同学部事務室が附属学校旧校舎に移るなど、大学紛争はますます深刻な状況となった。

昭和44年4月1日

学 生 諸 君 へ

富山大学長事務取扱 竹内豊三郎

昨年11月以来、一部の過激学生によって本部の建物が不法占拠され、さらにこの3月には、文理学部、経済学部・薬学部・教養部の学生がストに突入し、その上、五福地区の全学部の事務室までが不法占拠された結果、本学における教育、研究、

事務の機能が麻痺状態になったことは、諸君もよく承知のことと思います。

このような学内における暴力の横行、教育研究活動の中断や衰退、学園の荒廃という現状からみて、大学が閉鎖されるという最悪の事態が起こることはともかくとして、本学において既に計画されてきた新しい施設や設備などの拡充をはかることはおろか、従来の水準を維持することさえも、極めて困難になってくるものと思います。また、スト占拠等がこれ以上続けば、授業の再開はますますむずかしくなり、ひいては諸君の卒業時期が遅れることも、じゅうぶん予想されてきます。

諸君の要求している本学における諸問題については、既に各学部で、教官との集会や話し合いが数多くもたれてもおりますが、その総括的な意味合いをも含めて、これまで全学集会の開催を提案してきた次第です。

諸君がこの提案に賛成し、ストおよび占拠の解除に協力して、一日も早く平静な大学にたちかえることを心から希望する次第です。

昭和44年4月10日

学 生 諸 君 へ

富山大学長事務取扱 竹内豊三郎

紛争が起こってからすでに5カ月あまりになりますが、この間に本部はじめ文理、経済、教育、教養部の各事務室が封鎖され、本学における事務機構がほとんど麻痺してしまったため、4月11日に予定されている新入生の入学式や授業開始に伴う事務を遂行することは望めなくなりました。これまで数回にわたって占拠学生に対し封鎖を解除するように呼びかけましたが実効をおさめることができず、このため、やむをえず昨日早朝教職員が警察の協力によって封鎖解除の措置にふみきました。

学生諸君の中には、警察力の導入が大学の自治を侵害することになるとして反対する人もいるでしょうが、この数カ月間の状態こそ大学そのものが自治を冒され、学問の場を失い、その存立をも脅かされていたというべきではないでしょうか。

私は大学における責任者として、大学の自治と学問の自由の確保については、常に重大な関心をもってありますが切迫したこの事態において、社会的な使命を果たす上からも、遂にとらざるをえ

なかったこの措置について諸君が理解してくれることを期待するものです。

今後諸君の良識ある行動によって、富山大学が理性の府として再建されることを願う次第です。

昭和44年度入学式

第21回富山大学ならびに第11回富山大学経営短期大学部入学式は、4月11日（金）午前10時から機動隊の学外警戒のうちに黒田講堂で挙行され、各学部合計914名（内沖縄学生3名）、経営短期大学部81名の新入学生を迎え、竹内学長事務取扱の式辞に続いて新入生代表、石本雅彦（工学部電気工学科）、西宮進次郎（経営短期大学部）の両君が答辞を述べて式を閉じた。

なお大学院薬学研究科および大学院工学研究科入学式は4月14日午前にそれぞれの学部で行なわれた。

（以上出拠：『学報』第113,114号、昭和44年4.5月）

学内諸報

大学紛争の経過（4）

横田学長の辞任後、富山大学評議会は学長候補者を選出するため、富山大学学長選考基準により、4月から手続きを進め、6月6日午前10時から教

育学部附属中学校旧校舎仮会議室で実施した。しかし午前10時30分頃、学長選挙を妨害しようとする全学大衆団交推進会議系の学生約30名が投票場に乱入し、投票箱を破壊し逃げ去ったが、学生6名が警察官に逮捕されるという事件が起きたため、第1回の選挙は無効となったが、同日午後再投票が実施され、決選投票の結果東北大学教授後藤秀弘氏が当選し、同日開催の評議会で審議の結果同氏を次期学長候補と決定した。

後藤秀弘学長は6月13日発令、同月18日富山に着任され、早速各学部から推せんされた4～5名の教官と評議員及び補導協議員等を構成員とする大学問題対策本部を設け、紛争の早期解決のため企画・立案および執行にあたり、また一方学生の意向もじゅうぶんきき、富山大学再建のため建設的意見の交換をはかり、学生も相手の立場を尊重し理解して早急に授業再発に協力してほしいとの基本姿勢が示された。この方針に沿い7月2日開催の評議会の承認により大学問題対策本部が発足し、7月8日大学問題対策本部は、上記学長の基本姿勢を基本方針とすることに決定し、別記の学長の要望書を全学生に郵送すると同時に、各学部学生自治会に対しては、集会のための予備折衝を実施したいと通知した。

この間学生の父兄は6月15日、富山大学正常化推進父母連合を結成し、学長に対し問題解決のため確固たる意思表示をしてほしいという要旨の要請書を提出、また県下高等学校PTA連絡協議会と県下高等学校長会の両者は一日も早く紛争の収拾をはかり、来年度入学試験実施の確実な見通しと、入学試験方法の改善に努めるよう要望があるなど、学外からもいろいろの要請があった。

学生は大学から提案した全学集会（団交）に対し、全学大衆団交推進会議は予備折衝を公開で開催したいと要求、また一部の学部では学生大会が定足数不足等のため、代表者を選べない等学生の意見統一ができないまま、大学は会場のつごうなどのため7月25日富山市体育館において9時から全学集会（団交）を開催した。

全学集会は学生の入場開始にあたり、職員により学生証の提示等を求めたため学生は入場を拒否し、混乱したが大学側は9時過ぎからノーチェックをきめ、さらに五か所の入口を開いたため学生は



No. 1

昭和44.7.8

富山大学報道委員会

学長兼任委員

富山大学学生会および大学親生諸君

富山大学長 後 藤 秀 弘

私は抗議はからざる学長に就任し、六月三日着任しました。就任後まずキャンパスは封鎖され、授業は放棄され、教育研究の自由が侵害されている状況は、誠に遺憾の極であるばかりでなく、健康や兄弟姉妹の心を痛めるにき、学長として責任の重大なることを痛感する決意であります。

全国の大学紛争の多くは、世論の急激な変化に大学が対応出来なかった大学の閉塞感から生ずる性質によるものであり、原因に多大の迷惑をかけたことを遺憾に思っております。

全学職員は、この責任を痛感し悔やみ、謝意を表明して一日も早くキャンパスからの封鎖を撤廃することが大学の自決と存じます。

学生諸君も、一日も早く登校して、地域の発展と国家の発展に貢献することなく、平和の立場を尊重し、理解して早急なる授業再開に協力して欲しいと存じます。

また、貴校専攻であります「大学問題対策本部」を設けましたので、閣下の意向を正分り、富山大学の再建の爲、建設的意見交換をぜひ富山大学の承継と創造することを切望します。

貴校にありと諸君の一端を通じて挨拶いたします。

『広報』創刊号

入場を開始した。開始と同時に大衆団交推進会議派の学生約50名が議長席附近を占拠し、一方的なアジェンダをはじめ、9時50分頃彼等の決定した議長団を紹介し「追及団交」を開始した。11時頃教育学部学生席からスピーカーで統一代表団による集会参加を求めるアピールがあり、会場は騒然となり午後も予定の3時30分まで学生相互のマイク合戦のため、大学の意図した集会としては不成功であった。しかし集会は約2,000名の学生が集まり大学側の姿勢を認めてくれたものとも考えられることから7月26日大学問題対策本部は今後さらに対策本部を拡充強化し、問題解決のため努力することとなった。

全学生に対する学長の要望書

- 1 われわれは、必ずしも従来の見解にとらわれることなく率直に学生諸君の要求に耳をかたむけ、とり入れるべきところはとり入れる方向で、諸君の提起した諸問題に対処していくつもりである。
 - 2 われわれは正常化を一日も早く実現するために、できるだけ早く全学生諸君と討議する機会をつくりたいと思う。そのために、学生諸君の協力を切に要望し、その集まりにぜひとも参加してもらいたい。
- (付記)日時は、おそくとも7月17日～20日頃を予定し、場所は富山市公会堂などを予定しているが、これらについては学生諸君と折衝して決めたい。
- (以上出拠：『学報』第115.116号、昭和44年6.7月)

学内諸報

大学紛争の経過(5)

後藤学長は着任以来紛争收拾のため大学問題対策本部を設け、学生との話し合いによる正常化のいとぐちをつかむため全学集会(団交)を7月25日開催した。当日は学生相互のマイク合戦に終始して不成功に終わったが、しかし、大多数の学生は大学の姿勢を認めてくれたものと考え、学長は8月9日全学生に対し、7月25日の全学集会(団交)資料、同資料に関する学長談話と同時に、授業を再開し、その上で正常化を計るよう訴える別記学長書簡を発送した。

また、教育学部では学部教職員とともに協力し、

一日も早く授業再開を実現し、富山大学の危急を救うよう最大の努力を払うことを要望する文書を、薬学部では、封鎖、ストライキおよび学部改革についての教授会見解と同時に学部集会を提案する文書を発送、文理学部教授会は学部内に学生委員会、制度委員会を発足させ、経済学部教官もゼミ学生と連絡を取るなど各学部においても正常化の努力が重ねられた。

大学問題対策本部は条件が整えば再度全学集会(団交)を開催する方向で検討することを決め、8月22日学生、教職員と意思の疎通をはかる一つの方法として9月初旬に授業再開することについて問題解決のための全学集会封鎖解除について大学の姿勢や説明についてその他大学に対する希望や意見を求めるアンケートによる意識調査を実施、同時に9月初旬から授業再開した場合の各学部授業計画を同封して発送した。

また一方、占拠や封鎖に反対し早期授業再開を望む一部の学生により、8月中旬から正門や裏門のバリケードを一部排除するなどの動きがあったが、これらの学生は8月25日全学正常化会議を結成し、8月26日午後8時40分頃、同会議系学生数10名に職員および一般学生が加わり、正門のバリケード、大学本部および経済学部教棟の封鎖解除を、やつぎばやに行ない午後9時すぎに終わった。続いて薬学部校舎の封鎖解除に向かったが、同校舎にたてこもる推進会議派学生の激しい抵抗にあり、同夜は両者対峙したままにらみ合いの状態に入った。翌27日、前日の状況を知った約500～600名の教職員、一般学生が薬学部教棟封鎖中の学生に自主的の退去を要求した結果、正午過ぎ自主的に退去するに至り、6カ月ぶりに全学封鎖が解かれ、五艘の附属学校仮校舎にいた本部ならびに各学部、教養部事務室が8月29日から9月5日までに逐次五福構内に復帰した。

なお、9月にはいり大学側と学生側双方の紛争收拾への動きが活発となり、各学部において学部集会(団交)、学生大会が連日開催され、教育学部は9月1日に学生大会を開き、スト解除の動議を採決した結果、賛成多数で可決をみ、9月8日から授業が再開された。経済学部は9月12日の学生大会で13時間にわたる討議採決の結果、17日からの授業再開が可決された。また文理学部理学科で

は学生と教官の話し合いにより、14日から化学専攻の講義が、17日には数学専攻の講義が再開され、薬学部は数次にわたる学生大会の結果、4年次授業を9月22日から混乱なく再開し、続いて9月23日の学生大会でスト解除の決議があり、9月25日から全面的に授業を再開した。なお文理学部理学科学生大会も9月25日スト解除を決議し、9月26日から理学科の全専攻にわたり、授業を実施する運びとなり、教養部と文理学部文学科を除き、正常に授業は実施されている。しかし、9月19日本部会議室で開かれた評議会の議場に、経済学部闘争委員会を主体とする約30名の学生が「経済学部教官人事促進に関する条件の白紙撤回」を求め職員の制止を押しきって入室し、学長、評議員と押問答のすえ、評議会は流会となった。同様の事件が9月25日の評議会の議事進行中にもあり、学長、評議会の退去要求にもかかわらず退去しないので、評議会は解散した。

このような現況のもとに、すでに授業再開した学部も含め、学部集会による教官学生の話し合いの場が持たれており、また全学集会（団交）についても、各学部学生代表が選出されつつあり、対策本部は折衝委員によって予備折衝に入る前の学生との意見交換を行なう会合（公開）を開催するなど、正常化への努力が進められている。

学 長 書 簡

昭和44年8月1日

大学正常化のいとぐちをつかむための全学集会（団交）は、正常化を強く期待するすべての学生、教職員の協力で先般、ひとまず終ることができた。しかし、遺憾ながら、その成果は極めて不十分なものであり、当日、諸君に提示された討議資料も、われわれの今後の姿勢をわずかに示す程度のものでしかなかった。今後続いてこの種の資料は作成されるであろうが、諸君と共ども、一層、本学の改革について反省を深めていきたいと思う。

学生諸君としては今後も各自治会をより正常化し、学生大会などを通じて、諸君の意志を統一し、学部別であれ、全学的であれ、今後の一切の集会の機会には、再び先の集会（団交）の場合のような混乱を繰り返すことのないよう努力して欲しい。

今日、大学が多くの改むべき点をもつことは、

いまさというまでもない。本学にあっても、その点、既に制度委員会も設けられ、大学の運営上、諸君の意志を反映すべき組織についても検討を進めつつある。もとより、組織さえあれば問題は解決するというものではなく、また、どのように討議が重ねられようと、結局はわれわれひとりひとりの明確な自覚なくしては大学問題解決の道は遠いことであろう。われわれとしてはさらに諸君に、われわれの見解を明らかにするよう努め、同時に諸君の要求にも一層耳を傾けたいと思う。

しかし、諸君が授業を放棄して以来、既に6カ月を経過した今日、さらに、このような状態を続けることは、大学としての社会的責任上、また、われわれの大学を守り、存続せしめるためにも、もはや、許されないのではないか。

いま、私としては、まず、授業を再開し、その上で、学園の正常化を計るよう諸君のひとりひとりに強く訴えたい。

（以上出拠：『学報』第117.118号、昭和44年8.9月）

学内諸報

大学紛争の経過（6）

9月以来、教育学部、文理学部理学科、経済学部および薬学部と、つぎつぎ授業は再開されたが、ストライキの続いていた文理学部文学科と教養部においても授業再開の努力が積み重ねられ、まず文理学部文学科において10月1日から14日の間に5回にわたる学科団交が開かれ、16日の学生大会においてスト解除が可決され、17日から授業が再開された。

残された教養部もスト解除に向って、教官、学生の努力で数次の学部団交および学生大会が行なわれ、10月24日約1,000名が参加した学生大会で「全学団交の開催されるまでは、週一回の学生大会と毎日のクラス討論を認める」との条件づきで、ストを解除するという提案が可決され、教養部は8ヶ月余りでストが解除され、11月1日から授業が正常に再開された。

なお、佐藤首相の訪米期日である11月17日が近づくにつれ、経済学部では11月10日午後の学生大会で、佐藤首相の訪米阻止および安保粉砕をスローガンとして、11日から17日までの1週間の期限づきストを採決し、また教養部では11月12日午後の

学生大会で佐藤首相訪米阻止・大学粉碎・ベトナム解放・70年安保粉碎・沖縄闘争勝利をスローガンとして13日から17日までの5日間の期限付きストを採決し、それぞれ授業放棄を決行したが他の学部では学生大会の開催もなく、また成立しなかったりして正常に授業は続けられた。

このように、昨今の学生活動には政治的色彩が濃く、彼等の行動も学外に向っている関係で、学内に大きな動きも見られないが、大学問題解決への教職員の一層の努力が要望される。

(以上出拠：『学報』第119・120号、昭和44年10.11月)

学内の状況

—学生の動きを中心として—

昨年11月教養部のスト解除後、部分的には期限付きの政治ストなどがあったが、学内は一応平静に授業が行なわれました。

本年になってからも、一部学生の政治集会、デモなどがあり、教養部学生大会は、沖縄全軍労スト支援のため、1月22～23の両日政治ストを行なった。

2月に入り、全共闘系の学生自治会から、文部省に業務報告として提出された「紛争収拾状況報告書」の公開要求があり、大学は教職員に配布している「広報」にその全文を掲載し、教職員に周知すると同時に、公開要求をした学生代表にこれを手渡した。

3月3日、経済学部学生大会が開かれ(1)安保粉碎、沖縄三里塚闘争勝利、(2)紛争報告書に関し、学長評議会は総退陣せよ、(3)評議会及び教授会は経済学部人事について自己批判せよ、などの3項目を採択し、無期限ストに入った。

3月20日、経済学部団交において、自衛官の入試受験が問題となり、経済学部教授会の要望によって、評議会はこの問題を検討し、昨年8月の学生に送付した7月25日の全学集会(団交)資料に関する学長談話の見解を再確認した。

入学試験は3月22日、24日の両日、試験場を全部学外に移して行なわれ、平静に終了した。

一方、卒業式は、このような諸般の情勢のため、統一卒業式を中止し、各学部ごとに分散して行なわれた。

このような、学生の流動的な動きに対して、大学は、対策本部会議、評議会、教授会などでその

対策を検討しているものの、適確、具体的な方策の見とおしがないまま推移しており、事態は樂觀を許さない状況にある。

統一卒業式の中止

卒業式は例年3月20日に行なっているが、昨年は全学封鎖のため中止された。本年はその影響を受けて、4年生の授業は、3月に入っても行なわれ、その終了も各学部まちまちであり、また経済学部が、3月3日無期限ストに入るなど学生の動きも流動的なところから、評議会で統一卒業式を中止することになり、各学部ごとに分散卒業式を行なうこととなった。

その結果、卒業の日は、昭和45年3月30日とし、工学部は3月20日、教育学部は3月28日、文理学部、経済学部、薬学部は3月30日に、それぞれ卒業証書を授与するとともに、巻頭に掲載した学長告辞を印刷して、卒業生に配布した。

(以上出拠：『学報』第123.124号、昭和45年2.3月)

学内の状況

—学生の動きを中心として—

3月につづいて学園は平穏でなく、4月1日教養部学生大会は、安保粉碎、沖縄、三里塚闘争勝利などの政治問題とともに、紛争報告書問題、大学臨時措置法、中教審答申粉碎、自衛官受験問題などを掲げて、無期限ストの決議を行ない、経済学部の無期限ストとともに教養部もストに入った。その後、教育学部を除く各学部も学生大会を開いて、スト決議の賛否を問うも、流会あるいは過半数の賛成が得られないままストに入ることが出来なかったが、遂に5月8日、文理学部理学科は学生大会を開き、教養部と同じようなスローガンで無期限ストに突入した。このように学生の動きは流動的で、平静に授業が行なわれる状態にはなっていない。

新入生を迎えて4月20日の入学式は、全共闘系学生による妨害で遂に入学式を行なうことができず、各学部分散で行なわざるを得なかった。

こうした状況の中で、教養部自治会執行部など学寮を含む全共闘系6者から、「紛争報告書提出について」、「自衛官受験について」、「経済学部人事問題について」、の3つの問題について学長、評議

会に対し大衆団交の要求があり、検討した結果、これをうけ入れることになり予備折衝がもたれた。

全学集会（団交）は、4月27日13時すぎから、学生、教職員約1,000名が見まもる中で、学長、評議員が出席して開かれ、議長団は全共闘系学生でしめられ、そのペースで進められ、全学休講措置がとられなかったことなどの追及があり、15時頃より本題の紛争報告書問題が討議された。17時前いったん休憩し、その後の大学臨時措置法についての是非がかわされ、20時30分頃次回の全学集会（団交）を約して解散した。

第2回目全学集会（団交）は、5月19日13時30分から、学生、教職員約700名が出席して前回と同じように開かれたが、一部学部長、事務局長、学生部次長が出席していないということで、団交開催の意味がないとして、学生側は一方的に追及団交に切り換え、紛争報告書などについて追及があったが、16時35分、次回を5月28日頃開きたいと要求して終了した。しかし、5月28日に全学集会（団交）はもたれず、全共闘系学生は、団交拒否だんがい集会を開いただけで終わった。

教養部は新入生を迎えて、一日も早く授業開始の策を検討しながら、学生の自宅待機などをできるだけさけるため、カリキュラムなどについてのいろいろな説明会、研究室の訪問、学部講演会などを開き、また、教授会は“教養部学生諸君へ”と題する文書を全教養部学生に配布し、一日も早く授業の再開を望んだ。新入生も早く授業を受けたいという希望が強く、その結果、5月20日に学生大会がもたれ、過半数の賛成を得てストが解除され、5月22日から授業が開始された。

一方、6月22日の日米安保条約固定期限切れの日をめざして、全共闘系学生は安保粉碎を叫んで、全学総決起集会などの政治集会が、日ましにはげしくなり、一方民青系学生との衝突から内ゲバによる、傷害事件がしばしば起きあがり、学内は不穏な状態となった。

学長は、これら暴力行為を警告する告示（別掲）を学内に提示し、厳に慎しむよう注意を喚起した。しかしながら5月27日には、白昼学内で学生2名が暴行をうけ、2週間の打撲症をうけるに及んで、遂に5月29日、傷害事件として、警察官に立入り実地検証が行なわれるにいった。

このように、学内は、6月安保改定期を控えて、不穏な状態が続いており、またこの間にあって、文理学部長の辞任などがあり、学内の管理体制の強化、学生に対する積極的な施策が強く望まれる状態である。

昭和45年5月12日

告 示

富山大学長 後藤秀弘

大学が本来研究と教育の場であることは、今さういうまでもない。しかるに昨今、学内外において学生による暴力、傷害行為が行なわれているやに聞くことはまことに遺憾であり、この種の行為は、理性の府たる大学としてとうてい容認しがたい。この際学園の平静と秩序を回復するため、いっさいの暴力行為を厳につつしむよう警告する。

昭和45年5月30日

告 示

富山大学長 後藤秀弘

さきにいっさいの暴力行為をつつしむよう厳に警告したにもかかわらず、その後も依然として一部学生の暴力的行為は続けられ、ついに傷害事件として警察の関与さえ招くに至ったことは、きわめて遺憾というほかない。今後、学園の生活をおびやかすいっさいの暴力的行為に対しては、さらにいっそう厳重適切な措置をとらざるをえないことを、ここに重ねて警告する。

なお、この際、学園内において覆面し、ヘルメットを着用するなど、およそ学問と教育の場に無用、不似合な服装はいっさい身につけないよう通告する。

入学式の中止

昭和45年度入学式は、各学部新入生899名、経営短期大学部新入生81名を迎えて4月20日黒田講堂で行なわれることになった。

しかし、本学は経済学部、教養部が無期限スト中であり、全共闘系学生自治会の大量団交要求、入学式粉碎の動きは予断を許さない状況にあったため、評議会、大学問題対策本部会議などで、その対策を検討した。当日は、9時から大量団交を黒田講堂で要求している関係などから、場合によ

っては統一入学式をとりやめることもあり得るとの結論に達した。

4月20日当日は、午前8時頃から、全共闘系の学生40～50名が黒田講堂前で、入学式粉碎、大衆団交貫徹の全学総決起集会を開催し、デモなど行なって氣勢をあげ、学生の数も徐々にふえる状況にあったので、混乱をさせて入学式を中止し、各学部で行なうことになった。

新入生には、8時30分頃から正門附近で受け付けを開始し、各学部へ誘導、各学部で、統一入学式ができなかったため、学長の告辞文その他必要書類を新入生に手渡し、学部長のあいさつなどがあって終わった。

（以上出拠：『学報』第125.126号、昭和45年4.5月）

学内の状況

— 学生の動きを中心として —

6月、安保自動延長の月を迎えて、学生の政治集会は活発となった。各学部自治会は、安保反対、6月闘争勝利をスローガンに、相ついで学生大会を開催し、工学部は6月10日、教養部は6月13日、薬学部は6月17日、それぞれ6月23日までの期限付きストに入り、無期限スト中の経済学部、文理学部理学科に歩調を揃えた。文理学部文学科は、自治会執行部のスト宣言はあったが、ストに入らなかった。教育学部はストもなく、平常に授業が行なわれた。

一方学生の暴力傷害事件は、以前からときどきあり、憂慮されていた。

たまたま、6月17日反安保全学総決起集会があり、学内デモから正門前国道でジグザグデモを行なった折、5月27日の暴行事件で手配中の一学生が逮捕されたことから、学生は正門前五福派出所に抗議し、釈放を要求して騒然となり、機動隊が規制して、学内におしもとしたため、学生らは正門をバリケード封鎖し、派出所に対し、学内から投石を行ない、派出所や民家の窓ガラスを破壊し、警察官、市民を負傷させる事件が起った。その後、過激学生は正門のみならず各門もバリケード封鎖し、抗議集会を開いたため不穏な空気が続いた。

このような状態から、学長は、学内の平静と秩序を保つために、正門などのバリケード撤去を決意した。翌18日、学長の命令により、機動隊支援

のもとに、教職員の手によって排除された。その際、全共闘系の学生の抵抗、投石などにより、若干の職員がけがをした。しかしこのバリケード撤去によって、大学の強い姿勢が打ち出されたことになり、その後は、バリ封鎖などは行なわれなかった。

6月23日、反安保全学総決起集会は、午後1時すぎから集会をもち、約500名の学生によって、学内デモに引き続いて学外デモに移った。

学長はこのような状況から、暴力行為に対する警告と学内集会など学園の秩序を強く要請する告示（別掲）を6月24日朝、学内に掲示した。

6月23日がすぎ、期限付きストが終わって、学内は平静をとりもどし授業も再開されたが、なお、文理学部理学科、経済学部のストは続いていた。その後、理学科は7月3日に学生大会を開き、5月8日から入っていたストを解除した。

経済学部も一般学生によりスト解除の動きはあったが、ようやく7月27日の学生大会においてスト解除がきまり、3月3日以来続いていた無期限ストは解除され、ここに全学は一応平静をとりもどし、全学部授業が行なわれるに至った。

他方、経済学部学生による、単位不認定等違法確認請求事件として、富山地裁で審理中の訴訟は、6月6日判決が行なわれ、原告（学生）の請求はすべて却下された。原告側は6月17日名古屋高裁金沢支部に控訴申し立てを行なった。

昨年7月発足した大学問題対策本部は、紛争解決のために努力を続けてきたが、学内情勢の変化や学生活動の状況などから、大学問題も新段階に入ったため、7月24日の対策本部会議で解散することとなり、対策本部に常置されていた報道委員会は学生を対象とした広報委員会として発足し、学生委員会は補導協議会に吸収され、また制度委員会は大学問題改革準備委員会として独自の構想のもとに再発足することとなった。

大学紛争の端となった経済学部の教官人事も、昨年以來からの懸案であったが、学長の強い要請と経済学部の努力によって7月27日の評議会において了承され、経済学部の再建に大きく一歩をふみ出した。

以上のように学内は平静をとりもどし、経済学部も再建への道を一步踏み出したが、学生自治会

は、教育学部を除いて全部全共闘系の学生によってしめられている状態であり、学生の動きはな流動的である。

大学の改革は一朝にしてなるものではない。より多くの衆智をあつめて努力し、一日も早く具体的方策を進めることであり、また、学生とのコミュニケーションの積み重ねによって、大学が、真に学問の研究と教育の府たるにふさわしい平静さと秩序をとりもどすよう、教職員、学生の強い決意が望まれる。

告 示

今日の政治問題、あるいは大学問題について、諸君が種々の立場から意志を表明することは当然であるだろう。それが大学人にふさわしい平静な態度でなされる限り、批判も抗議も問題ではない。しかし、昨今のように、度重なる警告を完全に無視して、学園内における言論の自由はおろか、生命の尊貴さえ危ぶまれるほどの暴力を伴う政治活動、抗議行動については、いかなる理由を掲げようと、とうてい容認しうるものではない。角材、鉄パイプをかざして構内を横行し、本来、静穏であるべき学園をスピーカーの騒音で乱し、学内の備品を勝手気ままに持ちだして通路さえ遮断するなど、学園の生活を破壊するような行動は大学人として許されるべき事柄ではない。学園にこのような憂慮すべき事態が続く限り、今後、刑事事件ともなりかねないいっさいの無法な行動に対しては、遺憾ながら、そのつど警察力による取締りを要請することもやむを得ない。

大学の改革は一夜にして成るはずはなく、多くの資料に基づく思慮深い検討と、これまでも指摘されたいくつかの問題点への反省を通して全学の学園正常化に向う努力の中から、長期にわたって細心に計画されなければならない。政治的闘争を背景とする罵声や怒号の中から大学改革へ通ずる道はない。

なお、当分の間、特別の許可なくして、夜間9時半から朝8時まで、学外者はいうに及ばず、学生の五福地区大学構内への立ち入りを禁止する。

昭和45年 6月23日

富山大学長 後藤秀弘

(以上出拠：『学報』第127.128号、昭和45年 6.7月)

付録：参考資料

本章に関わる資料として富山大学報道委員会が発行した『広報』№15（昭和45年 2月16日発行）および「大学の運営に関する臨時措置法」を付録、として以下に掲載する。

付録



1. 大学問題対策本部会議の議事

2月14日午前11時から教育学部会議室において本部会議が開かれた。学長より、文部省へ提出した富山大学の現況に関する報告書について、とくにその提出経過を中心に説明があった。このとりあつかいについては、その本文を「広報」の資料として教職員に配布することになった。次に、制度委員会から、とくにその第3分科会（組織）にて教養部の性格とそのカリキュラムについて審議中である旨が報告された。さきの「大学における学生の参加について」と同じく、できるだけ早く各学部での審議にかけられ得るように審議を促進することを申しあわせた。

2. 「正常化報告書」公開要求について

2月2日行なわれた経済学部団交の途中、および2月13日開かれた全学総決起集会の直後に、一部の学生が学長室で学長等に会い、さきに本学が文部省に提出した報告書について説明を求め、2月16日正午までに公開するよう強い要求があった。

なお、この報告書に関する自治会からの公開質問状（要求書）およびそれに対する回答は、次のとおりである。

公 開 質 問 状

富 山 大 学 長 殿

富山大学評議会 殿

一般教育自治会執行部

薬学部薬友会執行部

理学科学友会執行部

経済学部自治会執行部
工学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

我々は、学長・評議会が文部省へ提出した「紛争報告書」に関して次の事を質問する。

(1) 大学立法は、全国の学園闘争を自主解決の名の下に暴力的に圧殺するものであり、70年治安立法として大学の帝国主義的再編の一環としてあるもので、我々はそれを粉碎しなければならないと考える。学長・評議会は、現在大学立法に対して如何なる見解を持ち、如何なる立場をとるのか。

(2) 我々は、この「紛争報告書」が明確に大学立法によって制度化されているものであると考える。学長・評議会は、この「紛争報告書」を如何なるものとするのか。

(3) 我々は、学長・評議会がこの「紛争報告書」を文部省へ提出することは、内容の如何を問わず権力への屈服を意味し、これからも大学に対して権力の介入を増々招くものであり、現在までの富大闘争を全く無視したものであると考える。学長・評議会は、文部省へこの「紛争報告書」を提出したか否か。又何故文部省へ「紛争報告書」を提出する(または、した)のか。そして、提出する(した)責任者は誰か明確にせよ。

(4) 文部省へ提出する(した)「紛争報告書」の内容は、如何なるものか。全文を提示せよ。

(5) 文部省へ提出する(した)「紛争報告書」の作成は、どのようにしてなされるのか(なされたのか)。そしてその作成責任者は、誰か明確にせよ。

(6) 富大闘争が始まって以来、事務当局が文部省へ「紛争状況」を逐次電話で報告したという確証を我々は得ている。我々は、このような行為は大学を権力に売り渡したものであると考え、その責任を追求しなければならないと考える。学長・評議会は、その報告責任者は誰であり、如何なる内容を報告したのか明確にし、そのような行為に対して如何なる見解を持ち、如何なる態度をとるのか。

以上、学長・評議会は、12月24日(水)正午までに文書でもって各学部自治会執行部及び全学友に明確に回答せよ。尚我々は、(1)・(2)・(3)で明確に見解を述べたことに基づき、学長・評議会は、文部省への「紛争報告書」提出を拒否し、決定を撤回すべきだと考える。

昭和44年12月24日

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部 殿
工学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

富山大学長 後藤秀弘

「公開質問状」に対する回答

先般、一般教育自治会執行部、薬学部薬友会執行部、理学科学友会執行部、経済学部自治会執行部、工学部自治会執行部、新樹寮全寮委員会、以上6者の連名によって、学長・評議会あてに提出された「公開質問状」に対し、下記のごとく回答する。

記

1 質問状の(1)に関し、「大学の運営に関する臨時措置法」について、学長・評議会はつぎの見解に立つものである。

この法は、その成立の過程に徴しても法としての権威を著しく疑わしめるものであり、また、いわゆる大学問題を解決する方法としても必ずしも適切なものとは言い難いものである。したがって、速やかに廃止の措置がとられることを期待するものである。

なお、本学としては、この法にかかわらず、大学問題について自主的に解決を進めていく方針である。

2 質問状の(2)に述べられている「紛争報告書が明確に大学立法によって制度化されているものであると考える」という貴見解に対しては、そのとおりであるとする。ただし、本学においては、「臨時措置法」第4条第1項の規定による「報告」を行なうてはいないし、また、行なう意思のないことを念のため申し添える。したがって、質問状の(3)・(4)・(5)に関しては、とくに回答を要しないものとする。

3 質問状の(6)に関し、「富大闘争始まって以来、事務当局が文部省に紛争状況を逐次電話で報告した」という件は、事務連絡として当然のことであって、このことは「大学を権力に売り渡した」ということにはあたらないものである。この種の口頭またはメモによる連絡報告は、「臨時措置法」の成立以前からの慣行であり、したがって「臨時措

置法」とは関係のないものであることを了承されたい。

なお、学長・評議会においては、この種の連絡報告がなされる場合、それが「臨時措置法」にいうところの「報告」となることのないよう細心の注意をはらっていることをここに申し添える。

要 求 書

富山大学学長 殿

富山大学評議会 殿

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

我々は、昨年12月、学長・評議会に対して公開質問状を提出し「紛争報告書」に関する6点の質問を出したのであるが、その回答は、我々の質問に対して何ら明確に答えていない。何故なら 大学法に対する学長・評議会の態度が不明確であり、全く具体性がない。「紛争」を「正常化」という名にすりかえ、問題の視点をずらし、「紛争報告書」=「正常化報告書」の内容、提出理由、責任者について何らふれず我々の質問を無視し、「紛争報告書」=「正常化報告書」の問題点を隠蔽している。

以上を踏まえて、我々は、再度次の事項を明確にするよう学長・評議会に要求する。

- 1 「正常化報告書」の全文を、全学友に公開すること。
- 2 「正常化報告書」の提出理由。
- 3 「正常化報告書」の提出責任者と提出先。

以上、3点を学長・評議会は文書でもって各学部自治会実行部及び全学友に、2月12日（木）正午迄に公開・回答せよ。

昭和45年2月12日

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

富山大学長 後藤秀弘

「要求書」に対する回答

このたびの報告は、さきの「公開質問状」の（6）に答えたごとく、文部省に対する事務連絡としての報告を文書の形にしたものにすぎない。したがって、「臨時措置法」とはまったく無関係のものであることをここに重ねて明らかにするものである。今回、「要求書」をもって、重ねて諸君の懸念が表明された趣意は了とするが、上述の点についてじゅうぶん理解されるよう望むものである。なお、念のため、今回の「要求書」の要求項目について以下のごとく回答する。

- 1 このたびの報告の全文は、「広報」に掲載される予定であるから、その際一部を届けることとする。
- 2 このたびの報告の提出理由は、前文に述べたとおりである。すなわち「臨時措置法」の成立以前からの慣行としての事務連絡を文書化したものにすぎない。
- 3 このたびの報告の提出責任者は学長であり、提出先は文部省であることはいうまでもない。

なお、このたびの報告は、評議会において「臨時措置法」によらないということを確認した上で、提出されたものであることを、念のため申し添える。

3 学部の動き

経済学部 2月2日午後2時から2番教室において、教官9名と学生約70名が参加して、学部集会（団交）が開かれた。主な議題はつぎの通りである。（1）正常化報告書について（2）二教官転出と人事問題について

なお（1）については、その実状を聞くため、議長団をふくむ一部学生が、学長および学生部長をおとずれる一幕もあったが、5時前散会した。

4 学生の動き

（1）教養部 教養部自治会では1月21日（水）午後1時から学生大会を開き、沖縄全軍労支援のためのストを決議し、1月22日と23日の両日にわたって授業を放棄した。

（2）学生団体の動き 1月9日（金）午後1時から教養部4番教室で沖縄全軍労48時間スト支援学内総決起集会が、マル学同（中核派）富大支部および一般教育自治会執行委員会の主催で行なわれ、続いて学内をデモ行進した。

1月22日（木）午後1時半過ぎから教養部4番教室で沖縄全軍労スト支援、70年安保闘争、三里塚闘争勝利、教養部政治スト突入等についての全学討論集会が、一般教育自治会、マル学同（中核派）富大支部主催で開かれ、その後学内デモを行なった。

1月23日（金）午後1時半過ぎから教養部教室で沖縄全軍労5日間スト支援、三里塚闘争勝利、教養部政治スト突入の学内総決起集会が、マル学同（中核派）富大支部および一般教育自治会執行委員会の主催で開かれ、続いて学内・市中デモを行ない、城趾公園野外ステージでの労学市民統一集会に加わり再び市中をデモし、県民会館前で解散した。

2月4日（水）午後2時半過ぎから教養部の教室で全軍労連帯、沖縄奪還、安保粉碎のための全国労学市民・富大総決起集会が開かれ、引き続き学内デモを行なった。

2月5日（木）午後4時過ぎから沖縄全軍労支援学内総決起集会を開き、一部の学生が街頭デモを行ない、引き続き城趾公園での労学市民連帯集会に加わり、さらに市中をデモして県民会館前で解散した。

2月11日（水）全学連連絡会議主催による紀元節復活反対集会が教養部で行なわれ、午前は教養部生討論集会、午後は全学討論集会が開かれた様子で、さらに学内をデモして解散した。また、一方午後1時ごろから学生会館で講演と映画の上映等が催された。ピラによれば、これは富高連準備委員会、反戦高協富山県委員会等主催の県高校生集会と連帯のようであった。

2月12日（木）午後1時ごろからマル学同（中核派）富大支部主催による全学バリ・スト実現のための政治集会が、学生会館大集室で開かれ、講演と映画の上映等が行なわれたもようである。

2月13日（金）午後1時過ぎから文学科前でマル学同（中核派）富大支部、経済学部自治会執行部および経済学部闘争委員会主催の沖縄全軍労第3波ストに向けて全学ストを勝ちとるための全学総決起集会が開かれ、学内デモを行なった。

富山大学から文部省に提出された大学の現況に関する報告書

本学は、昭和44年8月27日以後一部校舎の封鎖占拠も自主的に解除され、長期間放棄されていた

授業も、逐次再開され、平静な状態に回復した。

目下、紛争の原因となった学生の要求に対しては、各学部・教養部および大学問題対策本部で、学生との接触を保ちながら、鋭意解決に努力している。

各学部・教養部では、授業再開前から、また再開後も、授業計画に支障をきたさない程度で、それぞれに学部集会（団交）などを開いて学生と話し合いを続け正常化への努力が重ねられた。

なお、各学部・教養部別に対策委員会なども設けられて、各学部・教養部の民主化や制度の改革などについて検討されつつある。

以下は、一応正常化された今日の状況にいたる経過の概要である。

1 学内紛争収拾への経過

（1）紛争の発端

昭和41年1月頃、教官人事に端を発した経済学部の内紛は、学長・評議会の努力にもかかわらず未解決の状態であった。

経済学部学生自治会は、昭和43年10月18日経済学部学生大会を開催、経済学部内紛の解決、教官・学生協議会規約の充実および経済学部教官選考内規を廃棄し、経済学部教授会規則を改正して、教官の補充人事を促進し学部の再建をめざし、学長・評議会および経済学部教授会に対し、大衆団交を要求したが、学長は、これに応じなかった。経済学部学生は、それを不満として10月29日から授業放棄に入った。

（2）本部封鎖

昭和43年11月11日評議会は、経済学部教授会規則の改正を審議した結果、これを否決し、教官の人事を促進するため経済学部長から提案された経済学部人事教授会暫定規則案を了承した。

これを不服とする学生約30名は、11月12日午前2時頃本部および経済学部事務室をバリケード封鎖占拠し、21日に至って全学闘争連絡会議（全闘連）名で、下記6項目について学長・評議会および経済学部教授会に対し大衆団交を要求した。

他方、経済学部学生自治会は、事態の推移に不満を感じながらも、すでに16日に授業放棄を解除していた。

○経済学部教授会の内紛過程で成立した「内規」

制定の趣旨および成立過程を明らかにせよ。これに対する内田教授の評議会への内規違法の提訴状および評議会の態度を明らかにせよ。

○成績証明書偽造問題の真相を明らかにせよ。その責任を明らかにせよ。

○経済学部教授会は、内田教授懲戒免職決定の経緯を明らかにせよ。評議会は、これに対して如何なる理由で白紙還元したか。白紙還元したことが内田教授に不正なしとすることによるものならば、上記決定により内田教授の名誉をきずつけた教授会多数派に如何なる処分をしたか。

○内田教授の人事院提訴、名誉毀損について

富山地裁への提訴について評議会は、いかに対処しようとしているのか。内田教授は、その提訴内容を我々の前に明らかにせよ。

○単位不認定問題に対する教授会・評議会の態度について

学生当事者の訴訟について、いかに対処しようとしているのか。

○「新規程」案について

経済学部教授会は、人事停滞との関係で如何なる考えで同案を作成してきたのか。

評議会は同案に対して、いかなる考えで、いかにして処理してきたのか。

経済学部教授会は全闘連の要求する大衆団交に応じ、11月25日及び28日黒田講堂で開催した。

その席上、全闘連学生は、本部占拠中職員の机や保管庫等の鍵を破壊して得た経済学部内紛関係書類の一部を公開するとともに、富山大学後援会関係書類の一部も公開し、関係帳簿などの全面公開を要求した。

(3) 全学大衆団交実行委員会の動き

一部学生は、その後、全学大衆団交実行委員会（全闘連、般教自治会執行部、経専自治会執行部、薬友会執行部、全寮闘争委、2工連、3工連、経B大衆団交実行委、理学科闘争委）を結成し、12月16日5項目（後援会問題、経済学部問題、自衛官問題、工学部五福移転問題、学寮規則問題）について、学長・評議会に対し大衆団交を要求すると共に、学部独自の問題を含めて各学部毎に教授会に対し大衆団交を要求し、また一般学生にも呼びかけた。

横田学長は、学生の要求する前記5項目につい

て、昭和44年1月18日学長所見を発表し、広く学生教職員の了解を求めた。

(4) 各学部学生の授業放棄

この学長所見を不服とし、また、学長が大衆団交に応じないことを理由として、昭和44年2月各学部・教養部の各学生自治会は、学生大会においてスト権を確立し、教養部は2月7日、文理学部文学科は10日、経済学部は15日、文理学部理学科および薬学部は17日、それぞれ授業放棄に入った。

教育学部学生自治会は、2月20日学生大会を開催、スト権の確立を議題としたが採決の結果否決された。これを不満とする経済学部学生を主とする全闘連の学生約30名が2月22日早朝教育学部第1教棟を封鎖・占拠したが、同日、同学部学生および教職員で、これを解除した。

(5) 全学大衆団交推進会議と全学封鎖

昭和44年3月4日横田学長辞任、竹内文理学部長学長事務取扱が発令された。

3月6日全学大衆団交推進会議（教養部自治会、経済学部自治会、理科学友会執行委員会、新樹寮全寮委員会、薬友会執行部、文学科連絡評議会）は、さきの5項目に4項目（学長所見の撤廃、学生守則・学則の撤廃、文理改組問題、東大振り分け入学問題）を加え計9項目をかかげて大衆団交を要求した。

学長事務取扱は、それに対し、理性的な相互の話し合いの場を持つために合意に達した条件での集会を提案したが、容れられず3月10日五福地区各学部事務室および本部仮事務室（黒田講堂貴賓室、職員ホール）などが封鎖・占拠された。

学長事務取扱および各学部長、教養部長は占拠学生に対し、封鎖を解除し、退去するよう公示するとともに、一般学生には、ストおよび占拠の解除に協力し、また父兄には子弟との話し合いを持つよう呼びかける文書を配付し、正常化に努力したが、占拠学生はこれに応じなかった。

(6) 機動隊導入とその後の動き

学長事務取扱は、3月下旬の入学選抜試験の会場を学外に移し機動隊の警備により実施したが、さらに、その後の大学運営上、事態を放置しえないとして、当時緊急のために設けられていた対策委員会（学長、各学部長、教養部長、学生部

長および事務局長で構成)にはかり、機動隊の出動を要請、4月9日全学の封鎖を解除した。

教育学部学生自治会は、教授会の民主化、卒業生の完全就職を要求して、去る2月27日の学生大会でスト権を確立していたが、機動隊による封鎖解除に反対してスト権行使を決議し、4月16日から授業放棄に入った。

工学部学生自治会も同学部学生が逮捕されたことが直接の原因となり4月17日から、授業放棄に入った。その後5月29日の学生大会でスト解除動議が可決され翌30日から正常に授業が再開されている。

教養部は5月1日から新入生の授業を開始したが、出席者数は次第に減少した。

(7) 再封鎖

機動隊導入によって一層事態は紛糾する結果となり4月中旬以降には全学部がストに入り、学長事務取扱は辞意を表明するにいたった。

このような状況の中で、全学大衆団交推進会議は、5月28日全学総決起集会を開催し、正門を椅子などによりバリケード封鎖、引続き守衛所、本部、経済学部を封鎖占拠、同31日には薬学部をも封鎖・占拠した。

(8) 学長選挙妨害と大学問題対策本部の設置

6月6日には附属学校仮事務室で実施した学長選挙投票場に推進会議等の学生約30名が乱入し、学長選挙を妨害したが同日再投票を行なって選挙を終了した。

昭和44年6月13日東北大学教授後藤秀弘が学長に発令された。

学長は、6月18日着任と同時に紛争收拾のための努力を開始し、7月2日大学問題対策本部を設置し、その中に学生委員会、制度委員会、報道委員会を設け、紛争解決の方途を講じた。

(9) 全学集会(団交)の開催

対策本部会議は、紛争收拾に努力し、先ず全学集会(団交)を開催することを決め、7月25日富山市体育館で行なった。

学長は、この全学集会(団交)において、学生の要求している事項について討議資料を作成配布し、学生代表と教官代表による全学的な討論集会を期待していたが、全学大衆団交推進会議系学生の一方的妨害によって、終始混乱を免れなかった。

(10) 正常化の動き

学長は、全学集会(団交)のあと、文書をもって全学生に大学の正常化と授業再開などを呼びかけ、また各学部・教養部も同じような趣旨を一般学生に積極的に呼びかけた。

更に学長は9月初旬からの授業再開をめざして8月下旬全学生、教職員に対し今後の方針に関するアンケートを実施、各学部・教養部においても、9月初旬からの授業計画を同封し、学生に授業再開への協力を呼びかけた。

一方、授業再開しつつ大学問題の解決を望む学生の中には、8月中旬頃からバリケードの解除を試みるものもいたがやがてその一部有志学生によって全学正常化会議なる集団が結成され、8月26日職員および一般学生の一部と共に正門バリケード、本部および経済学部のバリケード封鎖が解除された。ひき続き、翌27日、朝、多くの教職員、学生に取り巻かれた中で薬学部占拠中の学生たちも、封鎖解除の呼びかけに応じて自主退去するよう余儀なくされた。

(11) 授業再開

9月に入り各学部・教養部は授業再開を望む学生の要求から相ついで学生大会を開催し、スト解除動議を可決して正常に授業が再開されるにいたった。

教育学部は、9月1日ストを解除し、授業計画どおり8日から授業を再開した。

経済学部は、9月13日ストを解除し、17日から授業を再開した。

薬学部は、学生との話し合いにより9月22日から授業を再開し、ストも23日解除された。

なお、大学院薬学研究科の研究実験および授業は封鎖解除後、それぞれ9月1日および12日から開始された。

文理学部理学科は、9月13日より各専攻毎に、学生との話し合いにより授業を再開し、ストも25日解除された。

文学科は、10月16日ストを解除し、翌17日より授業を再開した。

教養部は、10月24日ストを解除し、11月1日から授業を再開した。

2 今後の見通し

管理機能を有効適切に運用し、責任体制を明確化して、本学としての大学改革案の検討をいそぎ、その実現の方途を考究する。

学生とのコミュニケーションをはかり、学生の主張、要求に対しては、聞くべきもの、説明すべきもの、譲るべきもの、拒否すべきもの等に対する大学の態度を明確にする。

以上の点を明確にしつつ教職員、学生相互の理解の上に現在の大学の未解決の諸問題を解決し、学園の正常化の維持徹底を期したい。

なお、この紛争の間、学生の説得につとめた教官の努力と、職場を奪われながら職務を遂行した職員の責任感は特筆すべきものである。これが良識ある学生の協力を背景に今後の問題の解決、事態の正常化への大きな力ともなるであろう。

(注) 授業実施状況および授業計画については別紙のとおり添付する。

別紙

授業実施状況および授業計画

(1) 文理学部の文学科、前期の授業は、44年10月17日(金)から同年12月12日(金)までの8週間にわたり、平日の時間延長および日曜日を充当して実施した。

後期の授業は、44年12月17日(水)から45年3月21日(土)までの13週間にわたり日曜日を充当して実施、4年次は3月15日(日)までとし、不足分は時間延長で補う予定。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで実施の予定である。

文理学部の理学科、前期の授業は、44年9月13日(土)から同年12月12日(金)までの13週間にわたり、日曜日を充当して実施した。

後期の授業は、文学科と同じである。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月16日(金)から5月16日(土)まで実施の予定である。

(2) 教育学部の前期の授業は、44年9月8日(月)から同年12月6日(土)までの13週間にわたり、日曜日も充当して15週分実施した。3年次の教

育実習は45年度に実施し、4年次の教育実習(選択)については特別措置を講じた。

後期の授業は、時間を延長して44年12月8日(月)から45年3月14日(土)までの13週間にわたり15週分を実施する。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで15週実施の予定である。

(3) 経済学部の前期の授業は44年9月17日(水)から同年12月9日(火)までの11週間にわたり、平日の時間延長および祝日もも充当して実施した。44年12月11日(木)から12月15日(月)までは期末試験を実施した。

後期の授業は44年12月16日(火)から45年3月9日(月)までの11週間にわたり、平日の時間延長および祝日もも充当して実施。45年3月10日(火)から3月16日(月)まで期末試験を実施する予定である。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで授業実施、4月20日(月)から4月28日(火)まで補講および期末試験を実施する予定である。

(4) 薬学部の前期の授業は、3年次は44年9月25日(木)から45年1月16日(金)までの15週間にわたり、1月17日(土)から1月27日(火)まで補講および期末試験を実施する予定である。

4年次は44年9月22日(月)から同年11月15日(土)まで授業を実施し、それと平行して9月29日から卒業実験を実施中である。

後期の授業は45年1月29日(木)から同年5月20日(水)までの15週間にわたり、5月21日(木)から5月29日(金)まで補講および期末試験を実施する予定である。4年次は前期に引続き3月20日まで卒業実験を実施する予定である。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から5月13日(水)まで授業を実施し、5月14日(木)から5月29日(金)まで補講および期末試験を実施する予定である。

大学院薬学研究科学生の研究実験および授業は、封鎖のため実質約1.5カ月中断されたが、その不足分を祝日と冬期休暇で充当して、45年3月20日まで実施する。

(5) 工学部の前期の授業のうち、43日間の授業放

棄の分は、夏休み期間と学期休み期間（44年10月1日から10月16日まで）に実施した。

後期の授業は平常どおりである。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月16日（金）から5月16日（土）まで実施の予定である。

（6）教養部の2年次生前期の授業は44年11月1日（土）から同年12月26日（金）までの8週間にわたり平日の時間延長、週2回授業などにより実施した。

1年次生の前期授業は44年5月1日（木）から同年6月11日（水）までの5週間と、11月1日（土）から45年1月17日（土）までの10週間にわたって実施した。後期の授業は45年1月19日（月）から同年4月18日（土）までの13週間にわたり、平日の時間延長をして実施する予定である。

（出拠：『広報』№15、昭和45年2月16日、富山大学報道委員会）

なお、対策本部は3つの運営委員会を設け検討を行ったが、そのうちの制度委員会がまとめた「大学における学生の参加について」を次に掲げる。

大学における学生の参加について

昭和44年10月13日

富山大学大学問題対策本部制度委員会

この資料は「大学問題対策本部制度委員会」の審議経過をまとめたものであって、富山大学の公式見解を示すものではない。今後検討されることによって変更もあり得るので、この資料について多くの意見が寄せられることを希望する。

学生は教職員と共に大学の構成員であり、従って大学自治のにない手である。この立場から考える時、大学の意思形成、また決定の過程において学生の意見を反映させることは大学の機能を発揮させるためにも望まれることである。

言うまでもなく、学生は修学が目的である。在学期間も限定され、大学の運営に関する責任および能力にも自ら限界があるが、学生がその地位と資格に応じて、大学の意思形成に適当な領域と形で参加することの制度化が検討されるべきであろう。学生の意思を反映させる方式としては、その領域と目的に応じて各種の方法が考慮されるが、

今後の試行と検討によって最も適切な方法に定着されるべきであろう。

1. 学生の自治組織について 学生の自治組織は全員加入をたてまえとする自治会と任意加入のサークルなどの諸組織に大別される。

学生自治会は学生の自治活動の他に大学の運営に学生が参加する上で、その基礎となる組織である。そのために公認団体としての性格をもち、規約や役員名を公表し、その責任を明確にすることが必要である。

また、自治会の交渉の申出に対しては大学は誠意をもって対処すべきである。

2. 学寮について 学寮は本来教育的施設として設けられたものであるが、現状においてはむしろ福利厚生施設としての性格が強い。学寮は寮生の共同的な日常生活の場であるから、国有財産としての建造物の管理およびその処分の面を除いて、寮生の生活に関する学寮の運営については寮生の主体性を尊重し、その自治組織に委ねるべきであろう。

この方針の具体化は今後寮生との協議機関において検討されるべきであろう。

3. カリキュラムについて カリキュラムの編成を含む教育計画や教育内容、方法などの決定は最終的には教官の責任であるが、その決定の過程において、学生が自由に希望を述べ、意見を提出する機会が各学部、学科の実情に応じて制度的に保障されることが必要であろう。

4. 学生守則について 現行の学生守則は全面的に再検討を必要とする。学内規律は学生の諸活動を必要以上に規制しない性格であるべきである。特に第10条以下の学生の諸活動に関するものについては、学生のみならず一般的な学内通則とすることが望ましい。そのため教職員と学生の参加した協議機関が設けられるべきである。

5. 学生の懲戒について 学内規律および学生の懲戒については、大学自治の本義に則り、新しく学生が参加した協議機関を設け、学生処分の実体規定および手続き規定などを明確にする必要がある。（出拠：『広報』№13、昭和44年11月17日、富山大学報道委員会）

(教育等の休止及び停止)

第七条 紛争大学の学長は、大学紛争を収拾するため必要があるときは、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局又は組織(以下「学部等」という。)における教育及び研究に関する機能の全部又は一部を、六月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を三月以内において延長することができる。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合又は学部等の大学紛争を収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

3 前項の停止の措置がとられている紛争大学の学部等における大学紛争が収拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

(教育等の停止に伴う効果)

第八条 紛争大学の学部等について前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一 当該学部等の職員(次に掲げる者を除く。)については、任命権者は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第七十九条及び第八十一条の規定にかかわらず、これを休職するものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

イ 当該大学の大学紛争の処理に關し特に必要な業務、日常管理業務又は特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに従事する者
ロ 非常勤職員

ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者

二 前号の規定による休職者には、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの百分の七十以内を支給する。

三 第一号の規定による休職者には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の規定に基づく寒冷地手当を支給する。この場合において、同法第一条の二第二項中、「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第一号」とする。

四 第一号の規定による休職者は、その併任官職に係る職務に従事することができる。

この場合において、その者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

五 第一号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七十九条の規定による休職とみなす。

六 前各号に規定するもののほか、第一号の休職に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわない。

八 当該学部等の学生については、前条第二項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

十 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の学資の貸与を行なわないものとする。

(昭四五法一一九・一部改正)

(国立学校設置法の改正等の措置)

第九条 第七條第二項の措置がとられた後三月以上の期間を経過してもなお大学紛争の収拾が著しく困難であり、当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することができないと認められるに至つたときは、その事態に応じ、国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない。

2 文部大臣は、前項の措置を講じようとするときは、当該大学の学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経なければならない。

(学部等の間の紛争に係るあつせん)

第十条 紛争大学の学部等の間で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとって重大な支障となつてしていると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためのあつせんを申請することができる。

2 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

3 前項のあつせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員又は特別委員のうちから指名するあつせん員によつて行なつ。

(紛争大学の入学者の選抜等の協議)

第十一条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるという見とおしをすることが困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に關し、文部大臣に協議しなければならない。

(以下省略)

付録

○大学の運営に関する臨時措置法

(昭和四十四年八月七日 法律第七十号)

改正 昭四五法一九・平一法一〇二(未施行 一一二〇ページ参照)

大学の運営に関する臨時措置法をここに公布する。

大学の運営に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な収拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に関し緊急に構すべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生(これに準ずる研究生等を含む。以下同じ。)による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

(学長等の責務)

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその妥当な収拾を図るよう努めなければならない。

2 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の収拾にあたっては、指導性を発揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その収拾に関する方針及び措置を決定し、これを推進するよう努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくよう努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の妥当な収拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講すべき措置にこれを反映させるように配慮しなければならない。

(大学紛争の報告)

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

2 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大

学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講じた措置及び講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(文部大臣の勧告)

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学(以下「紛争大学」という。)の学長に対し、当該大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のため講すべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、当該大学による自主的な大学紛争の収拾及び当該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならない。

3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

(運営機関等の特例)

第六条 紛争大学において、その大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会(これを置かない大学にあつては、教授会。次項において同じ。)にはかり、次の措置をとることができる。

一 一次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し及び執行する機関

二 学校教育法及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大学に置かれているものの職務及び権限の一部を、学長がみずから行なうものとし、若しくはこれらの機関の議を経ることなく行なうことができるものとし、又はこれらの法律に規定する機関のうち他の機関若しくは前号の機関に行なわせるものとする。

2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の収拾及び運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し又は協議するための会議を設けることができる。

3 第一項第一号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限る。)又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

第3章 富山大学の試練と模索

— 昭和45年～昭和54年 —

第1節 大学改革の問題

富山大学紛争の昭和45（1970）年7月ごろまでの状況は、前章で述べたとおりである。その最後に引用した「学内の状況」（『学報』第127・128号、昭和45年6・7月）によれば、学内で続いていた無期限スト（授業放棄）も、最後に経済学部が7月27日に学生大会を開いてスト解除を決定したことにより、ようやく全学部で授業が行われるようになった。全国規模で広がった大学紛争も、また同じころに沈静化に向かっていった。昭和45年6月29日に開催された国立大学長会議において文部大臣は大学紛争をとりあげ、次のような挨拶と所信を述べている。

一昨年以来、拡大の一途をたどり、全国民が憂慮してきた大学紛争も、昨年8月の大学の運営に関する臨時措置法の施行の前後を頂点として、秋以降ようやく鎮静化の方向に向かい、本年にはいりましてからは、一時的な授業放棄を除けば異常事態が長期にわたって続いているのは数校を数えるのみという状況になっております。（中略）

しかしながら、このような大学紛争の一応の鎮静化が大学に関する諸問題の根本的解決を意味するものでないことはもとよりであります。複雑高度化する現代社会における大学のあるべき姿を追求し、これを実現していくために、今後とも、政府も大学当局も一体となって着実な努力を積み重ねていかなければならないと考えております。（中略）

現在の大学制度は、実施以来20年余を経て、一応形式は整い量的には同年齢層の2割を超える者を擁するまでになりましたが、その内容の充実にはなおじゅうぶんでない点があるばかりでなく、近年における技術革新の急速な進展と社会の複雑高度化は、大学のあり方について多くの新しい課

題を投げかけるに至っております。このような背景のもとに、文部省としては42年以来中央教育審議会に学校教育制度の全般について再検討をお願いしてまいりましたが、その後、大学紛争を契機として、高等教育制度に改善すべき多くの点のあることが広く一般に認められるに至っております。（中略）

最近一部において、紛争の鎮静化とともに大学は改革の意欲が薄らいだのではないかといわれております。私といたしましては、大学改革を行なう前提として紛争の收拾を図ってきたところであり、ようやく大学改革に取り組むべき条件が整ってきたと考えておりますので、各大学におかれても、すみやかに具体的改革計画をまとめ、さらに国立大学としての意見を統一するとともに、大学相互間の協力により、あるいは学内限りで実施できる改善措置については積極的に推進していただきたいと思います。

なお、最近、従来の大学の教育の内容・方法や管理運営のあり方についての反省をふまえて、既存の大学の概念にとらわれない新しい構想による大学創設の気運が高まっておりますが、文部省といたしましても、いわゆる放送大学をはじめ、新しい構想に基づく大学のあり方について具体的な調査、検討を進めてまいる考えであります。このような新しい大学の創設にあたりましても、既設の大学の理解と協力を得たいと存じます。

（出拠：「文部大臣あいさつ」富山大学評議会資料、昭和45年7月3日、第8回）

挨拶のなかにいう「大学の運営に関する臨時措置法」（昭和44年8月制定）が施行されたのは、東京大学における紛争が既に收拾段階に入っていた時であり、「臨時措置法」の制定が大学紛争を直接沈静化させるものではなかった。この法律の示す内容は大学紛争が長期化した場合、9カ月を超えると大学

の教育研究機能の休止を、さらに長期化すれば大学、学部を改廃する権限を文部大臣が担うというものであり、紛争の度合を誰が、どのように判断するかなど問題を多く含むものであった。しかしこれを契機に大学紛争の沈静化が加速されたことも事実であった。

文部大臣の挨拶にあるように、紛争解決の最終目標はけっして大学の正常化ではなく、当時の大学がかかえる諸問題の根本的解決であった。しかし何が問題で、どう解決したらよいか。富山大学をはじめとする多くの国立大学は発足して20年余りを経過し、その間に大学進学希望者が増加してきたこと、技術革新の急速な進展と社会の複雑高度化のなかで大学が旧態依然としていて、時代の新しい流れに対応してこなかったことが問題の根本にある。

今、当時の大学が置かれていた状況を18歳人口の増減と、大学、短期大学入学者数の推移を対比し、現在、将来に推し広げてみると次のような表になる。(大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』1998年10月、24頁、155頁)

表 1

年 次	1966	1967	1968	1969	1992	2000	2010
18歳人口(万人)	249	243	236	213	205	151	121
大学・短大 入学者数(万人)	40	43	45	46	80	77 (推定)	70 (推定)

文部大臣の挨拶中に、当時(1969年)の大学進学率は「同年齢層の2割を超える」までにいたったと述べられているのは、上の表で確かめられ、また大学進学希望者に対する大学・短大の収容能力という点では、第一次ベビーブーム世代を迎え入れるにあたって大学の拡充や新設をおこなったことで、緩和に向かったことが読み取れる。昭和45年には国立大学(4年制)は75校であり、現在(2000年)では100校に達した。これも文部大臣の挨拶中にあるように、既存の大学の概念にとらわれない新しい構想の大学創設を重点的に推し進めてきた結果である。私立大学の新設も増大したことはいうまでもない。

そして私たちはごく最近に第二次ベビーブーム世代(ピーク年次は1992年)を迎え、二度目の18歳人口の大学における急増急減対策を講じた。前回と異なるところは、もはや第三次ベビーブームの兆候が

なく、18歳人口は急減にとどまらず、少子化が進み、2010年まで緩やかな、かつ大幅な18歳人口の減少が継続することである。したがって平成10(1998)年10月26日に出された『大学審議会答申』は、「個々の大学等によっては定員の充足が困難となるなかで、厳しい経営状況を迎えることが予想される」(26頁)と記す。私たちは今、当時とは逆の新たな困難な状況に突入しつつある。

1 紛争解決と大学改革

富山大学の紛争解決と大学改革は昭和44(1969)年6月6日付で新学長に就任した後藤秀弘にバトンタッチされた。後藤学長は就任早々に「富山大学大学問題対策本部」を設置し(7月)、紛争解決に積極的に乗り出した。本部組織は学長、学部長、教養部長および学生部長、評議員、各学部および教養部より選出された教官若干名、事務局長からなり、本部長には学長自らがあたり、毎週金曜日に定期的に会議をもった。また、対策本部内に1)報道委員会、2)学生委員会、3)制度委員会を常置した。

まず学生委員会は全学集会(団交)を開催することに努力し、全学の総意で紛争解決をめざす。委員会のなかに折衝委員を選び、その教官が学生自治会代表と交渉にあたることになった。制度委員会は1学生の地位と役割、2カリキュラム、3学生寮の問題、などについて討論し、8月までに本部長(学長)に答申を提出する。報道委員は対策本部の会議決定事項を記録するとともに、『広報』を発行してそれらの内容を迅速に教職員、学生に公開、周知する役目を担った。

『広報』第1号(昭和44年7月8日発行)のなかで、後藤学長は「富山大学全学生および大学院生諸君」と題して次のように述べた。

(前章68頁参照)

全国の大学紛争の多くは社会の急激な変化と大学が対応出来なかった大学の旧態依然たる体質によるものであり、諸君に多大の迷惑をかけたことを遺憾に思っております。

と率直に反省をし、学生諸君の意向を充分に聞き、

富山大学の再建のため、建設的意見交換をはかり、富山大学の未来像を創造することを切望すると結んでいる。

『広報』は引き続き、月2～3回の割りで発行され、最終号となった第15号（昭和45年2月26日発行）まで、富山大学紛争解決への努力を詳細に報告した。

さきに引用した「学内の状況」（『学報』第127・128号、昭和45年6・7月発行）に述べられているとおり、富山大学大学問題対策本部は今や紛争解決から大学の改革に取り組む段階に入ったと判断して、昭和45（1970）年7月24日付で解散を決定し、新たに大学問題改革準備委員会を発足させることにした（正式名称「富山大学改革準備委員会」、規則の制定、昭和45年12月4日）。

対策本部の制度委員会が主として担ってきた大学改革についての問題検討は、富山大学改革準備委員会が引き継いだ。学生委員会は補導協議会に吸収され、報道委員会は学生を対象として広報活動をおこなう広報委員会（『学園ニュース』編集委員会）として独立した。『学園ニュース』は昭和45年11月1日の創刊号を発行して以来、一時期中断があったものの、現在にまで継続発行されている。後藤学長は「学園ニュースの発刊にあたって」と題した挨拶文に次のように述べる。



学長 後藤秀弘

新しく広報活動が始められるにあたって、私もこれまでの経緯や本学の現況について所感を述べたいと思う。昨年、私が赴任したころの、あの異常な状況の中から、本学でも大学問題に対処するための組織制度委員会、学生委員会、報道委員会が設けられ、その後、長い期間、それらの委員各位が時には休日さえ返上する熱意と努力によって活動を続けられたことは、まことに感謝に堪えない。昨今では、学内も比較的平静を取り戻し、従来の組織に対しても、今後いっそう効果的に成果をあげようよう改変が望まれ、去る8月、一応

これまでの組織が解散され、ここに新しく別個の形で大学改革準備委員会が設けられることとなった。制度の改革や将来の計画については、これまでも先の制度委員会で、熱心に論議が続けられてはいたが、紛争に明け暮れる状況の中では、その成果も期しがたく、僅かに一部分公表されるに止まった。もとより大学の改革、改善は単に論議の対象に止まるべきものではなく、具体案が検討され実施に向かってさらに一歩前進するよう、私としては、この際切に望みたい。それはきわめて困難な課題であり、各学部、各学問分野によって事情は異なることであろうし、その点慎重な配慮が重ねられて適正に実現されていかなければならない。こうした改革準備委員会の活動とも相まって、従来とは異なる全学的な広報活動への要望もあり、ここに新しい編集委員会を設けて発足する運びとなったのである。大学問題に関する報道はもとより、常に流動する学園の姿を、全学的な、また各学部別の出来事を通して報道し、全学の意思の疎通をじゅうぶんはかってほしいものである。とかく学内紛争を拡大させる学園内の相互不信や誤解が、それによって少しでも解消され、学園の明るさが取り戻されれば幸いと思う。今日、学園は、一応正常化したかに見える。しかし、私が日ごろ心を痛めていることは、学園の明るさとはほど遠い暴力ざたが、最近まで時折り発生していることである。静かなるべき学園において暴力行為は絶対に認めることはできない。また、大学の学問、思想の自由を守るため大学は政治的に中正でなければならないので、学内の政治的活動も慎重にすべきである。全学諸士の自重、自覚を切に望みたい。

そして創刊号『学園ニュース』の編集者「あとがき」にも、「富山大学改革準備委員会の努力は全学的に期待されており、伝えうる限り伝えたいと思っている」と記された。以下は『学園ニュース』第4号（昭和46年2月20日発行）に掲載された改革準備委員会の活動状況である。

改革への動き

富山大学改革準備委員会

各学部からの委員が出揃い、中断していた審議

も2月から行なわれることになった。

審議は、大学設置基準の改正に伴い、教養部のカリキュラムに何か手直しができないかという方向に進みがちであった。これに対し、教養部の委員から、「教養部のカリキュラムについては、目下、教養部内で鋭意審議中であるので、意見がある程度固まるまで待ってもよいのではないか。それよりも、改革準備委員会へと発展的解消した富山大学大学問題対策本部会議の制度委員会での審議事項、学生参加、管理運営、教育研究組織の諸問題や、富山大学としてのビジョン（例えば、すでに一部で語られている学部制度解消の案件）を考えるべきではないか。」などの意見が表明された。

また、臨席していた学長からも、学生参加の問題とも絡めて、学内の選挙規定などについても論議してもらいたい、との意向が伝えられた。

この間、かなり熱のこもったフリートーキングがなされたらしいが、何を議題とするかということところで足踏みしているのでは、学園ニュース第2号で報じた段階から、ほとんど前進していないようにも思われる。新委員を迎えたばかりの時点では、やはりここから論じられなければならないのかも知れないが。

その後の委員会においても、いわゆるクサビ型、あるいは相互乗り入れ方式が話題となったが、専門教育課程に一般教育科目のこれこれを入れ、専門教育科目中のこれこれを一般教育課程に組み入れたらどうか、というような具体的なものではなかったらしい。

委員の出席率も悪く、このような状態では期待が持てないという声も、すでに一部ではあがっている、それを打ち消すだけの努力が望まれる。

富山大学改革準備委員会委員

...委員長。...副委員長

文理学部	教 授	間野潜龍、教 授	横山 泰
	助教授	山口 博、助 手	濱本伸治
教育学部	教 授	蜷川栄作、教 授	坂井誠一
	教 授	高野兼吉、助教授	増田 欣
経済学部	教 授	石瀬秀治、助教授	岩淵富治
	助教授	大谷明夫、助教授	吉原節夫
薬学部	教 授	渡辺和夫、助教授	北川泰司
	講 師	中島松一、助 手	宮原龍郎

工学部	教 授	○四谷平治、教 授	宮下和雄
	助教授	宮下 尚、助 手	能登谷久公
教養部	教 授	林 良二、教 授	柿岡時正
	助教授	鎌田邦夫、助教授	奥貫晴弘

教養部

学園ニュース第2号で報告した制度委員会（仮称）は、どうやら、大学設置基準検討委員会と呼ばれるようになった。

委員会は数次にわたり検討を重ねている。そこでの主たる審議事項は、

- (1) 一般教育科目の修得必要単位数変更
 - (2) 総合科目開設と単位
 - (3) 第1・第2外国語制度
 - (4) 外国語として、中国語、露語の科目新設
- 等で、必要に応じ、小委員会や系列毎の検討も行なわれている。

（出拠：革新準備委員会の動き『学園ニュース』No 4、昭和46年2月20日）

富山大学大学改革準備委員会は昭和45年10月5日、第1回の委員会を開催したが、委員会の目的、運営、審議方法等の規則を欠いていた。したがって委員会はまず委員会規則の制定から始めねばならなかった。規則草案は昭和45年12月4日の評議会です承され、同日より施行された。この規則にもとづいて開催された委員会が昭和46年2月1日のものであり、その活動は上に引用した『学園ニュース』のとおりであった。教養部に関わる問題が大きな比重を占め、教養部独自でも改革に向け検討を始めた様子がうかがえる。

以下に富山大学大学改革準備委員会の規則ならびにその新しいメンバーを掲げる。

富山大学大学改革準備委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山大学に設置する大学改革準備委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事項および運営等について定める。

（組織）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部および教養部ごとに選出した教官 各4名

- (2) 委員会の要請に応じ学長が指名した者 若干名
2. 委員会に委員長および副委員長各 1 名をおき、委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名による。
3. 委員は、学長が命ずる。
4. 第 1 項第 1 号の委員の任期は、1 年とし、その欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 第 1 項第 2 号の委員の任期は、その都度定める。

(所掌事項)

第 3 条 委員会は、学長の諮問に応じて大学改革に関する事項を審議し、改革試案を作成して、これを学長に答申する。

(議事および運営)

第 4 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。委員長に事故あるときは、副委員長が議長の職務を行なう。

2 前項の会議の運営その他必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

(専門委員会の設置)

第 5 条 委員会は、必要あるときは専門委員会をおくことができる。

(幹事)

第 6 条 委員会に幹事をおく。幹事は委員長の指名する委員がこれにあたる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、庶務部において総括し、事項に応じて関係部局が処理する。

附則 この規則は昭和 45 年 12 月 4 日から施行する。

2 『学園ニュース』の中断

『学園ニュース』は第 4 号 (昭和 46 年 2 月 20 日) を発行した後、なぜか 1 年あまり発行がストップした。大学改革が一向に進捗しないことに編集者が業を煮やしたのかもしれない。この問題は昭和 46 (1971) 年 9 月 17 日の評議会でも取り上げられた。

学長から、現在学園ニュースの発行が中断されており、あらためて審議願ったうえ広報 (仮称) を発行したい旨の希望が述べられ、学生部長から別紙資料により各大学の広報発行の実態について説明があった。

次いで、学園ニュース中断の事情、編集権、編集方針、編集責任者などの問題について意見の交換があったが、大勢として学生部主管とし、学生部長が責任者となり今後のことを取り進めることになったが、従来の経緯もあり学長、学生部長が現「学園ニュース」編集委員の意向を確めたうえ善処することになった。

(出拠 : 昭 46 年度第 10 回評議会、昭和 46 年 9 月 17 日)

その後、『学園ニュース』第 5 号は昭和 47 (1972) 年 3 月 7 日、第 6 号は同年 3 月 16 日と、従来の形式で発行が再開された。

富山大学の改革の焦点は大きく 2 点に絞られた。第一は教養部問題。富山大学に入学した全学部の学生はまず教養部に所属し、2 年生の前学期までそこで一般教養科目、外国語および保健体育科目を履修する。専門課程に移行する前に、広く教養を身につけることを目標とするが、学生の中にはその期間に学習意欲を失い、政治運動などに身を投じ、大学紛争を拡大したとする見方がある。教養部問題は富山大学だけではなく、全国の大学に共通した問題であ

表 2 富山大学改革準備委員会委員名簿
(第 1 期) 任期 昭和 46 年 1 月 25 日 ~ 昭和 47 年 1 月 24 日

部局名	委 員 名
文理学部	間野潜龍、横山 泰、山口 博、濱本伸治
教育学部	蜷川栄作、高野兼吉、増田 欣、吉田 博、沢泉重夫
経済学部	石瀬秀治、岩淵富治、大谷明夫、吉原節夫
薬学部	渡辺和夫、北川泰司、中島松一、宮原龍郎、井上正美
工学部	四谷平治、宮下和雄、宮下 尚、能登谷久公
教養部	柿岡時正、藤田賢治、藤井昭二、河野昭一、鴨野幸雄
備考	印 委員長 (昭和 46 年 9 月 8 日 蜷川から四谷に交替した) ○ 印 副委員長 (昭和 46 年 9 月 8 日 四谷から池淵に交替した) ● 印 幹事

(第 2 期) 任期 昭和 47 年 4 月 1 日 ~ 昭和 48 年 3 月 31 日

部局名	委 員 名
文理学部	平田 純、吉田 清、中村良郎、金坂 績
教育学部	沢泉重夫、高野兼吉、増田 欣、吉田 博
経済学部	山崎佳夫、武 暢夫、山口素光、小松和生
薬学部	難波恒雄、菅野延彦、小泉 徹、北辻栄太郎
工学部	四谷平治、宮尾嘉寿、宮下 尚、能登谷久公
教養部	杉本新平、塚崎幹夫、世利幹雄、中越矩方
備考	印 委員長 改革準備委員会規則、および委員名簿 (出拠 : 準備委員会『答申』)

った。教養部のあり方の問題と改善の模索であった。第二は大学の管理運営と教育研究における問題である。大学運営に学生がどのように関与するかからはじまって、学長、評議会のあり方の見直しにまで至った。いずれも簡単に解決できる問題ではなさそうであった。『学園ニュース』第6号（昭和47年3月16日発行）に大学改革準備委員長の四谷平治（工学部教授）は次のように経過報告する。

富山大学改革準備委員会の情況

—大学改革準備委員会—

委員長 四谷平治



本委員会が発足したのは昭和45年10月5日からであるが、実質的には、大学紛争の過程のなかで設

置された大学問題対策本部の中の一委員会として、三分科会から成る制度委員会が設けられたことから出発している。

当時（昭和44年夏）は、大学紛争の渦中において当面する大学内部の問題から、大学制度全般にまでメスを入れるという考えで論議が進められた。今にして思えば、当時の主要テーマは、学生のストライキ、「大学の自治」と暴力行為、学生団体の交渉権と交渉のあり方、あるいは広く「学生参加」の問題等が主なものであった。

このような課題は、大学に職を奉ずる教職員にとって過去にあまり経験のないことであって、いわば大学のあり方の原点に立ち帰った問題として真剣に論議を積み重ねたものであった。

昭和45年8月に至り、紛争の方もいくらか落ち着きを取り戻してきたので、大学問題対策本部を解散しようという気運になったが、大学の長期的展望に立った根本的な改革をする必要があるという意見が強く打ち出され、その結果として、この「大学改革準備委員会」が発足したのである。

第1回委員会には、学長から「大学改革について自由な立場で審議をして改革案を出してほしい。ことに、紛争に対する学生の動向からみて少しでも改革を実施に移したいので、そのつもりで審議を進めてほしい。出された結果は尊重する」との発言があった。

委員会は、各学部から4名あて合計24名で構成

され、3つの専門委員会に分れて討議を開始した。学生参加の問題を審議する第1専門委員会では、主として大学内における学生の地位を規定することで、これは大変困難な仕事であるが、教員、職員および学生が、大学の内部でどのような役割を果たすべきか、また相互の関係はどのようにあるべきかについて討議をつづけている。管理・運営の問題を取り扱う第2専門委員会では、大学の管理運営の機構をどのようにするかということで、基本的な問題として執行機関のトップに立つ学長と審議機関としての評議会との間の相互の役割、および性格をどのようにするかという点について審議しているのである。さらに、教育研究組織の問題を取り扱う第3専門委員会においては、学部・学科・講座のあり方、教養部のあり方、カリキュラムの改善、大学院の問題、教官人事の取り扱い方、大学予算、産学協同、研究交流など多方面にわたる問題について審議をしているのである。

会議は、原則として毎週月曜日の午後3時から始めることとし、毎回長時間にわたって熱心な討議を積み重ね、会議の終るのは大抵夜の7～8時に及んだ。今日に至るまで、合計54回の会議を開催したことになる。委員にとっては大変な負担となったのではある。委員の任期は1カ年であって、去る1月24日をもって任期が切れたので次期委員の改選手続中であるが、まだ審議の方は途中の段階であって学長への最終答申を提出するまでには至っていない。しかしながら、委員も更新されることでもあり、今日まで積み重ねてきた広範な審議の成果は、一応取り纏めておく必要があるということになり、「中間報告」として学長に提出することにした。これはまだ審議未了の部分もあり、統一されたものではないので、次の更新された委員会において、これを更につめてもらって完成させて戴きたいと願っている次第である。

（出拠：富山大学改革準備委員会の情況、『学園ニュース』№6、昭和47年3月16日）

文中に述べる「中間報告」は昭和47年3月30日に後藤学長に提出された。目次は以下のとおり。

中間報告（抜粋）

1. まえがき

2. 学生参加について（第1専門委員会）

3. 管理運営について（第2専門委員会）

（1）基本的な考え方

（2）改革の要綱

4. 教育研究組織について（第3専門委員会）

（1）基本的な考え方

（2）学部学科の再編成

（3）大学院のあり方

（4）カリキュラムについて

（5）教官人事について

（6）大学予算について

（7）産学協同について

（8）助手問題について

（9）研究交流について

（10）編入学（短大・高専など）について

（11）審議の経過

（12）あとがき

（メモ）

富山大学大学改革準備委員会の改革案についての
の問題点

（出拠：富山大学大学改革準備委員会「中間報
告」目次、昭和47年4月21日評議会資料）

昭和47年4月に改革準備委員の改選があり、第2期の改革準備委員会が発足した。委員名簿は先に示したとおりであり、委員長は引き続き四谷平治教授があたった。第1期と違うところは、第1専門委員会が大学の管理運営の問題について、第2専門委員会が教育研究組織の問題について審議し、前回まで学生参加の問題（大学における学生の地位）を独立して審議していた専門委員会を廃止し、第1専門委員会でそれを含めて審議することにした。この両専門委員会は昭和48（1973）年1月29日まで、計29回の会議をもち、ようやく『富山大学改革に関する答申書』を完成させた（昭和48年3月19日）。これはのちほど印刷に付され、助手以上の全学教官に配布された（同年5月18日）。『答申書』はB4判47ページの長文のものであった。本文にさきだて、その要約「答申の骨子」が載せられているので、以下に引用する。



『富山大学改革に関する答申書』表紙
（昭和48年3月）

富山大学改革に関する答申書

富山大学大学改革準備委員会 昭和48年3月

答申の骨子

（1）大学の任務

大学の任務は学問文化を伝達し、さらにこれを創造的に発展させるにある。このことから大学は研究機関として創造的な学問研究を行なう側面と、これを維持し、継承していく教育機関としての側面とを同時に持っている。しかも、この二つの側面は密着して表裏一体をなすものであって、分離することはできない。研究のない教育も、教育のない研究も、ともに大学の名に値しない。

新制富山大学は、旧高等学校、旧専門学校、旧師範学校を一つにまとめ、貧弱な教育・研究のスタッフおよび施設によって出発し、その状況があまり改善されないまま、20余年を経過した。このことは、戦後の日本の国力の回復が十分でなく、大学教育という国の最も基本的施策に対して十分な財政的援助をする余裕がなかったという事情があるにもせよ、反面また大学自身が工夫改善をしていく努力を怠ったという事実も否定できない。

以上のような反省から、大学は自らの努力によって改革を進めていくことが必要となってくる。大学が自らの本義に立ち返って自らの組織を変容していく努力を怠ったならば、そこからは創造的な発展は望めず、大学は衰退を余儀なくされるで

あろう。その意味から大学改革は不断に行なう必要があり、これが大学の本質であるということもできよう。

(2) 大学全体の管理運営について

学長（執行機関）と評議会（審議機関）との機能を、従来よりももっとはっきりした形で分離すること。学長は議案を評議会に提出する。評議会は提出された議案について審議して意志決定を行なう。その決定せられた意志に基づいて学長は執行する権限をもつこととなる。

評議会を民主化すること。従来評議員は教授の内から選ぶこととなっていたが、その制度を廃止して教官団（教授、助教授、講師および助手）の内から互選によって選ぶこととする。

学長、学部長、評議員その他の選出方法

大学の管理運営上の役職の選出方法については、教官団による選出方法を採用する建て前から、学長、学部長の選挙権者に新たに助手を加えること、評議員その他の役職の選挙権者および被選挙権者に助手を加えることとする。

学部長と学部教官会議との関係

学部長と学部教官会議との関係は学長と評議会との関係に類似させて考えてよい。

学部教官会議

学部任された事項についての審議機関としてとらえ、意志形成を行なう。構成は教官団（教授、助教授、講師および助手）とする建て前から従来の学部教授会を学部教官会議と呼称する方が適当である。

各種委員会のあり方について

学内にある各種委員会はおよそ50種類あり、これらはそれぞれ必要があつてできたものであるが、実状をみると整理されておらず、非効率なものが多いことから、これらを典型的に整理して、全体のつながりを組織の上でも人的にもよくするよう工夫改善する必要がある。

事務機構の改革

大学の事務機構は、学長をトップとする執行機関のラインとしての役割を担うものである。事務局長およびその他の事務局職員は、学長を補佐して所管事務を処理する。従来事務局幹部職員は文部省の人事権のもとで運用されがちであり、その

ため事務職員の勤務意欲の低下をきたしたり、職務遂行上の円滑を欠いたりするきらいがあった。また内部登用についてもじゅうぶんなる配慮をする必要がある。

(3) 教育研究体制

教育研究体制については、改革の方向は従来の学部、学科（課程）、講座（学科目）の固定した壁を緩和して教育・研究の相互交流を深めようとするものである。

学部学科の再編成

学問の進展にともなつて、従来の学部学科の区分は実情に合わなくなつており無理を生ずるようになった。理想からいえば、学部学科を再編成して、学問分野に従つて人文科学、社会科学、自然科学の3系列に分け、これらをさらに専攻、部に細分することが望ましいが、これは易く、実行にはよほどの決断で臨まなければならぬ困難であらう。

大学院のあり方

大学院修士課程は現在薬学部、工学部に設置せられているが、その他の学部にも設置せられるようにしなければならない。

カリキュラム

従来のカリキュラムの編成はいわゆる横割り方式であつて、教養課程1年半の上に専門課程2年半を積み重ねてきた。これの抜本的な改革は今後の課題として保留し、さしあたっては、教養科目と専門科目を相互乗り入れすること、すなわちいわゆる「くさび形」とすることにより相互交流を進めようとするものである。

教官人事

教官人事を適正なものにすることは大学改革の内でも最も重要なものの一つであり、慎重な検討を要する。教官の採用（公募・推薦）および昇任は教授をもって構成する人事教授会で決定せられるが、その決定に先立って選考委員会において選考を進めることとする。その内に小委員会として学科会議、教科会議または業績審査委員会とでも称すべきものを作り、できるだけ専門を同じくする教官による予備的手順を経るようにすることが望ましい。

産学協同

産学協同は否定するものではないが、大学のも

つ教育・研究の自主性が犯されるものであってはならない。

助手問題

大学助手は教官として教官会議の構成員となり、学部長選挙権および学長選挙権が与えられるべきである。

教育・研究の交流について

教官の交流、カリキュラムの交流、施設設備の共同利用、さらには国際交流を進めるよう、障害となる部分を排除していくことが必要である。

編入学（短大、高専など）について

短大・高専などからの編入学については、「開かれた大学」の建て前から一定の条件のもとに編入学を認める方向で、その条件をどのようにするかを検討すべきである。

（４）大学における学生の地位

学生は教官ならびに事務職員とともに大学を構成する要素であって、大学本来の目的である教育と研究に重大なかかわりをもっている。したがって教育と研究に対して緊密な関心と意見をもつことは、大学の機能がじゅうぶんにかつ積極的に発揮せられるために望ましいことである。しかしながら、学生はその活動と責任において教官・職員とはおのずから異なるところがあり、その関心と意見の反映さるべき分野と形成においてもまた、一定の限界のあることはいうまでもない。

カリキュラムの編成を含めて教育計画や教育内容・方法などの決定は、その可否が学生の勉強意欲に重大な影響を与えることから、学生の希望や意見の動向をじゅうぶんにくみとり、最終的には教官がその責任において慎重に決定すべき事からである。そのために、全学的ならびに学部内において教官と学生とのカリキュラム懇談会（仮称）を持って、学生の希望や意見をじゅうぶんにくみとれるようにすることが必要である。カリキュラム懇談会はそれぞれ年2回ぐらいを適当とする。

学寮については、大学の寮は本来教育施設として設けられたものであるが、現状においてはむしろ福利厚生施設としての性格が強い。したがって、国有財産としての管理の面を除いて、その運営については学生の自治に任せてしかるべきであろう。

学生の自治組織については、全員加入を建て前とする学生自治会と、任意加入のサークル活動とがあるが、そのいずれを問わず、学生をもって構成する団体である以上、その運営は学生の自治に任されてしかるべきものである。

学生に対する処分については、大学の使命である教育と研究が、必要な秩序を維持して初めて可能であることから、大学規則の違反者に対して発動される。その際注意しなければならないことは、大学の規則なり、あるいは、どのようなことをすればどのような処分を受けるものであるということをやめよく学生に周知させるように配慮することであり、また処分をする際に大学側がじゅうぶんに本人の弁明を聞く機会をもつようにすることであろう。また学生の処分が学部によって軽重を生じて不公平になることのないようにしなければならない。このために全学的機関として紀律委員会を設けて全学的な調整を図るようにする。

「学生通則」については、現行の「学生守則」を再検討した結果、今日からみれば不必要な条項が含まれていることがわかったので、現行の19カ条を整理して12カ条からなる「学生通則」とすることを提案する。

（出拠：『富山大学改革に関する答申書』3～7頁）

3 改革の成果

『改革に関する答申書』にもりこまれた提案のうち、何がどれほどまで実現したか。

1. 大学の最高審議機関である評議会に、教授に限定せず助教授、講師を構成員として送り込むことについては、管理職＝教授の法令上の制約から実現不可能であった。

注：平成11年5月28日、国立学校設置法の改正（法律第55号）により、「学長の指名する教員」という形で、助教授、講師の参加の道が部分的に開かれるにいった。

2. 学部教授会に助手を構成員として加えることは、現在も実現していない。ただ、学長選挙についての投票権（選挙権）をもつことは実現した。

3. 学部の教官人事において、その選考委員会に助教授、講師が加わることは、現在も富山大学教員選考基準第3条に「選考委員会の委員は学部長及び当

該教授会が選出した教授（原則として4人）をもって構成する。」とあることによって阻まれている。紛争以前の規定であり、これが経済学部問題の焦点であったのだが。

そのほか現在の学部、学科制を廃して、学問系列（人文、社会、自然）の研究教育組織に改編する提案は、その後一度も取り上げることはなかった。また、学生の希望、意見をカリキュラム編成に取り込むための、学生、教官合同のカリキュラム懇談会も不発に終わった。大学が正常化されるにつれて、それに安住して改革の意欲も薄れ、「答申案」がほとんど実現されなかったといえる。これは必ずしも本学に限ったことではなかった。

「答申の骨子」にはふれられていないが、教養部のあり方が大きな問題であることは、改革準備委員会も痛切に感じていた。ただ、これについては教養部教授会が独自に改革案作りに取り組み、その「答申案」は改革準備委員会の答申書に先だって公表された（昭和47年10月）。その詳しい内容については、本書の部局編「教養部」を参照されたい。

大学紛争と大学改革を経験し、昭和53年（1978）3月末で停年退官されたある教授は、その思いを『学園ニュース』№26（昭和53年3月15日発行）に次のように述べるが、それが大方の気持ちではなかっただろう。

大学改革に心残り

教育学部 高野兼吉

大学職員も学生も、さらには大学周辺の社会人も、富山大学の望ましい姿、正しい姿を追求して日夜努力しているのだが、思うにまかせないのが改革である。大学には改革すべき多くのものを残しているのだが、いろいろな要因によってそれが阻まれている。一例を工学部移転問題に取って見ても、開学以来の懸案がいまだに未解決である。昭和45年頃の大学紛争は全国的な規模であれだけ大きなエネルギーを消耗したにも拘らず、どれだけの成果をあげたか。少なくとも富山大学ではこれと言って取り上げられるものはない。富山大学改革委員会を組織して、熱心に改革を論じ、答申書まで作成したのに、これに直接こたえる形で何ひとつ改革されていない。薬学部の分離や文理学

部の改組は大学改革とは別の次元でなされたと見られる。

学部の増設・改廃など対文部省交渉にまたねばならないものは別として、大学内で、あるいは学部内で可能な改革もある。また学部内で一致した意見があれば、それを掲げて文部省と粘り強く何年交渉でもする手もある。ともあれ、大学はその清新さ・若さを保持するために改革を志向しなければならない。

先般の大学紛争でも改革の震源地は若い助手層にあった。大学教官の若年層が大学機構の現状をどのように見、どのように改革したいと考えているか、そしてそのエネルギーがいかにうっ積しているかがよくわかる。これに対して老教授連はいかに対処したか。一般に老教授は保守的である。しかし永年、改革を望んできた人ならば、いかに老教授と言えども、一応の改革意志を持っている筈だ。それを若年層へ伝えねばならない。もちろん若年層はそれを承け、時代感覚に合せながら変容し、修正していくであろう。かくしてこそ改革の火は消えず、大学は清新さを持続するであろう。（以下省略）

第2節 大学紛争の余燼

—授業料値上げ反対スト—

昭和46年度の富山大学入学式は4月12日、黒田講堂で実施された。乱闘騒ぎがあり、数人のケガ人がでた。しかしその年度の授業はほぼ平常どおり行われ、紛争はすでに終息したかに見えた。しかし昭和47年度の入学試験（3月23・24日）は関係者以外立入禁止の厳重な警戒のもとに学内でなんとか実施できた。47年度の入学式（4月12日）にいたって、ついに中止のやむなきにいたった。『学園ニュース』№7、№8（昭和47年3月31日、4月20日発行）は、そのころの様子を次のように伝える。

中止された入学式

4月11日、入学式予定日は構内の桜も満開、各サークルの新入生歓迎の看板も立並び、快晴の日だった。しかし、8時過ぎより、2組の一部学生

たちが、青、赤、黒のヘルメットに覆面姿で角材や竹竿などを手に構内をのし歩き、式場に予定された黒田講堂前に立ちはだかつて受付事務を妨害し、はては校門近くで、持ち出されたタイヤなどに火をつけ、火炎ビンや爆竹のようなものまで投げつける異様な情景だった。そのため、全学的な入学式は中止され、かろうじて済まされた受付の後、9時半過ぎから新生入生、父兄は各学部別に分散してもらうより外なかった。新生入生はもとより、多数来学された保護者の方々にはまことに申し訳の無い、見苦しい状況だった。新生入生は各学部に分散したが教育、薬学の両学部だけは、どうやら予定通りの行事を済まし得た。

大学として、新しい仲間を迎えるという、ただそれだけの喜ばしい日に、大学本来の学問、思想の研究とは何の関わりもない、このような一連の激しい狂気じみた行動が、一体どんな効果をもつというのだろうか。学園には、一切の研究にふさわしい環境と、その静けさが何より望まれる。

(出拠：『学園ニュース』№8、昭和47年4月20日)

大学構内の「立入り禁止」と

警察の「構内 実地検証」について

本年度入学試験は去る3月23、24日の両日にわたって、昨年と同様、「入試関係者以外の構内立入り禁止」という学長告示のもとに行なわれた。殊に今年度は22日早朝より3日間にわたる「立入り禁止」が実施され、学生諸君はもとより、本学関係者にも何かと迷惑をかける結果となった。入試の際、昨年に続いてとられたこのような異常な措置が、全学にとって好ましいものでないことはい

うまでもない。学生部はもとより、全学にとって平常通りの学園の姿の中で入試が行なわれるに越したことはないだろう。しかし、本年度もこのような措置がとられるに至った経過は、おおよそ次のような最近の学内外の情勢が考慮され、検討された上でのことであった。

去る2月15日、教養部の学生は翌16日より無期限の授業放棄を宣言し、その夕刻一部ヘルメット着用の学生たちによって、教養部内の机、椅子が無断で持ち出され、それらを同部玄関に積み重ね、数日のうちに殆ど閉鎖に近い状態がつくり出された。続いて2月25日、文理学部理学科でも学生によって、同様、無期限の授業放棄が決定された。3月9日には午前9時過ぎより、一部学生がヘルメット、覆面姿にこん棒、鉄パイプ等を携えて構内を横行し、はては火炎ビン様のものまで数本ではあるが、構内食堂付近の道路、空地に投げつける始末であった。更に3月15日には理学科その他一部学生によって、文理学部長室前の廊下に、さきと同様、机・椅子その他が不当に運び出され、鉄線を用いて高く積み重ねたため、部長室、会議室は完全に使用不能の状態となり、縛りつけられた黒板あるいは窓ガラス等には「封鎖」の文字が



経済学部授業風景（1970年代）



人文学部史学演習（1970年代）



工学部工場実習（昭和53年ころ）

書き散らされていた。(後でわかったことだが、部長室入口のドアはこわされていた。)どのような行動にも当事者にとっては、それなりの理由があることだろう。しかし、たとえどのような理由があろうと、既にこれまで数回にわたって、暴力的行動についての学長告示が出され、厳しく警告されているにも拘わらず、未だに、この種の事態の発生をみることは、入試を目前に控えて、全学的に極めて憂慮すべき事柄と考えられた。他方、やがて入試実施の期日も迫り、例年のことではあるが、受験場としての本学教室の不足のため、今年もまた数校の高校校舎を借りる準備が進められていた。それらの試験場の平静を保つため、最近の慣例として、当然、立入り禁止、警備要請がなされるのであるが、そのことと、さきの学内情勢などをも考え合せて、本学受験場全体の環境整備の問題として、昨年と同様の措置の必要性が不本意ながら次第に強められていった。その点、学生部は補導協議会にはかりその後2月29日の入試管理委員会では、五福地区にあっても出来るだけ短期間の受験場立入り禁止の措置をとるよう、学生部から提案された。しかし、その後は管理委員会、評議会と回を重ねるにつれて、かえって禁止時刻

を早める意見が提出され、これまでに見苦しく汚されている学内の清掃、受験場の整備等のためには、時間的ゆとりをもって禁止時刻を22日早朝とすることの可否が討議され、3月17日の評議会においては22日朝6時より24日午後5時までの3日間の立入り禁止が決定されたのである。

学生部としては「入試粉碎」の文字も学生のビラに散見され、学生自身が後輩の入試を妨害することはあり得ないとは考えながら、それでも万が一起りうる無用の摩擦や妨害一切を避けたいとして、早朝の立入り禁止もやむを得ないと考えていた。学生部の予想では22日6時禁止表示、7時頃より教職員の手で乱された学内の整備に着手し、翌日の入試実施準備に万全を期したいということであった。

現実の22日朝の事態は予期しないものであった。早朝から20名余りのヘルメット学生が「ロック・アウト粉碎」を叫んで構内をデモし、文理学部前の通りに反対意志を表明する立看板を背にして坐り込み、6時20分頃、姿を見せた厳しい警察力の姿勢に対して反抗の態度を強く示していた。

当日、警察側のいう強制立入り検査は、本学の「立入り禁止」励行のための警備要請とは別個の、学内不法行為に対する警察側独自の判断に基づくものであった。警察としては建造物侵入に関する捜査並びに検証等のため、既に法的手段をも済み、学内数力所に対するそれぞれ必要な令状を用意して構内に立入り、場所を限定して文理学部長、教養部長の立ち合いを求めている。警備を依頼し



昼休みの女子学生（昭和53年ころ）



キャンパス内の女子学生（昭和53年ころ）



キャンパス内の男子学生（昭和53年ころ）

ていた本学、学生部としては多数の武装警官の学内立入りには不本意であったが、それに応じないわけにはいかなかったのである。反対する学生たちが校内より退出すると同時に警官たちは、それまで手にしていた楯を門外に置いて実地検証にとりかかった。検証に際しては、それぞれ指定された場所で各部長が、また、理学科学友会室に対しては執行委員長の学生が立ち合った。

受験環境の平静のみを願っていた本学としては正に不測の出来事であった。それにしても、立入り禁止の措置と、それに付随して生じた出来事を通して多くの人々の心を煩わしたことに對しては、大学として、この度の措置をめぐって種々反省を強いられている。と同時に、このたびのように警察の強制立入りという事態をひき起す原因を学内に決して作らぬよう、改めて学生諸君に強く注意を喚起したい。暴力行為に関する学長告示による再三の警告を無にしないよう、慎重を期されたいということが全学の望みでもあるだろう。(学生部)

(出拠：『学園ニュース』№7、昭和47年3月31日)

たしかに大衆的な学生運動は昭和45(1970)年のはじめごろに下火に向かった。その後新しい情況が発生した。大多数の学生から遊離した政治セクトの集団、とくに新左翼諸派とよばれる集団が顕在化し、かれらは戦術の違いから分裂し、相互に暴力抗争を行うようになった。富山大学の入学式を妨害したのも、ヘルメット覆面姿で角材や竹竿をもった武装集団であった。そのうちのさらに戦術を過激化した集団は、大学内や日本国内は及ばず、海外の過激派組織と連携して、反社会的な破壊活動を引き起こすに至った。昭和45年3月31日、9人の赤軍派学生による日航機「よど号」の乗っ取り事件が発生した。昭和47(1972)年5月30日、日本赤軍派3人の学生がイスラエルのテルアビブ空港ターミナルで自動拳銃と手榴弾で乗客を襲い、死者26人、重軽傷者76人を出した事件を引き起こした。

授業料値上げ問題

そうした情況のなかで大学紛争に新たな火種を投じたのが国立大学の授業料値上げである。それは従来の年額12,000円を一挙に36,000円に値上げすると

いうものであった。富山大学もそれに応じて評議会において学則を改正し、実施を公示した(昭和47年5月19日開催の評議会、値上げ実施は同年後期分より)。授業料値上げは国立大学とそれに準ずる公立大学の問題であり、私立大学には波及せず、全国的な反対運動とはならなかった。しかも国公立大学の中でも既に紛争解決した大学ではそれが紛争再発の火種にはならなかった。しかし富山大学の場合、学生自治会は学長及び評議会に対し、授業料値上げ反対の抗議と大衆団交の申し入れを行い、紛争の再発を招くことになった。

以下、『学園ニュース』№10(昭和47年10月27日発行)から後藤学長の全学学生に向けた所見、評議会にあてられた学生からの大衆団交の申し入れ、公開質問状、それらに対する評議会の回答を引用する。

授業料値上げの問題について

学長 後藤秀弘

学生諸君の中から授業料値上げ反対の声が強くあげられている。反対声明の立看板や配布されるビラを眼にするごとに私も心を痛めてきた。遺憾ながら、今は、それを理由に経済学部、教養部は全国的にもきわめて数少ない「スト」の状態にある。

しかし、一体、この問題は国会で予算として審議され既に省令改正となって官報にも載せられており、今日、すべての国立大学はそれに従わざるを得ない。本学にあっても、それにみあった学則改正の措置がとられることはやむを得ないことと考えられる。学則改正に関する評議会決定を撤回しようとの声もあるが、たとえ学則が未だに改正されていないにしても、省令の拘束力に変わりはなく、現段階では、そのような要求も到底不可能という外ない。評議会決定にいたる議事内容を説明せよ、ともいうが、これが議題とされた時、省令が改正、公布された以上やむを得ないという空気が圧倒的であり、何ら異議なく議事は進められた。現在、この問題に関する限り、学生諸君から提出されている種々の要求に私としては遺憾ながら応ずる余地は考えられない。

この問題については冷静に今日まで大学側がとってきた経緯を考えて欲しい。既に昭和46年11月

19日、国立大学協会より授業料増額には賛成し難い旨が、審議の結果強く訴えられていた。教育の「機会均等の原則」を充分生かすためにも、大学の授業料は可能な限り低廉であることが望まれ、授業料の増額が国立大学予算の全般からみて、財政的にもそれ程得るところがあるとは思えず、また、一般物価の上昇からみて、授業料の増額も当然、といった意向に対しても、授業料を単に他の物価上昇との均衡論からのみ引き上げることは適当ではない、といった反対の趣旨が、大蔵省、文部省をはじめいわゆる要路の人たちに対して、協会代表から再三強く訴えられ、時には文部大臣自身を協議場に招いてまで要請が重ねられていた。それ以前にも既に11月16日、国立大学授業料の性格の反省から、それが可能な限り低位に止って欲しい旨が主張され、公表もされていた。私も同協会の一員として、協会の趣旨に賛成であり、世論はともかく当時の大学側の苦慮が理解され、本学の中にも同じ思いの方も多かったことと思う。その点、過去に全国教養部長会議でも、授業料値上げに対して慎重であって欲しい旨、決議、要望されたとも聞いている。社会一般としては、増額も当然という声が強いようにも思われるが、それにしても賛否こもごもであり、いずれにしても今日一般に値上げを喜ぶものは誰もいない。

しかし、現実には大学側の要望がいれられず、省令として改訂された今日の段階では、国立大学として、たとえ、その経緯に異論があり、遺憾に思う人たちが多くとしても、その改正省令に応ずる措置を取らざるをえない。その点、本学にあって、本年度入学生に対して、入学時に省令改正の趣旨を予告しておいた筈である。

授業料等の改訂にともない、育英奨学事業等の改善措置が取られているが、育英資金の支給額の値上げは本来授業料の徴収額との間に直接のかかわりはないと思う。しかしこれも現時点では、授業料増額によって生ずる難点をいくらかでも補うものとして、今後更に育英資金支給の枠を拡げるとか、あるいは授業料減免の範囲を拡大するとかいった方途に期待をかけていく外ないのではないかと私は思う。

この問題に対して不満をもつ諸君が、以上の経

過を理解し、本学がとった措置を了解され、国立大学に在籍するものとして、適切に配慮、処置するよう協力を望みたい。

(出拠：『学園ニュース』№10、昭和47年10月27日)

『学園ニュース』№11はひきつづいて授業料値上げに関する学内の動向を伝える。

《学内情報》

授業料値上げ等に関して富山大学評議会あてに提出された質問状およびそれに対する評議会の回答は、次のとおりである。

評議会関係

全学大衆団交開催申し入れ

昭和47年10月19日

富山大学評議会殿

教養部ストライキ実行委員会

全学学費値上げ阻止共闘

われわれは、5月19日の貴評議会での「学則」改定は不当な措置であると考え、貴評議会に白紙撤回を要求する。

われわれは、この事に関しての貴評議会との全学大衆団交の開催を要求する。

われわれは、この全学大衆団交に関して、貴評議会との公開予備接衝を下記の如く開催する考えである。

記

日 時 10月23日午後1時より

場 所 教養部4番教室

議 題 全学大衆団交に関して

議長団 全学学費値上げ阻止共闘
教養部ストライキ実行委員会 } 代表

出 席 貴評議会代表

全学学生、教職員

尚、貴評議会の責任ある代表を必ず出席されることを要請する。

(評議会回答)

11月1日

5月19日の授業料改訂に関する学則改正は、国会で予算として審議され、既に省令として公布さ

れたものに基づく処置であって、大学独自で撤回できる性質のものではない。なお、詳細については、学園ニュース№10所載の「授業料値上げの問題について」の学長所見に尽されているのでこれについて了承されたい。

評議会

(公開質問状)

1972年11月11日

富山大学評議会殿

全学値上げ阻止共闘
教養ストライキ実行委員会

前文略

公開質問状

1. 「学園ニュース」(10月27日発行)には、学費値上げに反対して来た事が書いてあるが、10月から實際上、値上げによる学費徴収期にはいつている現在でも、学費値上げに対して反対の意はあるか。
2. 10月からの値上げに対して、「予想される反対運動」に文部省から行政指導が出されていると聞くが、そういう事実はあるか否か。

もし、行政指導が出されているのならそれを全面公開する事を要求する。

3. 5.19評議会において、学則改正を決定した際、学生にすぐには知らせない事が評議会において確認されていたと聞くが、その事実はあるか。
4. 現在も尚、学費斗争が多数の学友によって闘かわれ、まだ拡大する様子のある中で、我々の要求する全学団交に対し、どういう見解をもっているのか。

5. 我々は、再度全学団交を要求する。

以上の点につき、昭和47年11月15日午後1時より、教養部4番教室で評議会の回答を要求します。

(評議会回答)

昭和47年11月17日

全学値上げ阻止共闘
教養ストライキ実行委員会 殿

富山大学評議会

11月11日付け評議会宛質問状に対して、協議の結果下記のとおり回答する。

1. 評議会としては、賛否を表明する立場にない。
2. 文部省から行政指導が出されているということ

については、評議会は知らない。

3. その事実はない。

- 4及び5. さきに11月1日付けで回答したとおり、諸君の要求は、本学独自の立場で処置できる問題ではないので、団交に応ずる意思はない。

(以上出拠：『学園ニュース』№11、昭和47年12月25日)

第3節 富山大学の充実、発展への動き

大学改革は思ったほどすすまなかったが、紛争が沈静化すると、『大学改革に関する答申書』にもられた理念とは別の次元で、工学部の移転、学部・学科あるいは大学院研究科の拡大要求が高まってきた。それらは大学紛争以前から話題にのぼっていたものである。

1 工学部の統合移転

高岡市に所在した工学部の富山市五福キャンパスへの統合移転は昭和39(1964)年にすでに工学部教授会で意志決定し、昭和41(1966)年の評議会です承されていた。昭和47(1972)年3月16日発行の『学園ニュース』№6に当時の状況を工学部長室町繁雄が次のように報告する。

工学部五福移転に関する経過の概略

工学部長 室町繁雄

工学部五福移転については昭和39年工学部教授会で決定、続いて41年評議会決定と大学の方針となっているわけであります。

以来その促進については教職員、学生、卒業生、父兄一致して努力して来たわけでありますが、やっと昨年5月五福隣接の旧井田川堤ぞいに土地購入が完了し目下整地中であります。

この土地購入に関しては、いろいろ配慮の上五福整備拡充のためとなっていますが、購入の段階で工学部が移転しなければこの予算はないものと考えてくれと云う駄目押しがあったことから工学部移転のための土地購入であることは間違いないところであります。

今後に残された問題は高岡市の了解を得ること
で、これがなければ建物の予算化は望めない現況
です。したがって高岡市の譲歩した条件（工学部
の跡地にそれに代るべきものを設置するなら止む
を得ない）を満足するよう努力して円満に了解を
得ることです。それにはいくつかの難問が
残されていますが、幸い教職員、学生、卒業生、
父兄の一致した念願であり、また教育上、研究上
同一キャンパスにあることの必要性については
（例えば教養課程での専門科目の授業、大型研究施
設の共同利用、学生の体育・厚生施設の利用など）
異論の入る余地がないものと信じますので必ずや
地元高岡市の了解が得られるものと考えておりま
す。この点多くの有力者の賛同協力が得られてい
ますので一日も早く実現したいものと考えていま
す。

報道によれば高岡市の工学部の跡地に県立工業
試験場を移し、伝統ある高岡市の美術工芸を育成
するため工業デザイン科をとりあえず大谷短大の
分室として工業試験場内に設置し、将来独立させ
る案があるようですが、最も実現性のある案であ
り、工業デザイン部門の開設は高岡市の要望であ
るとも聞いているのでこの辺で了解が得られれば
幸いと存じます。

（出拠：『学園ニュース』№6、昭和47年3月16日）

工学部の移転問題はその後、紆余曲折しながら最
終的な実現は昭和59（1984）年9月の第一期移転、
昭和60（1985）年9月の第二期移転まで待たねばな
らなかった。詳細については部局編「工学部」を参
照されたい。

2 富山医科薬科大学の創設

昭和47（1972）年6月16日開催の富山大学評議会
において後藤学長から本学に医学部を設置すること
について富山県知事より文書（6月1日付）をもっ
て要望があった旨の説明があった。なお、富山県は
6月22日に「富山大学医学部誘致期成同盟会」（顧
問に学長就任）を結成するので、それにあわせて富
山大学内に「医学部に関する検討小委員会」を設け
ることの学長提案があり、評議会は了承した。以後、



堀高岡市長（手前左）に工学部の富山市移転を訴える
実行委の学生たち 高岡市役所（昭和40年6月21日）
（北日本新聞社提供）



移転を決めていた工学部には、文部省はプレハブの講義棟
しか建ててくれなかった（昭和53年）（北日本新聞社提供）



工学部の起工式でカマ入れする柳田学長
富山市五福（昭和58年3月）（北日本新聞社提供）

評議会では医学部設置とさきの工学部移転が継続的
に議論されることになる。

医学部設置問題は各学部でも議論されたが、教養
部教授会が設置場所の関係でやや慎重な態度をとっ
たが、他の文理学部、経済学部、薬学部、工学部教
授会には反対意見なく、昭和49年度の概算要求とし

て文部省に提出する方針が固まった。しかし、文部省との事前折衝の過程で、昭和48（1973）年6月に「富山大学医学部」としてではなく、「富山医科大学（のち富山医科薬科大学に変更）」としての要求に切り換えることになった。それは富山県に国立医学教育機関を早期に設立することを目指すためであった。

方針変更の直後、後藤学長に代わり、林勝次（教育学部元教授）が新学長に就任し、その実現に努力した。以下は『学園ニュース』№15（昭和49年11月27日発行）に掲載された林学長の富山医科薬科大学創設に至る説明である。

国立富山医科薬科大学について

学長 林 勝次

富山県に国立医学教育機関が設置されることが正式に決定したのは、昭和49年度創設準備費が国会で予算化された48年度通常国会期末の昭和49年4月であった。これは、無医県から脱却したいと念願する富山県から提出された医科大学設置の要求によるものであった。

昭和42年以来、富山県は、医学教育機関設置の方針をたて、積極的な活動を展開してきたが、当時、富山大学では学内事情がきわめて困難なときであったので、これに関する具体的な運動についてはほとんど県当局において行われていた。その後、47年6月富山県から富山大学医学部設置の要望もあり、本学としてはこれを正式に取り上げることになり、評議会内に医学部設置検討小委員会を設けて検討することとなった。しかしながら、

和漢薬研究施設 資源開発部



和漢薬研究施設資源開発部パンフレット

これは工学部の五福移転計画と競合する結果になる点が憂慮されるむきもあり、10年来の懸案であった工学部移転が優先されるべきであるとの有力な意見も学内にあったことは否定できない。

国立医学教育機関設定の早期実現を望む富山県は、48年6月に至り、政府の医大新設方針における医科大学優先への転換に応じて、国立富山大学医学部としての誘致から国立富山医科大学誘致への方針に切り換え、その受け入れ態勢を固めたいので、この趣旨を了承のうえ引き続き誘致実現に協力してほしいと大学へ要請してきた。

このような事情から富山大学としては、48年度当初、後藤前学長の任期満了直後の評議会において、昭和49年度医学部創設準備費の概算要求をしないことについて、特に異論もなく承認された。それと同時に、前記の設置検討小委員会も解散され、概算要求書も作成段階半ばにして棄却された。

昭和48年12月末、昭和49年度国立医学教育機関創設準備費が計上され、昭和49年3月、従来の慣習に基づき文部省から富山大学が準備大学としてその創設準備に当たるように依頼された。私としては、かねてより医薬共存は自然の姿であり、薬学部の飛躍的發展を期するとともに、和漢薬研究



薬学部附属薬草園（1970年代）



薬学部新校舎（昭和39年ころ）

所も治療部門を備えるべきだという将来計画をかねてより持っており、薬学部をもつ国立14大学のうち、富山大学を除く他の大学にはすべて医学部が併置されている現状からも、医学部創設の希望を捨て切れず、富山大学医学部としての設置に転換することについて、再三にわたり文部省に要請を続けてきた。この要請によって、本年6月下旬、文部省において、薬学部等の将来を考慮するならば、医学部構想のほかにも、医科薬科大学構想のごときが考えられるとの弾力的な意見の交換がなされた。又、富山県及び地元関係者としても地域医療の視点から単科医科大学構想のほかにも医科薬科大学構想についても考慮するようになったものと思われる。

一方、本年度創設準備費のついた他の4大学は単科医大としての創設準備を進めており、富山大学だけが医学部として構想することは、極めて難しい状況になってきていた。7月11日に、改めて文部省から医科薬科大学構想についての示唆があり、これを検討することにして、まず当事者である薬学部及び和漢薬研究所の意向を打診した。

薬学部及び和漢薬研究所では、懇談会、教授会を経て7月26日、医科薬科大学創設に参加する方向で努力することの意思決定をした。これをうけて、評議会はその意向を承認したものである。評議会としては、徹底的審議を尽したとはいえぬかもしれないが、すでに昭和50年10月開学が予定されている関係から、やむをえぬものがあるとして承認されたものである。

薬学部と和漢薬研究所を富山大学から切り離すことは本学としては遺憾なことであるが、これは薬学部、和漢薬研究所教授会の決定に基づくものであり、これによって将来の拡充発展が望まれるものであることを考えると、分離はやむをえざるものといわねばならない。

富山県における国立2大学が、全く無関係の大学ではなく、富山大学とその分身としての医科薬科大学として密接な連絡、提携を保ち、学問、研究の協同の場を拡げていくばかりでなく、教職員の交流等も将来の問題として考えるべきである。

さらに、富山大学における工学部の五福移転、文理学部改組、経済学部の貿易学科新設、教育学

部、教養部の整備充実、大学院の設置等、大学の当面する問題に取り組んでいかねばならない。

大学には種々の困難な問題が山積しているとき、富山大学教職員学生のかたがたのご理解とご協力をお願いするものである。

(出拠：『学園ニュース』№15、昭和49年11月27日)

富山医科薬科大学は翌昭和50(1975)年10月1日に富山市杉谷に開学した。それに伴って富山大学の薬学部および和漢薬研究所が同大学に移行した。詳



富山医薬大の創設準備委員会の初会合(昭和50年1月14日)
(北日本新聞社提供)



キャンパスの課題が山積する中、選ばれた林学長
(北日本新聞社提供)



開学した富山医薬大の第1回入学式(昭和51年4月14日)
(北日本新聞社提供)



和漢薬の研究をする薬学部 of 学生たち
薬学部は富山大の金看板だった（北日本新聞社提供）

細は部局編「薬学部」を参照されたい。

3 人文学部および理学部の創設

第一次ベビーブームの段階の世代の大学進学を目前にして、文部省は種々の受け入れ対策を打ち出した。そのひとつに既存の文理学部を人文学部と理学部の2学部に分離独立して、受験生の受け入れ緩和、大学の充実をはかるという方針が示されていた。

富山大学は旧制富山高等学校を前身とする文理学部をかかえており、それを教養部、人文学部、理学部の3学部に分離改組することを当初構想した。しかし3学部同時の改組は変更規模が大きすぎるということで、文部省は難色を示した。そこでとりあえ



人文学部と理学部に分離した当時の人文学部
（北日本新聞社提供）

ず、教養部を新設することを優先し、それは比較的早く昭和42（1967）年4月に実現した。残りは文理学部としてとどまったが、当時の理工系の充実政策によって、文理学部内の理学科の学生、教官数が飛躍的に増員され、文学部とは大幅にバランスを欠くことになった。

大学紛争がほぼ沈静化した昭和52（1977）年に、ようやく文理学部の2学部分離改組が認められる見通しがつき、人文学部と理学部の創設準備のための要項が評議会では了承された（昭和52年3月11日）。昭和52年5月2日に人文学部（人文学科、語学文学科）と理学部（数学科、物理学科、化学科、地球科学科）が設立された。教養部設置より10年遅れ、富山医科薬科大学の創設より1年遅れのスタートであった。

第4章 富山大学の発展 その2

— 昭和54年～平成11年 —

第1節 学部・学科の充実と 大学院の設置と充実

1 大学および学部・大学院の拡充整備

(1) 薬学部・和漢薬研究所廃止と工学部移転

昭和53年度の富山大学は薬学部に加えて工学部・人文学部・理学部（文理学部併存）・教育学部・経済学部、そして教養部とその他附属の研究施設により構成された。そして、工学部は高岡市に所在したために、まだ五福地区に全学部が統合されている段階ではなかった。

しかし、薬学部と和漢薬研究所はすでに昭和50（1975）年に開学した富山医科薬科大学に吸収されることになっていた。もっとも、まだ移転を終えていない衛生化学・薬品生物化学の2講座があり、これも昭和54（1979）年4月1日に富山医科薬科大学に移り、残っていた教員・学生ともにこの年をもってすべて富山大学から去った。ここに富山大学薬学部は完全に消えることになったのである。

江戸時代より越中・富山県の有力な産業であった薬業の研究・教育機関が富山大学から失われたのは、富山大学の特色となる学部を失うきわめて大きな損失となった。この薬学部転出を直接の当事者である薬学部の『富山医科薬科大学薬学部史』（1992年）にみると、当初は富山大学に薬学部がそのまま残れる、医学部の富山大学設置構想もないわけではなかったが、大学紛争の影響その他の要因により、富山大学外に単科医科大学設置、和漢薬研究所併置などの構想が登場し、これにより薬学部は移転を決断したという。

こうして薬学部がなくなったものの、昭和59（1984）年より翌年にかけて、高岡市に設置されていた工学部が五福地区に移転し、富山大学を構成する全学部が五福キャンパスに統合されることになっ

た。第一期移転は昭和59年9月に金属工学科・機械工学科および生産機械工学科により行われた。第二期はその1年後の9月に電気工学科・工業化学科・化学工学科・電子工学科および事務部による移転となった。こうして工学部移転が完了した。

各県に設置された国立大学は様々な前身をもった教育機関を統合して成立したために、構成学部が県内各所に散在することが多く、国はこれを特定キャンパスに統合する施策を早くからとっていた。富山大学も教育学部の所在した五福にキャンパスを統合するために、昭和26（1951）年以来、諸学部の移転が進められ、37年までに薬学部・工学部を除き五福地区への移転が行われていた。この37年に文部省管理局教育施設部長が視察により将来の拡充のために工学部高岡キャンパスの狭さを指摘し、これにより39年に工学部教授会が移転を決議し、41年に評議会もその移転を決議して、46年から48年にかけて、現在地の土地を取得したのであった。

しかし、その移転は国や大学の意志だけで進められるものではなく、所在地域の市民の意向にも左右されるもので、工学部移転には、経済・文化面で大きな打撃を受ける所在地、高岡市の絶対反対という難問が立ちはだかった。当初移転の協議は進まなかったが、昭和50（1975）年に高岡市から代替の4年制高等教育機関設置に際しての国への協力依頼案が出され、ここに代替教育機関をめぐる検討が行われ、52年に「高岡地域大学設立に関する陳情書」が県知事・高岡市長などから文部省へ提出された。同54年に文部省予算に「短期高等教育機関（高岡）設置調査経費」が計上され、翌年5月に富山大学に創設準備調査室が設置され、以後その建設準備が進展した。

こうして工学部移転の下地ができ、高岡短期大学が開学した昭和58（1983）年の翌年より工学部移転が実現したのであった。現在、工学部の跡地は富山県により高岡高校および高岡文化ホールが建設さ



移動完了した工学部（五福）（昭和60年ころ）



旧工学部第1 寄宿舍（昭和57年ころ）



旧工学部ボイラー実験室（昭和57年ころ）



旧工学部キャンパス（昭和57年ころ）



旧工学部寄宿舍玄関側（昭和57年ころ）



旧工学部喫茶部（昭和57年ころ）



旧工学部中庭（昭和57年ころ）

れ、利用されている。

(2) 学部・大学院・センターの整備・充実

工学部の移転統合計画のかたわら、他の学部の整備、拡充もこの期間に進展していった。

経済学部は昭和54(1979)年に経営法学科を新たに設置し、また61年に学科改組により、昼間主コース、夜間主コースを設置した。このため経営短期大学の学生募集が停止され、経営短期大学部は平成2(1990)年3月に廃止となった。

移転した工学部も平成元(1989)年・2年には、情報化などの時代に対応した学科改変を実施している。まず、元年4月に電気工学科と電子工学科を電子情報工学科に改組した。翌年4月には工業化学科・金属工学科・機械工学科・生産機械工学科および化学工学科を改組して、機械システム工学科・物質工学科および化学生物工学科を設置している。

教育学部は、本来、教員養成を目的とする学部であるが、昭和63(1988)年4月に教員免許取得を卒業要件としない新課程の情報教育課程を発足させるという、学部再編にみまわれることになった。これまでの定員の一部を新課程に振り分けて成立したものである。これは、現在の大学の改革をもたらした少子化の影響が早くに教育学部に影響をおよぼしたもので、富山県をはじめ全国の幼稚園・小中学校の教員採用数が大幅に削減されたため、卒業生の教員就職率の大幅な低下に対応したものである。一方、学部の充実のために教育学部では56年7月に自然観察実習センターを設置し、57年4月には附属教育実践研究指導センターを設置している。

なお、昭和52年5月に人文学部と理学部は新設されていたが、その前身の文理学部最後の卒業生を58年3月に送り出し、ここに文理学部は廃止されることになった。

次に大学院についてみると、すでに大学院を設置していた理学研究科では昭和56年4月に地球科学専攻(修士課程)を新たに設置した。また、人文学部でも61年4月より日本・東洋文化専攻と西洋文化専攻の修士課程をもうけて、新たに人文科学研究科を発足させた。

研究センターをみると、昭和55(1980)年4月にトリウム科学センターが設置されている。同セン

ターは平成2(1990)年3月に廃止となり、この6月に水素同位体機能研究センターが設置されている。また、計算機センターも昭和59年11月に廃止され、新たに情報処理センターが設置された。

(3) 入学試験と入学者の動向

昭和54(1979)年1月、初の国公立共通一次試験が実施されることになった。昭和46(1971)年の中教審答申による共通テスト導入提言をふまえ、国大協は調査・研究のうえ、51年に共通一次学力試験の必要を認めた。この結果、52年に大学入試センターが設置され、54年1月に第1回の国公立大学共通第一次学力試験が実施されることになったのである。

この共通一次試験も平成2年度から大学入試センター試験に改められることになったが、この入試制度変更過程の富山大学における詳細については、第5章に詳しく取り上げているので参照されたい。

さて、紛争を各地の大学で引き起こした団塊の世代が大学を離れてからも削減されることなく学生定員は維持されたが、これは大学への進学率が減少することなく増加したためである。しかし、団塊の世代の子供たちが大学に入学する時期には、この一時的な入学者増加に対応する措置が必要となり、富山大学でも教育学部を除く各学部で昭和61年度より臨時に定員を増加させ対応した。

各学部の臨時定員増は、人文学部が20人、経済学部10人、理学部20人、工学部21人である。

こうして国立大学をはじめ全国の大学に入学する学生の増加はさらなる大学の大衆化をもたらした。しかし、この増大した学生を受け入れる社会は、昭和61年ごろよりバブル景気とよばれる好景気を迎えており、大学生の就職状況は好調であった。各学部の就職率は巻末資料編の表に示したが、ここでは昭和最後の年で平成となった同元年をみると次のとおりであった。

人文学部	93.4%	教育学部	95.8%
経済学部	99.4%	理学部	100%
工学部	99.2%		

理学部の100%はもちろんのこと、教員採用が難しくなっていた教育学部でも9割を超えるなど、各学部とも好調な就職状況であり、現在では信じられないような高率の就職実態である。

(4) 国際化および地域社会と大学

1980年代（昭和55年～平成元年）の日本経済の好調は、日本と世界の経済・文化面での交流を一層強めさせるものであった。一般市民の海外渡航者はこの時期以降に増加していくが、大学教員の出張・研修の海外渡航もほぼ同様であった。本学の教員の場合、富山大学『学報』に記載されたその数は昭和60（1985）年より増加している。

教員の海外渡航だけでなく、大学が受け入れる留学生も増加した。国は昭和58年に「留学生受け入れ10万人計画」を立てたが、富山大学でも60年以降に受け入れ留学生が増加しはじめ、とりわけ平成に入ると急激に増加していった。この点は巻末の資料編に掲載している外国人留学生受入状況のグラフを参照されたい。

留学生受け入れ10万人計画に富山大学が資金面で対応するためにも、昭和61年4月に富山大学国際交流事業後援会（原谷敬吾会長）が発足した。同会の募金により1億1,132万円余の募金が寄せられ、富山県からの1,500万円の寄付も加えて富山大学国際交流事業基金が設置されたが、それは外国人学生の奨学金や教職員の海外派遣、外国人研究者の招聘その他に使用されることになった。また、留学生の宿舎のために62年末には留学生会館も建設されている。

外国の大学との緊密な結びつきもつくられるようになった。昭和59年5月に中華人民共和国の遼寧大学と初めての大学間交流協定が締結された。遼寧大学との学術協定により、第1回の教官派遣として、同年9月に中国文学を専攻する三宝政美人文学部教授が派遣された。

さて、この間に富山大学が地域社会へ貢献するための様々な事業も実施された。その一つとして公開講座がある。これまで学部中心に行われていたが、昭和58年から全学委員会の富山大学公開講座委員会が設置され、同委員会の企画による全学規模の講座と学部企画の講座の二本立てにより実施されることになった。この年に企画された講座は、全学的講座として「現代を考える」「現代のコミュニケーション」「健康・スポーツ教室」があり、学部企画のものとしては教育学部の「バドミントン・テニス教室」と教養部の「生きる」の2講座であった。

研究面で地域の企業や社会へ大学が貢献するために、地域共同研究センターが昭和62年5月に設立されることになった。同センターは翌年7月に「第1回産学官交流TOYAMAテクノフォーラム 88」を実施している。また、同年11月には先端技術研修も実施し、さらに平成元年2月には大学院教育講座を開設している。

2 教養部廃止と大学・大学院の整備・拡充

(1) 大学設置基準の大綱化と学部・大学院の拡充整備および情報化への対応

平成3（1991）年2月、大学審議会の答申「大学教育の改善」は、大学設置基準の大綱化について、特に一般教育・専門教育などの授業科目区分の撤廃を答申した。その結果、同年7月に大学設置基準が改正され、その改正に加えて授業科目の区分と区分ごとの履修義務（「一般教育」強制）や教員組織の基準が撤廃されることになった。

これは必ずしも教養部廃止などを各大学に強制したものではなかったが、多くの大学同様に富山大学も教養部を廃止して、改革を実施することになった。しかも、富山大学のこの改革は他の大学に先んずるもので、全国的にみても早いものであった。

かくして富山大学は、教養部を廃止して、4年一貫教育とし、一般教育を大学の全教員担当により、教養科目の少人数教育を実施することになった。

しかし、教養部の早急な解体は、問題を残さなかったわけではなかった。例えば、一般教養科目での語学に関して、再履修学生増加による少人数教育の困難化と高い非常勤依存度をもたらすことになった。こうした残された課題を含めて、この教養教育の改革については、後の節で詳しくふれることになる。

教養部廃止は富山大学の生き残りのために必要とされた改革として実施されたわけであるが、各学部も教養部所属の教員を受け入れて、学部および大学院の拡充をはかる機会となった。このため積極的に各学部では教養部教員を受け入れたが、平成5（1993）年4月に、人文学部と理学部ではこれにより次のような学部改組を実施することになった。

人文学部...人文学科・語学文学科を改組して
人文学科・国際文化学科・言語文化学

科を設置

理学部...数学科・物理学科・化学科・生物学科・地球科学科を改組し、数学科・物理学科・化学科・生物学科・地球科学科・生物圏環境科学科を設置

この後にも各学部では、学部・大学院の拡充整備の取り組みを実施したが、教育学部は平成9（1997）年4月に学校教育教員養成課程と総合教育課程への改変を実施し、また11年4月にも再編を実施し、学校教育教員養成課程と生涯教育課程および情報教育課程が設置されている。工学部の場合は、平成9年

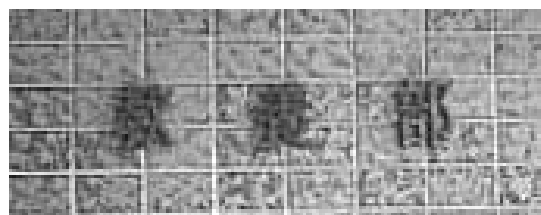
4月に改組により電気電子システム工学科、知能情報工学科、機械知能システム工学科および物質生命システム工学科が設置されている。

大学院の新設・整備も実施された。教育学部では平成6（1994）年3月に教育専攻科を廃止して、同年4月より大学院教育学研究科として修士課程の学校教育と教科教育の両専攻を新設した。

既設の他学部の大学院研究科も整備充実がはかられ、平成6年4月に工学研究科では電子情報工学専攻、機械システム工学専攻、物質工学専攻および化学生物工学専攻（博士前期課程）とシステム生産工



教養部階段教室（平成5年ころ）



教養部銘板（平成5年ころ）



教養部中庭（平成5年ころ）



教養部玄関ホール（平成5年ころ）



教養部校舎（昭和42年ころ）



第3体育館（国立大学で初の高床式）（昭和61年）



教養部正面玄関（平成5年ころ）



大学院教育学研究科修士課程設置（平成6年4月）



生涯学習教育研究センター（平成8年5月）



大学院理工学研究科（平成10年4月）



教育学部附属教育実践研究指導センター（昭和58年ころ）



自然観察実習センター（平成10年10月撮影）



トリチウム科学センター（昭和56年ころ）



放射性同位元素総合実験室（昭和40年ころ）



生涯学習教育研究センター開催のフォーラム（平成9年11月）

学専攻・物質生産工学専攻（博士後期課程）が設置された。また、9年4月に人文科学研究科では日本・東洋文化専攻と西洋文化専攻が文化構造研究専攻と地域文化研究専攻に改称された。さらに、理学研究科では修士課程の生物圏環境科学専攻を新設した。しかし、この翌年4月には理学、工学両研究科は廃止され、理工学研究科に改編された。そして、この理工学研究科に数学・物理学・化学・生物学・地球科学・生物圏環境科学・電子情報工学・機械システム工学・物質工学・化学生物工学の各専攻（博士前期課程）が設置され、博士後期課程にシステム科学・物質科学・エネルギー科学・生命環境科学の各専攻が設置された。なお、この4月に機器分析センターも設置され、平成11年4月には水素同位体機能研究センターが廃止され、水素同位体科学研究センターが設置されている。

学部等の拡充整備に加えて、情報社会化の進展に対応した取り組みについてもここでふれておこう。富山大学情報処理センターは平成8（1996）年5月に富山大学総合情報処理センターに拡充整備され、翌年12月に建物増築も竣工した。富山大学内の総合的な情報処理の中核としての機能をはたすために、同センターではキャンパスネットワーク、ATM情報ネットワークシステムその他のサービスを提供している。また、富山大学では平成11年4月に富山大学SCS（衛星通信大学間ネットワーク）の事業も開始している。

（2）予算と研究および自己点検

日本経済が欧米諸国にすでに追いついた中での国際社会化の進展は、独創的な商品開発や世界への文化発信を日本に必要とさせるようになり、社会から大学に期待されるものが一段と大きくなった。しかし、日本の高等教育に対する国家の支出は90年代に不十分なままに据え置かれていたことが、欧米諸国との対比を示す次の表からわかる。

この表によれば、国民総生産に対する高等教育費支出割合はドイツ・イギリスの半分で、アメリカよりも大きく劣っていた。この表には日本政府の科学研究費補助金の予算額も付加しておいたが、それによると同支出は90年代に入り大きく増額されていたものの、いうまでもなく国民総生産額を考慮すれば

表1 GNP(国民総生産)に占める公財政支出高等教育費と科学研究費補助金

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ (旧西独地域)	日本の科学研究費予算額
1991年	0.6%	1.2%	1.3%	0.8%	(1.4)%	589億円
1992	0.6	1.1	1.3	0.8	1.5	646
1993	0.7	1.1	1.4	0.9	1.6	736
1994	0.7	1.1	1.4	1.0	1.5	824
1995	0.7	1.1	1.4	1.0	1.5	924
1996	0.7	(1.1)	1.3	(1.0)	1.5	1,018

(注) アメリカ、フランスの()は1995年のデータ
(資料) 『教育指標の国際比較』文部省(1999年版)と『我が国の文教施策』文部省(1998年版)による

その総額はわずかなものとなる。

富山大学に配分された予算は巻末表の歳入歳出変遷表に整理している。これにみるようにこの期間の予算は漸増していた。このため平成2年度に25億円余の歳入が平成12年度には37億円余となっていた。

こうした予算のもとで、先述のような学部・大学院の整備充実に加え、既存施設の更新、整備も実施された。大学の施設も老朽校舎の新築化が進められ、昭和63(1988)年に人文学部、平成8年に経済学部と実施され、冷房設備を備えた建物に更新された。しかし、この期間の理学部・教育学部では校舎の新築、改築化が行われないままであった。とりわけ試験後の7月末から8月に実施される集中講義は受講生にとって過酷なものとなっているように、冷房設備を備えない老朽校舎のままの学部では、研究・教育面で大きなハンディを負っていることになる。

このような状況に置かれた大学における研究成果の全体的評価は、その一つの指標として文部省の科学研究費の取得状況が利用されている。そこで本学のその状況を「学報」に従って整理して、次の表に示す。

さて、平成3年の設置基準改正により大学の自己

表2 科学研究費取得件数

	平3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
経済学部	2 ^件	4 ^件	4 ^件	2 ^件	3 ^件	10 ^件	8 ^件	8 ^件	9 ^件
人文学部	1	6	10	12	9	8	9	11	13
教育学部	6	4	8	13	13	11	12	19	22
理 学 部	15	16	19	23	26	24	26	27	22
工 学 部	12	15	7	13	20	20	24	27	26

点検・評価が求められるようになった。大学の改革は教養部廃止、各学部の整備だけではなく、教員自身の自己点検を含む大学の自己点検も実施させることになったのである。富山大学では平成4（1992）年9月に富山大学自己点検規則が制定され、それにもとづいて5（1993）年6月に『富山大学の現状と課題』が刊行された。また、各学部や各センターでも自己点検を実施しているが、外部評価については、水素同位体機能研究センターが本学で初めて実施し、報告書を10年8月に刊行している。各学部などの自己点検については第6章第1節を参照されたい。

さらに、教員任期制の導入がこの期間に問題にされるようになったが、これについては本学では理学部が平成11年9月から助手を対象に予定している。なお、大学の管理組織の整備として、同年4月に学長補佐2人を置くことになり、学生部長の能登谷久公教授と人文学部評議員の小沢浩教授が選出された。

（3）臨時定員解消と就職状況

大綱化は全国の大学の教養部廃止と学部の改変をもたらし大学改革を生み出し、その後大学の改革が進行していった。これは平成4年から始まった18歳人口の急激な減少をも背景にしているといわれているが、こうした18歳人口の減少に対応して、当然ながら昭和61年度から実施された臨時増募にかかわる学生入学定員が解消されることになった。

各学部で臨時定員の削減が実施されることになったものの、学部の拡充などもあって、各学部では昭和54（1979）年と平成12（2000）年の間の定員変化は次のような状況にあった。

人文学部35人増	経済学部135人増
理学部 50人増	工学部 100人増

結局、この期間に上記の学部では定員が減少することがなかった。経済学部の定員増が大きいのは短期大学部廃止により、夜間主コース開設が昭和61（1986）年に実施されたためである。これを除けばやはり工学部の定員増加が大きい。なお、これまで度々ふれた要因もあり臨時定員増のなかった教育学部でも定員削減が行われ、この期間に70人の定員削減が実施されている。

この学生の就職をみると、平成4年にバブル経済が崩壊して日本経済が長期の不況期に突入したため文系学部生の一般企業への就職が難しくなっていた。各学部の就職と進学状況は巻末表に整理しているが、ちなみに同10年の就職率は次のようになっていた。

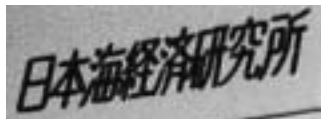
人文学部 82.4%	教育学部 69.8%
経済学部 92.7%	理学部 88.9%
工学部 94.0%	全体 86.3%

一般企業へ就職せずに大学院へ進学する学生も平成4年に初めて200人の規模となり、その翌年には286人というように大きく進学者が増加している。それは不況による就職の一時回避とみられる要素もあるが、大学院充実の結果でもある。

（4）国際化と地域社会とのかかわり

90年のベルリンの壁崩壊、翌年のソ連邦解体により資本主義経済が世界を覆い、日本の経済、社会の国際化が一段と進むようになった。一方、有力な社会主義国であった中国は経済改革を進め、韓国も大きく経済発展を遂げており、これにロシアの成立により、環日本海地域経済への期待が日本海沿岸地域では高まり、富山県をはじめ各県ではこれらの国々の各地域との交流を深め始めた。

こうした動向に富山大学も無関係であったわけではない。平成3（1991）年8月に日本海経済研究所が富山県から「環日本海経済交流に関する調査研究」の委託を受けている。日本海経済研究所は8年11月にはロシア・韓国・中国の研究者も招いて「日本海沿岸地域の国際化政策の現状と課題」の公開ワーク



日本海経済研究所のプレートと刊行物（昭和48年ころ）





環日本海地域研究センター（平成5年10月）

ショップを黒田講堂で開催している。そして、この日本海経済研究所は9年10月に、学内共同利用施設としての環日本海地域研究センターに発展的に改組された。そして、同研究所は同年12月に第1回国際シンポジウム「環日本海地域の発展と環境」を黒田講堂において実施している。

海外の大学との交流も進み、外国の大学との間で次のように大学間交流協定が結ばれた。

平成5（1993）年10月、マレーシア工科大学と
大学間交流協定

同10（1998）年4月、ロシア連邦モスクワ物理
工科大学と大学間交流協
定

また、学内の学部の中でも外国の大学およびその学部と交流協定を次のように締結している。経済学部は平成8（1996）年に韓国の江原大学校経営大学と、ロシアの極東国立総合大学附属東洋大学と中国の中国人民大学計画統計学院の間で交流を始めた。また、工学部は9年に中国の山東工業大学、10年にロシアのロモソフ・モスクワ大学計算数学学部・人工頭脳学部およびインドのインド科学大学と、ついで人文学部は同8年にイルクーツク国立外国語教育大学英語学部と交流するようになった。

外国からの留学生も本項が対象とする平成3年より同7年まで急激に伸び、7年には国費留学生26人、私費留学生168人の合計194人を数えるほどに増大していた。昭和56年には私費留学生1人という状況（巻末表参照）であったことを考えると、隔世の感がある。

こうした留学生急増に対応して、留学生指導援助体制の充実をはかる必要が生じた。このため平成5年1月に留学生指導相談室が設置され、さらに平成

11（1999）年4月に留学生センターが設置されることになった。また、同年3月には外国人研究者と同留学生の宿舎として、城山近くの寺町団地に世帯棟も含む国際交流会館が建設されている。

なお、教職員の海外渡航はバブル崩壊の不況期にあったとはいえ、決して衰えを見せることがなかったのは、一般市民の海外渡航と変わらなかった。ちなみに昭和55（1980）年に海外研修旅行24人、外国出張17人であったものが、平成11年の教員の海外渡航は海外研修旅行99人、外国出張115人というように大きく増加している。

次に地域社会と富山大学とのかかわりについて見ておこう。平成4（1992）年7月には情報処理センターにおいて富山地域リカレント教育推進事業として「ビジネスマンのための情報科学」の講座が開催された。また、一般の市民向けにこの年9月に第1回の大学開放事業として「おもしろ夢大学 in TOYAMA」が実施された。この企画はその後も引き続き毎年実施され、子供連れの家族をはじめ、中学生・高校生や多くの市民を集めている。

公開講座も毎年実施されている。平成7（1995）年11月には初めての出張公開講座が福光町福祉会館で実施された。そして、この翌年5月には、さらに本学の生涯学習への取り組みを推進するために、生涯学習教育研究センターが設置された。

第2節 教育改善と大学改革

1 前史 改革準備委員会の答申

大学紛争によって顕在化した大学の問題点の解決について検討するため設置された富山大学改革準備委員会は、昭和48（1973）年大胆な改革案を答申した。（第3章第1節参照）

しかし答申で示された改革案は、当時全国の国立大学の場合と同様に、紛争収拾の方針と大学設置基準のため空中楼阁に終わった。とは言え当時薄皮の田舎饅頭に例えられた（アンばかりが多い）各大学の改革案は、その後の大学設置基準の大綱化への大きな捨石の役割を果たし、その理念は富山大学のみでなく全国の大学改革に形を変えて再生している点

は忘れてはならないであろう。

2 その後の教育改革のための模索

各学部内のカリキュラム改革とは別に、大学全体から見て教育上の最大の問題点の一つは、一般教育課程・専門教育課程の横割り制であった。両課程の相補的な高い理念にもかかわらず、実情は制度上その理念から程遠いものであった。この問題点や矛盾は従来一部教官の創意工夫や努力、学生の意欲によって何とか乗り切ってきたが、大学の大衆化現象、学生の質の変化、科学の急速な進歩による教育内容の増大、大学を取り巻く社会の変動によって、もはや個々の教官の努力では克服出来ない状態になっていた。この間大学設置基準は何度か部分的な改正が行われてきたが、一般教育課程担当の教官定数などは従前どおりで、両課程併存の理念と現実の乖離は大きくなっていった。(部局編「廃止された部局」教養部の項参照)

これらを改善するため、富山大学では昭和60(1985)年、相互乗り入れ検討小委員会を設置し、単にカリキュラム上の相互乗り入れだけでなく、教育改善のために各教官の教育・研究能力を有効に活用する方策が長期にわたり検討された。

しかし、委員会では、当時の設置基準のもと、また各学部・教養部間の相互不可侵の立場から、総論賛成・各論反対の典型を呈し、理想案の追求を中断し、次善の策として2年次でのカリキュラムの相互乗り入れに限定して検討を進めたが、これすら各学部の事情によって実現にいたらず、より高次元からの抜本的改革の可能性、つまり当時話題になりはじめた大学審議会の答申にもとづく大学設置基準の大綱化に期待をよせて検討を終了した。

3 大学設置基準の大綱化と 富山大学教育改善検討委員会の設置

平成3(1991)年6月、富山大学は大学設置基準の改正(いわゆる大綱化)を受けて、全国に先駆けて富山大学教育改善検討委員会を設置した。委員会は学長から、教育改善は焦眉の急であるとの立場から、次の4項について、平成4(1992)年3月を目

途に答申をするよう求められた。

- (1) 一般教育と専門教育の在り方
- (2) 開設授業科目とカリキュラムの大綱
- (3) 一般教育の実施組織の在り方
- (4) その他大学教育の改善に関する事項

4 『中間報告』と『富山大学における教育改革について』(答申)

上記委員会は集中的な審議を行い、同年10月に「従来の一般教育と専門教育の両課程の区分を廃止し、学生本位の4年一貫カリキュラムを系統的に編成し」また「その実現に最も相応しい組織・制度の改革」を骨子とした『中間報告』を発表した。

委員会ではその後、「教育課程部会」「組織・制度部会」を設置、毎週各部会を開き鋭意検討を重ね平成4(1992)年3月に『富山大学における教育改革について』(答申)を提出した。

カリキュラム面では4年一貫教育の中で授業科目を専門科目(専攻科目・専門基礎科目)と、学内の全教官が本務として公平に担当する教養科目(教養原論・総合科目)共通基礎科目(外国語科目・保健体育科目・情報処理科目・言語表現科目)とし、教養原論や総合科目については具体的な、また詳細な講義内容案を示したほか、全国に先駆けて言語表現科目を設置し情報処理科目を選択必修とした。

組織・制度面では教養部を廃止し、教養部教官は各学部に分属するが、それぞれの専門分野を生かし、全体として大学教育を充実するものとした。また教育実施体制として「大学教育委員会」の設置や各種センタ-の設置を提言した。(平成3(1991)年10月・平成4(1992)年3月発行「学報号外」参照)

5 『答申』以降の進捗 —改革のための整備—

平成4(1992)年3月開催の臨時評議会は『答申』を受け、平成5年度から実施の方向で各教授会で検討をすすめることとし、各学部・教養部で調整が必要な場合にそなえ、評議会内に幹事会を設けた。同年4月評議会は概算要求に向けて具体的に詰める必要から、引き続き大学教育改善検討委員会に検討を

依頼、また4年一貫教育への具体的検討のため同年5月新教育課程実施委員会を設置した。

こうして全学あげての集中審議の結果、同年6月末に改革案に基づく「平成5（1993）年度概算要求書」を文部省に提出することとなった。

同年9月評議会は、改革関連概算要求が大蔵省に提出されたことを受け、早急に

- （1）教養教育の実施組織
- （2）新教育課程実施に伴う学内関係規則の改正
- （3）在学生の新制度への移行措置

等について検討するための委員会を設置することとし、同年10月富山大学教育改革整備委員会（組織制度専門委員会・教育課程等移行専門委員会）を発足させ、また評議会として教養部教官の移行後における各学部の教官配置構想を確認した。（平成4年10月発行「学報号外」参照）

同年12月末に平成5年度政府予算案内示で教育改革関連事項が盛り込まれ、平成5（1993）年1月評議会は次のような教育改革整備委員会の検討結果の報告を了承した。

4年一貫教育の実施を担当する組織として、学長を委員長とする教養教育委員会をおき、その下に 管理運営、企画、実施の3専門委員会をおき、実施専門委員会のもとに各部会・分科会・教科部の組織をつくり、この時点までに部会や分科会委員を始め、富山大学の全教官（教育学部の1名を除く）の各教科部（主題別・授業科目別）への所属一覧が作成された。

また教養教育の共通的教育事務を扱う企画室を事務局庶務部に設置したほか、膨大な量にのぼる学則など基幹的規則の制定・改廃案や、教養部所管の施設設備の移管や整備の具体案が作成された。

一方在学生について、新教育課程への移行措置を始め、学生への広報について内容・時期・方法等が検討された。

3月初めに実施委員会作業部会は、平成5年度入学者の前期授業時間表案を全学の教官に配付し、新年度からの改革に備えた。（平成5年1月発行「学報号外」参照）

6 教養部の廃止と改組後の各学部

平成5（1993）年3月教養部は26年の歴史を終え廃止された。教養部教官の分属先は受け入れ学部に関連分野があることを前提に本人の意思を優先して決定された。分属は、人文学部へ30名、教育学部へ16名、経済学部へ5名、理学部へ8名、工学部へ6名であった。

その結果、人文学部の教官数は2倍近くに増加し、同時に行われた大講座化と共に従来の2学科から、3学科（人文学科・国際文化学科・言語文化学科）に改組された。教育学部、経済学部へ分属した教官はそれぞれの専攻の学科・講座へ所属した。理学部は同時に行われた学生定員20名増と共に既存の5学科（数学科・物理学科・化学科・生物学科・地球科学科）の再編成と大講座化を行い、さらに生物圏環境科学科を創設し6学科となった。工学部は数年前に学科の改組と大講座化が完成しており、分属した教官はそれぞれの専門分野の講座に所属した。

このようにして各学部各学科の教育研究機能は格段に高まったが、学部の施設はそのまま、分属した教官の研究室は当面もとの場所に止まらざるをえなかった。その後、まず経済学部、次いで人文学部の校舎の増改築が完成したが、教育・理・工学部に分属した教官研究室については、将来の施設の増改築に期待している状況である。

7 改革を振り返って

富山大学が全国の国立大学に先駆けて行った改革は当時「富山大学方式」と呼ばれたが、改革実施に至った期間は、大学審議会答申・大学設置基準改正を受けて学内で教育改善が検討され始めて以来、僅か1年半余りであった。学長のリーダーシップのもとに、改革に関する各種委員会の集中的な審議に各教授会も対応し、平行して概算要求や文部省との折衝など、事務局を巻き込んでの1年半であった。たしかに短期間で決着したラジカルな改革は、当然のことながら一部に強い抵抗もあった。また教育は百年の計のもとに行われるべきものである。

しかし改革は焦眉の急の課題であった。いま改革実施が可能であった背景を考えると、富山大学は総合

大学として各学部が均衡ある構成を持っていたことや、その全学部が同一キャンパス内にあることに加えて、当時の大学審議会答申内容には賛否は様々であっても、特に教育・研究に情熱をもった若手教官の中に、現状への危機感から、改革のためにはこの機を座視して見逃してはならないという雰囲気醸成されていた事実があった。こうした教育・研究への情熱から出発した改革では、その後教養部を廃止した一部の大学に見られるように、旧教養部教官が分属先で教養科目を担当したり、分属数に比例して学部が教養科目を担当するという発想はあり得なかった。

富山大学の全教官は、その所属にかかわらず本務として教養科目・共通基礎科目・専門基礎科目を公平に分担することになったが、これは当然教官の教育上の負担増を伴うものであり、各種委員会の努力にもかかわらず、改革実施数年にして、すでにかなりの問題点や矛盾が指摘されるに至っているのも事実である。改革は特に教育研究の分野では改善への常なる変革であるとの合意で始められたことを付記せねばならないであろう。

学部以外の組織としては、当時教育改善検討委員会が設置を提起していた各種センターのうち、その後、情報処理センターが総合情報処理センターに昇格、生涯学習教育研究センターが設置されたが、残念ながら当初から要求していた大学教育研究センターは未だに設置を見ていない。

(参考文献：『大学改革 —110の事例と提言—』朝倉書店 1994年発行 -2-7富山大学における教育改革)

第3節 生涯学習について

人間は本来、生涯にわたって、それぞれのライフスタイルに合った学習を望んでおり、特に近年の国際化、情報化、高齢化などの社会の急激な変化がそれを増幅している。この中にあって、大学が高度な学術研究の成果を地域社会に還元し、生涯学習の一翼を担うことは時代の要請である。

以下に、生涯学習社会の現状と今後の進展を眺望し、国立大学、特に富山地域に立地する我が富山大学が来るべき21世紀の「生涯学習の時代」に果たすべき役割について、富山大学生涯学習教育研究セン

ターを中心に述べる。

1 国立大学の新たな使命

国立大学に勤務する教員の本務はこれまで研究と教育の二つだといわれてきたが、最近では第三の使命として社会貢献が必要になってきた。現在、国立大学には地域社会への貢献が特に強く求められている。国立大学が今後も存続し発展していくためには、地域社会から見て何をしている大学であるか明確であること、そして研究や教育の成果を地域社会に還元し大学を開放することが必要である。大学開放は「生涯学習」の一環である。生涯学習は教育行政の柱の一つであり、文部省の教育施策は生涯学習の観点から組み立てられている。

2 地域社会の特徴

最近、地域社会ではまちづくりやボランティアという言葉をよく聞く。地域に生涯学習社会が根付き広がりつつあるが、その陰には文部省だけでなく地方自治体も生涯学習社会の振興にかなりの予算を投じていることがある。さらに、民間のカルチャースクールも採算がとれるほど盛んになってきている。生涯学習社会が振興してきた背景には、一方では、高齢化社会と情報化社会の進展がある。特に高齢化社会の進展に関しては否定的に捉えられることが多いが、生涯学習の観点から考えると、高齢化は継続的な需要を産み出し決してマイナス要因ではない。

3 生涯学習教育研究センター

現在(平成11年) 101の国立大学中21大学に生涯学習教育研究センター(大学開放センターという名称のセンターもある)が設置されている。富山大学には平成8年度に設置された。その経緯については次節5項で他のセンターとあわせて述べる。

(1) センターの特色

富山大学が立地する富山県は生涯学習先進県といわれているが、富山大学生涯学習教育研究センターは其中で指導的役割を果たしている。また、県の

生涯学習事業と大学の生涯学習事業は棲み分けを行いつつ連携して地域社会全体としての効率化を図っている。

(2) センターの事業

センター事業としては、まず第1に公開講座がある。これは自治体が提供する学習機会や民間のカルチャー講座との棲み分けが必要である。県や民間の生涯学習プログラムは体系化が不十分で学問的裏付けが必要だといわれており、大学の公開講座には可能な限り体系的・継続的なプログラムが望まれる。また、公開講座を地域社会に出向いて開講したり（出張公開講座）、授業の一部を公開講座として一般市民に開放するなどの工夫も効果的であり、好評である。さらに、インターネットを利用した公開講座は受講者の利便や受講者層の拡大に効果があり、今後の本格的取り組みが望まれる。

第2に大学開放に関する情報の収集・提供がある。センターは大学開放のいわば「窓」である。収集した情報を加工・整理し、窓を通して地域社会に提供する。近年情報公開の必要性がいわれているが、特に大学開放に関しては論を待たない。しかし、情報提供手段としての広報は常に困難な課題である。大学だけでは十分な広報を行うことが難しいので、自治体との連携が特に必要かつ効果的である。

第3に生涯学習に関する調査・研究がある。地域における生涯学習社会で指導的役割を果たすためには調査・研究が必須であり、その成果を公開講座をはじめとする種々の大学開放事業の企画・立案に反映させることが重要である。

4 大学改革と大学教職員の生涯学習

富山大学の理念にも謳われているように、大学は地域社会に愛されて存続し続けるために、たゆまぬ改革を行わなければならない。しかし、研究・教育以外に社会貢献に大きなエネルギーを注ぐ必要がでてきて、改革は教職員の負担増を招くことになる。地域社会との連携を進めると確かに仕事は増えるが、新たな発見があり自分の世界も広がる。これは大学に勤務する教職員自身の生涯学習といえる。

無論、教職員が大学改革に費やした努力は正当に

評価される必要がある。特に教員の業績評価に関しては、研究業績と教育業績の他に社会貢献業績がきちんと評価されなければならない。最近の教員アンケートにおいてもこの認識が広まっていることを示す結果が出ている。

以上、心の充足と仕事に必要な技能の向上を求めて、今後ますます生涯学習が盛んになると考えられるが、それに応じて富山大学生涯学習教育研究センターの役割が大きくなり、富山大学に勤務する教職員の役割もまた大きくなっていくものと考えられる。その役割を大学人全員が認識し、生涯学習を通じた地域貢献を継続していくことにより富山大学が地域に愛される国立大学として発展していくことを念願している。

第4節 その他の重要施設の設置・充実

1 保健管理センター

昭和51（1976）年4月設置され、昭和55（1980）年3月建物が竣工した。

「学生及び職員の保健管理に関する専門的業務を一体的に行うこと」を目的としている。

同センターでは、目的達成のため（1）定期および臨時の健康診断、（2）身体的・精神的健康相談および指導、（3）環境衛生および伝染病等の予防についての指導・援助を行うとともに、公開講座「心の科学」（昭和56年）、「こころとからだ」（昭和57年）の開催やエイズ、B・C型肝炎等の保健衛生に関わる重要な問題に対処するため、適宜パンフレットの配布や講演会を開催するなど多くの事業を展開している。

また、昭和57（1982）年「レクリエーション・セラピー室」を設置し、学生同士の気楽な交流の場として提供し、平成8（1996）年には広報誌「ほけかん」を発刊（年4回）し、学生の参加を呼びかけ、学生のニーズに直接対応するなど、よりよい学生へのサービスを積極的に推進している。

2 水素同位体科学研究センター

昭和55（1980）年4月、10年間の時限付き施設として「トリチウム科学センター」が設置され、平成2（1990）年6月「水素同位体機能研究センター」となり、平成11（1999）年4月「水素同位体科学研究センター」となった。

「核融合炉の燃料となる重水素及び三重水素（トリチウム）並びに化学燃料としての水素の利用に対する学問的・技術的基盤の構築を行うこと」を目的としている。

同センターは、核融合炉工学、材料工学および水素エネルギー科学にまたがる新しい学問分野「水素同位体科学」の創設を目途とし、次世代をにう持続可能なエネルギー源としての新水素エネルギーシステムの構築に対する基礎的研究および応用技術開発を行い、世界的レベルの成果を国際会議等で公表し高く評価されている。

3 地域共同研究センター

昭和62（1987）年5月全国に先駆けて富山大学、神戸大学および熊本大学に設置され、昭和63（1988）



地域共同研究センター（昭和63年3月）



第1回経営者・研究者交流会（昭和62年2月）



SCSパラボラアンテナ（平成11年4月）

年3月建物が竣工し、平成8（1996）年7月建物増築が竣工した。

「大学の研究者と民間企業関係者等との共同研究を通じ、より一層の高度技術の開発と地域産業の発展に貢献すること」を目的としている。

設置当初から民間企業等との共同研究の受入れを積極的に推進するとともに企業技術者に対する先端・公設試験研究所の研究者と民間企業の経営者・技術者との交流会「経営者・研究者交流会」、イベント型大学開放事業「夢大学 in TOYAMA」の実施、「地域共同研究センター交流振興会」の設置など数多くの事業を展開している。

「産学官連携」や「地域社会との連携」の旗手として、また、我が国の同種センターの牽引車として全国的に認められている。

4 総合情報処理センター

昭和40（1965）年4月「富山大学計算機センター」として発足し、昭和51（1976）年9月「富山大学計算機センター」、昭和59（1984）年11月「富山大学情報処理センター」に改組、平成8（1996）年5月「富山大学総合情報処理センター」が設置され、昭和59（1984）年11月および平成9（1997）年12月に建物増築が竣工した。

キャンパス情報ネットワーク（tya-net）、ATM情報ネットワーク・システム、ATMメガリンク・サービス（4Mbps）SINET接続、大型計算機システムIBM9121-320、パラレル・コンピューターIBM RS/6000 SP、ネットワーク・サーバー14台等により、富山大学内の総合的な情報処理の中枢神経系



増築後の総合情報処理センター（平成9年12月）



計算機センター（昭和51年ころ）

としての機能を果たし、学術研究・教育および事務の諸活動における生産性の向上に大きく寄与している。

5 生涯学習教育研究センター

平成8（1996）年5月設置された。

「生涯学習・教育に関する調査・研究を行うとともに、地域に開かれた大学の窓口として、大学の持つ人材、施設・設備、教育・研究の成果を広く開放・提供し、地域の高等教育機関、地方自治体等との連携を図り、産業界、地域住民等の協力のもとに、地域社会の発展に寄与すること」を目的としている。

同センターでは、公開講座、出張公開講座、公開授業等を積極的に推進しており、平成8年度から平成11年度の公開講座の受講生は、1,181名に達している。また、学外の有識者による大学開放推進懇話会を開催し、大学開放事業の実施状況の評価を受けるとともに、地域のニーズにあった効果的な学習事業を展開するための貴重な意見を聴くなど地域における生涯学習の核となるべく事業展開を進めている。

6 留学生センター

平成11（1999）年4月設置された。「外国人留学生が新しい環境で自立した生活を営み、留学目的を十分達成できるように、日本語・日本事情の教育と修学上・生活上の指導助言を行うこと及び日本人学生の海外留学に対する情報提供と留学機会の拡大・整備を行うこと」を目的としている。平成11年5月現在15の国・地域から197人の外国人留学生を受け入れており、きめ細かく対応するため留学生指導相談室を設けている。外国人留学生は年々増加の傾向にあり、本学の基本理念のひとつ「地域社会や国際社会への貢献」を具現化するセンターとして重要な地位を占めている。

第5節 その他の学内共用施設の概略

1 事務局庁舎

完成 昭和55（1980）年3月

鉄筋コンクリート5階建一部2階 3,640m²

本施設は昭和33（1958）年に2階建部分（富山県から寄附建物）が建設され、事務局と学生部と保健管理センターが入り、その後（昭和54年）増築（5階建）と合わせて改修が行われた。事務局の玄関の庇を大きく出し、車用のロータリーを設け、事務局の風情を出している。

2 大学食堂

昭和48（1973）年10月

鉄筋コンクリート2階建 1,664m²

学生・教職員の待望久しかった大学食堂は、1階には食堂ホール・理髪部、2階には書籍部、購買部喫茶部が設けられている。建物はキャンパスの西に位置し、正面入口は学生会館に面している。正面の大部分はガラス張りに仕上げられ、入り口を入れば吹き抜けのホール、そして食堂内に入れば明るさと清潔さを感じさせる広いスペースが眼に入るようになっている。明るく近代的な建物は、キャンパス内でも学生・教職員が集う場所として、親しまれている。

3 第2大学食堂（工学部福利施設）

完成 昭和60（1985）年1月

鉄筋コンクリート2階建 840m²

本施設は学生・教職員の憩いの場として、1階には食堂・食品コナ、2階には軽食喫茶・販売部・談話コナを設けている。建物位置はキャンパス中央のプラザに面し、明るく清潔で学生・教職員が気軽に利用でき、親しみのもてる建物で、内部機能が外部へ素直に表れ、かつプラザの中で存在感のある施設となっている。

4 第1体育館

完成 昭和38（1963）年10月

鉄筋コンクリート平屋建 1,322m²

第1体育館は、昭和38年9月に建設者の富山大学設置期成同盟会から富山大学に寄付されたもので、フロアは1,320m²あり、バスケットボールコートが2面とれるほか、更衣室、シャワー、管理室などの設備も完備しており、当時としてはかなり近代的な施設であった。現在もなお、授業、課外活動そして各種大会に大いに利用されている。

5 第2体育館

完成 昭和53（1978）年1月

鉄筋コンクリート2階建 1,373m²

入学者数の増加に伴い体育施設が手狭になったことおよび課外活動施設が老朽化した等のことから、プール横に第2体育館が建設された。1階にはバドミントンコートが4面とれる体育室、器材室、13のサークル部室およびシャワー室等が、2階には主に卓球、ダンス等の練習に使用される小体育室が設けられている。

6 第3体育館

完成 昭和61（1986）年3月

鉄骨鉄筋コンクリート2階建 1,190m²

富山地域は多雪・多雨のため、本施設を高床式とし、階下の有効利用を図ることとして階下（1階）に

トレーニングスペース、2階は体育室、更衣室、WC等がある。体育室は球技（バレーボール）のできる天井高（9メートル）としている。玄関へは階段でアプローチし、学生等が気軽に利用できるよう外装は明るく清潔で親しみのもてるデザインとなっている。

7 水質保全センター（旧廃液処理施設）

完成 昭和61（1986）年3月

鉄筋コンクリート2階建 460m²

廃液処理施設は本学で発生する廃液を処理し、また環境を適法な状態に維持することを関係教職員および学生に啓蒙するための施設として建てられた。本施設は1階に各実験室から発生する廃液（有機廃液・無機廃液）の処理装置を設置し、2階を廃液の分析室および実験室等としている。建物の外装は白色系統で明るく清潔感があり、親しみのもてる感じとなっている。平成11（1999）年水質保全センターに改称された。

8 教職員福利厚生施設

完成 昭和63（1988）年3月

鉄筋コンクリート2階建 390m²

本施設は外国人留学生、外国人研究者の宿泊施設として利用されていた。1階は談話室・厨房および浴室等2階は宿泊室6部屋が設けられていた。建物全体は明るい色調で、ベランダの水平ラインと窓の建具のラインの強弱のコントラストによりリズム感を持たせたものとなっている。アプローチは玄関の丸柱により動線をスムーズにしている。宿泊施設としては平成11（1999）年3月に国際交流会館が寺町団地に建てられ、そちらへ移動し、現在は留学生センターとして利用している。

9 黒田講堂

完成 平成元（1989）年12月

鉄筋コンクリート2階建 1,730m²

黒田講堂は本学のシンボリック施設として、多目的に利活用を図ることを目的とし建設され、諸行事に広く活用されている。本施設は旧黒田講堂の老朽化

に伴い全額寄付（コクヨ株式会社、黒田嶂之助氏、同社前社長、故黒田靖之助氏）により建設された。講堂は全体を楕円形とし、曲面の優しい感じになっている。エントランスホールは吹き抜けの豊かな空間を構成している。1階は会議室、2階は500人収容の客席が配置され、2階の客席へのエントランスホールの階段（2カ所）は軽やかなデザインとなっている。舞台には「富山の黎明」とデザインされた綴織綴帳が設置されている。

（『富山大学学報』第313号、平成元年12月「黒田講堂の改築成る」参照）



黒田講堂竣工式（平成元年11月）



改築後の黒田講堂内部（平成元年11月）

10 国際交流会館

完成 平成11（1999）年3月

鉄筋コンクリート3階建 1,550m²

本施設は本学の200人を超える外国人留学生、外国人研究者の宿泊施設として寺町団地に建設され、単身棟（39戸）と世帯棟（10戸）の2棟（49戸）で構成されており、単身棟には多目的室（交流の場）が配置されている。本施設は「光と風との調和」を

テーマに建物の高さは周囲の低層の民家に合わせ3階建てとし、後方の呉羽山等を含め自然と調和した外観としている。単身棟と世帯棟を分離することにより、中央を風が通り抜けていき、各居室はすべて南向きで、光（太陽）がバルコニーから差し込むようになっている。給湯設備は省エネルギーの観点から貯湯槽による深夜電力の活用を図り、キッチン安全性を考えオール電化としている。

11 富山大学立山施設

昭和26（1951）年10月大蔵省から所管換え

木造平屋建 390m²

本施設は、もと高山地帯の高層気象観測を目的として、乗鞍、蔵王等とともに昭和18（1943）年10月に軍によって建設された建物である。建設後は運輸省において管理されていたが、昭和24（1949）年11月に用途廃止され大蔵省へ移管されることになった。このことを知った当時の文理学部教官林勝次氏（後の富山大学長）が文理学部長の賛同を得、事務長とともに北陸財務局へ本施設の譲渡要請を行い、昭和26年10月に大蔵省から所管換えが許可された。

施設の管理は、学部改組に伴い文理学部から理理学部へ移り、そして、現在は学生部が管理し学生の課外活動や山岳気象・地質・動植物の生体を観察・調査する拠点等として利用されている。

第6節 紛争後の学生の 動向と指導体制

1 構内交通対策の実施と学生集団の 動向および富山大学の学生指導体制

第2、3章に見る昭和40年代前半（1965～70）の富山大学紛争は、終焉していたかのようにだった。しかし中核系学生集団は、新樹寮に温存されていた。昭和52（1977）年4月富山市の水道料金値上げに伴い、そのことを口実として、同年6月寮生は負担区分の見直しを求め、水道料不払い闘争を展開した。学寮補導委員会（以下学寮委と略することもある。現在学寮委員会）は説得に努めたが、打開の糸口は見

当らず、難行。大学は、新樹寮の風呂、炊事用および洗車用水道を止め、夏休みの間を閉寮という措置を講ずるとともに寮生が負担すべき水道料支払の協力を父兄に呼びかけて、この問題を解決した。

この闘争に続いて、中核系学生を中心とする学生集団の大学に対する闘争は、すでに昭和52（1977）年2月に発足していた富山大学構内交通対策委員会が答申した「構内交通規則に関する暫定要項」（昭和52（1977）年12月）に基づく構内交通対策の実施（昭和53（1978）年4月1日）に対する妨害行動という形をとった。

この時期上記学生集団は、新樹寮自治会、一般教育自治会、文化系サークル連合、新聞会、生活協同組合宣伝部等で構成された組織であり、通称民団とも呼ばれていた。

さて構内交通対策実施に係わる事からの一端を記せば、こうである。交通対策委員会は、暫定要項策定に際し、各関係機関ならびに各学部教養部学生および学生諸団体等の意向調査結果をも考慮して案を作成する方針をとったものだが、昭和53（1978）年6月学生部長の要請を受けて、交通対策委員長（当初の委員長、二神弘教養部教授の途中辞任に伴い、本田弘が昭和53年2月から委員長）は、上記民団等の学生40～50名程度と話し合いを持った。場所は、学生部長室（旧事務局庁舎内）。これには学生部長、学生部次長同席。しかしこの話し合いは、いわゆる団交に等しく、本田は、富山大学においては、かつての昭和40年代前半（1965～70）の紛争が依然として存続している事実をまざまざと認めざるをえなかった。

学園はすでに荒れていたものの、このような経緯を経て事務局経理部は交通対策の実施に移り、そのひとつとして、メインストリート沿いの必要箇所に交通標識をたてた。ところが、ある朝交通標識のほとんどの（33カ所中22カ所）黒色スプレーが吹きつけられていた。大学側の拭き取りと塗り直し、学生側の黒色スプレーの吹きつけの繰り返しが続けられた後、最後はほとんどの交通標識が折り曲げられたり、地中に埋められていたコンクリートの土台から標識が抜き取られるという妨害が行われた。一連の暴力行為は、夜陰に乗じてのものだから、実行学生の特定は不可能だった。

なお、この時期生活協同組合宣伝部は民団から離脱し、正常な活動に戻っていたことを付言しておく。

ところで、様々な紛争問題の叙述の前に、富山大学の学生補導体制のおおよそを記しておかねばならないだろう。

大学には富山大学補導協議会（以下補導協と略すことあり、現在学生生活協議会）、学部・教養部補導委員会（現在学部学生生活委員会、教養部廃止）、富山大学学寮補導委員会（以下学寮委と略すことあり、現在学寮委員会）の3つの組織がある。そして昭和40年代における教養部の発足は昭和42（1967）年、学生は学部所属でありながら、入学後の1年半は、教養部に在籍する。学生に係わる補導厚生等の問題は学部・教養部補導委員会、そして最終的には各教授会、処分等については評議会事項でもある。それだから補導協は各学部教養部の補導委員会の連絡・調整のための機関にすぎないものだし、今日においてもそうである。それゆえに制度上から言えば、学生の補導の責任主体は各学部教養部教授会だということになる。また寮生については、寮生は全学にわたることから、寮生の補導は学寮委が担当することが自然である。

元に戻ろう。昭和40年代の富大紛争に大学がどう対応したかは別として、昭和50（1975）年代以降の紛争の惹起は各学部教養部の区別を越えて組織された学生団体と寮生によるものとの2つの種類に変容されている。さきに述べた構内交通対策等委員長と民団との団交は、敢えて言えば、これは補導協に関わるべきものであろう。しかし、補導協の規則は、学生の補導および厚生に関する事項を審議し、併せて各学部・教養部門の連絡・調整を行うと謳って、学生補導のことを定めていない。したがって昭和52年当時民団との団交を岩淵学生部長が交通対策委員長に要請したことも首肯しうることである。しかし、すでにそこに富山大学の補導体制の大きな欠陥のあることも認めなければならない。学寮問題については学寮委が寮生の補導に当たって現在に至っているから、これは別である。

したがって、紛争が個別的に各学部教養部において生ずる以外の大学中枢に向けられたものについて

て、学園の秩序を乱す学生たちを説得し大学の秩序回復に当たるのは、教員組織体ではなく、学生部長と学生部および事務局職員という慣行が富山大学に定着している事実は、まことに奇異なことである。大学の一種の無責任体制とも言えよう。このことについては本節13でもう一度ふれる。

なお学寮問題は、工学部が昭和60（1980）年代五福キャンパスに統合移転する以前まで高岡市に設置されていた仰嶽寮は別である。仰嶽寮は正常に機能していた。

2 会計検査院の通達による学寮紛争

昭和40（1965）年新樹寮発足時に制定された学寮規則は、大学と寮生との合意に基づく。またそこに定められた負担区分は適正である。だが実態は、負担の比率に関しては、これを従前の慣行のままを踏襲するものであった。そのことから国の会計検査院は、昭和54（1979）年、富山大学に対して、「学寮運営について、学寮規則が定める規定を正しく実施すべきこと」という指摘を行った。しかし大学は、この指摘を実施させることができなかった。このため昭和57（1982）年再度会計検査院から同じ指摘を受けた。これは厳しい通達だった。すなわち暖房費と炊事人の人件費の適正化を強く促したものである。

学寮委は早速新樹寮自治会と折衝に当たり、打開に努めたが、しかし問題は解決されず、大学はこの年度の冬期暖房停止の措置をとり、炊事人1名の雇用契約を昭和58（1983）年3月末日以降更新しないことを定めた。後者は評議会決定である。しかし寮生の闘争は熾烈を極め、繰り返される団交は、しばしば徹夜におよび、四谷平治学生部長入院という事態も生じた。大学側は、やむをえず学生部事務局庁舎封鎖という措置を講じた。

事態を重く受けとめた柳田友道学長（当時）は、諸般の事情から、とくに炊事人問題について急遽寮生との話し合いを持つことを決断した。昭和58（1983）年2月17日旧黒田講堂において各学部教養部長同席のもとに、柳田学長と寮生との話し合いが行われた。学長は、事態の緊迫から、炊事人雇用を半年延期することを提案、翌18日評議会はこれを承

認したことにより、緊急事態はひとまず解決された。

しかし、その決着も束の間だった。新樹寮生は、同年5月（1）「炊事人削減白紙撤回」、（2）暖房費・水道料の負担区分、（3）受験生宿泊の問題等について大学の譲歩を迫るという仕方で闘争を再燃させてきた。（2）（3）の問題についても、長い歳月にわたり学生部長（学寮委員長）学寮委は寮生との話し合い（団交）を持ち、説得を重ねる努力を続けてきたものだが、闘争の焦点は、今回（1）に向けられていた。

この間大学は、5月学生部長の交替もあったが、2月18日の評議会決定を堅持し、寮自治会との話し合いを持ちながら、8月31日の炊事人の雇用切れを待つ方針をとった。幸い炊事人から自発的に辞職願が提出され、懸案の難題の解決を見ることができた。

3 事務局庁舎3階学長室前の廊下座り込み

ところが、新樹寮生は、昭和58（1983）年9月12日朝突如、「学長との団交」、「炊事人削減白紙撤回」という要求を掲げて、事務局庁舎3階学長室前廊下に座り込むという実行使の拳に出た。学生部は虚を衝かれたものである。というのは学生部長と寮生との話し合いを9月下旬に持つことの合意が成立していたし、またこれに信頼を寄せていたからである。

この座り込みに寮生は、常時50名前後昼夜を通し、かつ昼夜交替で参加し続けた。寮生全員の動員だったろう。更に不覚にも大学は、庁舎屋上に新樹寮旗（これは赤色、のち赤旗）を掲げさせてしまった。ゲバ棒とヘルメットがないものの、朝と昼にはシュプレヒコールもあり、やはり昭和40年代の大学紛争に似た状況を醸し出していた。だが、学生部長は、寮生たちの学長室や各部局室への乱入は許さず、職員の勤務に支障をもらたす事態は招かないよう細心の注意を払った。これは成功だったと言える。

またこの間、大学は事態を放置していたわけではない。学生部長は連日、また学寮委員もそれぞれ説得に全力を傾注した。しかし座り込みは、10月8日まで続行された。座り込みの真の理由は不明だが、10月8日午前1時、寮生は座り込みを解き事務局庁舎

から退去した。

同じ事態がそしてもっと長期間弘前大学においても見られたとのことである。炊事人削減問題を巡る一連の行動は、背後において繋りをもっていたであろう。かつ、新樹寮は中核系学生の拠点でもあったから、この闘争は、三里塚成田空港反対闘争に連動もしていた。要するに後にも続く富大紛争混乱のすべては、口実を設けて意図的に学園を混乱状態に陥れるのが中核系学生を主体とする民団の狙いであったと見るほかない。

4 皇太子来富反対立看板撤去問題

ところで、事務局庁舎座り込み中の一部寮生が中心となり、昭和58（1983）年10月1日大学正門東側県道沿いの垣根に植樹祭のため富山市を訪れる皇太子来富阻止を表明して、次のような立看板（1）を立てた。掲示した責任団体は特定できないが、同一中核系グループが、別な名称を用いてのものだろう。

北陸の侵略体制づくり —— 植樹祭を許すな
皇太子アキヒト来富弾劾
寮斗争を勝利し10.3富大集会から
10.9三里塚現地総結集へ
9.28集会実行委

（1）

柳田友道学長（当時）は、この行為は学生自治の逸脱と判断した。学長の指示により10月2日午前6時事務局・学生部職員がこの立看板（1）を撤去した。この朝県警機動隊が五福公園前にて事態を見守っていた。撤去作業に学生たちは気付かず、作業は円滑に行われた。

権力の不当弾圧を粉碎し
皇太子アキヒト来富を弾劾
10.9三里塚に進撃するぞ
58.10.2

（2）

しかし同月3日再び立看板（2）が事務局県道沿い北門に立て掛けられた。学長は再びこれの撤去を指示、事務局・学生部職員がこの日午前これを撤去した。この時この事態を察知した座り込み中の学生

たちと職員たちとの間にまことに烈しい争奪戦が繰り広げられた。しかし実力において大学側が勝ち、立看板は門内に運び入れられ、学生たちにこれを処理させた。双方に怪我人のなかったことが幸いだった。

さて、これらの立看板撤去に関して、補導協、学寮委の多くの委員は、学長が関係委員会に諮らず、単独の判断で撤去を命じたことは越権行為だという見解をとった。すなわち2つの立看板は、キャンパス内での掲示であること、また立看板の文面は学生自治の許容範囲に属していること、かつ学長の行為は手続的疑義をもつというものであった。だが、事務局庁舎内の座り込み、屋上に赤旗が翻っている学内状況を顧慮すれば、学長の判断は止むを得ぬことだったと見てよからう。

5 柳田友道学長への不当行為

（1）県内高等学校と大学との懇談会の時生じた事件

富山大学は、進学志望者に本学の特色を理解してもらうという見地から、県下高等学校進路指導教師を招いて暫く懇談会を持つことがあった。最初の会は昭和58（1983）年10月4日教養部2番教室で開催された。油断のあったことだが、学長は閉会の挨拶のため会場に姿を見せた。挨拶を終えての単独の退室は全くの無警戒だった。この時2階廊下に待ち伏せていた寮生2名が突然姿を現し、学長に面談を求めた。学生係長が事態を知らせた時は、学長はこれを黙殺して足を早めていた。学生2名はこれを追う。学長は学長室へではなく、五艘の自宅に向かった。寮生2名は10メートル程の間隔で学長の後を追った。学生部長は寮生のこの行動阻止につとめたものの、これを実現することができず、学生部長もまた学長が自宅のドアを閉められるのを見届けて帰学した。寮生は学長宅のドアを強く足蹴りして引きあげた。学生部長は自らの無力を痛切に感じざるをえなかったし、学長への申し訳なさ、大学の恥を外部に曝け出した無念さに言葉なしだった。学生部長と若干の職員以外誰もこの事件に気付かなかっただろう。後日談であるが、富山警察署はこの事件を知っており、事件後柳田学長に遠慮なく身辺の警護を申し付けて下さいとも伝えてきたということである。この

種の不当行為は立看撤去等に対する学長への反感・仕返し、と推定される。

(2) 昭和59年度入学式時における学長への抗議行動

昭和59年度入学式は、同年4月10日旧黒田講堂で挙行された（旧黒田講堂での大学の式典はこれを最後とする）。前日から中核系とそのシンパ学生グループは講堂前の池（新黒田講堂再建時この池は埋められた）の中に櫓を据えて舞台を設営した。翌10日、式場に入る新入生、父兄たちを面前にして、すでに姿を見せていた外部からのプロと見られる演劇グループのパフォーマンス（上半身裸体の女性一人を上半身裸体の3人の男性が組む騎馬に乗せての得体の知れぬ踊り）を始めた。入学式が開始される直前まで。大学にはこれを制止させる力がなかったし、事態を察知する能力もなかった。ただ彼等の主目的は学長の式場への入退場の妨害、面談強要だということを予測し、対応策は準備していた。

当日学長を一旦教養部長室へ導いた後、事務局・学生部職員は学長を防護しながら式場に案内した。入学式挙行中もハンドマイク等を用いての、あるいは窓ガラスを叩きながらの罵声による強力な妨害行為があったものの、式は滞りなく終了した。のち学長は再び職員に守られて教養部長室へ（教養部庶務事務室辺りまで追う学生連と職員との間の凄まじい闘いが繰り広げられたが）、そして無事学長室へ戻る事ができた。入学式前後の攻防が凄惨な様相を呈したこと、音による妨害も加わったことなどは予想を越えてはいたものの、双方に怪我人のなかったことで、これはよしとすべきものであろう。ただ見られるような一連の大学の実態を新入生と父兄たちの目に晒したことは甚だ遺憾なことであった。

さきに大学中枢に向けられた学生の暴力行為は、教官組織が対処するのではなく、事務職員だと述べた。ここに言及した(1)と(2)、とりわけ(2)は、本来ならば、大学執行部が緊急に各学部教員を招集して事態に備える権限もっているべきものである。しかし富山大学にはかような手立を講ずる拠り所が制度上（法的に）なく、そのような慣行は根付いていず、荒れる事態の秩序回復には、残念ながら事務局・学生部職員に頼らざるをえないのが現在にも続

く富山大学の実態である。当時多くの学部・教養部教員は、大学中枢が特定学生集団の悪質極まりない攻撃を受けたことを知ってはいなかっただろう。

6 大学祭

『富山大学十五年史』は、大学祭が昭和30（1955）年開学記念日を中心に約1週間の日程で発足したことを記す。また各学部代表者によって運営委員会が構成されたこと、また石原寅次郎学長（当時）が大学祭で挨拶を行っていることを述べている。

また別に、「富山大学学生新聞」（昭和30年7月1日）は、第1回大学祭は5月28日から3日間市内仮装行列、各学部教官の学術講演・学生の研究発表（於旧富山市公会堂）名古屋大学坂田昌一教授、同志社大学岡本清一教授の講演会（於同会場）、更に6月13日安川加寿子ピアノリサイタル（於電気ビル）等が催されたことおよび予算は28万円、約1万人の参加があり、大学祭は成功裡に無事終了したと記している。

ところで昭和40年代常設の大学祭実行委員会という学生組織団体が結成され、大学祭は開学記念日を中心として大学祭実行委員会によって取り仕切られて現在に至っている。ただ昭和50年代からの大学祭実行委員会は、中核系学生が主体をなしていた。また大学側のこれに対する助言・指導に当たる組織は、補導協議会（現学生生活協議会）だが、大学祭実行委員会の大学に対する抵抗は強く、また、それが民団という連合体の一つであったから、学内の様々な闘争、あるいは上述の三里塚成田空港反対闘争とも繋りをもっていた。

そのこと故に大学祭においての大学（学生部）の苦悩は、前夜祭にメインストリート学生会館前の地点に設営される舞台上における学外ロック楽団の夕刻から夜にかけての高音のバンド演奏と、期間中の教養部教室使用による催しとが深更に及ぶことであった。とりわけ前者の騒音は周辺住民に多大の迷惑を与えていた。大学正門前に富山警察署の交番があり、そこに騒音を取り締まるよう催促の電話が殺到するそうであったが、警察は学内に立ち入ることができないこと、また大学へも抗議の電話が鳴り響いていたが、大学にはこれを中止させる力がなかった。

1、2例を挙げよう。筆者本田弘は昭和51(1976)年から1年余り、住居をキャンパス体育館側西門県道八尾線沿いの一隅に構えた。早速大学祭に遭遇したものである。午前1時過ぎころまで鳴り響くものすごい騒音にほとんど眠れもせず、こんな馬鹿な大学はどこにあるだろうか、と腹も立ち驚きもした。早速翌朝、岩淵富治学生部長(当時)に強く抗議、以後絶対やめてほしいと申し入れたものである。だが、後年自ら学生部長職につき、大学祭は大学の統制を越えたものであることを改めて知らされ、愕然ともした。そして何時ころから一体どのようにしてこのようなものに大学祭がなってしまったのであるのかとも。またこのころ、大学祭実行委員会は、慣行として大学祭実施期間中行っていたメインストリート旧人文学棟(現経済学棟正面玄関)側から図書館前にかけての区間を鉄パイプ(建築会社から借用)を用いて広く高くバリケードを築きロックアウトするのを常としていた。ところが学寮問題で大学が大きく揺れ始めた昭和56・57(1981、82)年度大学祭実行委員会は、大学祭終了後も鉄パイプを取り片付けず、ロックアウト状態をほぼ1カ月間に渡り続行する事態もあった。これは大学に対する特定学生集団の挑戦でもあった。

さて、しかしながら、補導協・学生部の指導が少しずつではあるが行き届き始めたのは、昭和60年代ころからだろう。屋外ステージにおけるロックバンド演奏も一定の時刻に終了していたし、教養部教室使用の時間も守られ始めていた。地域住民から愛される大学祭へという軌道修正が見え始めたということである。

ただ学内のこのような動きに先立つ昭和50年代後半(1980)ころから富山大学においてもいわゆる原理研究会グループの活動が目立ち始めていた。またこのグループと中核系学生集団の対立も頻りに生ずるようになっていた。大学はこれらの事態に無関心ではなく、後者に対して厳しい注意を与えていた。傷害事件の発生が危惧され、警察沙汰が予想されもしたからである。

そしてまことに残念なことだったが、昭和62年度の大学祭に危惧していた事件が発生していた。下記7に記す事件である。

この年の大学祭期間中大学祭実行委のメンバーと

原理研グループとの間に若干の争いがあったとのことである。

7に述べる事件に係わったとして逮捕された学生は、大学祭実行委員側と原理研メンバーとの口論から、実行委数人が原理研メンバー1名を大学祭実行委員会室に連行詰問等を行ったが、検察側がいう傷害事件に相当するとは考えられない、と述べていた。しかし原理研所属の当該学生は、この件を警察に告訴していたものであった。

ただこの時期、大学祭において、このような事件が発生するとは、大学が全く予期することができないことだった。なぜなら大学祭実行委員会は主として中核系学生によって占められていたにしても、上述のように、補導協の指示に従い規律に即しての運営を行っており、滞りなく平穏裡に大学祭が終了していたからである。

また富山大学祭は、往時のように、住民からも愛されるように今日行われている。それは大学祭が学生・市民を交じえての楽しい集いの場となりつつあるということである。更に平成9(1997)年度からは、大学祭期間中メインストリートの封鎖はあるとしても、それは鉄パイプの組み立てたものではないし、学生会館前の狭い場所にステージが前夜祭に組まれているにしても、規模は格段に小さく、騒音の被害はなくなっている。大学と大学祭実行委員会との労は多としなければならないだろう。

7 富山県警機動隊に守られての警察の学内施設捜査と学生逮捕

昭和62(1987)年9月9日未明富山県警は、大井信一学長(当時)に令状による学内施設の捜査と学内(新樹寮)における学生逮捕を通告、後9日早朝機動隊員約250名の出動により、学生会館の大学祭実行委員会室の捜査と新樹寮生の居室の捜査、および居室の学生1名が逮捕された。またこの事件後別の寮生1名が学外路上で逮捕されている。

さて、この事件は令状によるものだから大学は学内捜査と学内における学生逮捕を承認するほかない。同日未明緊急に招集された評議会もただ事実を確認するほかなかつたし、併せてこの種の緊急事態に対応する場合の措置を審議したということであ

る。しかし、大学は大学として同年5月に発生した事件の事実調査などを行っていない点に、富山大学の自治能力の欠如がある、と批判されてもいたし方ないだろう。評議会が審議すべき問題は、大学の自治回復がいかによれば、多少なりとも可能かという問題ではなかったのかということのはずのものだったからだ。

翻って考えるに、この事件は、元々大学祭とは無関係なものである。また原理研究会メンバーと中核系学生グループとの対立は、すでに言及しているように、しばしば見られた。しかも、この大学祭の事件以後、原理研メンバーの学内活動は見受けられなくなっている。またこのことも触れているように、中核系学生グループは、新樹寮を拠点として早くから三里塚成田闘争など様々な学外暴力闘争にも参加していたことから、県警察も、このような事態を座視していたわけではなく、長い歳月を掛けてこの機会が到来するのをひたすら待っていた、と見るべきかもしれない。中核系学生グループの拠点を壊滅させよう。また富山大学の歩み方のことを顧みれば、警察権力の介入もやむをえぬことだった、と言わねばならないとも思われる。

なお、以後も富山大学は平成9（1997）年9月と平成10年（1998）年3月、学外における別な中核系グループによる事件と関係容疑ありと、2回に渡る富山大学自治会室の強制捜査を受けている。

要約すれば、昭和50（1975）年代から一部学生による学園混乱は、2に誌したもので以降5の（2）ころまでが頂点だった、と言える。なぜならこの事件以降中心的勢力の多くは退学し始め、学外に去っていったからであり、また大学も秩序維持に労苦を払ったからである。しかし、勢力が減少したとはいえ、7に見る紛争も惹起したし、今日においても若干の中核系学生とシンパ学生が新樹寮と学生自治会室を拠点としてもいる。新樹寮は別として、大学は十分に学内を制御しているとは必ずしも言えない。大学の自治能力に関しては、9以降においても触れる。

8 黒田講堂改築に伴う紛争

第6節5の（2）以後学生定員の増加により、黒

田講堂（以下旧黒講と略）は大学の式典会場として狹隘でありまた老朽化も著しくなっていた。ちなみに卒業式（現学位記授与式）は昭和52（1977）年3月から、入学式は昭和60（1985）年4月から旧富山市公会堂（平成9年度入学式からは、オーバード・ホール）で挙行されている。

ところで、旧黒講が式典会場として使用されていたこととは別に、黒講が課外活動施設などとしても使用されることが黙認されていたし、この問題が旧黒講再建に付随して、学生の反対闘争を惹き起したことになる。そしてそのことがここに記す紛争のことである。現在においても十分に解決されていない課外活動施設のことは後にも触れるとして、昭和37（1962）年4月旧文理学部（現人文学部と理学部）が蓮町から五福キャンパスに統合移転してきた。しかし学生の課外活動施設のための用地や建物は、確保されていなかった。大学は体育館の一隅やキャンパス片隅の空地に仮設したプレハブ建物をこれに充てた。更に不足のものについては、旧黒講の一部をも課外活動施設（音楽系）として学生に使用させていた。他方昭和40年代の富山大学紛争時ころからであろうか学生諸団体の立看板製作場所として黒講を使用することを大学は黙認してきた。そのようなことから、旧黒講再建にあたって、とりわけ学生諸団体の中心は中核系学生グループだから、学生側のある程度の抵抗が発生することは、大学も予想していた。

叙述が前後するが、昭和58（1983）年ごろ柳田友道学長（当時）は新しい式典会場の必要性和、富山大学も国際学術交流時代を迎えていることから来学研究等客舎をも兼ね備えた新黒田講堂構想を持ち、旧黒講再建を黒田樟之助氏に申し入れた。これを受けてのコクヨ株式会社と富山大学側との交渉は経済学部吉原節夫教授（当時）を介して行われ始めたが、暫時中断。後昭和60（1985）年7月黒田樟之助氏は、新たにコクヨ株式会社としてではなく、黒田家として黒田講堂を再建したい意向を富山県中村公室長（当時）を通して西村清事務局長（当時）に伝えた。大井信一学長（当時）はこれを直ちに評議会に諮り、評議会もこの申し入れを受諾した。これが旧黒田講堂再建に至る事がらの経緯であるが、最終的には第4章第5節、黒田講堂に記述するような

形で完成した。

さて、懸案であった旧黒田講堂再建が決定されたものの、残された問題は旧黒講を課外活動施設等として使用させてきたことに対する大学側の措置である。

大学は、代替施設を用意することで事態を処理する方針は、すでに予定し、この方針に即して学生諸団体の説得を行うことを考えていた。音楽系学生団体は大学の方針を率直に了承したが、旧黒講を立看板製作場として使用していた学生グループの抵抗は予想を超えていたかもしれない。ハンガーストライキを交えての抵抗や学生部職員への暴力行為等もあり、加えて大学の学生側との交渉は必ずしも適切ではなく、大学は問題の解決に苦慮もした。しかし、曲折を経た後、三宝政美人文学部長（当時）の仲介により、紛糾を極めた争いも漸く解決された。

ただ旧黒講敷地の場所は狭くもあり、学生数の大幅な増加等のことがあり、新しい黒田講堂は、柳田学長が希望したものとはなりえず、大学も多目的使用の構想の下に審議を重ねたものの、結局、黒田家側の案に即して再建が図られた。とは言え装いを新たにした美しい黒田講堂が平成元（1989）年11月竣工した。

だが、竣工後の平成元年12月と翌年1月の2回、新しい黒講の外壁の一部が黒色スプレーで大きく落書きされたり、正面玄関入口のドアのガラスが投石により破損を受けたことがある。この種の卑劣な行為も夜陰に乗じてのものであり、実行者は特定できなかった。これらの行為は抵抗した学生の、大学に対する嫌がらせ的仕返しと見てよいだろう。以後このような事態は発生していない。

9 課外活動施設の問題

課外活動は文科系と体育系の二つに別れている。大学に届けられているクラブ数は、平成10年度現在、文科系37、体育系44、計81団体がある。ただし音楽系のクラブの一部は、今日文科系サークル連合に属しておらず、他の文系サークルすべてが文サ連（略称）に所属しているのかどうか明らかでない。それに対し後者は、全サークルが富山大学体育会という組織に属している。そしてその会長に学長が、副会

長に学生部長が充てられている。（『富山大学十五年史』は体育会が学長を会長などとして発足したのを昭和39年5月21日と記している。）

ところで課外活動は、大学教育においても、正課と区別されている。そして大学教育においては何よりも学生自身の自主性と自発性、創造性の涵養が極めて重要なものである。この点においては、課外活動は正課と同様の教育的比重をもつ。

しかし、さきにも指摘したことだが、富山大学が富山市五福に統合移転を計画した際、課外活動施設用敷地確保のことが全く念頭になかったろう。工学部の移転統合は別として、他の学部に移転が完了した昭和37年以降現在まで課外活動施設についての本格的対策が講じられないままである。もっとも昭和60年代初めキャンパス拡張の可能性が見えた時、恒久的課外活動施設建築も計画されたが、キャンパス拡張の見込みの挫折とともに、その計画も立ち消えた。だが、繰り返せば、課外活動は正規の教育課程とともに学生の自発性・創造性等の涵養という点から見れば、今日大学教育の不可欠の一環である。課外活動施設の本格的整備拡充は、まことに難題だが、富山大学にとっては、解決を急ぐべき重要課題の一つだと言うべきものだと、思われる。

ちなみに、恒久的施設に相当するものとしては、学生会館、弓道場、ヨット艇庫、部室（第2体育館内その他5棟）、立山施設、正課と併用のものとして第1グラウンド、第2グラウンド、軟式テニスコート、硬式テニスコート、水泳プール、剣道・柔道場、第1・第2体育館および第3体育館階下トレーニング場がある。

10 学生自治会

『富山大学十五年史』は、学生自治会に関して富山大学学生自治会が昭和24（1949）年10月発足、昭和29（1954）年解消と記している。これに対し、上記「富山大学学生新聞」（昭和30年1月24日）は、「5学部と一般教育課程の自治会とが富山大学学生自治会中央委員会発足の準備を進めており、大学当局もこの設立を望んでいる」旨のことを記している。以後のことは定かでないが。

さて、昭和40年代富山大学もまた大学紛争の渦中

にあり、各学部教養部の自治会がどのようにしてこの学園紛争を展開させたのか等のことについては、第2、3章が記述するとおりである。

ところで、昭和50年代各学部等自治会のうち残存していたのは、一般教育自治会のみであった。記述のように、大学が新樹寮問題を契機として再び大きく混乱し始めた時期、経済学部自治会が復活したこともあったが、これは暫時のことである。またここで記すのは、各種のクラブ活動とは別個の学部学生等の自治活動のことについてである。

戦後社会が混乱し、大きく揺れていた時期、また大学が諸問題を抱えた時期、昭和40年代に見る学園紛争の発生もやむをえぬものであった。しかし、昭和50年代においては、学生諸団体の力は少しは縮小、衰えていたにしても、それは、既述のように特定のイデオロギーのもとに組織された学生とシンパ学生との集団であって、学園の秩序の破壊を目的とした政治活動の集合体のようなものである。そしてその集団が一般教育自治会、新樹寮自治会、大学祭実行委員会、新聞会等の名称を使い分け、一つの統一的連合体の名称を用いていただけにすぎないものだった。

また大学は、教育研究のための組織体、共同体であって、大学の内部管理機関にはいわゆる実力が伴っていない。したがって、それが学内における学生達の違法行為ではあったとしてもこれを阻止する力は大学に存しない。大学が行いうるのは学生の理性の自覚を促し、事がらについて誠意をもって説明理解を求めるといった方法のみである。ところが大学がその都度誠意をもって学生の説得に専念するにしても——たとえ彼等がイデオロギー集団であろうとも、富山大学の学生である限りにおいて——富山大学の学生指導体制にすでに指摘する欠陥が存在する限り、その説得に限界があるのも当然だと言わねばならない。——しかも説得という事がらは、教育の営みに属するもので、学生部職員の力を越えている。

この欠陥について更に記しておこう。富山大学は、平成5年度をもって教養部制を廃止した。したがってまた、このことに伴い建前上、一般教育自治会も消滅したことになるはずのものである。しかし、平成6(1994)年2月これに替わる学生自治組織体とし

て富山大学自治会が発足、大学はこれを承認している。だが、この組織体を認定する大学側の手続は必ずしも適正なものでなかった。またそれ故に、この自治会に対応する管理機関がどこに存在するのかも明確に決定されていない。

学生部がこれに対応するとの見解もある。たしかに、広義には学生部は、学生補導に係わる側面をもつとしても、本来的には学生部は、事務遂行の単なる組織体にすぎない。したがって学生部長が教育職併任の場合、学寮委員会は別として、学生部長は富山大学学生生活協議会の議長という資格をもつが、この会は協議体であって、学生補導を任とするものではない。上に述べている学寮は別として、学生補導の責任は、学生がすべて各学部の所属であることにおいて、各学部教授会にあることになる。それだけに富山大学自治会という全学部にわたる学生自治会に対応する機関がどれであるのかという問題が生ずる。

実例を挙げてみよう。平成9(1997)年から10(1998)年にかけて、一つの学内事件が発生した。この事件をめぐる学生自治会は関係学部には抗議行動を起こしている。それでは一体この学生自治会の行動を受けとめる、あるいは学生たちの説得にあたる主体は誰(どの機関)であったのだろうか。全く不明であったはずである。

この種の問題が生ずるのは、偏に富山大学学生自治会が発足するに際しての大学側の承認手続の曖昧さに由来するとも言える。

しかも富山大学が抱えるこの曖昧さ、事がらの重要性には評議会、各学部教授会はなお全く気付いていないままであろう。富山大学は、学生補導に関して解決の急がれる問題を残していると言わざるをえないのである。

11 北陸地区国立大学体育大会

『富山大学十五年史』は北陸地区国立大学体育大会が昭和24(1949)年10月富山金沢の両大学により、当番校金沢大学において行われたことを記している。そしてこの体育大会は、会場の持ち廻り方式をとり、後に以下のような多数大学の参加の下で、学

生スポーツの健全な発達、美しい競い合いと相互の親睦を図って現在に至っている。

参加大学は第2回（昭和25年）から福井大学、昭和52年度（第29回）から富山医科薬科大学、昭和57年度（第34回）から福井医科大学、昭和62年度（第39回）から高岡短期大学と増加した。また各大学学生部職員・体育クラブ顧問教官関係者はこの学生総合体育大会の開催に直接協力、大会の運営にあたっている。年度毎に交替する開催地の当番大学関係者の尽力は多ししなければならない。

12 北陸3県大学学生交歓芸術祭

北陸3県所在大学の学生交歓芸術祭も、『富山大学十五年史』はこう記す。第1回昭和27（1952）年11月21日、芸術祭は金沢大学において開催。参加大学、富山大学、金沢大学、福井大学。開催会場は3大学持ち回り。以後高等教育機関の増加に伴い、平成9年度における参加大学（短期大学を含む）は以下に示す31校を数えるに至っている。

福井大学、福井医科大学、福井県立大学、福井工業大学、福井県立大学看護短期大学部、仁愛女子短期大学、敦賀女子短期大学、石川県農業短期大学、金城短期大学、金沢女子短期大学、金沢大学、金沢美術工芸大学、金沢学院大学、金沢経済大学、金沢工業大学、金沢医科大学、北陸大学、金沢大学医療短期大学、小松短期大学、星稜女子短期大学、七尾短期大学、北陸学院短期大学、富山大学、富山医科薬科大学、富山県立大学、高岡法科大学、富山国際大学、高岡短期大学、富山県立大学短期大学部、洗足学園魚津短期大学、富山女子短期大学。

13 残された問題

この章の標題は、紛争後の学生の動向と指導体制である。以上に記してきた事がらを総括して、なお残されている問題をも重ねて指摘しておこう。

翻って考えるに、与えられた標題は、必ずしも適切だ、とは言えない。富山大学執行部に対する学生側の闘争には区切がなく、現在に至るもその闘争と闘争形態を持続しているからである。要するに昭和40年代に惹起された大学紛争の残影がなお認められ

るのである。昭和50（1975）年代から60（1985）年代の初めころまでは、その闘争は依然として熾烈でもあったものの、中心的役割を果たしていた学生たちの大半が大学を去ったことなどにより、多少は、大学と学生諸団体との間に信頼関係が芽生え出したことなどにより、学園の秩序は、概ね維持されているかに見受けられる。だが、10に見る状況が存することを考えれば、大学は学園が真に教育研究の場に相応しい秩序確立のため、学生諸団体との信頼維持におお断に努力を傾けていかなければならないだろう。

ところで、叙述が飛躍する。昭和40年代の大学紛争以前までは、一般に学生は「营造物の利用者」と位置づけられていた。これは管理者と被管理者という峻別が前提としてあった。しかしながら、紛争以後、学生もまた「大学自治の一端を担うもの」と見直された。また大学は、広く学問の探究の場だという視点から見れば、教員も学生も、基本的には、これを峻別することができないものである。

したがって、この見地から考えるなら、学生の自律性の尊重とこれの涵養が大学の重要な責務の一つにもなろう。その限り、大学の補導体制も整備される必要がある。具体的に述べれば、学生の自治に関しては、大学は管理主体という意味をもつ。大学を統合体として捉えれば、評議会がこれに相当し、統合体を構成する学部視点に移せば、教授会がこれにあたる。いずれも一種の権力主体でもある。これに対して学生も大学を構成する主体と位置づければ、大学の管理主体に対応するものは、学生自治会や各クラブ活動の集合体、文化サークル連合、体育会、大学祭、新樹寮自治会など、これらのものも、それぞれ主体的組織体である。してみれば、両者は、協調することもあれば、批判的に対立することもあるだろう。それぞれが自律的主体だから。

そうすると、学寮委員会は別として、学生諸団体に対応する組織は、現在富山大学学生生活協議会だが、それは、本節1や8などにおいて言及したように、大きな欠陥をもったままである。すなわちこの組織体は、各学部間の補導上の事がらを協議することを任務としているのみで、学生補導を直接に任としていないという欠陥をもっているのである。

確かに大学創設時とそれ以降の時代、各学部自

治会を設置されていたし、学則違反者に対する懲戒処分を行うことも可能だったろう。そうした場合、問題だったのは、各学部・教養部門における学生懲戒処分が均衡を欠くことのなきよう協議することなどが学生協（旧補導協）の協議事項だったと推察される。かつ学生補導に関する事からは、各学部・教養部教授会事項として最初には、取り扱われていた。最終的には評議会事項だとしても。

しかし、昭和40年代の紛争はどうであったのか。すなわち富山大学はどうこれに立ち向かい、事態の收拾にあたったのか、筆者はこれを詳らかにすることができない。ただし、この紛争以降は、学生補導の問題は大きく見直され、変容しているものである。一例を取り上げてみよう。学期末試験における学生の不正行為以外、大学は学則違反などに相当する行為に対して、そのもつ懲戒処分権を行使しえなくなっている。それは上に見るように学生の大学における位置づけが根本的に見直されている事情も背景にあるようだ。大学は、特別権力関係において、特別権力の主体ではなく、学生もまた単なる被管理者ではなく、教育研究を遂行する目的共同体の主体的構成員としても位置づけられているからではないのか。

したがって、学生補導もまた、昭和40年代の紛争時において、すでにそうであったと見られるが、説得と合意を模索する方途のみにつきて、大学の秩序を乱した者（学生）を懲戒処分しようという論理は、崩れているはずである。

そうだとすると、ここで指摘しなければならないのは、再三の繰り返しだが、富山大学学生生活協議会規則第2条（富山大学学生部生活委員会規則第2条も同様だが）に「補導する」と字句挿入が必要だということについてである。そうでなければ、すでに述べてきたように、学生諸団体が大学中枢に闘争を展開してきた場合、誰がこの種の学生団体の説得にあたるのだろうか。

学部の枠を越えた紛争あるいは闘争が発生した場合、その葛藤という事態收拾は、教員組織による説得以外に方策がないはずのものである。それもまた教育という営みの大切なものの一つでもある。それにもかかわらず、このような説得という行為は、教育職併任の学生部長職としての教員の所管だということが、富山大学において慣行上見なされて現在に

至っている。しかも残念だと思われるのは、上の第2条は、昭和24（1949）年制定されたものがそのまま生きていることである。

これは、まことに悪しき慣行であるし、これでは、学生部長職という職は余りにも酷な職務でありすぎよう。

当然ながら、学生生活協議会は、補導上の責任の一端をも負い、学生諸団体と自律的に対応する責任をもつ必要がある（もっとも事からの最終責任は、教授会ならびに評議会に存するものだが。）

また、その場合、両者は、対立という契機を含むものだとしても、権力関係を越えて、共に学ぶという営みにおいては、共通だという意識をもてるものでもあるのだから、その地平に基づく一種の緊張と協調の新たな関係を構築する方途を模索していくべきものでなかろうか。

補述 —— 課外活動施設に関して ——

繰り返しになるが、大学教育は正規的教育課程と課外活動との2つからなる。課外活動も、また学生の創造性、自律性、そして潜在能力の涵養という点からみればまことに肝要なものである。特に次章で触れる入学する学生層の世代を考えれば、課外活動の活性化への配慮は、上の目的達成において不可欠である。

ところが、富山大学は、恒久的課外活動施設について、一部整備してはいるものの、昭和37（1962）年旧文理学部が五福キャンパスに移って以後、その根本的手当をほとんど施していない、と言ってよからう。

これにはキャンパスの狭隘さや管理上の問題など様々な事がらが絡んでいる。しかしながら、上に見るように、学生もまた大学を支える主体者であること、学生の創造性、自律性、個性という面からの人間形成の涵養という観点に立てば、正課に等しい教育上の問題であり、課外活動活性化のために、課外活動施設の整備にも富山大学は本腰を入れる時機に至っていることを十分に弁える必要がある。今からでも遅くはなかろう。

参考文献

「富山大学校内交通対策について」〔検討開始当時の経緯及び

学生との関わりを中心として) (富山大学事務局経理部保管
録昭52 (1977) 年2月10日 - 昭56 (1981) 年10月23日)。
「当面する学寮 (新樹寮) 問題について」 (炊事人に係わる事
項) 富山大学学生部、昭58 (1983) 年1月20日。
「富山大学学寮委員会規則」 富山大学学生部 昭40 (1965)
年改正平5 (1993) 年4月1日。
「炊事人を昭和58年4月以降、国費負担で採用できないこと
について」 富山大学学生部 昭58 (1983) 年。
「水道問題 昭39 (1964) 年2月18日 - 昭57 (1984) 年6月
15日迄の間について」 富山大学学生部。
「第1第7回学寮補導委員会議事要録」 (質問への回答) (昭
57 (1987) 年6月21日) 富山大学学生部、昭57 (1987) 年6
月8日 - 昭58 (1988) 年2月4日。
「富山大学補導協議会規程」 富山大学学生部 昭24年8月1
日。
「富山大学補導協議会規則改正対照表」
「富山大学学生生活委員会規則」 富山大学学生部 平5
(1993) 年4月1日。
「富山大学学生新聞」 富山大学新聞会 昭40 (1965) 年1月
24日号、同年7月1日号。65年1月24日号、同年7月1日号。
「第10回・24回学寮補導委員会議事要録」 (昭58 (1983) 年8
月31日 - 昭58 (1983) 年10月20日 (寮生による学長室前座り
込みから終結まで)) 富山大学学生部。
「入退寮に関する確認事項」 付「寮則・第5章入退寮」 昭40
(1965) 年・富山大学学生部 昭40 (1965) 年7月30日。
「北陸地区国立大学体育大会年譜」 平7 (1995) 年富山大学学
生部。
「北陸3県大学交歓芸術祭構成大学一覧」 平8 (1997) 年6月
現在、富山大学学生部。
「課外活動団体一覧」 (平9 (1997) 年現在) 富山大学学生
部。
「黒田講堂増改築関係資料」 (昭40 (1965) 年9月10日 - 同年
12月20日) 富山大学経理部
「全学学年自治会設置について」 (平5 (1993) 年2月) 富山
大学学生部。
高柳信一『学問の自由』 昭58 (1983) 岩波書店。
関係者の証言
本田弘「手帖」 昭51 (1976) 年 - 平6 (1994) 年。

第7節 国際交流について

1 学術交流協定 その1 (遼寧大学)

文化大革命後の中国が海外に留学生を派遣しはじめたのを受けて、昭和54 (1979) 年にわが国も中国

留学生を受入れて、日中友好の交流が始まった。同年5月、中日友好の船「明華号」で廖承志中日友好協会長を団長とする中国各界代表者が来日、遼寧省代表19名を含む一行が来富、県内各地を視察し交歓した。これに応じて7月に、富山県第9回青年の船の一行308名が遼寧省を中心とした中国各地を友好親善訪問した。このような状況をふまえて、人文学部に学際的研究機構として「東アジア研究センター」設置構想が浮上し、その核として遼寧大学との学術交流の気運が高まった。

折しも、日中友好富山県青年海外派遣団、第12回青年の船が中沖知事を団長とする一行293名を乗せて、昭和57 (1982) 年10月遼寧省を訪問し、置県百年記念事業の一つとして、友好県省協定の締結を提案することを知り、柳田学長は知事に本学と遼寧大学との交流の橋渡しを依頼し、学長宛に書簡を託した。別途、本学を紹介する図書 (著書48冊、研究紀要等129冊) を寄贈した。遼寧大学長からの返書と前後して、遼寧省青年友好代表団や遼寧省人民政府幹部職員が来訪し、学長や部局長と懇談し学内を視察した。

年が明けて、昭和58 (1983) 年3月に遼寧大学から柳田学長宛に招へい状が届いた。そこで「富山大学と遼寧大学との間の学術交流および友好協力関係に関する協定書 (案)」を評議会の議を経て、学長書簡を添えて送付し検討を依頼した。柳田学長と本田人文学部長が同行し、5月22日より6月1日にわたり訪中し、遼寧大学および北京大学、復旦大学等を訪問した。学長訪中に伴い往復した「協定書 (草案)」は遼寧大学側の提案とともに、新設された「国際交流委員会」の第1回委員会 (昭和59 (1984) 年3月23日開催) において審議され、一部修正の上承認された。遼寧大学ので承を得たのち、4月20日の評議会において「日本国富山大学と中華人民共和国遼寧大学との間の友好・学術交流に関する協定書」が承認された。

昭和59年5月9日 (水) 富山第一ホテルにおいて、協定書の調印が行われた。調印式には、学長、部局長および事務局課長、遼寧大学から代表団長、張恩桐付校長、李建唐外事処副所長、千文甲講師が出席、柳田学長および張付校長から挨拶があり、協定書に署名、協定書交換および記念品贈呈が行われた。



中華人民共和国遼寧大学と大学間交流協定（昭和59年5月）



国際交流協定書表紙

2 国際交流基金の設置

中国遼寧大学との友好学術交流協定にもとづく交流は当面、教官の相互派遣を行うこととし、昭和59年度より早速実施されたが、必要な経費の手当が問題であった。田村科学技術振興財団からの助成金や柳田学長が退官にあたり寄附された奨学寄附金で急場をしのぐ状況であった。他方、国の重要施策である21世紀初頭における「留学生受入れ10万人計画」が昭和58（1983）年8月発足したので、これに対応する積極的な留学生の受け入れや、長期展望にたって世界各国との国際交流を推進するためには、多くの経費がかかることが予期される。しかし、国にその全部を求めることは困難で、各大学が独自の努力によってその基金を用意する必要がある。昭和60（1985）年6月大井学長が就任するや、西村事務局長（当時）を中心に募金計画がねられ、11月29日の国際交流委員会で承認された。そこで計画にもとづき準備が着々と進められ、昭和61（1986）年4月11日、富山第一ホテルにおいて「富山大学国際交流事業後援会」設立発起人会が開催された。会則、募金趣意書、事業概要、募金計画および役員等が承認され、会長に原谷敬吾（北陸経済連合会会長 北陸電力（株）会長）氏が選出され後援会が発足した。それによると、後援会が募金を行うこと、募金総額は1億円、期間は2年、募金対象は卒業生、教職員および法人企業である。募金は富山大学に寄付され、使途計画にもとづいて富山大学の国際交流事業を支援するものである。この募金計画の文部省による了解と金沢国税局による免税措置の承認を待って、同年9月1日より募金活動を開始した。県内の各法人、企業に対する寄付依頼は学長が出向いた。北陸電力



国際交流協定書

や北陸銀行など大口寄付の依頼は原谷会長に同道をお願いした。円高基調に移行したことで、企業によってはその対応に追われるという厳しい経済状況にも拘わらず、国際交流の重要性をよく理解認識されて、後援会役員の関係企業をはじめ各企業とも事情の許すかぎりの寄付を頂戴した。卒業生に対しては、各学部同窓会を通じ、富山大学教職員に対しては、評議会、各学部教授会および事務局を通じて寄付を依頼した。

昭和63（1988）年8月31日をもって、2年間の募金期間が終了し、ほぼ目的を達したので、同年9月富山第一ホテルにおいて後援会理事会が開かれ、募金状況報告、決算報告、資金を富山大学に寄附する件が承認された。以上をもって目的を達したので、終りに「富山大学国際交流事業後援会」の解散が議決された。席上、学長より役員各位に深甚の謝意が表せられた。

設置された富山大学国際交流事業基金の適正な管理運用を図るため必要事項を定めた規則が昭和63年11月18日の評議会で制定され即日実施された。それによると、基金は、基本資金および事業資金に分けられ、事業資金は基金から生ずる果実をもって充て、

次のような事業を行うことになっている。教職員の海外派遣、外国人研究者の招へい、外国へ留学する学生および外国人留学生への奨学、その他国際交流に必要な事業等である。早速この規則による昭和64年度に実施する各種事業の募集が行われ、該当者を国際交流委員会が選考しスタートしたのである。

表3 富山大学国際交流事業基金募金状況総表
昭和63（1988）年9月12日現在

	払込者(社)数	払込金額(円)
企 業	197社	82,820,000
同 窓 会	4,144名	18,228,500
教 職 員 等	578名	10,281,000
合 計	4,919件	111,329,500

(注) 別途富山県から15,000,000円を富山大学国際交流後援会に受入れています。
(富山大学 学報 第299号 1988年)

3 教職員福利厚生施設の 留学生宿舍への転用

国際交流を推進し積極的に留学生を受け入れるため、留学目的の教育・研究面の支援を図るため国際交流基金の設置をみたが、他方、留学生が安心して勉学を続けられるよう住居の確保が重要な課題であった。急激な円高や物価高の影響など経済的に厳しい環境のもとで、修学を続ける留学生の負担を軽減するために、公的宿舍の確保が急務であった。

昭和61年度に文部省の「留学生宿舍設置計画」について照会があった。設置基準は30名以上の在籍を必要とする。当時、10名にも満たない留学生数から推して、留学生宿舍の国による早期設置は困難であった。そこで、当時建設中の「教職員福利厚生施設」を暫定的に留学生に使用させるように強い要望が国際交流委員会より出された。事務局、施設整備委員会および国際交流委員会等が協議を重ねた結果、将来国際交流会館建設が実現した場合には、本来の施設に戻すことを確約して「外国人留学生のための宿泊施設」への転用が認められ、留学生会館（暫定）として運営要項が制定された。昭和62年度末に施設が竣工したので、国際交流委員会によって第1回の入居者単身6人が選考された。

その後留学生は急増し、平成元（1989）年28名、平成2（1990）年57名、平成3（1991）年には90名

と毎年20～30名の増加を見、国際交流会館の設置が必要であったが、学内に適当な建設敷地が見当らず、設置要求は土地問題絡みで先送りされた。その間民間のアパート、下宿に入居した留学生の経済的負担はきわめて大であった。良質・低廉な宿舍の斡旋として、「社員寮の提供」や「公営宿舍への入居」を関係方面に交渉してきたが、諸般の事情により実現に至らなかった。留学生を積極的に受け入れるには、国による宿舍の建設が絶対に必要で早急な解決が望まれた。

なお、宿舍問題については、平成11年3月に国際交流会館が設置されたことで、一応の解決を見たと思われる。（本節「7 留学生センター、国際交流会館の設置」参照）

4 「富山県留学生等交流推進会議」の設置

国の重点施策である「21世紀初頭にむけての留学生受け入れ10万人計画」を実現すべく官民一体となった受け入れ体制を確立するため、地域の大学が中心となり、地方公共団体、経済団体、民間団体等によって構成される留学生交流推進会議の設置が臨時教育審議会等から要望された。これを受けて、昭和63（1988）年7月県が中心となり、（財）富山国際センター、大学および経済団体等が一体となって、「富山県留学生等交流懇談会」を国際センター内に設置し、外国人留学生の住宅問題や奨学援助等の支援対策を検討することになった。さらに文部省学術国際局は、留学生を地域社会の一員として草の根レベルで温かく受け入れる体制を充実、整備するため、原則として全都道府県に留学生交流推進会議を早急に設置したい旨、国立大学協会事務連絡会を通じて表明した。これを受けて本学でも富山県および富山国際センター等と協議をすすめた結果、従来の「交流懇談会」を「交流推進会議」に発展的に改組し、留学生対策の一層の推進を図ることとした。また、富山経済同友会も平成元（1989）年3月に「とやまの国際化を考える」中で、同様な主旨の提言をしている。これらを契機として、官民一体となった国際交流の気運が高まり、教育機関、地方公共団体および民間団体等が密接に連携・協力し合う「富山県留学生等交流推進会議」が平成元年10月に設立された。



富山県留学生等交流推進会議設立（平成元年11月）



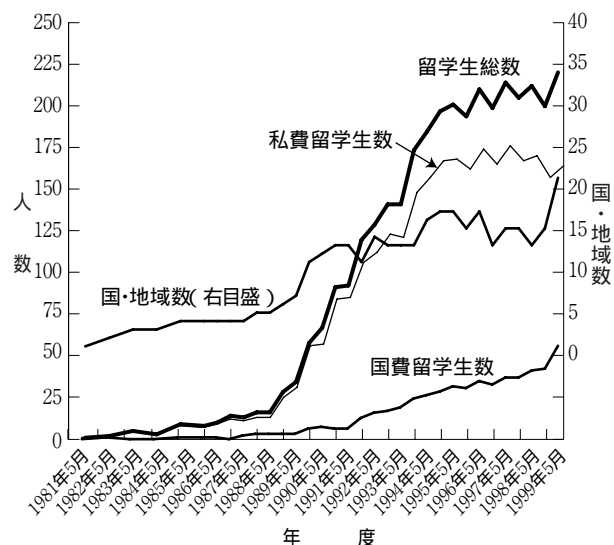
外国人留学生との懇談会（国立若狭湾少年自然の家）
（平成3年9月）

事務局は本学学生部学生課が担当し、今後ますます増加が予想される留学生等の受け入れ体制の整備や交流活動の推進等について、幹事会、運営委員会および推進会議で具体的方策を協議し、あわせて地域住民の国際理解に寄与すべき施策を行うこととした。構成団体は31団体であるが、幹事は8団体で会議の企画・立案を行うことにした。

5 留学生増の実体と対応

国の重要施策である21世紀初頭における「留学生10万人受入れ」が昭和58（1983）年に発表された。当時本学には3カ国5名の留学生が在籍するのみであったが、留学生の受け入れを積極的に推進してきた結果、昭和63（1988）年には5カ国16名、平成2（1990）年5月11カ国57名、平成6（1994）年5月13カ国171名、平成11（1999）年5月15カ国197名と急激な留学生増加となった（図参照）。この間における在籍留学生の特徴（平成8年度現在を基準として）を列举すると、（1）国別留学生の割合は、中国（52.2%）、マレーシア（24.9%）が高く、またアジア全体では92%を占めている、（2）漢字圏（中国、

留学生数の推移



韓国、台湾）の比率は62%、（3）経済系、理工学系を専攻する学生は全体のそれぞれ30.4%、45.5%である。また、大学院の充実、とりわけ平成6年に工学研究科博士課程（前期課程、後期課程）が設置されるに伴って、大学院への入学者が増加した。

留学生に対する教育・研究環境の整備の一環として、専門教育教官（講師）が工学部（平成3年度）、経済学部（平成4年度）、人文学部（平成7年度）に定員措置され、専門教育における助言・指導体制が充実した。また、日本語教育の充実を図るために、日本語・日本事情担当教官が平成2年度に教養部（後に、教養部改組により教育学部に配置替え）平成6年度に教育学部に措置された。一方、事務系職員の充実も図られ、平成4年度と同7年度に留学生係長と同係員が各1名定員化された。

本学への留学志願者への情報提供として、平成5年度に英文の大学概要を在外日本大使館に送付し、翌年度には留学情報の英文パンフレットを作成した。これらのパンフレットは（財）日本国際教育協会主催、文部省後援による「外国人留学生のための進学説明会」で有効に利用された。なお、この進学説明会には平成7年度の大阪会場に初参加し、以降毎年東京会場と大阪会場に参加してきた。

日本への留学希望者が自らの留学目的にあった教育機関を選択し、実りある留学を達成できるようにするため、我が国の事情や個々の大学の教育・研究上の特色等に関する的確な情報を提供することを目的として、（財）日本国際教育協会が「日本留学フ

フェア」をインドネシア、マレーシア、タイ、中国、オーストラリア等で開催していた。本学国際交流委員会留学生部会を中心に、留学生の積極的な受入れ策を検討してきた結果、この「留学フェア」に参加することになり平成6（1994）年7月2、3日開催の「'94日本留学フェア（中国・北京）」に工学部塩澤教授および学生部大平課長を派遣した。このフェアには国立大学15校、私立大学18校が参加し、また5000名を超える中国人学生が会場の北京五洲大酒店に押し寄せた。翌年同じく中国北京で開催されたフェアには教育学部松村教授と柳田留学生係長が参加した。しかし、それ以降は派遣旅費の工面が難しく参加できない状況が続いている。

本学に在学する外国人留学生・外国人研究者と大学関係者とが懇親を深め、併せて留学生間の交流を図ることを目的として、昭和62（1987）年11月20日富山県職員会館において学長主催による「外国人留学生懇談会」が開催された。留学生13名、外国人研究者2名が参加し、中国、韓国、マレーシア、ボリビアの4カ国が一堂に会し、終始和やかな雰囲気のもとに活発な意見交換が行われた。以降毎年12月に「学長主催による外国人研究者および留学生等との懇談会」が恒例行事として開催されている。最近では日本語課外補講講師や五福校下アパート組合関係者等も含めて20カ国、350名余りの参加者となり、国際色豊かな華やいた雰囲気で盛り上がりを見せている。

留学生と教職員との交流を深める目的で、各学部単位で趣向を凝らした懇談会が開催され、また、毎年秋に全学外国人留学生を対象にした見学旅行が、冬にはスキー研修旅行が催され好評を得ている。

この他、民間奨学団体等から奨学金支給の確保、（財）とやま国際センターおよび富山県世界青年友の会等の協力によるホームステイの実施、留学生交流推進会議や民間団体との連携による地域との各種国際交流事業に積極的に取り組んできた。

6 留学生指導相談室の設置

本学の外国人留学生数は平成4（1992）年5月現在118名となり、引き続き増加する見込みであり、全学的な留学生指導援助体制の体系化、総合化を図り、留学生に対する教育指導の充実発展の必要性が

認識されるに至った。平成4年5月開催の国際交流委員会留学生部会において、「国際交流センター」設置の歳出概算要求を決めた。しかし、同年7月文部省議で不採択となったため、学内措置として「留学生指導相談室」を設置すべく準備が始まった。同年12月の評議会で設置が承認され、平成5（1993）年1月22日規則が承認された。

「留学生指導相談室」の主な業務は、（1）留学生に対する日本語の課外補講、（2）留学生に対する修学・生活・異文化適応上の指導および情報提供、（3）留学生教育に必要な調査研究、（4）留学生の地域等との交流の推進および支援、（5）学生の留学、交流のために必要な情報の収集および資料の提供などである。初代留学生指導相談室長に経済学部増田教授（当時学生部長）が選出され、留学生指導相談室運営委員会が管理・運営を担当し、庶務担当は学生部学生課留学生係であった。人文・社会系共通教育棟1階の正面玄関左側に、留学生相談室（22.3㎡）、留学生談話室（57.6㎡）および指導教官室（28.8㎡）が設置され、平成5年4月28日に開室式、看板上掲式が挙行された。



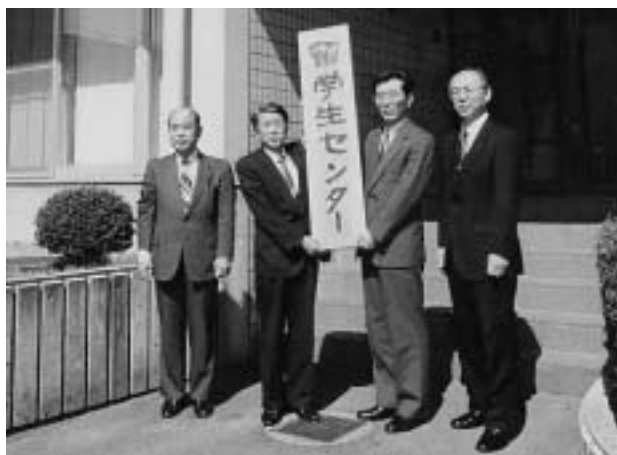
留学生指導相談室（平成5年1月）

日本語課外補講はトヤマヤボニカからの学外講師の協力を得て能力別のコースが開設され、また、相談業務には日本語・日本事情担当教官を中心に、留学生専門教育担当教官、保健管理センター教官ならびに各学部選出の教官が担当した。留学生談話室には衛星放送受信テレビ、ビデオ、パソコン等が設置され、また図書、雑誌類も順次整備された。さらに、「留学生指導相談室のしおり」が発行され、「相談室だより」が平成5年12月に創刊されて、以後平成7（1995）年10月までに6号が発行された。

7 留学生センター、国際交流会館の設置

外国人留学生が急増してきた平成4年度に学内措置で「留学生指導相談室」を設置し、留学生への対応を行ってきた。しかし、将来の見通しとして21世紀初頭において280人程度の受け入れが見込まれることから、十分な教育ならびに修学上の指導が行えないことが予想された。また、留学生に対する大学院入学前の日本語等の予備教育と修学追跡調査を行って教育的効果を高め、留学生の言語・生活習慣その他文化的背景の違いによって生ずる修学・研究上あるいは社会生活への適応上の問題に対処するため、より適切できめ細かな指導体制の確立が不可欠であった。このような現状を踏まえ、学内共同教育研究施設としての「留学生センター」を設置し、別途要求する留学生課との有機的連携のもとに、留学生に対する指導援助体制の充実と国際交流の一層の進展を図ることを目的として、歳出概算要求を平成8年度より行った。その結果平成11年度設置が認められ、大学院入学前予備教育担当教官として助教授1名、日本語・日本事情担当教官として教授および助教授各1名（教育学部の「日本語・日本事情」の教授、助教授の振替え）並びに留学生指導担当教官として教授1名が配属されることになった。また、学生部に留学生課の設置が認められた。

平成11(1999)年1月20日に第1回留学生センター設置準備委員会が開催され、以後3月末までの間に4回の委員会が開催されて、留学生センター規則、センター長および教員選考規則、既存の学内規則等の整備、センターの設置場所および施設・設備について検討が行われた。



留学生センター（平成11年4月）

平成11年4月9日に時澤学長、初代センター長に就任した塩澤工学部教授、水上事務局長らによる表札上掲式が挙行された。センターの建物は黒田講堂奥の教職員福利厚生施設を転用することになった。この建物は留学生会館として使用されていたが、平成11年3月に新しい国際交流会館が建設された後も再度留学生センターとして使用することになった。総面積390平方メートルの鉄筋コンクリート2階建ての建物はセンター長室、教官研究室2室、講義室2室、コンピュータ室、留学情報資料室、カウンセラー室、非常勤講師控室、教材開発室、談話室、センター事務室に順次改装されていった。

留学生センターの業務内容は日本語教育部門と留学生指導部門の2つである。前者は大学院入学前予備教育、学部正規留学生に対する日本語・日本事情教育、日本語課外補講、日本語教育に関する調査および研究であり、後者は外国人留学生に対する修学上および生活上の指導助言、日本人学生の海外留学に関する情報提供、留学生教育に関する調査および研究である。平成11年9月に2名の新任教官を迎えて留学生センターの活動が軌道にのり、同年10月日本語研修コースに第1期生5人を迎えた。また、地域住民と留学生との国際交流事業も積極的に行われていった。

外国人留学生数の飛躍的増加は居住環境にも変化をもたらした。教職員福利厚生施設を転用した留学生会館は手狭であり、新たな国際交流会館建設の要求は日増しに強くなっていった。一時期難航していた建設場所の問題もようやく解決し、平成11年3月に富山市金屋地区の本学自然観察実習センターの一部に国際交流会館が竣工した。壁式鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積1,554平方メートルの単身棟



国際交流会館（平成11年3月）

と家族・夫婦棟の2棟からなり、単身留学生用34室、単身研究者用5室、家族用3世帯、夫婦用7世帯に居室割当てがされた。国際交流会館運営委員会による入居者選考が行われ、同年4月に入居が開始された。

平成11年5月12日黒田講堂会議室において、国際交流会館の建物竣工記念式典・祝賀会が、文部省、富山県、富山市、県内大学および国際交流団体などの来賓と時澤学長、能登谷国際交流会館館長（当時学生部長）をはじめとする学内関係者計86名が出席して盛大に挙行された。

8 学術交流協定 その2 （マレーシア工科大学）

1980年代後半から日本企業の東南アジアを中心とする海外進出が活発となり、富山県内の企業もマレーシア、シンガポール、台湾などに工場を建設した。その中で、立山科学工業（株）はマレーシアに立山オートマシンを設立して事業の拡大を図っていた。企業の海外進出とそこにおける成功の可否に対して、地元における優秀な人材の確保と地域に密着した生産技術の確立が重要である。同社はマレーシア工科大学と連携して技術開発を推進していたが、富山大学と同大学が学術交流を実施することによってより大きな進展が得られるだろうことを期待して、平成元（1989）年春に立山科学工業（株）・水口社長は工学部を訪れた。これを受けて、同年11月マレーシア工科大学視察のために地域共同研究センター長・宮下和雄教授以下3名の教員が派遣された。訪問には水口社長並びに立山オートマシン・高村社長も同行し便宜を図って頂いた。折しも昭和58年に始まったマハテル政権の「Look East Policy」と連動し、マレーシア工科大学側も日本の大学との学術交流協定締結に積極的であった。視察団の報告をもとに工学部教授会は協定の締結について審議を開始した。しかし、本学の「大学間学術交流協定を締結するに当たっての基本的考え方」に従うと、協定大学に対して本学の複数学部が交流できることが必要であった。幸いにも「工科大学」という名前ではあったが、理学系、教育系および経済系の教育・研究分野を備えた大学であることが判明した。平成4（1992）年4月21日にヤシン副学長が本学を訪れ、多々工学部

長並びに工学部国際交流委員会が対応し、交流協定文書の詳細が検討された。同年4月27日にはサレー副学長が来校し、最終的な交流協定書案が作製された。これを受けて、全学国際交流委員会、評議会で承認を得た。小黒学長、時澤工学部長他がマレーシア工科大学を訪れ、平成5（1993）年10月31日に小黒学長とサレー副学長が日本語と英語の協定書にそれぞれ調印し、中国・遼寧大学に次ぐ2校目の大学間交流協定が成立した。



マレーシア工科大学と大学間交流協定（平成5年10月）

この協定書作成の段階でマレーシア工科大学側からは学術教育交流に関する具体的で詳細な内容を含んだ案が提案された。しかし、協定書には具体的過ぎるとの理由から、学術資料、刊行物および情報の交換、教官・研究者の交流、学生の交流、共同研究および研究集会の実施、の4項目のみが謳われた。交流協定の実施を実りあるものとするため、その後工学部とマレーシア工科大学間で詳細かつ具体的な事項の検討が行われた。平成8（1996）年8月19日に時澤工学部長他5名がマレーシア工科大学シュクダイ・キャンパスを訪れ、ヤシン副学長との間で「学術交流に関する実施要項」が締結された。その折に記念講演が塩澤工学部教授によって行われ、友好のうちに締結に伴う行事が終了した。

9 国際交流の推進

1990年代のわが国における学術水準および経済的地位の向上に伴い、学術交流・協力面での寄与を要請する気運が内外からますます増大し、学術研究分野の中核にある大学に対しては、研究者の交流、国際共同研究、学生の相互交換など、多様な分野で積

極的な役割が期待され、とりわけ発展途上国からは国造りの根幹をなす人造りに対する協力要請が強まってきた。本学における国際交流全般にわたる取り組みは同規模の国立大学と比較して充分であるとはいえない現状から、平成5（1993）年12月に小黒学長から国際交流委員会に対して「国際交流推進の方策」が諮問された。これを受けて、平成6（1994）年1月に「交流推進方策に係る検討会（プロジェクトチーム）」が発足した。3回にわたる集中審議をもとに同年3月8日に「国際交流の推進に関する答申」を学長宛に提出した。その内容は、1.「大学間協定」等の在り方について、2.研究者間の交流推進について、3.外国人留学生の受け入れについて、4.本学学生の海外留学について、5.その他、である。

協定の在り方に付いては「大学間協定」とすることのみにこだわらず、研究分野や専門領域などを勘案し、「学部間協定」や、さらに小回りの利くより小さなセクション間による協定を検討すべきであることを指摘した。この結果、各学部において積極的な交流協定の締結が行われた。大韓民国・江原大学校経営大学（経済学部、平成8（1996）年2月）、ロシア連邦・イルクーツク国立言語総合大学英語学部（人文学部、平成8年3月）、ロシア連邦・極東国立総合大学付属東洋大学（経済学部、平成8年9月）、中華人民共和国・中国人民大学計画統計学院（経済学部、平成8年12月）、中華人民共和国・山東工業大学（工学部、平成9（1997）年9月）、インド・インド科学大学（工学部、平成10（1998）年2月）、ロシア連邦・ロモノソフ・モスクワ大学計算数学および人口脳学部（工学部、平成10年4月）、ロシア連邦・モスクワ物理工科大学（大学間、平成10年4月）、中華人民共和国・大連理工大学（大学



モスクワ物理工科大学と大学間交流協定（平成10年4月）



中国遼寧大学創立40周年記念式典に出席した時澤学長（平成10年9月）

間、平成11（1999）年11月）、中華人民共和国・蘭州大学（大学間、平成11年11月）、アメリカ合衆国・バージニア大学工学・応用科学部（工学部、平成11年12月）と、平成11年度末現在で5カ国13大学・学部との交流協定が実施された。

第8節 管理運営

1 評議会

昭和28（1953）年4月、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（文部省令第11号）」が制定され、同年5月、富山大学に評議会が設置された。以来、学長を議長に、学部長、学生部長、附属図書館長および学部選出評議員により、本学の教育・研究、管理運営等、大学運営の最高審議機関として機能し、今日の富山大学を築きあげてきた。

しかし、少子高齢化の拡大、国際化、情報化、科学技術の発展、産業構造の急激な変化に伴い、高等教育に対する社会や国民の期待と要請は極めて大きく、かつ、多様なものとなり、さらに、厳しい財政状況は、国立大学の存在意義さえも問うようになってきた。大学の組織運営についても例外ではなかった。

折しも、平成10（1998）年6月、大学審議会は「21世紀の大学像と今後の改革方策について（中間まとめ）」を公表（同年10月答申）し、その中で、大学運営をより充実した機能的なものとするため、大学の組織運営体制の整備の必要性を提言した。

学長は、こうした社会の動きに対応するため、同年7月「富山大学改革推進委員会」を設置し、円

滑な組織運営の方策について、教員人事の活性化の方策について、情報公開の推進の方策についての3点について諮問を行った。平成11(1999)年3月、同委員会は、評議会の審議事項の精選を行うとともに、部局長会議を設置し、評議会審議事項の一部を同会議に委任すること、また、全学委員会の整理統合を行い、評議員の参加を義務づけること等を提言した。

2 教養教育委員会

本学では、平成5年度に大学改革を行い、教養教育と専門教育の有機的連携を図るため、教養部を廃止し、4年一貫教育を実施した。

これに伴い、教養教育の円滑な実施と全学的な調整を図るため、学長を委員長とし、学部長、学部教務委員長、学生部長、各専門委員会委員長および各部会長で構成する教養教育委員会を平成5年4月に設置した。

また、委員会に、専門的事項を担当するため、管理運営、企画、実施の各専門委員会を配置した。本委員会は、4年一貫教育における教養教育の重要性に鑑み、「カリキュラム等見直し検討小委員会」「外国語及び保健体育検討小委員会」並びに「教養教育教官負担検討小委員会」を設置し、常にカリキュラムの見直しを行うとともにより効果的な教育を行うための実施体制についても検討を重ねてきた。

平成10(1998)年4月、教養教育の実施体制、特に教養教育担当教官の確保策、教養教育と専門教育の有機的連携をより効率的に可能とする実施体制の整備について具体的な検討に入るため、「教養教育推進特別委員会」を発足させた。

3 自己点検評価委員会

平成3(1991)年に大学設置基準が改正され、自己点検評価が制度化されたことに伴い、本学でも平成4(1992)年9月、全学委員会として、学長、学部長および学内共同教育研究施設長等を構成員とする自己点検評価委員会が設置された。

委員会では、本学における点検評価の基本方針および実施基準等の策定、点検評価の実施、報告書の

作成および公表に関する事項を所掌している。

また、委員会に点検評価の具体的な事項を処理するため、教育活動、研究活動等、管理運営の各専門委員会を配置した。

委員会は、設置以来4回(平成5、6、8、10)にわたり、本学の教育・研究、管理運営等について点検評価し、報告書を公表してきており、本学の改善・改革の一翼を担っている。ましてや、「大学評価・学位授与機構」の評価事業が平成15年度から本格実施されることから、これに係る本委員会の役割は、ますます重要性を増してくるものと思われる。

4 将来計画委員会

富山大学の将来構想の検討を行うため、平成10(1998)年度第8回評議会(7月30日開催)で既存の「将来計画委員会規則」の改正が承認され、新しい委員会として活動を開始した。

委員会は、学長を委員長とし、学部長、附属図書館長、学生部長、学内共同教育研究施設長、留学生センター長、学部選出教員等で構成され、平成10年10月、第1回委員会を開催し、本学の理念・目標を見直す作業に着手した。

平成11(1999)年3月評議会で「理念」が承認・決定されたことに伴い、引き続きこの理念実現のための本学の将来像・特色についての検討に入った。

将来計画に係る基本構想を策定するための前提として、「生まれ変わる富山大学 - 21世紀の大学像を見据えて(仮題)」をまとめ、これを基本的な共通認識としての基本目標の項目立てについて審議中である。

5 国際交流委員会

昭和59(1984)年2月、教育・学術の国際交流に関する重要事項を審議し、国際交流の推進を図るため国際交流委員会が設置された。学長を委員長に学部長、附属図書館長、学生部長等で構成されていたが、その後、留学生センターが設置されたことから、平成11(1999)年4月同センター長および副センター長が委員として加わった。

昭和59(1984)年5月の中国遼寧大学との学術交流

協定の締結をはじめとし、現在5大学（遼寧大学、マレイシア工科大学、モスクワ物理工科大学、大連理工大学、蘭州大学）と大学間交流協定を締結している。

また、遼寧大学との交流促進を契機に、昭和61（1986）年9月から2年間、本学卒業生、本学職員、名誉教授および県内企業に募金を呼びかけ、昭和63（1988）年に国際交流事業基金を設置し、その有効活用により国際交流の拡大に努めている。

第9節 事務局・学生部等 事務組織の変遷

1 富山大学の設置と本部 （事務局・学生部）の発足

富山大学は、国立学校設置法の施行により、富山高等学校（富山市蓮町）、富山師範学校（富山市西田地方、終戦後、富山市五福）、富山青年師範学校（中新川郡雄山町前沢）、富山薬学専門学校（富山市奥田）、高岡工業専門学校（高岡市古定塚）の5校を包括して、昭和24（1949）年5月31日、文理学部、教育学部、薬学部、工学部の4学部で発足した。

発足以来、薬学部および和漢薬研究所（昭和49（1974）年6月7日設置）の富山医科薬科大学への移行などを経て、現在、人文学部、教育学部、経済学部、理学部および工学部ならびに人文科学、教育学、経済学、理工学の4大学院研究科、地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター、留学生センター、水素同位体科学研究センターおよび保健管理センターを有する総合大学となった。

また、富山市五福への移転・統合は、昭和21（1946）年6月の富山師範学校の立地にはじまり、教育学部分教場が昭和26（1951）年8月8日移転、経済学部（昭和28（1953）年8月1日設置）が昭和31（1956）年7月19日移転、文理学部が昭和37（1962）年3月31日移転、薬学部が昭和39（1964）年3月30日移転、工学部が昭和59（1984）年9月27日および、昭和60（1985）年9月30日に移転し完了した。

2 事務局の移転

発足当初、本部（事務局、学生部）は、富山市奥田の薬学部構内に設置。昭和33（1958）年6月17日、現在の富山市五福に庁舎を竣工し、同年6月20日に新庁舎への移転を完了した。また、昭和55（1980）年3月15日、事務局新庁舎が竣工し、既存の本部庁舎は、学生部、保健管理センターが入居した。

この間、昭和43（1968）年11月、一部学生が本部を不法占拠したため、富山市五福にある教育学部附属学校で事務を行った一時期もある。

3 事務組織の改編

（1）部制等について

発足当初の事務組織は、昭和24（1949）年6月1日実施の富山大学事務組織規程第25条「事務局に事務局長、学生部に学生部長を置く。事務局および学生部各課に課長、係長を、学部、図書館に事務長、係長を、附属学校および図書館分館に事務主任を置く」により発足した。

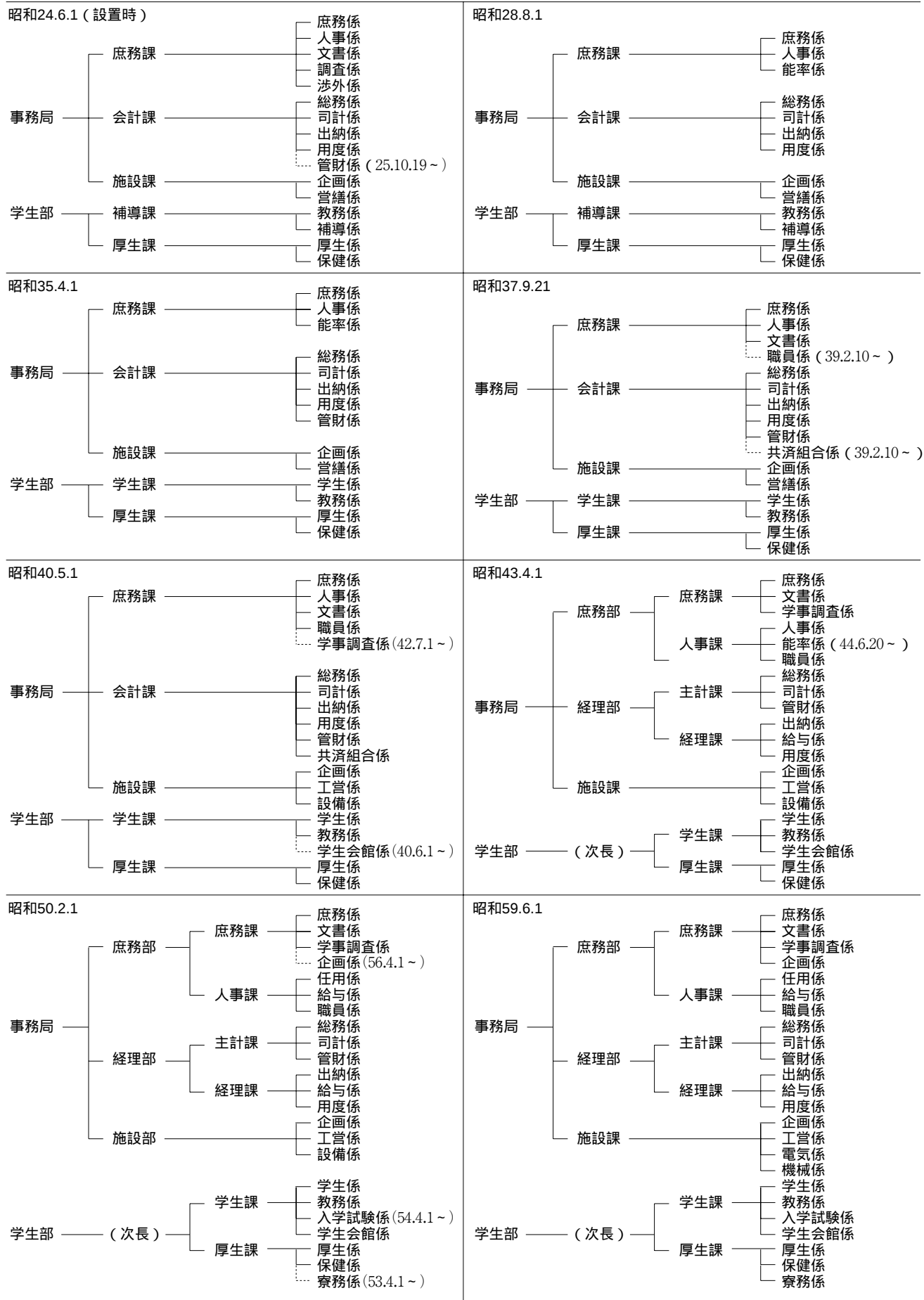
組織充実のため、部制が設けられ、昭和43（1968）年4月1日、事務局に庶務部長、経理部長が、学生部に学生部次長が配置された。また、平成7（1995）年4月1日、附属図書館に部長、課長が配置された。

その他、必要に応じて課長補佐、事務長補佐、専門員、専門職員、係長、主任が配置され現在に至っている。

（2）庶務部企画室の設置について

平成4年度末で教養部を廃止し、平成5年度から教養（一般）教育と専門教育の4年一貫教育体制を実現した。全学的な教養教育の実施組織として、教養教育委員会を設置した。また、教育研究水準の向上、大学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況についての自己点検・評価の実施組織として自己点検評価委員会を設置した。両委員会の業務を滞りなく推進するため、また、社会に開かれた大学として生涯学習を推進するための事務組織として、平成5（1993）年4月1日、企画室を設置した。

事務局組織変遷図



昭和61.4.1 事務局 庶務部 庶務課 庶務係 文書係 学事調査係 人事課 給与係 職員係 総務係 主計課 司計係 管財係 経理部 主計課 出納係 給与係 用度係 管理係 情報処理係 施設課 企画係 工営係 電気係 機械係 学生部 (次長) 学生課 総務係 学生係 教務係 厚生課 入学試験係 厚生寮務係 奨学係 保健係
--

第5章 入試制度の変遷

第1節 創立当時からの制度の変遷と問題点について

富山大学の創立は、国立学校設置法に基づき、昭和24（1949）年5月31日と定められたが、設立認可は昭和24年3月18日に下りている。また認可に先立ち、富山県あるいは旧制高等学校、専門学校等に多様な構想があった。だがそれとは別に当時のC.I.E（総司令部民間情報教育部）の要請を受けた文部省は、大学設置に関して、1県1大学等の実施計画を策定した。

富山大学は、このことにより、文理学部、教育学部、薬学部、工学部からなる複合大学として発足した（ただし富山大学は自らを総合大学と位置づけた時期とその基本方針は明らかではない）。同時に旧制高等・専門学校等の校長会は、学生受け入れの準備として、昭和24（1949）年4月入学試験管理委員会を設けた。

またこの準備とは別に、以下に述べる進学適正検査は、文部省の通達により、すでに昭和24年1月31日に実施されていた。さらに文部省は国立大学の入学者選抜試験（以下、入試と略すこともある）の実施期日を1期と2期とに区別しており、富山大学は2期校に属する通達を昭和24年3月末日に受けていた。

以上のような入試に係わる基本的事項が整うなか、富山大学入学者選抜方法は、出身学校長による調査書、進適検査成績、学力試験成績、身体検査結果を総合して合格者判定を行うことが定められた。

1 第1回富山大学入学者選抜試験

さて、初年度の2期校の入試は6月中旬に実施すべきことも文部省から提示されていた。

これにより、入試管理委員会は、正式に入学試験科目を国語、社会（一般社会、国史、東洋史、西洋

史、人文地理、時事問題）、理科（物理、化学、生物、地学）、数学（解析、幾何、幾何）、外国語（英語、ドイツ語）5教科中のそれぞれ1科目選択とすること、また試験期日は学部共通と定め、6月17日・18日の両日は学科試験、6月19日は身体検査、それぞれを各学部毎、各学部を会場とすることを定め、これを実施した。合格者発表は6月23日であった。なお身体検査は、昭和32年度から、健康診断と改められ、出身学校長提出の健康診断証明書による書面審査に替えられ、精密検査を要する者に限り健康診断が行われ、この方式が現在も行われている。

また発足時の入学定員と入学者とについては、『富山大学十五年史』を見られたい。ただし発足時からある時期までは、現在のように入学者定員を学部学科課程定員ごとに充足することを厳守しなければならぬという定めはなかった。

2 白線浪人

旧制度の高等学校生徒の卒業は昭和24（1949）年3月末日をもって終了した。ところが旧制度の大学全体の学生収容人員は、旧制度の高等学校卒業生より低く、約9,000人が進学不可能となった。これがいわゆる白線浪人である。このため国立大学協会（昭和25（1950）年7月発足）は、昭和26年度より新制度の大学第2学年に編入しうる救済措置を講じた。富山大学もまたこの決定に基づき編入試験を実施した。実施学部は文理学部（当時）、教育学部、薬学部の3学部である。

3 進学適性検査

進学適性検査（以下、進適と略）も連合国軍総司令部の勧告による。実施目的は進学希望者の高等教育修得資質の有無とそれが文系あるいは理系のいずれに適しているかを判定するためであった。また問

題作成は文部省が行った。実施は昭和23（1948）年2月旧制度の高等・専門学校等進学志望者に対してからである。ただし、この場合は、知能検査という名で行われた。進学適性検査の名称は昭和24年度は旧制度の高等・専門学校等の試験と新制度の国立大学入試から用いられた。

さて、進適は、学力検査とは別に、昭和24年1月31日都道府県を単位として、全国一斉に実施された。だがこの進適は昭和30年度から廃止された。理由は、（ア）受験生に二重の負担を課す。（イ）進適の信頼性に疑問がある。（ウ）大学側がその利用に必ずしも協力的でなかったことなどである。また当時国立大学協会・全国高等学校長協会からも進適中止の要望があった。

しかし、上述の理由で進適は廃止されたものの、文部省はいわゆる統一テストという方法を大学入試に導入することを断念はしていなかったことが注意されるべきことだろう。

また国立大学も、以下に述べるように、統一テスト（今日の大学入試センター試験）導入を、余儀なくさせる状況を、意図的であったか否かは別として、醸成させていた事実も見落とすことができないだろう。

4 入学試験期1期と2期との区別

国立大学の入試期日の1期校と2期校との区別は文部省の方針に拠ることは述べた。その区別は、1期校には旧制7帝大はじめ旧制単科大学を学部として含む大学あるいは単科大学がそのまま編成替えされた新制度の単科大学などが1期校に並び、旧制高等学校・専門学校等が昇格して大学あるいは単科大学となった都道府県の国立大学は2期校に組み入れられるというものだった。ただし、この制度は、受験生にとっては、いわゆる受験機会複数化であり、よきものだったとも言えよう。もっとも優秀な受験生は、概ね1期校に流れる傾向は、すでに当時もあったし、これはやむをえぬことである。ただ進路指導はそれほど十全でなく、学歴社会でもなかったから、進路にはそれほどこだわりがもたれなかったように思われる。

しかし、この入試制度一般は、一般的には国立大学の格差を発足時のままあるいはそれ以上のものに固定化、顕在化させる結果を生んで現在に至っている。後に見るように、今日国立大学の入試期日は前期日程と後期日程とに区別された完全な意味での受験機会複数となり、入試制度（実施日）の点においては、国立大学は平等化されたとしても。もっとも格差は、入試制度とは基本的には、別ものものだが。

また当時の2期校の入試期日は、ほぼ3月下旬などであったから、2期校に属する大学の行事日程や教員の研究などに様々な支障を与えていた。新年度の入学式は概ね4月10日だったからである。それだから、優秀な受験生が主に1期校に流れるという問題とを含む入試期日に係わる制度改善が2期校に属する諸大学から強く求められていた。そしてこの制度の改善は、下記共通第1次入学試験（現在の大学入試センター試験）が導入されたことにより実現された。とはいえ、後に見るように、国立大学の入試期日が共通に行われる制度が整い、各大学が同等の基盤の上に立って優劣を競い合う条件が確立されるまでには、受験機会の問題は紆余曲折を経ざるをえなかった。

5 共通第1次入学試験制度導入の背景

上述のように、昭和30年度から進適は廃止されたものの、大学の序列化、学歴偏重主義の浸透そして時代は国高私低の方向にあったから、受験生は国立の特定大学へ集中する傾向が生じていた。このため入試が元来は適格者を選抜するためのものとはいえ、選抜のための選抜という様相を呈し始めてもいた。そしてこのことから高等学校教育はもとよりのこと高校以下の学校教育全体が受験準備教育体制に組み込まれ、人間教育という教育本来の目的が等閑視されるなど、大学入試は学校教育に様々な弊害をもたらした。多くの受験生は何回もの浪人を経験せざるをえぬこと、入試問題のいわゆる難問奇問化も生じ始めだした。

このような事情から、文部省は、大学に自主的改善を求めることとは別に、進適廃止と同時に大学の入学者選抜制度の改革を意図していた。さしあたり

は、いわゆる能研テストと言われるものの出現である。

すなわち文部省は、大学入学者選抜制度改善のための共通客観的テストの研究・作成・実施の方針をとり、昭和38（1963）年1月財団法人「能力開発研究所」を設置した。これが能研テストだが、これは（1）学力テスト、（2）進学適性テスト、（3）職業適応能力テストの3種に分けられる。そしてこれら能研テストのうち、学力テストと進学適性テストは6回、職業テストが5回行われた。テストに参加した高校生は延べ403万人に達している。

ところで文部省は、昭和42年度大学入学者選抜時からこの能研テストを大学入学者選抜方法の改善として各大学が行う学力検査などに加えて利用することに努力を傾けたが、このことに対する大学側の態度が極めて消極的であるため、各都道府県教育委員会や全国高等学校長協会などの熱心な協力にかかわらず、能研テストの受験者数は減少の一途を辿り、昭和43（1968）年能力開発研究所のテスト事業は廃止となった。ちなみにこの能力開発研究所理事長は森戸辰男であった。他方この種の教育に対する疑問が次第に高まり、廃止前の昭和42（1967）年2月国際キリスト教大学の学生たちは、このテスト採用に反対して大学本館を占拠、大学は能研テスト不採用を決定し、学長が辞任するという事態までを招いたものである。

ところが、上に少し言及したように、この間、国立大学への進学者増に伴い、各大学の入学者選抜試験は上述のような難問奇問を生みだし始め、学校教育に重大な悪影響を及ぼすに至った。文部省も各大学に公正・妥当な入試が実施されるよう指導・助言に努めだした。

昭和40年代の大学紛争（1968～1970）が終焉し始めた時期、大学・学部によっては小論文・面接を実施するところもあり、文部省の指導により「入学者選抜方法研究委員会」が設置されだしてきた。富山大学は昭和39（1964）年にこの委員会を発足させている。

ところで、この「入学者選抜方法研究委員会」は、その主旨においては、各大学が自主的に入試方法を創意工夫して、通常の学校教育を終えた進学希望者

から資質ある入学者を選抜する方法を見出し、それを各学部が入試方法に取り入れるというものであったろう。しかし、入試の実施主体は、各学部教授会であるということ、また委員は交替するという大学の制度上の制約も加わり、富山大学においても、この委員会は十分に機能せず、形式上の委員会ではないというのが実情である。また国大協という組織体も学長による構成という性格上、入試方法改善の任を果たしうる能力を欠くのもいたし方ないことだろう。後述のように、入試方法の改変がすべて文部省主導によるのも必然と見るほかない。

6 入学定員について

入学定員は学部学科・課程ごとに定められているが、ここで取り上げるのは、規則が定めている入学定員ではなく、許可されて入学する入学者数のことである。昭和24年度から暫くの間は、各学部は、合格者判定会議において、総合成績の基準を定め、入学志望者の成績が基準に達していない場合、学科・課程ごとの定員充足を必ずしも必要としないことも許されていた。

ところが、文部省は昭和36（1961）年のころから各国立大学に定員充足のことを通達したと推定されるし、さらに学科・課程等の入学定員が厳守されるべきものであることは、受験機会複数化実施の昭和62（1987）年に至って改めて明確になった。したがって結果として学部入学者数が学部入学定員を越えることになっても、学科・課程等の定員充足が優先するということになるわけである。

学科・課程等の定員充足は、国立という大学の置かれた立場から見れば、当然のことであるかもしれない。が同時にこの問題は、予想を越えた事態をも惹き起こすことになった。

この問題に付随する事からとして、昭和42（1967）年教養部制が発足し、それが廃止される（平成5年）までの間、富山大学においても、学部入学定員を入学者が越えた場合は、教養部にそのことについての了解を求める必要があった。しかしそれはそれとしておこう。むしろ予想を越えた問題というのは、暫くの間だったとは言え、欠員補充に係わる事からである。

昭和61年度までは、入学辞退者が多数にのぼったにしても、大学あるいは教授会は合格者発表の時点において、発表補欠者と未発表補欠者を予め用意しておくことができたから、定員補充は、時間を要する場合があったとしても、機械的にその作業を進めてさえいけばよかったし、この種の問題はマスコミ関係者の関心事でもなかった。

だが、入試制度が受験機会複数化に改められたことにより、その制度上、補欠者の用意という措置は、不可能になり、後にも触れるが、共通一次試験（今日の大学入試センター試験）が内蔵する重大な欠陥がもたらす大学序列化が一層顕在化し、明確になる入学辞退者（欠員者）数はマスコミの格好の取材の対象となった。もとより旧制度下における国立大学と新制度の学制の下で発足した諸大学の間に格差のあるのは当然の事実である。しかしそれ故の大学の個性化であり、独自性というものだろう。地方大学にはそれとしての役割もあるわけだから、本来的に考えれば、欠員者数云々は、問題とされるほどの性質のものでもないはずのものである。またそのことは本項目の事がらではなく、それは措くこととする。

問題は、国立大学の序列化、格付——厳密に考えれば、受験市場価格というものだろうが——のことである。というのは、当初の共通1次試験は、国立大志望者だけに適用されたものだが、コンピュータによる採点であり、また受験生の得点の順位化もすべて可能である。それゆえどの程度の得点者がどの大学あるいはどの大学の何学部に入學したか、また入學しうるか一目瞭然となる事態が発生したからである。すなわち国立大学志望者の動向という視点から見れば、そのことが大学評価の一つの基準となるわけである。言われる大学の序列化、格付けはこのようにしても生まれた。

また昭和50年後半ごろから、時代は、官高私低から私高官低へと変動し始めていたし、さらにそのことを支える日本の大きな社会構造でもある一極集中化現象が徐々に加速されつつあるという事態が大学志望者の動向を大きく左右もしていた。

叙述を元に戻そう。受験機会複数化実施に伴って上述の入学辞退者数が一挙に浮上した。初年度は事態を予想することができたし、対策を講ずることも

できた。また幸い入学辞退者数、いわゆる欠員数は、まだマスコミの関心事にはなっていなかった。しかし平成3（1991）年ころから欠員者数がマスコミの関心を誘い、このことが大きく報道され始めたと言えよう。

客観的に考えれば、このような現象は富山大学がもつ能力、実態とは別なことだが、上述の社会現象の推移と相俟って大学志望者は首都圏や大都市圏へ流れる傾向が一層顕著になりだしたという事情もあり、富山大学の入学辞退者数が急増、欠員者数は全国国立大学中第1位、2位を占めることが報ぜられもした。

さて、欠員者数が上位を占めるということは、格付けにおいて必ずしも上位に位置しえない富山大学が高校の進路指導により富山大学に合格した受験生からさえ見捨てられることを意味するわけだから、受験産業・受験市場価値の低さを富山大学はまざまざと見せつけられたということになったのである。

そしてつけ加えておかねばならないのは、入学者数を定員ごとに埋めることの難行苦行のことである。この作業を担当するのは、学生部を中心とする事務職員である。担当職員はまことに辛酸をなめざるをえなかった。それは、欠員補充の対象者がすでに私大や技術系短大あるいは専門教育機関の方を選択していたことによる更なる追跡を余儀なくさせられることや入学の承諾を得ることの煩雑さなどに伴うみじめさの経験である。敢えて言えば、市場価値の低さを関係事務職員だけが実感していたのであり、教員はこのような事態に関知しようともせず、悠然としていたのではなかったか。

しかし、この種の問題も、後に見るように、受験機会複数化の手直しや入試方法の多様化などによって、現在ではほぼ解消されている、と言ってよいだろう。

7 1期2期制の廃止と共通1次試験

入学者選抜試験期の改善と入学者選抜試験問題の適正化という課題に国大協が取り組み始めたのは、大学紛争が終息した後の昭和48（1973）年ころからであったと記憶する。各大学学部・教養部に対してアンケート調査を行うなどしたのち、国大協は受験

機会を1回だけとし、すべての国立大学は同一期日に入学者選抜試験を実施することを定めた。またこの場合の入試方法は2様に区別され、両者の組み合わせによって入学者の選抜を行うというものである。第1は、すべての国立大学入学志望者に対してこの共通1次試験を課す、第2は、各大学・学部がそれとは別な仕方で個別試験を行う。そして合格者の判定は両者の組み合わせによるというものである。

ところで、この共通1次試験は、受験生が高等学校において学習した成果の到達度の測定が目的だと謳われていた。またそれ故に各大学・学部が実施する個別試験(2次試験)は、選抜することを目的とするのだから、それぞれがもつ特性に応じたものを受験生に課するという方法をとるだけでよいことになる。したがって、この新しい入試方法の目的に則する選抜の仕方は、論理的には、2段階選抜の実施ということになるはずのものである。

ところが、この2段階選抜の場合、共通1次試験によって学習の到達が低いと判定された受験生は、この段階でふるい落とされることになる。志望していた大学・学部の受験を断念せざるを得なくなるわけである。本来大学教育が正常に機能し、国や社会の付託にこたえるにはまことにこの措置は適切であると言えよう。各大学・学部は選抜が十分に行いうる範囲内に受験生の数を絞って選抜を行えばよいわけだから。

また共通1次試験によって目的とする大学・学部の受験を断念させられた受験生は、高校時代の学習度の再調整を行ってかかれればそれでよいはずのもの



初の共通一次試験1日目が終わりに、ほっとした表情でキャンパスを出る受験生(昭和54年1月13日)
(北日本新聞社提供)

でもある。選抜とはまた競争のことだから、受験生に同情を介入させることは許されるべきものではないだろう。

しかしながら、日本の社会やマスコミ・世論という余りにも強い圧力により文部省と多くの大学・学部は寄り切られてしまった。いわゆる足切りは、受験生に玄關払いをくわせるもので、まことに非情であり、受験機会均等にも反するものだという単なる感情論に。

したがって、足腰の強い一部大学や学部を除く多くの大学は、本来全く異質である2様の試験の総点を合計する総合得点の順位によって合格者を判定する方法をとることを余儀なくされたものである。

またそれゆえに、多くの大学が採用せざるを得なかった後者の方法により、入試制度が大きく混乱した。もっともこの問題は、実施方法の改善と入試方法の多様化によって解決されたかに見受けられるものの、共通1次試験がもつ本来の性格、すなわち高校教育の到達度を測定するものにすぎない試験が合格者の判定に直接利用されている限り——大学入試センター試験に名称が変更されているとは言え——問題の解決には至っていない、むしろ逆に、この後者の方法の浸透と普及は、今日学校教育を完全に崩壊させてしまった、と断言しても、それは誤りとはいえないだろう。なおこのことについては、本節の終わりで重ねて触れる。

さて、文部省は、国大協に属する機関として、大学入試センターを設置した。この機関は共通1次試験の問題作成と採点および受験者の得点を受験生が志願する各大学へ通告するものだし、採点はコンピュータにより行うことから、解答はすべてマークシート方式による。またこの新しい入試方法の実施は、昭和54年度からである。

なお上に共通1次試験が教育全体に重大な問題を残すに至ったことは後に取り上げると述べた。が、それとは別な問題に、上記の試験が実施されて初めて気付かざるをえないものがあった。

それは、両者の得点を合計して合格者を判定する場合の問題なのである。共通1次試験科目は6教科5科目(実質的には)、これに対して2次試験の科目数を同じとすることは、受験生の負担等を考えた

場合、無理である。自ずから後者の科目数は限定せざるをえなくなる。そうすると共通1次試験の成績によって受験生の順位が確定されて、2次試験は実質的に無意味になるという事実の判明という問題である。富山大学においてもなんとかこのような事態を阻止して、2次試験を生かすことに努めたものの、全体的に見れば、それもまた虚しい試みにすぎなかった、と言える。

入学試験を大学外の組織体が行うという考え方も可能かもしれない。しかし、現実的には、入学試験もまたそれぞれの大学・学部教育の一環をなしているはずのものである。2次試験の実施上の意味がほとんど見られず、単なる名目的なものにすぎなくなったとしても、大学は個別試験（2次試験）を放棄することが許されないという問題を抱えてしまったと言わねばならないのである。

補述

富山大学は、共通1次試験（大学入試センター試験）と個別試験の得点を合計して合格者を判定する方法をとっている。また両者の得点を均等化したり、得点差を減少させる方法を講じたり、前者の科目数を3教科目、個別試験（個別学力試験）の教科目を2教科程度にとどめるなど、さらに受験日程が前期日程、後期日程に変更されることに伴って、2種の試験の組み合わせ方に工夫を施すなどしている。

要は、大学・学部が行う個別試験の比重を高めようとする試みである。とは言え、後期日程の個別試験を大学入試センター試験に替えて合格者の判定を行っている学科もある。入試方法の多様化による異質な学生を確保する試み、と見ることもできよう。しかし、このことも後に取り上げることだが、特別選抜方法を含めての入試方法の多様化、および平成5年度の教養部制廃止の頃からの管理業務の複雑化に係わる教員の業務負担などは、教員が本来最も集中的に用いるべき教育研究用の時間の極度の減少と持ち時間の寸断をもたらしているし、そのことは同時に教員の教育研究の質の低下を招きかねないと危惧もされるのである。かような視点からみれば入学者の選抜が大学教育の一環だとしても、現状においては、学部が個別試験を大学入試センター試験に替えることもやむをえぬ措置と見なければならぬか

もしれない。

さらに、なおつけ加えておかなければならないことは、両者の組み合わせを前提としての入試方法の多様化は、総じて、入学生の基礎学力の低下という事態を招いていることについてである。

8 受験機会の複数化

昭和54年度から始められた国立大学の第2次試験期日の斉一は、富山大学にとっては様々な点においてまことに適切なものだった。国立大学が同一線上において受験生を選抜できる制度が確立されたこと、学生受け入れと新学期の準備などに係わる事務の煩雑さの解消、試験期日が3月上旬であることから教員の新学期に備える教育上の準備や研究のための時間をまとめてもつことができるようになったことなどからである。

ところが、受験生やその父兄たち、そしてマスメディアは、1回限りの受験機会は、非情だという声が続出しはじめた。また当時の首相中曽根康弘は、自らの見解を「天の声」だと称して、1回だけの受験機会の改変を迫った。いわゆる受験機会複数化が「天の声」を中心とする世論・マスメディアによって強く求められたということである。

昭和58（1983）年ごろ国大協は、受験機会複数化の問題を検討し始めた。その時期国大協が各大学長宛に求めたアンケートに対して、柳田学長（当時）は、受験機会複数化には反対の旨の回答を提出した。それは、すでに昭和50年代ころから高校の進路指導は、正確なものになっていた。また共通1次試験実施と同時に国大協は、「自己採点制度」——受験生が、共通1次試験の成績を、大学入試センターから発表される「正解」、「配点」から「自己採点」などして、第2次試験の出願大学・学部を決定する方式——がとり入れられたことに拠り、高校の進路指導はその精度を一層高めていた。したがって受験回数を増すことは、受験生にとっても全く無意味なものの、と見られたからである。さらに、上述のように、教員の教育研究のための時間の確保、事務職員の事務量の無益な増加の阻止ということも顧慮されてのことだった。受験機会複数化論は、単なる感情論ではないものだったのである。しかしながら、意外

というべきかもしれない。大多数の学長回答は、受験機会複数化に賛成であったし、この結果に基づき、受験機会複数化が確実に実施の運びに至ることになった。

さて、昭和60（1985）年になって、国大協は受験機会複数化の具体的検討を始めた。複数化とは、国立大学全体の入試期日を二分するというものだが、その区分の仕方に関して検討が重ねられたが、意見の統一を見ることができず、具体案の策定は旧帝大の学長に委ねられた。しかしここにおいても合意は見出されなかった。入試時期の問題は、各大学の利害に係わるものだから、利害の一致を見ないのは当然のことだろう。7大学の学長会議が苦肉の策として編み出したのが箱根山を境として、東に属する旧帝大をBグループ（北大・東北大・東大）、西に属する旧帝大をAグループ（名大・京大・阪大・九大）に分割する。ついで、この分割を軸とした、各旧帝大所在地域、つまり北海道地区、東北地区、関東・甲信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中・四国地区（広島大）、九州地区をさらに中心軸として、その地区の国立大をA・Bの日程に分ける方法をとることが決定された。

昭和61（1986）年4月東海北陸地区学長会議（信州大学長オブザーバー参加）が名古屋大においてもたれた（各大学学生部長随行）。この会議（議長名古屋大学長）に提示された案は、以下のとおりである。

Aグループ：名古屋大、岐阜大、豊橋技術大、愛知教育大、金沢大、福井医大。

Bグループ：静大、浜松医大、三重大、名工大、富山大、福井大、富山医薬大。

この会議もまことに揉めた。愛知教育大、富山大、富山医薬大がこのグループ分けに異論をもった。とりわけ大井信一富山大学長（当時）は、原案を上意下達的・強制的にみごとな仕方を通そうとする議長と激しく対立した。しかし結局、原案は変更されず、グルーピングは固定しないことを条件として、承認された。

富山大学の学内手続

受験機会複数化に係わる富山大学の学内手続きも

また、東海北陸地区学長会議と同様、上意下達方式をとらざるをえなかった。大学執行部は、上記の議長のごとく権力型ではないから、各学部教養部の説得に腐心しながら、合意を得るための手続を進めた。具体的実施案は、「入学試験方法検討委員会」、「評議会」に諮られた。2つの会議において各学部教養部とも原案に強く反対した。学長が東海北陸地区学長会議で開陳した主張と同じものを逆に学内において受ける立場に立ったものである。反対論の主張は、金沢大と富山大との入試期日が異なることについてである。受験生の市場価格は、金沢大が上位に位置する。優秀な受験生が金沢大に流れるとする理由は妥当だ、と受け止めるほかならう。議長（学長）は、グルーピングは固定化されないことの条件が厳守されることへの理解に努め、説得により原案の承認をとりつけることができた。

付記

蛇足だが、この時期NHKが富山大学と兵庫県立姫路西高等学校とを受験機会複数化についての取材の対象にしたことを誌しておく。

受験機会複数化を柱とする入試方法の改革は、改革元年とも呼ばれ社会の大きな関心を呼んだ。NHKもこの問題取材する計画を立てた。この申し入れを学生部が受けたのが昭和61（1986）年12月3日。この申し入れに困惑もしたし、辞退することも考えた。だが、NHKは公共放送でもあり、またこの事に係わる大学の実態を多くの人々に知ってもらうことも大切だ、と判断して申し入れを受けた。学生部学生課入試係を中心とした関係者が取材に協力したのは、この日から翌年の3月27日の放映の間までであり、多忙を極めた。NHKはこれをNHK特集として昭和62年3月27日午後8時から45分間全国に放映した。タイトルは「検証・国公立大新入試制度」

ところで、この協力において、学生部が最も重点を置いたのは、既述のように、補欠者を予め確保する措置を講ずることのできなくなったことによる、入学辞退者の予測についてであった。そしてこの予測に関しては、受験産業に依頼せず、独自に行う方針をとった。富山大学に本当に入学したいと考えている受験生がどの程度であり、合格したとしても他大学などに流れる合格者がどの程度になるか、可能

な限り正確な数値を出し、これに基づいて各学部が学科・課程定員を越えてどの程度合格者数を割り出せばよいかおよその数値を弾き出して、各学部に協力を求め、入学辞退者を最少限に留めることが何よりも肝要なことだったからである。

従来の資料を手がかりにしながら、幾つかの高校にも直接出向きもしたし、様々な方法で情報入手に努めた。幸い入学辞退者の予測はそれほどはずれず、欠員補充の作業もスムーズに運ぶことができた。そしてこれらのことを通して知ったことは、受験産業なしには学校教育が存立しえないという実態、さらに大学もまた受験産業の力に与ることがなければ、入試業務を遂行しえないという事実だった。受験産業への挑戦も見事な敗北であり、そのもつ実力には頭を下げざるをえなかった。

いずれにしても、学校教育と受験産業との極めて深い繋がりを知りえたことは、貴重であった。敢えて、そのことをここに誌すしておくことにしたものである。

また、富山大学学生部に、すでに早く入学主幹制度導入のことが浮上していたものの、この制度は認めていなかった。しかし、これを機会に、今後の入試業務にかかる比重を考えた場合、学生課入試係を入学主幹（現在の入試課）に変えることもやむなし、と考えて、昭和62年度からこれを取り入れることにした。

補述

旧制7帝大を箱根の山を境にして東西に分割することの考え方、いわゆる受験機会複数化には富大は当初から反対だったことに触れた。ところが、これが実施された後、このA・B日程方式に徹底的に反対したのは京都大学法学部だった。

制度的原則に即すれば、国立大の入学選抜試験の実施主体は、学部だから、当該大学といえどもその学部の異論を抑えることができない。学部が単独で入試を実施すると主張すれば、そのことも可能なのである。

この時期の受験機会複数化方式は、事後選択制を採っていたから、A・B両日程の大学・学部合格した受験生は、希望する大学・学部に入学することができた。そのことにより、東大法学部と京大法学

部のいずれにも合格した受験生は、東大法学部を選んだし、京大法学部には大量の欠員が生じてしまった。またそのことは、大学間の序列においての東大の優位性を際立たせてしまったものであり、京大法学部にとっては屈辱的出来事だったろう。京大法学部は敢えてA日程へのグルーピングへの移行を表明した。国大協の受験機会複数化は、発足と同時に大きな暗礁に乗り上げてしまった。

またさらにこの方式は、同種類の異なる大学・学部を受験することはできるが、同一大学の同一学部を2回は受験することができない点においても、十分な意味での受験機会複数化ではない。なぜなら、もしある大学あるいはある学部がすぐれた特色をもつものだとすれば、ぜひその学部に入学を希望する受験生があってもよく、そしてそのような受験生に当該学部を受験する機会を2回与えるようにすることが、受験機会複数化の中に含まれていなければならないからである。これは、受験機会複数化を、理論的に見てのことだが、それにしても国大協は、早速受験機会複数化発足と同時にその複数化方式の手直しを迫られたわけである。

9 分離分割方式と連続方式

昭和63年度からの入試に早速新しい方式も導入された。それが「分離分割方式」である。分離は入試期日を前期日程と後期日程とに割り振ることだが、このことに学部入学定員も2分されて振り当てられる点が分割である。この方式により、同一大学・学部は2回入学試験を実施することになる。これに対してA日程かB日程のいずれかに属して1回だけ入学試験を実施する呼称は「連続方式」に改められた。

したがって、両方式を組み合わせれば、4通りの組み合わせから選択が可能になる。1例を挙げれば、分離分割前期日程と連続方式B日程というように。またその故に、入試の仕組の様変わりや、世間は「猫の目の入試改革」揶揄もした。この時期富山大学は、そのまま連続方式を採っていた。

ところで分離分割方式は、同一学部の入学定員を前期と後期とに2分して、2回の入学試験を行うものである。そしてこの方式の場合事後選択制は認め

られない。また文部省は、当該学部が定員を余り多く前期に割り振らないよう指示しているものの、学部がより多くの定員を振り当てれば、それだけ優秀と見られる受験生を確保できる利点がある。分離分割方式の場合、上述のように前期日程の試験や連続方式B日程の大学・学部への併願はできるが、前期日程の試験に合格した場合、B日程の試験時期までに入学手続を終えておく必要がある。仮にB日程の試験に合格したとしても、前期日程の合格者は、B日程の大学・学部への入学資格は消滅するからである。

したがって、この年から京都大学などは早速分離分割方式を採用したのに対して、東京大学等は連続方式を続けたものの、東大は、逆にこんどは定員割れに陥った。このようなことから、ほとどの大学が分離分割方式に移行することになったものである。

10 分離分割方式

富山大学が連続方式を分離分割方式に切り換えたのは、平成4年度からである。ただし、経済学部夜間主コースは平成5年度から、教育学部中学校教員養成課程は、平成7年度から、これを取り入れた。

さて、分離分割方式の仕組みは前節で触れた。またこの方式は、各大学・学部が入試を2回実施するのだから、もし真の意味で大学・学部が個性化され、独自性を持つことになれば、そして受験生も学歴にかかわらず、自分の特質に適していると思われる大学・学部を選択することが実現されうるものだとしたら、上述のように分離分割方式の入試は、その限りにおいては、道理にかなっていよう。しかしながら、この制度は、大学側の負担を余りにも大きなものにさせすぎるところに難点をもつ。

また、この時期から、共通1次試験は、大学入試センター試験という名称になり、文部省は鋭意公立大学のこれへの参加を呼びかけたりしたことにより、この制度の利用は、国公私の大学にも取り入れられてきた。平成10年度少子化現象に伴い、大学入試センター試験の受験者は、50万人台と下降し始めたものの、平成9年度には60万余の受験生がこれに参加したということである。

以上のように、分離分割方式は、前期日程、後期

日程とも2次試験とも呼ばれて、国立大学のすべてがこの方式により、またこれに大学入試センター試験の得点を組み合わせて、入学者選抜試験を実施している。ただし、幾つかの大学と学部とは、大学入試センター試験を2段階選抜、いわゆる足切りとして利用している。

ところで、ここで分離分割方式と後述の入試方法の多様化とに係わる問題に言及しておこう。

この分離分割方式においては、入学定員自体前期日程などで77%の入学者が確保されており、これは一種の「まやかし」だという批判もある。この批判は、同一学部の定員は均等に2分されるべきだという考えに拠る。ここでは更に広い視点から問題点に触れておく。

さて、上に前期日程などにおいて、77%の入学生が確保されていると述べた。文部省も余り大きな偏りが生じないことを命じているが、一般的には7対3の比率である。平成10年度の人文学部の定員配分を拾ってみよう。学部入学定員205名。前期日程135名、後期日程47名、推薦入学20名（なお、これまで推薦枠が30%までとされていたが、平成12年度から50%まで広げてよいとされることに改められるとのことである）社会人特別選抜3名、計205名である。後期日程の2次試験で入学する学生は47名。一見して明白だろう。受験機会複数化は名目だけで、実質的には、受験機会複数化は、崩れ去っていることが。受験生の立場からすれば、後期日程の試験は、単なる「すべり止め」にすぎない意味しか持たない。昭和50年代（1978～1985）国立大学の入学者選抜試験が同一期日1回であったことと、どこに相違があるのだろう。様々な事情を考えれば、受験機会複数化が形骸化するのもまた自然なことではなかろうか。

いまひとつひるがえって考えるに、入試は当の大学が自負しうる程に優れたものでなければならず、大学もまた入試問題作成に最大の力を注ぐ必要がある。なぜなら、大学教育は入学生の学力からスタートするからである。

また入試問題の作成は、教員の責務の一つである。と同時に教員には、そのこととは別に既述のように、それぞれ教育研究の責務がある。さらに加えておけ

ば、大学が自治を主張する限り、教員は管理上の業務の責任も負うものである。そうだとすれば、後者2つが片手間の仕事ではないと同じように、前者、すなわち入試問題が優れたものであるためには、関係教員はそのために十分な時間と準備とを必要とするはずのものであろう。

ところが、現状のように、大学が2回の選抜試験を実施すること、推薦入学、社会人特別選抜などの多様な入試方法、さらに大学院入試を数えれば、事務職員はもとより、教員の入試業務に費される時間は余りにも多すぎる。総じて教員が本来最もそれに集中して持つべき研究教育にあてがう時間が寸断されれば、教員の質もまた自ずから低下するのは必定である。そしてそのことは、また入試問題作成に、連動するはずのものでもある。つまり入学する学生の知的水準の低さを必然的に招来するという事実である。そしてそのことは、それを基点としてスタートするはずの授業の不成立を示すものだし、それを大学教育の荒廃と呼んでもよいだろう。それは、昭和50年代から60年代初めにかけての学園の荒廃とは異質のものであり、最も憂うべきものではなからうか。

入試制度の問題は、とりわけ学生の初年度からの教育に深く関係するものでもある。12の「残された問題」で、事さらに限る限度内でそのことに言及しておく。

11 入試方法の多様化

富山大学は早くから経営短期大学を併設していたが、昭和61年度をもってこれが廃止され、併せて昭和61年度の経済学部改組により、経営短期大学部は新しく「夜間主コース」として学部組織の中へ組み入れられた。また経済学部は改組に先立つ、昭和58年度すでに推薦入学制度を取り入れていたが、夜間主コースについては、選抜は大学入試センター試験を主とし、これに発足時採用していた推薦入学を社会人特別選抜に切り換えている。

なお名称などのことだが、入学者選抜試験は、大きくは一般選抜と特別選抜とに区分されている。そのうち特別選抜は、推薦入学、帰国子女特別選抜、社会人特別選抜を含む。かつこの特別選抜には大学

入試センター試験は課さず（人文学部は別だが）、小論文・面接による方法が実施される。さらに別に工学部に関しては、上記とは別に、専門学校・総合学科卒業生選抜（各学科2名・定員内）が行われている。また短期大学などからの3年次編入学の措置も学部で検討されはじめている（平成9年から）。

さて再び戻って、一般選抜のうちの個別学力検査などに言及すれば、経済学部夜間主コースを除く、各学部の入試方法は、大学入試センター試験の利用の仕方と個別学力検査などとの組み合わせ方が多様である。それらの叙述は割愛する。しかし一般的に言えることは、既述の繰り返しだとしても（前・後期日程を通して）大学入試センター試験成績の比重が大きすぎるということである。

また学部が個別学力検査を別に課すとしても、大学入試センター試験の相関が高いことである。（このことは、共通1次試験が実施されたときから、各大学の調査などによって明らかにされていたことだが。）更に受験生の負担などを顧慮して、個別学力検査科目数は、人文学部が国語・外国語2科目（前期日程）に限定するということに、少数の科目数である。したがって、すでに触れているように、大学入試センター試験の得点順位が個別学力検査の成績によって逆転することがそれほど多くない。ただし、教育学部芸術・体育系、生涯スポーツコースの後期日程、理学部数学科（前期日程）のように、両者の配点を等しくしたり、また配点比率に大きな差が生じないように工夫している学部もある。しかし逆に、理学部地球学科、工学部電気電子システム工学科・機械知能システム工学科・知能情報工学科のように後期日程の入試には、個別学力検査を課さず、大学入試センター試験の成績のみで合格者を判定する学科もある。

大学入試センター試験が現在のような仕方で、利用されている限り、入試方法の多様化もまた形式的なものにとどまるだろう。これは、先にも言及し、後にも若干触れるが、背後に学校教育全体の問題があることによる。

ちなみに、入試の日程と学部定員の区分けとを挙げておこう。試験期日（平成10年度）は、大学入試センター試験1月17・18日。前期日程2月25日、後

期日程 3 月 12 日。推薦入学試験、人文学部 1 月 21 日、他学部 12 月 3 日。また、学部定員は、各学部、学科定員毎であり、教育学部に関しては、学校教育教員養成課程に属する 5 つの系、総合教育課程に属する 3 つのコース毎に入学定員が配分されている（平成 10 年度）。

12 残された問題

新教育制度の下に発足した富山大学の入学者選抜制度と方法は、富山大学が 2 期校に属すること、および合格者選抜方法は、学部ごとの学力検査、内申書、身体検査、進学適性検査の総合成績によるとして、合格者の判定をするというものであった。

しかし見てきたように、入試制度やその方法は様々な問題を抱えるものであったことから、紆余曲折を経て現在のものになっている。ただ、紆余曲折を経た歳月は、50 年、半世紀間もの月日が費やされている。それは富山大学が国立大学であり、したがって入学者選抜問題は、1 大学の事項ではなく、全国立大学の共通事項でもあることとこの問題は国の文教政策が大きく関与していることに拠る。そしてさらに言うことは、入試制度に様々な改正が試みられてきたにもかかわらず、その改正によってもたらされているものは、入試制度が単に錯雑したものになっただけだということ、および大学教育を含め学校教育の質の著しい低下と乱れが小学校から大学教育全体に及んでいるという現実だけだろう。

以下総括ということで、繰り返しも含むが、問題を整理しながら、解決の方向を探って見る。

（1）入試回数の多さ

入学者選抜試験の回数のことだが、大学入試センター試験、2 次学力検査前期と後期、推薦入学、社会人特別選抜、私費外国人留学生選抜、（帰国子女特別選抜は除く）、そしてこれに大学院入試を加えれば、学部が実施する試験回数は 7 回である。これは余りにも多い回数だと言わなければならない。

そしてこの業務に携わる職員はもとよりだが、教員もである。そして教員には、入学者選抜試験において最も大切な問題作成という責務がある。また教員はこれとは別に研究と教育の仕事をもつものであ

る。選抜試験問題作成と研究・教育のいずれもが、片手間でなしうるものではない。そうであるにもかかわらず、そしてそれはやむをえぬことだとしても、入試業務に費す時間とそれに注がねばならぬエネルギーは余りにも大きすぎる。本来教員は自己研鑽（研究・教育）のために何よりも時間がつねに確保されるという環境、条件におかれている必要があるはずであろう。

（2）大学入試センター試験について

大学入試センター試験がもつ限界については、これが共通 1 次試験と呼ばれて実施された時期、この試験に関与した教員であれば、誰もその限界について気付き、驚きもしたのであろう。解答がマークシート方式であり、採点がコンピュータによるものであることについて。さらに突き詰めれば、この試験には受験生のもつ多様な資質の 1 つの側面を単なる量に還元し、それを数値で測る点に大きな限界がある。

この項の冒頭に誌した入試制度の変遷に関して、補足しておこう。大学入試センター試験は、その由来を進適にもつ、と推定するほかはなからう。顧みればそれが能研テストを経て、共通 1 次試験、大学入試センター試験に連なるものだし、このテストの主体は、国大協だが、それは隠れ蓑にすぎず、すべては国の指導による。したがって入試は、大学教育の一環だという視点に立てば、大学教育への国の関与は、たとえ国立大の設置者は、国だとしても、余りにも大きすぎる。入試制度、その方法までもが国の管理下におかれていては、大学の自主的改革はもとより、優れた人材育成への道はほど遠いのではなかろうか。

（3）少子化時代に至って

少子化時代に差し掛っているにもかかわらず、国立大学に公私立の大学を加えると、大学数は 600 校に及ぶ。学部定員は必ず埋めることという原則から見れば、何よりもまず定員充足が必須のことになる。それは、特定の大学を除き入り口を限りなく易しくすることにおいてのみ可能である。加えて大学入試センター試験は、アラカルト方式でもある。かつま

た、入試は推薦入学や小論文、面接など多様な方法をも取り入れている。そしてさらに注意すべきことは、平成15(2003)年から高校の学習指導要領が改定されることである。そうなれば、益々入学する学生の大学教育を学習する能力の更なる低下とバラツキが予想される。すなわち、量の増加は、質の低下を招くこと必定だということである。

(4) 大学入試センター試験の建前

このことも既述のことだが、共通1次試験は、受験生が高校教育において修得した知識の到達度を測ることを目的としたものであった。したがって事からの性質から考えれば、これを直接大学志望者選抜のための判定に用いることにはなじまない。しかし世論は、これが2段階選抜に用いられることをいわゆる足切りと称し、共通1次試験が間接的に第1段階に使用されることに感情的に強い反発を示している。国もまたこの感情論を利用していることは否めない。また特定の大学や学部を除いて、多くの大学は、2段階選抜の実施は、受験生からの敬遠を招きかねないことを怖れている。したがって、そのようなことになれば、この共通1次、つまり大学入試センター試験が直接受験生選抜に活用されざるをえなからう。

しかもこの受験科目は、実質的にはほぼ5科目、別に各大学・学部が行う2次試験の学力試験科目数は、およそ2科目、そして合否の判定は両者の総合得点だから、受験生の合否を左右するのは、やはり大学入試センター試験の得点にほかならない。かつ次に述べる事情も背景にある。大学入試センター試験と2次試験との相関は高いという。そのこと故に、極言すれば、2次試験は形骸化していることになる。そうだからと言って、2次試験は無意味だということにはならない。なぜなら、再三言及してきたように、後者こそ本来の選抜試験なのだから。

(5) 学校教育の実態

平成15(2003)年から高校の学習指導要領が改められたとしても、大学入試センター試験が存続する限り、学校教育の実態に変更が生じないだろう。すなわち高校教育の目指すものは、そのための教育であり、学校教育は受験産業に依存したものであるこ

とを。

したがって、富山大学が多様な入試方法を工夫し、実施したとしても、受験生市場の評価にさしたる変更が生じないこともまた予想される。そして高校側の進路指導は正確であることをも加えて考えれば、各学部が選抜する者は均一化された集団層の中からの入学者選抜であるにすぎないし、そこに選抜の限界がある。それは、かつて新学制に基づいて発足した富山大学が2期校に属していたとしても、しかし2期校時代、とりわけ高校の進路指導が十分徹底されていず、また学歴社会というほどの時代でもなかったから、多様な学生の混り合いを期待することができた。ところが現在は、多くの受験生は大学卒という資格を得るための進学だから、状況は大きく変化しているわけである。

さて、幾つかの事からを視点を変えて整理しただけで、必ずしも正鵠を射たものでないかもしれない。しかしながら、以上のことを総合して考えれば、最も適切な入試方法、それは、富山大学においても、2段階選抜を実施することであり、その上で2次試験に多様な方法を取り入れることにつきる。またそのことにおいてのみ各学部が実施する2次入試は、その本来の目的に即したものになることができる。だが、これは理想であって、この理想は、現実の富山大学にとっては余りにも高すぎるだろう。

事実そうだとすれば、残された道としてどのようなことが考えられるのだろうか。これは単なる提言にすぎないことを断ったうえで、以下のことを誌しておく。

少子化の時代に備えて必要なことは、入り口の易しさということである。また大学が一定の社会的責任を果たすには、いくら学歴社会だとしても、学生をただ送り出せばよいというものではない。学生を一定のレベルの人材として育成する必要がある。そうだとすれば、学部の在籍年限は8年間、出口は厳しくという方針も成り立つ。アメリカなどに見られるように。しかし、このことは、日本の風土になじむものではなからう。そうではなく、個々の教員にとってまことに難儀なことだろうが、4年間の学部教育の徹底化を図る以外方策は考えられないはずだ。

そのためには、各学部は入り口は易しくして学部定員の確保を確実なものにすることと入試に関わる教員の負担の軽減を図る必要がある。

次は、入学する学生の学力の実態を精確に把握してかかることである。すべての教員が合格者判定など入試に深く関与しているのだから、このことは当然可能なはずである。

そうすると、あとは、いかにすれば、一応入学が許可されてきた水準の学生を優れた人材、つまり個々学生のもつ潜在能力を開発しながら、豊かな人間性と優秀な基礎的専門性とを備えた人材育成が可能かの途を探ることが不可欠な課題として浮上してこよう。

ところで、富山大学は平成5年度教養部制を急遽廃止し、旧一般教育科目等の実施方法等の改正を行った。ただ残念だったのは、教養部制という組織体をもつ欠陥と何処をどう改めることが必要なのかについての認識と自覚の欠如のまま改変を手掛けたことである。したがって、旧一般教育科目等に関係する計画とその方法は余りにも杜撰でありすぎた。

このことを規則に即して見てみよう。学生は、すべて学部所属だから、入学生が受講する授業科目等に係わる事項は、すべて各学部教授会の所管である。もとより名目としてはそのような措置が講ぜられている。しかし、実質的には、各学部教授会の手の離れた、全く不明なところで事がらが決定されている。依然として幻妖のようなものが実権を握っているのではないか。それは見えざる集権的体制といってもよからう。その点においては、学部自治は完全に崩壊しているということである。学部自治がなければ、授業についての創意工夫も生まれてこないし、授業は無責任に、かつ無連絡に、ただ学生に単位を取得させるためだけのものであっても、それをどのように改めることが適切かについての組織体としての討議が生じてくるのだろうか。

叙述を元に戻そう。旧一般教育科目等を含めての授業科目の設置、改廃、実施等は学部教授会の責任事項だから、旧一般教育科目等の実施に関しても、各学部教授会が良識に基づいて方策をたてれば、それで十分なはずである。また学部の能力を越えた分野の授業科目については、各学部が協力し合えばそ

れでよいだろう。ただし、この協力に際しては、各学部は自己の学問分野の特長と限界についてのきちんとした弁えをもっていることが最も大切な基本的前提である。

幸い富山大学は総合大学だから、総合という特徴を生かしながら、学部間の協力関係を構成することになるの問題も存しないはずのものである。

一貫教育ということが大切なのではない。今日の学生に欠けている思考の柔軟性の涵養と基礎学力の習得、その上での専門性への途を拓くということが肝要なのである。

したがって、教員はどうしても難儀を背負う必要が授業に関しては存在する。それは、クラス編成に際しては、可能な限り最少限度にとどめ、担当教員は自らが専門とするものの神髄を平易な仕方で投げかける授業を実施する必要があるからだ。そうでなければ、いかにして、マークシート方式、つまり大学入試センター試験を目安として教育されてきた学生の潜在能力を甦らせることができないだろう。

要は、富山大学は入り口をやさしくし、時間をかけて学部教育を丁寧に行き届いた仕方で徹底させることに努めさえすれば、地域社会に創造性と個性豊かな人材を送り出すことがより可能になるだろう。またそうであれば、大学間の格付けや序列のことは、問題外の事がらともなるし、総合大学としての富山大学の独自性が、また各学部にはそれぞれの自律性、特色が自ずから醸成されてくるはずのものではなかろうか。

参考文献

- 「新制大学の誕生（高等教育50年小史）寺崎昌男「進研ニュース」平9（1997）年5月発行。
- 『富山大学十五年史』富山大学 昭39（1964）年 富山大学。
- 『日本史年表 増補版』岩波書店 平6（1994）年。
- 「大学入学者選抜制度の基礎知識（第3章）」（昭24年度 - 昭47年度迄）（抜粋）。
- 「富山大学入学試験実施期日」（2期校時代）と「合格者発表期日」富山大学学生部。
- 「猫の目入試改革 - なぜ」原田三郎 「世界」平元（1989）年11月号、岩波書店。
- 「昭和62年度入学者選抜実施状況調べ」および平成5年度と平成7年度について。富山大学学生部。
- 「昭和63年度第1回入学試験管理委員会・入学者選抜方法研

究委員会合同会議議事録」、および平成2年・平成3年同
「会議議事録」富山大学学生部。
「平成4年度入学試験委員会議事要録」富山大学学生部。
「昭和63年度年度入学者選抜実施状況調べ」
「平成元年入学者選抜実施状況調べ」

「平成3年度志願者・受験者・入学者等調べ」
「外国人留学生受入状況一覧」(平成9(1997)年5月1日現在、昭57(1982)年5月1日から)
「平成10年度入学者選抜要項(富山大学)」
本田弘「手帖」昭51(1976)年 - 平6(1994)年。

第6章 富山大学の現状と将来

第1節 自己点検評価の経緯

臨時教育審議会の答申を受けて昭和62（1987）年9月に設置された文相の諮問機関である大学審議会（会長、石川忠雄・慶応義塾塾長）は、平成3（1991）年2月に答申を出した。その内容は、（1）一般教育と専門教育の区分を廃止し、各大学にカリキュラム編成の自由を与える、（2）大学・大学院の自己評価システムの導入、（3）学位制度の見直しなどを骨子とするもので、従来の大学設置基準の大幅な緩和（大綱化）が求められた。これをふまえて同年7月に大学設置基準が改正され、カリキュラムの自由化が推進されるとともにそれを担保する基盤として各大学に厳正な自己評価の実施が求められることになった。これが「自己点検評価」の由来であり、「平成3年の設置基準改正のとき、点検評価を努力義務事項としたが、できるだけ進めてもらいたい」（文部省大学課）とされて現在にいたっている。

富山大学にあっては昭和42（1967）年4月の教養部発足と同時に全学の一般教育のあり方について持続的に検討が進められ、少なくとも教養教育についてはカリキュラムなどについて絶えず自己点検が行われてきた歴史がある。その一つのエポックに教養部改革小委員会が作成した「富山大学（教養部）における一般教育について」（昭和47年）というガリ版印刷の小冊子がある（この報告書は教養部外には公表されなかった）。その翌年には富山大学改革準備委員会による「富山大学改革に関する答申書」（昭和48年）が出された。このように実質的な自己点検はこれまでも絶えず行われてきている。

以上のような歴史的背景のもとに平成3年6月に富山大学評議会の諮問機関として富山大学大学教育改善検討委員会が設置された（各学部よりそれぞれ教官3名、教養部のみ5名、計20名からなる）。同年10月に「中間報告」が出され、（1）各学部での4

年一貫のカリキュラム編成による専門教育、（2）4年一貫の教育課程での一般教育の全学教官による公平分担、（3）教養部の改組の必要、が確認された。翌平成4（1992）年3月に「富山大学における教育の改善について」が答申され、4年一貫カリキュラムの新しい編成案が具体的に示されるとともに、教養部の廃止、各学部の改組・拡充、大学教育センターなどの新設を骨子とする組織改革案が示された。評議会は答申に基づいて組織・制度改革を平成5年度概算要求にもりこみ、概算要求の成否にかかわらず平成5年度から新カリキュラムを実施することを決定した（4月）。その後も組織・制度の改革および教養部の廃止をめぐる各部局の調整などが急ピッチで行われたが文部省との折衝過程で、健康スポーツ科学センター、大学教育センターなどのセンター構想は結実せず、教養部の廃止に伴う各学部の改組・拡充のみが文部省省議を通過した（8月31日）。これを受けて平成4年9月25日に富山大学教育改革整備委員会専門員会（組織制度専門委員会、教育課程等移行専門委員会）が設置された。

以上のような新制度へ向けての慌ただしい状況と並行して、「富山大学における自己点検評価のあり方について」（答申）がまとめられたのが平成4年7月である。第1回富山大学自己点検評価委員会は9月21日に開催され、「教育活動、研究活動等、管理運営」の3専門委員会の設置を骨子とする「自己点検評価委員会専門委員会要項」が制定された。この要項に拠って、3専門委員会による合同専門委員会が10月14日に開催され、それぞれの主査ならびに副主査を選出し、点検項目がまとめられた。第2回富山大学自己点検評価委員会は11月20日に開催され、平成4年度実施の点検項目、年次サイクル、調書、調書の依頼先について審議され、調書等の回答期限は平成5（1993）年1月末、自己点検評価報告書の刊行のめどは平成5年5月と定められた。この

ような短期間であったにもかかわらず各部局の努力と協力によって富山大学の初めての自己点検評価報告書「富山大学の現状と課題—Process and Reality 1993—」(平成5年6月)が刊行されたのである。なお副題は、哲学者A.N.ホワイトヘッドの主著『過程と実在』(Process and Reality: An Essay in Cosmology, 1929)に因んだものである。

ところで、平成8(1996)年11月橋本内閣のもとで、中央政府のスリム化を目指して「行政改革会議」が設置された。文部省の外局である国立大学を対象とするかについては、いったん平成15(2003)年に結論を先送りするはずだったが、小渕内閣が平成11(1999)年1月に行政改革の目玉として、平成13(2001)年から10年間で国家公務員の25%を削減する方針(自民・自由両党合意)を打ち出したため、12万5,000人の教職員を抱え、郵政省に次いで国家公務員の数が多い国立大学(大学院のみの4校を含めて99校)の存在があらためて問題となった。そのわけは、省庁の組織が独立行政法人に移行した場合、国家公務員の定員枠(定員の総数の最高限度は52万8,001人[行政機関の職員の定数に関する法律第1条])から外れるため、国立大学の独立行政法人化は国家公務員を形式的に削減するうえで政治的に強い関心が持たれたからである。

同年1月に「中央省庁等改革に係る大綱」が成立し、同年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定「中央省庁等改革の推進に関する方針」が、「国立大学の独立行政法人化については、大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」との方針を打ち出し、また、文部省が同年6月17日、この問題について、「各大学における改革の状況を見つつ、教育研究の質の向上を図る観点に立って、できる限り速やかに検討を行ってまいりたい」(国立大学長会議における有馬文部大臣の挨拶)と表明、同年7月16日法律103号で独立行政法人通則法が成立し、昭和24(1949)年の新制大学制度発足以来最大の大学改革が行われようとしている。

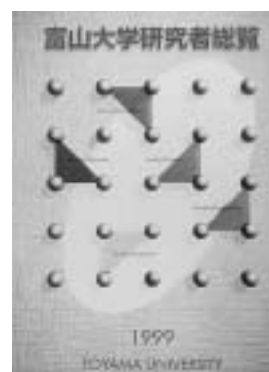
これを受けて富山大学は、「国立大学の設置形態に関する検討特別委員会」を設け(従来の富山大学将来計画委員会および富山大学大学改革推進委員会は廃止)、国立大学の独立行政法人化をめぐる諸問



第1回富山大学懇談会(平成11年1月)

題に鋭意対応することとなった。

「富山大学自己点検評価規則」第7条に定めるとおり、自己点検評価には全学委員会が全学的に行なうものと、部局単位で各部局の自己点検評価委員会が行うものとがある。平成4年に本学が上記「規則」に基づ



「富山大学研究者総覧」
(平成11年3月)

いた自己点検評価をはじめて以来、平成11年度までに刊行された「富山大学の自己点検・評価結果に関する公表資料」は多数に及んだ。今、それらを一覧表にまとめて示すと、以下のとおりである。

一覧表の下欄にみるように、工学部ならびにセンターのいくつかは自己点検評価に加えて、富山大学教職員以外の有識者による外部評価を実施し、その1回目の結果を公表している。外部評価についてはさらに本格化、充実に向かう傾向にある。平成10(1998)年10月に大学審議会は文部大臣に答申した「21世紀の大学像と今後の改革方策について」のなかで、大学評価の客観化、充実のためには第三者機関の設置が必要であると提言した。

文部省はその提言を受け、大学評価機関(国立大学および大学共同利用機関が評価対象)の創設準備にはいった。具体的には既存の「学位授与機構」を平成12年度より改組し、大学評価と従来の学位授与の業務をあわせ実施する新機関とするものである。創設準備委員会の報告書は、大学が従来実施してきた自己点検評価と第三者機関による新しい大学評価との関係を次のように説明する。

第 部 総説編

富山大学の自己点検・評価結果に関する公表資料

学 部 等 名	公 表 さ れ た 資 料 の 名 称	発 行 年 月									
		平4	5	6	7	8	9	10	11	12	
富 山 大 学	富山大学の現状と課題 - Process and Reality - 富山大学の現状と課題 - 大学改革の実状と問題点 - 富山大学の現状と課題 - 大学改革の実状と問題点() 富山大学の現状と課題 - 新教育課程を実施して - 富山大学研究者総覧 1999		5.6 10.9 11.3	6.9		8.6					
人 文 学 部	富山大学人文学部の現状と課題(1993年度) " ('94 ~ '97)一貫教育の検証			6.5				10.5			
教 育 学 部	富山大学教育学部の教育と研究		5.6	6.9				10.6			
経 済 学 部	経済学部の現状と課題(第1集) 経済学部の現状と課題(第2集)		6.3						12.3		
理 学 部	富山大学理学部の現状と展望 富山大学理学部の現状と展望(第2号) 理学部自己点検評価について 自己点検・評価実施報告書 - 新教育課程実施の総括的見直しに向けて - 理学部の自己点検評価 - 教育改革後の実状と課題 -(第3号) 理学部の自己点検評価(第4号) 理学部業績集(No.1 / 昭58.3 No.2 / 昭63.3)	5.3 5.3	6.3		7.9	8.12	10.3 10.3			(予定) 12.9 12.10	
工 学 部	工学教育の現状と課題 - 工学における創造性教育 - 工学教育の現状と課題 - 意識調査と教育改善 - 教官要覧 (No.1 / 昭63 No.2 / 平2.8) 工学教育の現状と課題		6.3	6.6		9.1	9.10		12.1		
附 属 図 書 館	平成4年度図書館白書 平成6年度付属図書館の現状と課題		5.5		7.7						
水素同位体機能 研究センター	富山大学水素同位体機能研究センターの現状と将来展望(平4) " (平5) " (平9)		5.4 10.3	6.5							
放射性同位元素 総合実験室	自己点検評価年次報告書(平成4年度) 自己点検評価年次報告書(平成5年度)	5.3 6.3									
低 温 液 化 室	富山大学低温液化室の現状と課題 富山大学低温液化室の現状と課題 - 平成7年度 - 富山大学低温液化室の現状と課題 - 平成9年度 -			7.2	8.3		10.3				
教養教育委員会	教養教育の現状と課題 教養教育に関する学生アンケート報告書 教養教育に関する学生アンケート報告書 (総合科目・外国語B) 教養教育に関する学生アンケート報告書			7.3	7.6 8.3 9.3					(予定) 12.6	

富山大学の外部評価

水素同位体機能研究センター	
外部評価委員の委嘱期間	平10.5.1 ~ 平11.3.31
報告書	平10.8.20
工学部	
外部評価委員の委嘱期間	平11.11.1 ~ 平12.3.31
平12.3.23評価	報告書
平12.3 (予定)	
地域共同研究センター	
経営者・研究者交流会	産学官懇談会
平8.11.20	“ 新時代に向けての大学の役割と期待 ”
"	平9.11.26
産学官懇談会	“ ロマンと活気あふれる大学となるために ”
平10.12.2	“ 社会に開かれた大学を目指して ”
"	平12.2.2 (予定)
生涯学習教育研究センター	
富山大学における大学開放のあり方を考えるフォーラム	平9.11.25
第 部	大学開放を推進するための協議会
県内有識者及び諸団体の代表者等の出席	
富山大学における大学開放のあり方を考えるフォーラム	平10.11.26
第 部	大学開放を推進するための協議会
県内有識者及び諸団体の代表者等の出席	
富山大学大学開放推進懇話会	

平成10年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」においても示されているように、今後の大学改革は、課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上、教育研究システムの柔構造化による大学の自律性の確保、責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備、多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善、の4つの基本理念に基づき、それまでの制度を大胆に見直した上、推進展開される方向にある。

中でも、「多元的な評価システム」は、このような大学改革の取り組みを実効あるものとするための必要不可欠な存在であり、大学審議会答申の副題にもあるように「競争的環境の中で個性が輝く大学」として、各大学が一層発展していく基盤として、その確立が急がれるところである。

さらに、平成11年6月の学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」においても、学術研究の振興にあたっての具体的施策の中で、研究評価の充実、第三者評価の必要性が示されており、大学等（大学および大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の研究機関の一層の活性化を促すためには、第三者独自の観点や広い視野からその活動を正確に評価し、他機関との比較も踏まえ、当該機関の改善につなげていくことが求められている。

評価とこれに基づく、大学等の自らの教育研究の不断の改善は、平成3年の大学設置基準の大綱化とあわせ、自己点検・評価が制度化されて以来、その必要性が認識されてきた。このような自己点検・評価の充実はもちろんのことであるが、社会の期待に応え、評価をより実効性の高いものとしていくためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価が今まさに必要とされている。

（大学評価機関（仮称）創設準備委員会「大学評価機関の創設について報告」平成12年2月）

なお、この大学評価機関による国立大学等に対する評価は平成12年から14年度までは、対象大学や対象分野を絞って段階的に実施し、平成15年度から本格的に実施する運びになる予定である。それとは別

に、国立大学等の毎年度の教育研究活動の状況報告を受けて、調査・分析を行う年度レビューについては平成13年度から実施するとされている。大学の点検評価も大きな変革を迎えようとしている。それとともに富山大学の将来も大きな転換期を迎えようとしているのではないだろうか。

付録：参考資料

資料1 大学設置基準（抜粋）

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第2条の2）
- 第2章 教育研究上の基本組織（第3条 - 第6条）
- 第3章 教員組織（第7条 - 第13条）
- 第4章 教員の資格（第14条 - 第17条）
- 第5章 収容定員（第18条）
- 第6章 教育課程（第19条 - 第26条）
- 第7章 卒業の要件等（第27条 - 第33条）
- 第8章 校地、校舎等の施設及び設備（第34条 - 第40条）
- 第9章 事務組織等（第41条 - 第42条）
- 第10章 雑則（第43条 - 第44条）
- 附則

第1章 総 則

（趣 旨）

- 第1条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

（自己評価等）

- 第2条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表す

るものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 大学は、第1項の点検及び評価の結果について、当該大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

資料2 富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則の制定

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則を次のように定める。

平成3年11月22日

富山大学長 小黒 千足

富山大学自己点検・評価に関する検討委員会規則

(設置)

第1条 富山大学(以下「本学」という。)に、評議会の諮問に応じ、本学における教育研究活動等の自己点検及び評価の在り方について具体的検討を進めるため、富山大学自己点検・評価に関する検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針
- (2) 自己点検・評価の実施方法
- (3) 自己点検・評価の実施体制
- (4) その他自己点検・評価に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各学部及び教養部の教授 各2名
- (2) 学生部長
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務局長

2 前項第1号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会は、必要であると認めたときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、関係部局の協力を得て庶務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成3年11月22日から施行する。

なお、委員会委員は、次のとおりである。

委員長	人文学部	教授	三寶 政美
委員	"	教授	小谷 仲男
委員	教育学部	教授	田中 晋
委員	"	教授	山野井敦徳
委員	経済学部	教授	丹羽 昇
委員	"	教授	菊田 健作
委員	理学部	教授	広岡 公夫
委員	"	教授	高木光司郎
委員	工学部	教授	岩城 敏博
委員	"	教授	宮下 和雄
委員	教養部	教授	奥貫 晴弘

委員 教養部 教授 塚崎 幹夫
委員 附属図書館長 藤田 宏
委員 学生部長 増田 信彦
委員 事務局長 勝山 進

(以上 15名)

(出拠:『学報』平成3年12月発行、第328号)

資料3 学内規則 富山大学自己点検評価規則の制定

富山大学自己点検評価規則の制定理由

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第2条及び大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第1条の2の趣旨に基づき、本学における教育研究活動等に関し、自己点検及び評価を実施するため、所要事項を定める。

富山大学自己点検評価規則を次のとおり制定する。
平成4年9月11日

富山大学長 小黒 千足

富山大学自己点検評価規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、富山大学(以下「本学」という。)の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検及び評価(以下「点検評価」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(全学委員会)

第2条 本学に、次の各号に掲げる事項を所掌するため、富山大学自己点検評価委員会(以下「全学委員会」という。)を置く。

- (1) 本学における点検評価の基本方針及び実施基準等の策定に関すること。
- (2) 本学における点検評価の実施に関すること。
- (3) 本学における自己評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- (4) その他点検評価に関すること。

(組 織)

第3条 全学委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長及び教養部長

(3) 各学部及び教養部から選出させた評議員 各1名

- (4) 附属図書館長
- (5) 学生部長
- (6) 水素同位体機能研究センター長
- (7) 地域共同研究センター長
- (8) 保健管理センター所長
- (9) 情報処理センター長
- (10) 放射性同位元素総合実験室長
- (11) 低温液化室長
- (12) 廃液処理施設長
- (13) 自然観察実習センター長
- (14) 事務局長
- (委員長)

第4条 全学委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

(議 事)

第5条 全学委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 全学委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第6条 全学委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会委員は、学長が委嘱する。

3 専門委員会に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

(実施部局)

第7条 点検評価を行う学部等(以下、「実施部局」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 各学部(各大学院研究科及び専攻科を含む。)
- (2) 教養部
- (3) 附属図書館
- (4) 水素同位体機能研究センター
- (5) 地域共同研究センター
- (6) 保健管理センター
- (7) 情報処理センター
- (8) 放射性同位元素総合実験室
- (9) 低温液化室

(10) 廃液処理施設

(11) 自然観察実習センター

(部局委員会)

第8条 実施部局に、当該実施部局の点検評価を行うため、実施部局自己点検評価委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

2 部局委員会に関し、必要な事項は、当該実施部局の長が定める。

(全学委員会の点検評価事項等)

第9条 全学委員会は、次の各号に掲げる事項について点検評価を行う。

(1) 本学の教育理念・目標等に関すること。

(2) 学生の受入れに関すること。

(3) 学生生活への配慮に関すること。

(4) 教育活動に関すること。

(5) 研究活動等に関すること。

(6) 教員組織に関すること。

(7) 職員組織に関すること。

(8) 国際交流に関すること。

(9) 社会との連携に関すること。

(10) 管理運営・財政に関すること。

(11) 施設設備に関すること。

(12) 自己点検・評価体制に関すること。

(13) その他全学委員会が必要と認める事項。

2 前項各号に掲げる事項に係る具体的な点検評価項目（以下「全学点検評価項目」という。）は、全学委員会が別に定める。

(部局委員会の点検評価事項等)

第10条 部局委員会は、次の各号に掲げる事項について点検評価を行う。

(1) 当該実施部局教育理念・目標等に関すること。

(2) 前条第1項第2号から第12号までに掲げる事項のうち当該実施部局に係る事項。

(3) その他実施部局委員会が必要と認める事項。

2 前項第1号及び第2号に掲げる事項に係る点数評価項目（以下「部局点検評価項目」という。）は、前条第2項に定めるもののほか、部局委員会が別に定める。

(点検評価の実施)

第11条 全学委員会及び部局委員会は、毎年度点検評価を行う。

2 全学委員会は、全学点検評価項目のうちから、当該年度に行う点検評価の項目を定める。

3 部局委員会は、部局点検評価項目のうちから、当該年度に行う点検評価項目を定める。

(自己評価の報告書の作成及び公表)

第12条 全学委員会は、点検評価の結果を取りまとめ、年次報告書として公表する。

2 実施部局に係る点検評価の取りまとめ及び公表については、部局委員会が別に定める。

(点検評価結果の対応)

第13条 学長及び実施部局の長は、全学委員会及び部局委員会が行った点検評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、その改善に努める。

2 学長は、全学に係る事項で、関連する学内の委員会において改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託する。

3 学長は、実施部局に係る事項で、全学委員会が行った点検評価の結果に基づき、特に改善が必要と認められるものについては、当該実施部局の長にその改善の検討を求めることができる。

(庶務)

第14条 全学委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、点検評価に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年9月11日から施行する。

(出拠：『学報』平成4年10月発行、第337号)

資料4 富山大学自己点検評価委員会専門委員会要項の制定

富山大学自己点検評価委員会専門委員会要項の制定理由

富山大学自己点検評価委員会において専門の事項を検討するため、富山大学自己点検評価規則第6条に基づく専門委員会についての必要な事項を定める。

富山大学自己点検評価委員会専門委員会要項

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、富山大学自己点検評価規則（以下「規則」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、富山大学自己点検評価委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会)

第 2 条 富山大学自己点検評価委員会（以下「全学委員会」という。）に、点検評価の具体的な事項を処理するため次の各号に掲げる専門委員会を置く。

- (1) 教育活動専門委員会
- (2) 研究活動等専門委員会
- (3) 管理運営専門委員会

(専門委員会の任務)

第 3 条 各専門委員会は、規則第 9 条第 1 項に規定する点検評価事項のうち、次の事項にかかる専門的事項について分掌する。

(1) 教育活動専門委員会

本学の教育理念・目標等に関すること。
 学生の受入れに関すること。
 学生生活への配慮に関すること。
 教育活動に関すること。
 国際交流に関すること。（研究活動等に関するものを除く。）

(2) 研究活動等専門委員会

研究活動等に関すること。
 国際交流に関すること。（教育活動に関するものを除く。）
 社会との連携に関すること。

(3) 管理運営専門委員会

教員組織に関すること。
 職員組織に関すること。
 管理運営・財政に関すること。
 施設設備に関すること。
 自己点検・評価体制に関すること。

2 各専門委員会は、前項に掲げるもののほか、全学委員会において必要と認める事項にかかる専門的事項について分掌するものとする。

(組 織)

第 4 条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員を

もって組織し、第 2 条各号に掲げる専門委員会のいずれかに所属する。

- (1) 規則第 3 条第 3 号の委員（評議員）
- (2) 規則第 3 条第 4 号の委員（附属図書館長）
- (3) 規則第 3 条第 5 号の委員（学生部長）
- (4) 規則第 3 条第 14 号の委員（事務局長）
- (5) 各学部長及び教養部長から推薦された教官各 3 名 2 各専門委員会の構成は、全学委員会が定める。

(任 期)

第 5 条 前条第 1 項第 5 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(主査及び副主査)

第 6 条 各専門委員会に主査及び副主査を置き、第 4 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 主査は、専門委員会を招集し、その議長となる。ただし、主査に事故あるときは、副主査がその職務を行う。

(定 足 数)

第 7 条 専門委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

(意見の聴取)

第 8 条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第 9 条 専門委員会の庶務は、庶務部庶務課において処理する。

附 則

この要項は、平成 4 年 9 月 21 日から実施する。

（出 拠：『学報』平成 4 年 10 月発行、第 337 号）

第 2 節 開学 50 周年記念事業

1 記念式典・祝賀会の挙行

本学では、平成 11（1999）年 11 月 13 日（土）学内外の関係者約 500 人の出席を得て、開学 50 周年記念式典・記念祝賀会を挙行した。

富山国際会議場で行われた記念式典では、はじめ

に時澤学長から、「地域にある国立大学の役割を認識し、生命を尊重する共生の精神、社会と共栄する学術研究の推進、豊かな人間性と創造性を培う教育、地域社会や国際社会への貢献、たゆまざる自己啓発・自己改革を基本理念に、21世紀に個性が輝く富山大学を目指したい」旨式辞があり、続いて、文部省高等教育局布村幸彦医学教育課長から文部大臣祝辞の代読、佐藤博明静岡大学学長から国立大学協会会長祝辞の代読があった。

引き続き、中沖豊富山県知事、外国の協定校代表の張述禹遼寧大学党委員会書記および本多正道開学50周年記念事業後援会会長から祝辞があり、その後、文部事務次官等の祝電披露が行われた。

式典終了後、富山第一ホテルで記念祝賀会が開催され、時澤学長の挨拶の後、長勢甚遠衆議院議員、宮腰光寛衆議院議員、大島哲夫富山市教育委員会教育長（富山市長代理）、外国の協定校代表のザイナルアーマド マレイシア工科大学学長補佐、高久晃富山医科薬科大学長、大井信一元学長および中尾哲雄開学50周年事業後援会副会長から祝辞があった。続いて、来賓による鏡開きが行われ、柳田友道元学長の発声により乾杯し、開学50周年を盛大に祝うことができた。

（学長式辞、文部大臣祝辞、国立大学協会会長祝辞および富山県知事祝辞の全文は、次ページ以下に掲載）

記念式典

日 時 平成11年11月13日（土） 11時

場 所 富山国際会議場

式典式次第

1. 開式の辞

1. 学歌斉唱 富山大学合唱団

1. 学長式辞 富山大学長 時澤 貢

1. 来賓祝辞 文部大臣
（代）文部省高等教育局医学教育課長 布村幸彦

国立大学協会会長

（代）静岡大学長 佐藤博明

富山県知事 中沖 豊

遼寧大学党委員会書記 張 述禹

開学50周年記念事業後援会会長

本多正道

1. 来賓紹介 衆議院議員 綿貫民輔
（代）中山 恵

衆議院議員 萩山教蔵

（代）大森 敬

衆議院議員 橘康太郎

（代）三村昭夫

参議院議員 谷林正昭

（代）麦島賢一

1. 祝電披露 文部事務次官 佐藤禎一 他

1. 祝典演奏 「管楽器のためのセレナ - ド」
富山大学フィルハーモニー管弦楽団

1. 閉式の辞

記念祝賀会

日 時 平成11年11月13日（土） 12時

場 所 富山第一ホテル

祝賀会次第

1. 学長挨拶 富山大学長 時澤 貢

1. 来賓祝辞 衆議院議員 長勢甚遠

衆議院議員 宮腰光寛

富山市長

（代）富山市教育委員会教育長 大島哲夫

マレイシア工科大学学長補佐

ザイナルアーマド

富山医科薬科大学長 高久 晃

元富山大学長 大井信一

開学50周年事業後援会副会長

中尾哲雄

1. 鏡 開 き 文部省高等教育局医学教育課長

布村幸彦

文部省前事務次官 井上孝美

静岡大学長 佐藤博明

富山医科薬科大学長 高久 晃

遼寧大学党委員会書記 張 述禹

マレイシア工科大学学長補佐

ザイナルアーマド

開学50周年記念事業後援会会長

本多正道

開学50周年事業後援会副会長

中尾哲雄

衆議院議員

宮腰光寛



式辞を述べる時澤学長
(富山国際会議場)



フィルハーモニー管弦楽団が祝典曲を演奏
(富山国際会議場)



学内外関係者多数が出席(富山国際会議場)



右から井上正美前文部事務次官、時澤学長
布村幸彦文部省医学教育課長、水上事務局長
(富山第一ホテル)



地元選出国會議員、大井信一元学長ら
(富山第一ホテル)



本学の発展を祈念し万歳三唱
(富山第一ホテル)

富山県知事 (代) 副知事 大永尚武
富山市長
(代) 富山市教育委員会教育長 大島哲夫
元富山大学長 柳田友道
元富山大学長 大井信一
富山大学長 時澤 貢
富山大学学長補佐 能登谷久公
富山大学学長補佐 小澤 浩

富山大学事務局長 水上修一
1. 乾 杯 元富山大学長 柳田友道
1. 懇 親
1. アトラクション 越中城端麦屋節新声会
富山大学応援団吹奏楽部
1. 閉会の辞 富山大学学長補佐 能登谷久公

学長式辞

本日は、記念すべき「富山大学開学50周年記念式典」を開催しましたところ、ご多用の中、文部大臣のご名代として、文部省高等教



育局医学教育課長布村幸彦様、国立大学協会代表、富山県選出の国会議員、富山県知事、本学と国際交流協定を締結しております大学の代表者の方々、関係諸団体及び企業経営者をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席をいただき、かくも盛大に挙行できますことは、大学にとって誠に大きな喜びであります。ご出席賜りました皆様に、富山大学を代表し心からお礼を申し上げます。

戦後、我が国の新制国立大学の設置については、大都市集中化を避け、高等教育の機会を全国的に均等化するという理由で1県1大学とする「国立学校設置法」が昭和24（1949）年5月に制定され、当時70校の新制大学が発足しました。

富山大学の前身は、今を去る明治から大正の時代にかけての設立で発足しております。明治8（1875）年発足の新川県師範学校は、明治31（1898）年に富山県師範学校となり、明治26（1893）年に発足した（私立）共立富山薬学校は、明治42（1909）年富山県立薬学専門学校、大正9（1920）年には富山薬学専門学校となりました。また、大正12（1923）年には富山県立富山高等学校が、そして大正13（1924）年には高岡高等商業学校が発足しました。その後昭和の時代に入り、昭和11（1936）年には富山県立青年学校教員養成所が発足し、さらに昭和19（1944）年には高等商業学校を改組して工業系の高岡工業専門学校が発足しました。

そして昭和24（1949）年5月31日、「国立学校設置法」の公布により、新制国立富山大学は文理学部、教育学部、薬学部及び工学部の4学部、学生定員690名で発足しました。

その後、昭和51（1976）年には薬学部、昭和53（1978）年には和漢薬研究所が富山医科薬科大学へ移行し、昭和60（1985）年に工学部が高岡市から富山市への移転を終えて、全学部が五福キャンパスに統合しました。そして現在、5学部（人文学

部、教育学部、経済学部、理学部、工学部）、4大学院研究科（人文科学研究科、教育学研究科、経済学研究科、理工学研究科）、地域共同研究センター、生涯学習教育研究センター、総合情報処理センター、留学生センター、水素同位体科学研究センター及び保健管理センター等を有する地域に根ざした総合大学となりました。

現在の学生の入学定員は、学部、大学院生を加えて1,700余名、学生総数は7,300余名であり、このうち約200名が留学生であります。そして、教職員数は811名となっております。

そして、これまでの50年間に約4万6千余名の卒業生、修了生を送り出し、多数の創造性に富んだ人材が育ち、多くの研究の成果が生まれ、国内外の様々な分野で活躍してきました。これもひとえに、文部省始め、富山県、地元関係諸団体、企業等関係各位のご理解、ご指導、ご支援と深く感謝申し上げるとともに、歴代の学長始め教職員のご努力に対しても感謝と敬意を表する次第です。

しかし、この10数年来我が国は、バブルの崩壊、少子・高齢化、情報化そして科学技術の高度化などが進み、大学を取り巻く状況は、今、大きな変革期を迎えています。

そうした中、新しい世紀へ向け、地域社会や産業界から、国際化社会へのさらなる躍進を促す、独創的、先端的な開発能力を有する人材の育成が大学に期待されています。

富山大学は、これまで教育研究組織の改革など積極的に取り組んできましたが、この開学50周年を契機に、本学に対する社会のニーズに対応して果たしてきた、そしてこれから果たすべき役割を明確にすべきであると考えております。そこで、まず、地域にある国立大学の役割として、

1. 高等教育の拡大による人材育成の量と質の向上
2. 学術・文化・経済等の中央と地方との格差是正
3. 世界に繋げる地域社会づくり

が重要であると認識し、これらの3つの大学機能を的確にとらえ、目的を達成するために、富山大学は今年3月評議会において、5つの大学の基本理念を決定しました。

すなわち

1. 生命を尊重する共生の精神

2. 社会と共栄する学術研究の推進
3. 豊かな人間性と創造性を培う教育
4. 地域社会や国際社会への貢献
5. たゆまざる自己啓発・自己改革

であります。そしてこの基本理念を来る21世紀の道標としました。

さらに、地域との連携で進める国際貢献としては、本日の50周年記念のコンセプトとしている、「富山大学の文化を世界に 豊かな科学技術で環日本海未来創造を」を目指しています。

そして、今回の50周年を単なるお祝いにすることなく、意義あるものとすべく、数々の国際的な講演会、シンポジウム等を開催し、大学の国際的通用性の向上を図るための意識の高揚、知的国際貢献の発展と新たな留学生施策を主たる記念事業としています。国際交流については、現在の5カ国12大学との学術交流協定をさらに進め、単なる形式にとどまらず相互交流により大きな成果を上げるような定期的な国際交流推進事業を主な計画としていきます。

また、地域に開かれ、地域に根差した高等教育機関として、社会と共栄する学術文化の向上を図り、産官学の連携促進によるベンチャー企業の創成をめざし、豊かな人間性を培う生涯学習機会を提供し、21世紀には個性に輝く大学として発展できるよう、一層の改革に努めてまいります。

今回の記念事業は、極めて厳しい経済環境にありながら、富山県、近県の各企業や団体、同窓会、その他、多くの方々からの暖かいご寄付を頂戴しての実施であります。

特に、21世紀への国際化に向けて、学生、研究者の国際交流を支援する「研究者及び留学生の受入れ、派遣を主とする事業」の充実及び図書館の充実であり、所期の目標が達成できますことを念願し、この席をお借りして、心から深くお礼を申し上げます。

富山大学は、富山県の中心部に位置し、人文社会科学系、自然科学系の学部を有する総合大学です。学際領域が急速に発展し、従来の学問分野の境界がなくなりつつあります。これからは専門分野を越えて、その特色を生かして、地域に根差して、地域から愛され、親しまれ、開かれたアカデ

ミックキャンパスプランに取り組み、教育・研究・社会貢献を柱とした環日本海拠点づくりとして新たな飛躍を進めてまいります。

最後になりましたが、ここにご列席の皆様のご多幸をお祈り致しますとともに、変わらぬ暖かいご支援とご鞭撻を賜りますよう切にお願いして私の式辞といたします。

平成11年11月13日

富山大学長 時澤 貢

文部大臣祝辞

本日、ここに、富山大学開学50周年記念式典が挙行されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。



本学は、昭和24（1949）年の学制改革により富山大学として新たに発足して以来、今日まで充実した教育研究を展開してこられました。

この間、有為な人材を各界に輩出し、優れた教育研究実績を挙げられ、我が国社会の発展に大きく貢献してこられました。特に、近年、地域との連携協力を促進すると同時に、諸外国との学術・文化に関する国際交流の推進を積極的に図っておられると伺っております。

本学が開学50周年を迎えられますことは、誠に喜ばしいことであり、歴代の学長をはじめ、教職員皆様のご努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

さて、我が国の高等教育については、来る21世紀における大学のあるべき姿を明らかにし、そのための改革方策を実施に移していくことが大きな課題となっております。特に国立大学については、その果たすべき役割への期待が高まる一方で、そのための積極的な改革が強く求められております。

現在、本学におかれても、様々な工夫をこらした大学改革を進められておりますが、このような大学改革は一朝一夕にして実現できるものではなく、関係者のたゆみない努力の積み重ねによって可能となるものであります。

今後とも、本学がこれまでの輝かしい実績を踏まえつつ、ますます教育研究の実をあげられ、そ

の真価を発揮されますよう、一層のご尽力を期待するものであります。

終わりに、ご臨席の皆様方におかれましても、これを契機に本学に対し、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、本学のますますのご発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。

平成11年11月13日

文部大臣 中曽根 弘文

(代読

文部省高等教育局医学教育課長 布村幸彦)

国立大学協会会長祝辞

本日、富山大学開学50周年記念式典が挙行されるに当たり、国立大学協会を代表してお祝いの言葉を申し上げます。

貴学は、富山県に設置されていた高等教育機関を統合し、新制国立大学の一つとして昭和24(1949)年に発足いたしました。貴学の今日までの半世紀間は、我が国における戦後復興とそれに続く高度経済成長という、我が国の社会と文化の発展・変貌の時と、歩みを共にするものでした。

貴学が、歴代の学長をはじめ教職員ご一同の不断の努力と、先輩や地元関係者のご理解とご協力によつて、開学以後50年の間に、我が国における有力な総合大学に発展されましたこと、また、教育と研究の両面にわたって、優れた成果を挙げられ、幾多の優秀で指導的な人材を輩出してこられたことは、誠に喜ばしいことであります。

貴学が、その組織において、教育と研究の高度化に対応すべき体制を着々と整備されるとともに夢大学 in TOYAMAや公開講座の実施による大学の開放、共同研究等による地域社会との連携、外国の大学との学术交流の推進、留学生の受け入れや学生の海外研修の実施による国際交流の活性化等、教育と研究の両面における多様な試みに積極的に取り組まれておられることに、深く敬意を表します。

また、貴学が、それらの活動について、不断に点検と評価を実施されて、改革への努力を惜しまれない姿の中に、大学が向かうべき方向が窺われて、示唆的です。

今日の我々の社会は、多くの面において根本からの改革を迫られております。改革の緊急性において大学も例外ではありません。そもそも、教育と研究が、創造性に基づく不断の自己変革であるとするれば、むしろ社会に先駆けて、自らの存在を問い直し、自己改革に取り組むことが、大学の使命であります。

環境問題、エネルギー問題、あるいは人口爆発や民族紛争など、人類の生存にとって危機的な問題の解決を、来るべき21世紀に委ねなければならない今日、大学は、未来の社会を担い、これらの問題を解決する主体的・個性的な人材を養成するとともに人類の文化と福祉の増進に寄与する真に創造的な学術研究を切り拓いていくことが求められております。

貴学が、この意義深い50周年を機として、新しい世紀を視野に入れた理念に基づき、教育と研究の両面において、なお一層の発展を遂げられ、内外の期待に応えられると共に、大学の使命を全うされることを祈念いたします。

世紀の変わり目における貴学の開学50周年記念が、同時に、可能性に満ちた輝かしい新たな次の半世紀への出発であることを確信いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

平成11年11月13日

国立大学協会会長 蓮實 重彦

(代読 静岡大学長 佐藤博明)

富山県知事祝辞

立山連峰の新雪が美しい季節となりましたが、本日、多くのご来賓の皆様方のご臨席のもと、富山大学開学50周年記念式典がこのように盛大に開催されますことは、誠に喜ばしい限りであり、富山県民を代表いたしまして、心からお祝い申し上げます。

貴大学は、昭和24(1949)年5月に県内唯一の総合大学として設置されて以来、半世紀にわたり本県の高等教育や学術研究における中核的な役割を担っておられます。さらに、海外の大学との学术交流協定の締結や国際交流会館の建設など、活発な国際交流を展開しておられます。また、産学共同研究や各種公開講座の開催に積極的に取り組ま

れ、地域に開かれた大学としてご貢献いただいております。

ここに、歴代学長をはじめとする教職員の皆様のご熱意とご努力、並びに文部省はじめ、関係各位のご尽力に対しまして、心から敬意を表する次第であります。

貴大学では、これまで4万6千余名の卒業生を世に送り出されておりますが、これらの方々は各方面にわたり多彩なご活躍をされているところであります。今後とも貴大学が、優秀な人材の養成、高まいたな学術研究、地域への社会貢献などを進められ、大いに発展飛躍されることを期待しております。

富山県はいま、「人材立県」「生活立県」「国際立県」の三つの立県構想を掲げ、「しあわせに生きる富山県の創造」に全力をあげて取り組んでいるところであります。今日、本県は全国でもトップレベルの「住みよい県」として高い評価を受けていますが、これからは、さらに「住みたい県」として発展させていかなければなりません。そして、こうした県づくりを進めていくうえで根本となるのは「人づくり」であると考えております。

貴大学におかれましては、新世紀における「人づくり」を担っていただき、富山県の発展のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、富山大学が、今後限りなく発展され、輝かしい伝統を築いていかれますとともに、本日もご臨席の皆様方の一層のご健勝、ご活躍、ご多幸をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成11年11月13日

富山県知事 中沖 豊

2 記念学術講演会等

(1) 長期不況はなぜ生じたか

一橋大学名誉教授、文化功労者 篠原三代平氏

平成11年11月13日 富山国際会議場

(2) 環日本海周辺諸国との交流と日本の役割

前国連事務次長 明石 康氏

平成11年11月9日 富山国際会議場



講演する明石前国連事務次長

(3) 留学生国際シンポジウム

21世紀の国際交流と留学生の役割

基調講話 桜美林大学教授 光田明正氏

平成11年11月9日 黒田講堂

(4) 日本の方言研究と富山県

大阪大学大学院文学研究科教授 真田信治氏

平成11年10月16日 人文学部

(5) 21世紀日・韓協力構想と環東海圏開発戦略

韓国江原大学校経営学部長 金 光洙氏

平成11年11月12日 経済学部

(6) 科学と裁判

東京高等裁判所判事 鈴木敏之氏

平成11年11月12日 黒田講堂

(7) 木星で観測される渦運動のシュミレーション

モスクワ物理工科大学一般及び応用物理学部長

カメネッツ フェドル氏

平成11年11月15日 工学部

(8) 親子で楽しむマルチメディアコンサート

教育学部 教官、学生、大学院生、

大学合唱団、附属幼稚園児、附属小学校児童

平成11年11月6日 黒田講堂

3 記念植樹および鋤入式を実施

平成11(1999)年11月12日(金)午前10時30分から、関係部局長及び各部課長が列席し、学生部前広場において「ノムラモミジ」の記念植樹および鋤入式が行われた。

当日は、小雨模様の不安定な天候だったが、時澤学長の挨拶後、学長、鈴木人文学部長、能登谷学長補佐、小澤学長補佐および水上事務局長が鋤入を行い、鋤入式を終了した。

4 大学開放

“夢大学 in TOYAMA '99”

平成11(1999)年9月11日、12日に大学開放事業・開学50周年記念事業「夢大学 in TOYAMA '99」を開催した。

この事業は、大学の教育研究活動や施設などを公開することにより、地域住民に大学の役割や取り組みを理解してもらうことを目的としている。

特に、児童・生徒たちが実験やものづくりを通して不思議な世界を体験することにより、学問・科学への興味を深めることを重点にしている。

平成4(1992)年より毎年開催し、8回目となる今年は開学50周年の記念の年であることから、企画にも一段と工夫、多彩なものとし、特に「開学50周年記念写真展—目で見る富山大学の50年—」と題して創設時より現在まで100枚の写真を選出し、展示した。また、併せて「年史ビデオ鑑賞コーナー」を設け、移転統合前の蓮町および高岡地区のキャンパスおよび移転直後の五福キャンパスの懐かしいシーンを写真およびビデオで鑑賞し、見学者は思い出に浸った。

また、実験等展示部門では「富山県のくらしとことば」、「君も名裁判官!」、「夢の高速リンク実現」、「ピカ・ピカ・ピカソ」等37企画、体験入学部門では「南極の科学」、「銀行の仕組みと不良債権問題」、「見えない光をとらえる」、「ヨ・グルトに住んでる菌ってなに?」など26企画を提供した。

事業実施中は、両日とも秋晴れとなり、延べ約1,740人の児童・生徒や地域住民が来場し、関心ある企画を見学・体験した。



総合開会式

体験入学修了者288人に対して、時澤学長より「夢大学学位」を授与した。

5 国際交流活性化推進事業

開学50周年記念事業の中心の柱として国際交流活性化推進事業の実施が決定された。

富山大学の国際交流は次の事項を通じ、優れた人材の養成について協力するとともに、国際貢献に寄与する事を目的とする。

- a. 現在学术交流協定を結んでいる大学などとの交流をますます拡充し、研究者や留学生の交流などを通じてその活性化を図っていくこと。
- b. 極東アジア地域研究センターを中心として、同地域との交流を積極的に進めているが、今後一層、共同研究や学術面での貢献を図る。
- c. 留学生については、これまで、富山大学とつながりの薄かったアジア、アフリカ諸国や南米の諸国からの留学生を招くなど、国際交流を更に拡充する。

上記事項を実現するため、次の事業を推進していく。

- (1) 国際シンポジウムの開催
- (2) 留学生の受入・派遣
- (3) 研究者の受入・派遣

これらの実施にあたっては、開学50周年記念事業後援会からの寄附金をあて、平成12年度より10年間継続して行う。

6 富山大学50年史等の刊行

- (1) 富山大学50年の歩みを回顧し、新しい大学像を展望する資料として、また、地域に広く富山大学の理解を深める資料として年史(総説編、部局編、資料編)を刊行する。

- (2) 写真集

開学50周年記念として、『21世紀を翔る「目で見る富山大学の50年」』と題したA4判、32頁の写真集を刊行した。内容は昭和24(1949)年より平成11(1999)年までの大学行事、学内風景等の写真約200点とこれに対応した「本学のあゆみ」、「社会の出来事」の年表添付等で本学の発展過程が一目瞭然に見てとれる。

本冊は式典参加者等に配布した。

書名索引」 外236点

7 図書の充実

附属図書館の施設設備は、平成8年度の増改築で著しく改善され、快適な利用環境が実現した。

今後は、利用者のために質・量両面において図書の充実を図ることが重要であると考えられるので、開学50周年記念にあたり、一層の教育・研究推進のため、図書の充実を図った。

主な購入図書名は次のとおりである。

・ 記念特別図書

1. 附属図書館商議会議定分（大型コレクション）

（1）人文・社会科学系図書

「伝世蔵書」 外7点

（2）自然科学系図書

「Comprehensive Clinical Psychology」外6点

2. 附属図書館選定分

（1）小泉八雲旧蔵本「Gulistan」1冊

（2）The Cambridge History of Science 45冊

（3）Loeb Classical Library 304冊

（4）ヘルン関係文献初版本 15冊

・ 一般図書

1. 附属図書館商議会議定分

（1）人文学部選定

「復刻版ジャパン・パンチ」 外118点

（2）教育学部選定

「体育・スポーツ指導実務必携
（平成12年版）」 外194点

（3）経済学部選定

「著作権法概説（9版）」 外77点

（4）理学部選定

「気象データひまわり CD-ROM2000」
外90点

（5）工学部選定

「Powder Diffraction File : PDF-2
Database Sets 1-50（CD-ROM）」
外43点

2. 附属図書館選定分

（1）学習参考図書（辞典類等）

「日本著者名総目録 97/98

（2）教養図書

「講談社学術文庫」約600点

（3）視聴覚資料

「ビデオ ユネスコ世界遺産」外7点

（4）留学生用図書

「日本史跡大事典」 外34点

8 事業の経過と事業委員会名簿

本学は、昭和24（1949）年学制改革により富山大学として文理学部、教育学部、薬学部、工学部の4学部をもって発足して以来、平成11（1999）年で数えて50周年を迎えることとなった。

平成7（1995）年4月に50年史出版準備のため年史編纂委員会を設置し、検討を進めており、翌平成8（1996）年5月の評議会において「開学50周年記念事業委員会」の設置が正式に決定され、記念事業の基本計画および実施方法の検討が開始された。

平成9（1997）年9月 開学50周年記念事業委員会において、記念事業の概要およびこれを実行する組織としての専門委員会設置が決定された。

平成10（1998）年4月記念事業として、式典・祝賀会開催、講演会の実施、国際交流活性化推進事業、図書の充実、記念植樹、50年史の発行など正式に決定され、専門委員会委員が選任された。

学外では平成10年2月、本事業を側面より支援するため、本多正道氏を会長とする、経済界有志、同窓会会長、元学長で構成された「後援会」が設立された。

一方、各記念事業の具体案を作成すべく各委員会が幾度となく開催され、細部が決定されると共に全学で着々と実行に移された。

平成11年11月9日には前国連事務次長の明石康氏の記念講演があり、次いで11月13日には篠原三代平氏による記念講演後、記念式典・祝賀会が挙行された。その他、学部主催の講演会、「留学生国際シンポジウム」等が実施された。

記念事業の柱である国際交流活性化推進事業は人材養成および国際貢献を目指し、12年度より10年計画で実施していく予定である。

開学50周年記念事業委員会・専門委員会委員名簿

1.開学50周年記念事業委員会

(平成8年5月17日～平成12年3月23日)

職 名	氏 名	任 期
学長	小 黒 千 足 時 澤 貢	平成9年6月12日まで 平成9年6月13日から
人文学部長	小 澤 浩 鈴 木 敏 昭	平成9年5月1日まで 平成9年5月2日から
教育学部長	田 中 晋 塚 野 州 一	平成11年3月30日まで 平成11年3月30日から
経済学部長	増 田 信 彦 丹 羽 昇 古 田 俊 吉	平成8年9月29日まで 平成8年9月30日から 平成10年9月29日まで 平成10年9月30日から
理学部長	風 巻 紀 彦 広 岡 公 夫	平成11年3月31日まで 平成11年4月1日から
工学部長	時 澤 貢 宮 下 尚	平成9年4月1日まで 平成9年4月2日から
人文学部	小 谷 仲 男 矢 澤 英 一 中 本 昌 年	平成10年1月11日まで 平成10年1月12日から
教育学部	加 瀬 正二郎 竹 内 茂 彌	
経済学部	小 原 久 治 篠 原 巖	
理学部	尾 島 十 郎 金 坂 績 近 堂 和 郎 常 川 省 三	平成9年9月9日まで 平成9年9月10日から 平成11年10月4日まで 平成11年10月13日から
工学部	能登谷 久 公 新 井 甲 一 島 崎 長一郎 龍 山 智 榮	平成9年5月8日まで 平成9年5月9日から 平成11年3月6日まで 平成11年4月1日から
附属図書館長	瀧 澤 弘 小 谷 仲 男	平成10年2月19日まで 平成10年2月20日から
学生部長	浜 谷 正 人 能登谷 久 公	平成9年5月8日まで 平成9年5月9日から
事務局長	菊 地 洋 男 水 上 修 一	平成10年3月31日まで 平成10年4月1日から

2.開学50周年記念事業委員会専門委員会

(1) 記念式典・祝賀会実行委員会

(平成9年9月11日～平成12年3月23日)

職 名	氏 名	任 期
(長)教育学部長	塚 野 州 一	
(副)学生部長	能登谷 久 公	
人文学部	中 本 昌 年	
教育学部	加 瀬 正二郎	
経済学部	小 原 久 治	
理学部	常 川 省 三	
工学部	龍 山 智 榮	

(2) 記念講演会・記念事業実行委員会

(平成9年9月11日～平成12年3月23日)

職 名	氏 名	任 期
(長)人文学部長	鈴 木 敏 昭	
(副)理学部長	広 岡 公 夫	
(副)学生部長	能登谷 久 公	
人文学部	矢 澤 英 一	
教育学部	竹 内 茂 彌	
経済学部	篠 原 巖	
理学部	金 坂 績	
工学部	新 井 甲 一	

(3) 募金推進委員会

(平成9年9月11日～平成12年3月23日)

職 名	氏 名	任 期
(長)学長	時 澤 貢	
(副)経済学部長	古 田 俊 吉	
(副)工学部長	宮 下 尚	
人文学部長	鈴 木 敏 昭	
教育学部長	塚 野 州 一	
理学部長	広 岡 公 夫	
人文学部	矢 澤 英 一 中 本 昌 年	
教育学部	加 瀬 正二郎 竹 内 茂 彌	
経済学部	小 原 久 治 篠 原 巖	
理学部	金 坂 績 近 堂 和 郎 常 川 省 三	平成11年10月4日まで 平成11年10月13日から
工学部	新 井 甲 一 龍 山 智 榮	
附属図書館長	小 谷 仲 男	
学生部長	能登谷 久 公	
事務局長	水 上 修 一	

(4) 年史編纂委員会

(平成7年4月1日～平成14年12月16日)

職名等	氏名	任期
附属図書館長（官職指定）	瀧澤 弘	平成7年4月1日から平成10年2月19日まで
	小谷 仲男	平成10年2月20日から平成14年2月19日まで
	山地 啓司	平成14年2月20日から平成14年12月16日まで
人文学部	富田 正弘	平成7年4月1日から平成14年12月16日まで
	本郷 真紹 立川 健治	平成7年4月1日から平成8年3月31日まで 平成8年4月1日から平成14年12月16日まで
教育学部	加瀬 正二郎	平成7年4月1日から平成12年3月31日まで
	深井 甚三	平成12年4月1日から平成14年12月16日まで
	佐々木 浩 呉 羽長	平成7年4月1日から平成12年2月3日まで 平成12年2月4日から平成14年12月16日まで
経済学部	吉原 節夫	平成7年4月1日から平成10年3月31日まで
	坂口 正志	平成10年4月1日から平成14年12月16日まで
	長谷部 宏一	平成7年4月1日から平成14年12月16日まで
理学部	尾島 十郎	平成7年4月1日から平成9年10月7日まで
	金坂 績	平成9年10月8日から平成14年12月16日まで
	近堂 和郎	平成7年4月1日から平成11年10月4日まで
	常川 省三	平成11年10月13日から平成14年12月16日まで
工学部	島崎 長一郎	平成7年4月1日から平成11年3月6日まで
	加藤 勉 島崎 利治	平成11年3月7日から平成13年3月31日まで 平成13年4月1日から平成14年12月16日まで
	能登谷 久公 岩城 敏博	平成7年4月1日から平成13年8月9日まで 平成13年8月10日から平成14年12月16日まで
水素同位体機能研究センター 水素同位体科学研究センター（平成11年度から）	松山 政夫	平成7年4月1日から平成14年12月16日まで
地域共同研究センター	高辻 則夫	平成7年4月1日から平成10年3月31日まで
	米山 嘉治	平成10年5月1日から平成12年3月31日まで
	草開 清志	平成12年4月1日から平成13年3月31日まで
	城石 昭弘	平成13年4月1日から平成14年12月16日まで
生涯学習教育研究センター	大石 昂	平成8年6月28日から平成14年12月16日まで
総合情報処理センター	高井 正三	平成8年9月1日から平成14年12月16日まで
保健管理センター	中村 剛	平成7年4月1日から平成14年3月31日まで
	西村 優紀美	平成14年4月1日から平成14年12月16日まで
庶務部長（官職指定） 総務部長（平成12年度から）	磯村 成男 秦 文男 新田 三智也	平成7年4月1日から平成10年3月31日まで 平成10年4月1日から平成12年9月30日まで 平成12年10月1日から平成14年12月16日まで
経理部長（官職指定）	横山 立身	平成7年4月1日から平成8年3月31日まで
	斎藤 敏	平成8年4月1日から平成9年9月30日まで
	大谷 潔	平成9年10月1日から平成11年7月31日まで
	太田 正信	平成11年8月1日から平成13年3月31日まで
	通山 正年 吉田 光則	平成13年4月1日から平成14年10月15日まで 平成14年10月16日から平成14年12月16日まで
学生部次長（官職指定） 学生部長（平成12年度から）	飼牛 俊一郎 秋山 武 嶽釜 康雄 玉村 喜代治	平成7年4月1日から平成8年3月31日まで 平成8年4月1日から平成10年3月31日まで 平成10年4月1日から平成13年3月31日まで 平成13年4月1日から平成14年12月16日まで
附属図書館事務部長（官職指定）	高砂 慶	平成7年4月1日から平成9年3月31日まで
	竹若 重勝	平成9年4月1日から平成12年3月31日まで
	笹川 郁夫	平成12年4月1日から平成13年8月31日まで
	東 高明	平成13年9月1日から平成14年12月16日まで
委員会要項第3条第1項第5号委員	加瀬 正二郎	平成12年6月15日から平成14年3月31日まで